

— 2024年版 —

# 川越

## 市民のしおり



\ひと目で分かる/  
「ごみの分け方・出し方」  
を掲載 **P102**

 もくじ	3
 川越市ガイド	8
 いざという ときに	28
 施設案内	45
 相談窓口	47
 届け出・証明	54
 子育て	62
 福 祉	70
 国保・ 後期高齢・年金	78
 介護保険	84
 健康・衛生	90
 教育・文化・ スポーツ	95
 <b>ごみ・環境</b>	<b>102</b>
 上下水道・くらし	117
 税 金	122
 市議会・選挙・ 広聴・広報	124
 生活ガイド	126

 川越市役所 〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

**TEL** 049-224-8811 (代表) **FAX** 049-225-2171 (代表)

**開庁時間** 午前8時30分から午後5時15分  
(土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く)



◀市ホームページ

川越市  
×  
株式会社  
サイネックス



# 「おひさまいっぱい」

## ひばり幼稚園園歌

1. おひさま いっぱい かがやいて  
みどりに ひかる このにわに  
ぼくも わたしも むねはって  
あかるい あかるい ようちえん
2. あおぞら とおく すみきって  
うたごえ ながれる このまどに  
せんせい かこんで てをつなぎ  
たのしい たのしい ようちえん
3. ゆめが ひろがる このえんで  
あかるく すなおに すこやかに  
あしたに むかって のびていく  
ひばり ひばり ようちえん

1968年の創立から50年以上続くひばり幼稚園。  
「子ども達の為に」を第一に考え、これからも邁進して参ります。

学校法人山口学園

川越ひばり幼稚園

〒350-0827 埼玉県川越市寺山 466-1

TEL:049(226)0115 FAX:049(226)2368

川越第二ひばり幼稚園

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡 1600-3

TEL/FAX:049(232)2413

川鶴ひばり幼稚園

〒350-1176 埼玉県川越市川鶴 3-10

TEL/FAX:049(233)2588



幼稚園 HP



ひばり幼稚園園歌

# 市民一人ひとりが住むことに誇りを持ち、 住んでよかったと思えるまち川越を目指して

大正11(1922)年に市制を施行した川越は、埼玉県南西部地域における産業・経済・文化などの中心都市として発展してきました。商業・農業・工業がバランスよく発展した本市はまた、魅力ある歴史的・文化的遺産が数多く残り、多くの観光客にお越しいただいている観光都市でもあります。昨年は、山王塚古墳が国の史跡に指定されたほか、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定されました。また、約370年の伝統を誇る川越まつりをいつ訪れても体感できる川越まつり会館の展示物を大きくリニューアルするなど、新たな魅力の創出に努めております。

本市では、市民の皆様にとって暮らしやすいまちであることを目指し、さまざまな取り組みを進めており、本川越駅北側には子育て世代を応援する子育て安心施設「すくすくかわごえ」、川越駅西口の川越市民サービスステーション内にはワンストップによる福祉総合相談窓口を設けております。

この「市民のしおり」では、市役所窓口での各種証明書の交付や届け出などの業務、また暮らしに関する情報を紹介しています。暮らしの便利帳として、お手元においてご活用ください。



川越市長  
**川合 喜明**

令和6年7月

## 市紋章

(明治45年5月11日制定)



中央に「川」、周囲に片仮名の「コ」「エ」を配置し、「川越」を表しています。

## 市のシンボルマーク

キャッチフレーズ「時が人を結ぶまち川越」



市民と行政が力を合わせて、住みよい魅力あふれるまちづくりを進めていくために、平成24年6月にキャッチフレーズとシンボルマークを制定しました。

## ときも



川越のシンボル「時の鐘(とき)」と「サツマイモ(いも)」から生まれた川越市マスコットキャラクター。

## 市の木 かし

(昭和57年10月15日制定)



屋敷などの防風林・防災林としてなじみの深い木で、農具の柄にも用いられています。

## 市の花 山吹

(昭和57年10月15日制定)



川越城や江戸城を築城したことで知られる太田道灌にまつわる伝説に登場する花です。

## 市の鳥 雁

(平成4年12月1日制定)



川越城の別名が「初雁城」と呼ばれているように歴史的なつながりが深い鳥です。

## 川越市民のしおり 2024年版

令和6年7月発行

川越市 / 株式会社サイネックス

発行



川越市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 埼玉支店  
〒330-8541 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-49-8  
TEL.048-643-7120

\*掲載している広告は、令和6年6月現在の情報です。

\*QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。



印刷には環境にやさしい  
植物油インキを使用し  
ています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

# 不動産の難しいお悩みごと

“ランド・クリエイトが  
買取・活用で  
解決いたします”

再建築不可  
の土地

借地権  
底地権  
の問題

不動産の  
資産整理

狭小地や  
不整形地  
の土地

賃借人付き  
オーナーチェンジ  
希望物件



別の業者で断られた不動産のこと、もう一度弊社にご相談下さい！  
どんな物件、土地でも対応いたします！  
その他何でもランド・クリエイトにご相談ください！！



— 総合不動産開発のパイオニア —

株式会社 **ランド・クリエイト**

国土交通大臣免許 (1) 第9930号



**0120-800-773**

詳しくはホームページをご覧ください

ランド・クリエイト 🔍



川越本社

〒350-1124  
埼玉県川越市新宿町6-25-16  
TEL:049-293-8181 FAX:049-293-8191

池袋支店

〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-8-8  
東池袋パークビル2F  
TEL:03-5957-5257 FAX:03-5957-5258

さいたま支店

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区  
常盤4-13-12 常盤ライトビル202  
TEL:048-767-5491 FAX:048-767-5492

# 川越市民のしおり 2024年版

## ◀もくじ▶

市長あいさつ ..... 1  
 もくじ ..... 3  
 ライフサイクルインデックス ..... 6

### 川越市ガイド 8

川越市ってこんなまち ..... 8  
 コエドカラーって知ってる? ..... 10  
 川越市の情報ツール ..... 12  
 川越市ごみ分別アプリ ..... 13  
 安心して子育てができるまち ..... 14  
 小江戸 川越を歩く 名所めぐり ..... 16  
 小江戸の粋を感じる 賑わい街道 ..... 18  
 史跡・寺社めぐり ..... 21  
 川越のおまつりを楽しもう! ..... 22  
 川越市のおすすめ紹介 ..... 26

### いざというときに 28

急病のとき ..... 28  
 火災 ..... 30  
 地震 ..... 32  
 水害 ..... 33  
 情報 ..... 34  
 指定避難所・指定緊急避難場所一覧 ..... 36  
 (川越市の地区構成) ..... 38  
 (被災した際に受けられる各種制度) ..... 39  
 交通事故 ..... 42  
 防犯 ..... 42

### 施設案内 45

市役所本庁舎・市関連施設 ..... 45

### 相談窓口 47

各種相談窓口 ..... 47

### 届け出・証明 54

住民登録 ..... 54  
 戸籍 ..... 54  
 印鑑登録 ..... 56  
 証明書の取り方 ..... 57  
 個人番号通知書 ..... 58  
 マイナンバーカード(個人番号カード) ..... 58  
 電子証明書 ..... 59  
 住民基本台帳カード ..... 60  
 自動車の臨時運行許可 ..... 60  
 自動車の登録 ..... 60  
 パスポート ..... 60  
 川越市斎場 ..... 60

### 子育て 62

母子保健 ..... 62  
 子育て支援 ..... 63  
 保育 ..... 65  
 学童保育 ..... 68  
 児童の健全育成 ..... 68  
 医療費助成 ..... 69

\*掲載している問い合わせ先等の電話番号が市内の場合、市外局番(049)を省略しています。



〈広告〉

**Sankyo** 【段ボール製品製造】 @FARM 【農と食】 @FARM Cafe 自動車の教習所事業 ドローンスクール事業 SEIBUNDO 本・文具・印章・プラモ・ミニ四駆・トレカ lin coffee ROASTERY KAWAGOE, JAPAN

**Sankyo** ENEOS川越今福SS プロパンガス事業 "お客様の笑顔をのせて走ります" **Sankyo** 【タクシー事業】 **ライス** ライスそろばん教室 ライスロボット教室 **DEARISE** New World of Drones むしと食かんたん農園 MUSASHINO GREEN FARM

創業1917年 この先の未来をみつめ、さらなる一歩を歩みはじめています。 三共木工 検索

**Sankyo** 三共木工グループ

家族みんなに役立つ1冊！

# 「川越市民のしおり」の使い方

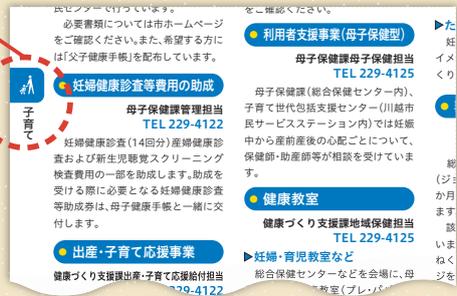
ほしい情報がスムーズに探せます。

みなさんのご自宅にお届けした「川越市民のしおり」は、これから川越市で、そしてずっと川越市で暮らしていく、そんな方々のためのガイドブックです。ぜひ、隔々までお読みいただいて、日々の暮らしにご活用ください。



届け出・証明	54
子育て	62
福祉	70
健康・高齢・年金	78
介護	84
健康・衛生	90
教育・文化・スポーツ	95
ごみ・環境	102
上下水道・くらし	117
税金	122
子育て支援・子育て応援	124
生活ガイド	126

**Point**  
表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。



○○○ とっても便利な三部構成! ○○○

街への愛情が深まる **地域情報** 困った時に頼れる **行政情報** 毎日の暮らしを支える **生活情報**

手に取りやすい雑誌サイズだから目につく場所に置いておけば重宝!  
調べごとを思いついた際、パソコンと違って電源を入れる必要がないから、知りたい情報にすぐたどり着きます。テレビのリモコンなど普段使いが多い道具のそばに置いておくとう便利です。

わが街の魅力を再発見できる楽しい記事がぎっしり満載!  
行政情報のほかに、地域情報のページには、自分たちが暮らす街の歳時記やみどころなど、お子様から高齢者の方まで誰もが楽しめる記事がいっぱい詰まっています。

市内公共施設の利用方法がひとめでパッとわかります!  
運動施設はもちろん、図書館や老人福祉施設などの情報が掲載されています。街の公共施設を賢く利用して有意義な時間を過ごしましょう。

川越市ホームページ  川越市

→ <https://www.city.kawagoe.saitama.jp>

インターネットでさまざまな川越市の情報を発信しています。

楽しいイベント情報や生活情報、市の施設案内など、役立つ情報がいっぱい!

- 暮らしの情報
- 事業者の方へ
- 観光情報
- 施設/組織
- 市勢情報



**福祉 70**

障害のある方 ..... 70  
 高齢者 ..... 74  
 地域福祉 ..... 76  
 福祉施設 ..... 76  
 生活保護・見舞金など ..... 77  
 医療費助成 ..... 77

**国保・後期高齢・年金 78**

国民健康保険(国保) ..... 78  
 後期高齢者医療制度 ..... 80  
 国民年金 ..... 81

**介護保険 84**

介護保険 ..... 84  
 地域支援事業 ..... 88

**健康・衛生 90**

健康づくり支援 ..... 90  
 予防接種 ..... 90  
 成人保健 ..... 91  
 がん検診等 ..... 92  
 歯科診療所 ..... 93  
 保健所 ..... 93

**教育・文化・スポーツ 95**

学校 ..... 95  
 教育相談 ..... 96  
 学資援助 ..... 96  
 図書館 ..... 97  
 市立博物館 ..... 98  
 川越まつり会館 ..... 99  
 市立美術館 ..... 99  
 川越市文化創造インキュベーション施設 ..... 99  
 クラッセ川越 ..... 99  
 川越市グリーンツーリズム拠点施設 ..... 100  
 ウェスタ川越 ..... 100  
 公民館など ..... 100  
 展示・発表の場 ..... 100  
 スポーツ施設 ..... 101

**ごみ・環境 102**

ごみ ..... 102  
 浄化槽 ..... 115  
 環境対策 ..... 116

**上下水道・くらし 117**

水道 ..... 117  
 下水道 ..... 118  
 道路・河川(水路) ..... 120  
 公園・樹木 ..... 121

**税金 122**

市民税 ..... 122  
 固定資産税・都市計画税 ..... 122  
 事業所税 ..... 122  
 軽自動車税種別割など ..... 123  
 市税等の口座振替 ..... 123  
 税証明など ..... 123

**市議会・選挙・広聴・広報 124**

市議会 ..... 124  
 選挙 ..... 124  
 広聴 ..... 125  
 広報紙 ..... 125

**生活ガイド 126**

医師会／歯科医師会 ..... 126  
 商工会議所／薬剤師会 ..... 127  
 健康マップ ..... 128  
 リフォームの基礎知識 ..... 134  
 どうする? 空き家対策 ..... 138  
 葬儀について ..... 140  
 お墓について ..... 141  
 地元採用企業!! スタッフ大募集 ..... 142

〈広告〉

あなたの理想のマイホーム  
大成住宅が叶えます



おかげさまで  
**創業 28年**

**あなたの街の  
株式会社 大成住宅**

新築戸建・中古戸建・土地・マンション

**買う 建てる 売る**

本店  
フリーダイヤル  
0120-52-1777  
〒350-2201  
埼玉県鶴ヶ島市富士見2-11-8  
パークサイドアベニュー-TAISEI  
mail:taisei@ie-sagasi.com

志木店  
フリーダイヤル  
0800-777-1777  
〒352-0001  
埼玉県新座市東北2-24-14  
Brillia 志木 Garden 1階  
mail:shiki@ie-sagasi.com

公式HPはこちら



**株式会社大成住宅** 川越ハウジングギャラリー  
不動産取引業免許番号 埼玉県知事免許(6)第017736号

フリーダイヤル  
**0800-777-1117**  
〒350-1117  
埼玉県川越市広栄町10-6  
mail:housing-gallery@ie-sagasi.com

# ライフサイクルインデックス

## 〔妊娠・出産〕

- 届け出・手続き…54
- 助成…62
- 健診…62



赤ちゃんが生まれたら

**出生届…55**

生まれた日から  
14日以内に届け出



このマークの  
場合には市役所に  
届けて  
ください。



市外へ転出していくとき

**転出届…54**

転出前に届け出



市外から転入してきたら

**転入届…54**

転入した日から  
14日以内に届け出

## 〔引越し・住まい〕

- 転入・転居・転出届…54
- 戸籍・住民票などの証明…57



市内で住まいが  
変わったら

**転居届…54**

転居した日から  
14日以内に届け出



## 〔地域福祉〕

- ボランティア支援活動…76



## 〔生活〕

- ごみ・リサイクル…102～114
- 上・下水道…117～119
- 税金…122・123

〈広告〉

ライフサイクルインデックス

戸建 マンション 土地

# 不動産

のことなら

不動産ならアルイエ

## ARUIE

### 本川越店

スピーディな  
買取も  
行っています！

AIを活用した **売却査定**

AIと事例で適正価格&根拠もしっかりご説明

アルイエ本川越店 松堀不動産

# 049-298-3308

■営業時間 / 9時～18時(水・日曜日定休)

川越市中原町1-1-1  
西武通運本川越ビル2階  
国土交通大臣(2)第8828号

11



KAWAGOE CITY  
PHOTO GALLERY



小畔水鳥の郷公園



安比奈親水公園

## 📄 手続きガイド

ライフイベントの際に、必要な手続きや持ち物を、簡単な質問に答えるだけで知ることができます。



〈広告〉

ライフサイクルインデックス

## 《子育て》

- 健診…62
- 助成・手当・支援…68・69
- 保育園・入園…65・66
- 幼稚園…67・68



## 《学校教育》

- 小・中学校…95
- 教育相談…96



## 《結婚》

- 戸籍などの届け出…55



結婚したら  
婚姻届…55  
届け出た日  
から効力

## 《就職・退職》

- 就職・退職した時に  
必要になる国保の手続き…78
- 就職・退職した時に  
必要になる年金の手続き…83



必要なとき  
印鑑登録…56・57  
マイナンバーカード  
…58・59

## 《高齢者・介護》

- 生活支援…74~77
- 在宅・施設の福祉サービス…74
- 医療・年金…80~83
- 介護保険…84~87



家族が亡くなったら  
死亡届…55  
死亡の事実を知った日  
から7日以内に届け出

## 《緊急時》

- 休日・夜間診療・  
救急病院…28・29
- 災害…30~35
- 指定避難所・  
指定緊急避難場所…36



「保険」も「相続」も「終活」も  
ワンストップでご案内!

ほけん 相続 相談 ひろば

お客様のご要望やお悩みに合わせて  
各分野のプロをご紹介します!

ご相談は何度でも無料!  
詳細はHPへ→



株式会社  
ディエムライフコンサルタント  
0120-850-175  
川越市泉町3-1 ウニクス南古谷内

造園工事・剪定・植栽など…  
お庭のことならお任せ下さい。

彩乃庭  
SAI NO NIWA

代表通話 **お見積り無料**  
090-7411-8442

川越市笠幡3296-19  
詳しくはホームページをご覧ください。  
彩乃庭 検索



一般土木・造成・外構工事 一式  
— 明るい未来、暮らしを支える仕事を —



株式会社 光藤工業

埼玉県知事許可(般-1)第72656号  
川越市久下戸3133-3  
TEL 049-293-9448



HP



庭のことなら何でも相談



- 庭の手入れ
- 植栽・剪定
- 伐採・除草
- 防草処理
- 害虫駆除

おかげさまで創業88年

並木造園

株式会社

川越の庭づくり、外構、エクステリア おまかせください

049-235-2012

営業時間 AM8:00~PM5:00 定休日:第2,4土曜・日曜・祝日

本社:〒350-0016 埼玉県川越市木野目1590-1

V-POINT貯まる 並木造園 検索

# 川越市の 基本情報

How to Kawagoe City

〈広告〉

売買 仲介 賃貸 管理 アパート・マンション経営相談  
 土地利用コンサルタント その他宅地建物取引全般



TEL:049-228-5222

埼玉県知事 (5) 第18916号  
 川越市中原町2-10-2



Sha Maison Shop

有限会社 アプリ

株式会社 アプリ

## 有限 会社 竹昭産業

総合建設業・不動産業

代表取締役 里林 成久

川越市南大塚五十六ー一  
 電話 〇四九ー二四二ー八三二五  
 フォックス 〇四九ー二四二ー八三二六



# 川越市ってこんなまち



人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち川越

## 歴史

遠く古代より交通の要衝、入間地域の政治の中心として発展してきた川越地域は、平安時代末に現在の川越に桓武平氏の流れをくむ武蔵武士の河越氏が館を構え、勢力を伸ばしました。

室町時代になると、扇谷上杉氏おうぎがやつうえすぎしの下、太田道真おおた どうしん・道灌父子どうかんが現在の初雁公園周辺に河越城を築き、川越の中心がここに移ります。その後、小田原北条氏の支配の確立にともなう家臣団の城下への集住が進み、初期の城下町が形成されました。

江戸時代には、江戸の北の守りとともに舟運を利用した物資の集積地として、川越地域は重要視されました。



## 市制のはじまり

大正11(1922)年、埼玉県内で初めて市制を施行し、昭和30(1955)年には隣接する9村を合併し現在の市域となりました。平成15(2003)年に埼玉県内で初めて中核市に移行、令和4(2022)年12月に市制施行100周年を迎えました。都心から30kmの首都圏に位置するベッドタウンでありながら、近郊農業、流通業、商工業、そして観光など、充実した都市機能を有しています。



明治41年創業

～より良い街づくりに貢献します！～



燃料・狭山茶・住まいの設備の

# “いとねん”

内装・外装工事／水まわり工事／増改築工事

ガス機器設置スペシャリスト登録店

川越市指定上下水道工事店

皆様にご満足頂けるよう一層精進してまいります。

株式会社 いとねん 代表取締役社長 伊藤博之

埼玉県知事許可(般-2)第65290号



ホームページもご覧下さい！

<http://www.new-itonen.com>

埼玉県川越市大字大袋新田467番地

TEL:049-246-8709

人口・世帯数

総人口 **352,836**人  
 男性 176,678人 女性 177,158人  
 世帯数 **168,317**世帯  
 (令和6年4月1日現在)

姉妹都市・友好都市

-  オフエンバッハ市 (ドイツ連邦共和国)
-  セーレム市 (アメリカ合衆国)
-  オータン市 (フランス共和国)
-  たなぐらまち 棚倉町 (福島県)
-  おぼまし 小浜市 (福井県)
-  なかさつないむら 中札内村 (北海道)

面積



〈広告〉



有限会社 屋根一

地域密着 × 安心施工  
 住まいのお悩みお任せください!!



相談  
無料

- 各種屋根工事
- 瓦葺き替え工事
- 外壁塗装
- 雨とい交換

屋根診断士 / 屋根工事技士 / 瓦葺き一級技能士  
 二級建築士 / 宅建士 / 一般建築物石綿含有建材調査者

☎ 0120-84-8211



川越市笠幡 4461-13 ひなたビル  
 埼玉県知事許可(般-6)第59342号

川越市郊外にある9ホールの  
 ショートコース



営業時間  
 9:00~17:00  
 (最終スタート16:00)  
 定休日  
 木曜日・元旦

リキゴルフコース

☎ 049-246-8689 川越市増形267

今からおよそ1500年前の古墳時代に  
 創建されたと伝えられる



川越氷川神社には2組の夫婦の神様と出雲大社の縁結びの神様としても知られる「オオナムチノミコト」をはじめとする五柱の神々をお祀りしており、この五柱の神様は、家族であることから「夫婦円満・家庭円満、縁結びの神様」として信仰されています。また、人は一生の中で「人生儀礼」と呼ばれる、いくつかの節目を迎えます。川越氷川神社では、その節目に合わせて、良縁祈願、安産祈願などのご祈願をはじめ、お宮参り、結婚式、七五三など多くの参拝者で賑わっています。



川越總鎮守

氷川神社

川越市宮下町 2-11  
 tel.049-224-0589

川越氷川神社



川越市の市外局番は ☎ 049 です。

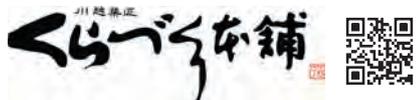
川越市ガイド

# コエドカラーって知ってる?

KOEDO COLOR

〈広告〉

創業明治二十年 お菓子作りの伝統を今に伝える



川越市内15店舗営業しております



お住まいエリアの店舗へのご来店心よりお待ちしております

- ・久保町本店 ・吉田新町店 ・霞ヶ関店
- ・ふるや工場売店 ・一番街店 ・新河岸駅前店
- ・新宿店 ・新富町店 ・西武本川越ペペ店
- ・の場店 ・藤間亭 ・川越市駅前店
- ・アトレマルヒロ店 ・小江戸蔵里・川越福蔵店
- ・さつまいもCafé

受付時間9:00~17:30/年中無休

☎0120-882-638

有限会社  
柳沢自動車商会



川越駅から徒歩8分の当社は国が認めた指定整備工場です。  
お客様のご希望にお応えできる様々なサービスをご用意して  
皆様方のカーライフをサポートいたしております。

求人募集中

定休日：毎週月曜及び祝日  
TEL:049-243-3151  
〒350-1114 埼玉県川越市東田町9-3



コエドカラーは「川越市×市民×地元企業」でつくる、川越市を盛り上げる情報サイトです。

このサイトは市からの情報だけでなく、市民の皆さんや企業からの情報も“投稿”して掲載できる、川越市の情報が集まった準公式ホームページとなっています。

誰でも、無料で利用できるのも、ぜひ活用してみてください♪

コエドカラーのサイト▼



3つの情報を投稿できるよ



**建物の修繕工事を県知事許可証、国家資格を保有する業者に依頼してますか？**  
**あなたの大切な資産をお守りします！技術と知識の技をdesignする当社へ！！**

**業務内容**

埼玉県知事許可取得業種

- 塗装工事業
- 防水工事業
- 屋根工事業
- 大工工事業
- 板金工事業
- 建具工事業
- とび・土木工事業
- 鋼構造物工事業
- 熱絶縁工事業
- 解体工事業
- 内装仕上工事業
- 建築工事業
- 左官工事業
- 石工事業
- 鉄筋工事業
- ガラス工事業
- タイル・れんが・ブロック工事業

**保有資格**

- ▼ 1級建築施工管理技士
- ▼ 1級塗装技士
- ▼ 1級FRP防水技士
- ▼ 有機溶剤作業主任者
- ▼ 1級ウレタンゴム系防水技士
- ▼ 職長、安全衛生責任者
- ▼ PNS 工法技士
- ▼ 足場組立作業主任者
- ▼ 酸素欠乏作業主任者
- ▼ 高所作業車運転者資格

Technical Japan  
技をデザインする。

**株式会社テクニカル・ジャパン**

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡1972-1 埼玉県知事 許可(般-5)第67436号  
TEL:049-299-8358 FAX:049-299-8359 テクニカルジャパン川越 検索



イベント  
いろいろ

## ●カラオケを 楽しむ会

- 絵本講座
- 尺八体験・ミニコンサート
- 河越茶飲み比べ



投稿はコチラから



〈広告〉

おすすめ  
情報

## ●個性ある コーヒー店の紹介

- 健康相談実施
- 空手道場入会キャンペーン
- ペットの健康を考えた  
トリミングサロン



こんな情報が  
投稿されています♪

しごと・  
なかま  
さがし

## ●人力車スタッフ募集

- 保護猫ボランティア募集
- 水墨画のサークルメンバー募集
- 古民家カフェのホール・キッチン



フン被害 営巣被害 騒音被害 衛生被害

### ハト対策本舗.com

ご相談・見積無料 コナイ ハト

**0120 571-810**

運営元 フォーディーポケット株式会社 川越市小堤595-1 ☎049-236-3810

あなたのまちの **屋根** やさん

まかせて安心! 直営店だからできる **価格と技術!**

- ▼瓦屋根工事 ▼板金屋根工事
- ▼雨とい工事 ▼雨漏り修理工事
- ▼スレート屋根カバー工法改修工事
- ▼屋根塗装工事 ▼外壁塗装工事

女性スタッフが丁寧に対応いたします。  
なんでもご相談ください!

全日本瓦工事業連盟 長加盟店 川越市大字鴨田2759-1

**忍田瓦店** ☎0120-700-740

悠久1300年  
子孫繁栄  
事業繁栄



# 高麗神社

神々の鎮まる癒しの杜

初宮詣・七五三・安産祈願・厄除け・方位除け・家内安全・商売繁昌・出世開運・交通安全  
祈願随時受付 8:30~17:00 ※ご予約の必要はありません。

埼玉県日高市新堀833 TEL 042-989-1403



# 川越市の基本情報

How to Kawagoe City

# 川越市の情報ツール



川越市では多様なニーズにお応えするため、紙媒体以外にもSNSやウェブサイトを活用した情報発信に力を入れています。今後も市民の皆さんに「いいね」と思われる情報をお伝えしていきますので、ぜひさまざまな情報ツールをご活用ください。

## 川越市ホームページ



市政・市民生活・観光など各種の情報を発信しています。また、市政に対するご意見・ご提案も受け付けています。



## 川越市メール配信サービス

メールアドレスを登録した方を対象に、防犯や防災等に関するさまざまな情報をメールで配信しています。



\*「city.kawagoe.lg.jp」ドメインからのメール受信を許可する設定にしてください。

\*URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

## LINE(ライン)

川越市LINE公式アカウント ユーザー名:@kawagoeocity

緊急的な防災情報をはじめ、分野別にさまざまな情報を発信しています。子育て関連機能も充実していきます。



## Instagram

【公式】川越市 ユーザー名:@kawagoeocity\_official

町並みや自然、イベント等、本市のさまざまな魅力を写真や動画で発信しています。



## YouTube

川越市チャンネル ユーザー名:kawagoeocitychannel

市の魅力PR動画や事業紹介などの動画を配信しています。



## フェイスブック

川越市総合アカウント

ユーザー名:KawagoeshiInfo

市政情報や観光情報などを発信しています。



川越市防災危機管理室

災害等に関する情報を配信しています。



## X(旧ツイッター)

川越市総合アカウント

ユーザー名:KawagoeshiInfo

市政情報や観光情報などを発信しています。



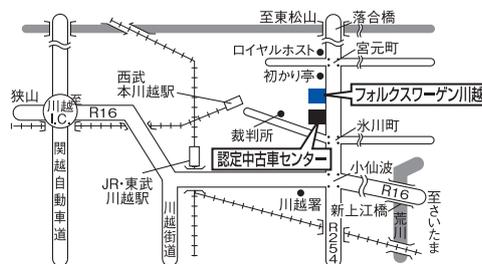
川越市防災危機管理室アカウント

ユーザー名:KawagoeshiBosai

災害等に関する情報を発信しています。



< 広告 >



フォルクスワーゲン正規ディーラー

# Volkswagen川越

〒350-0838 埼玉県川越市宮元町62-3

TEL(049)227-5533

営業時間：10：00 - 18：00

定休日：毎週火曜日、第1・第3水曜日



# 川越市ごみ分別アプリ



ごみの収集日をお知らせするほか、ごみの出し方や出すときの注意点、ごみの分別方法など、ごみに関するさまざまな情報をアプリから提供します。  
スマートフォンを持っていない方はP102の「ごみ・環境」のページをご確認ください。

## イチオシ機能はコレ!

### ごみの出し忘れ防止アラート機能

ごみの収集日をアラートでお知らせします。お知らせする品目・時間は自由に設定することができます(前日夜に設定することも可能)。



### 収集日カレンダー

週ごと、月ごとのごみ収集日を一目で確認できます。



### ごみ分別辞典

処分したい物を品目ごとに調べたり、捨て方を確認したりすることができます。粗大ごみや家電4品目など集積所に出せない物は、処分方法もご案内します。



### ごみの出し方

ごみの種類ごとに、出し方を確認することができます。



## 外国語版

### 家庭ごみの分け方・出し方

がいくせき しみん かた  
外国籍の市民の方のために、  
がいくせき しみん かた  
ごみの出し方をまとめたガイドブックを作成しました。



〈広告〉

## 産業廃棄物の収集・運搬、中間処理

金属リサイクル	鉄	アルミ
ステンレス	銅	特殊金属
真鍮	皮付き電線	その他

中間処分量(切断) 10320037162  
産業廃棄物収集・運搬業 10310037162



○本社 川越市城下町83 ☎049-222-6568  
○第二工場 川越市下広谷421-1 ☎049-298-4046

まずはホームページをご覧ください!!

服部金属

川越市ガイド

## アプリの初期設定方法

step 1 二次元コードを読み取り、アプリをインストールする



iPhone・iOS端末



Android端末



step 2 インストールしたアプリを開き、収集コースの設定を行います。

\*自治会名がわからないときは収集管理課(TEL 239-5058)へ。



step 3 検索枠に自分の自治会名を入力して検索。自治会の収集コースをタップし、右上の保存をタップします。



〈広告〉

## クルマのこと、Hondaのことなら 私たちにお任せください

新車購入・中古車購入・点検・車検整備  
何でもご相談ください

「川越市民のしおり」ご覧の方限定  
車検実施でクオカード 2,000 円分プレゼント!

※ご予約時に「川越市民のしおりを見た」とお答えください。※川越南店限定となります。



埼玉県南東エリアに9店舗展開する正規Hondaディーラー

**Honda Cars 埼玉南 川越南店**



川越市藤間 209-1 詳しくはこちら⇒  
TEL:049-241-3500

ホンダカーズ埼玉南

検索



# 川越市の基本情報

How to Kawagoe City

## 安心して子育てができるまち

川越市ではパパとママ、そして何よりも子どもたちにやさしいまちづくりを目指して、子育て施設や支援制度の充実を図っています。



### 子育て安心施設 「すくすくかわごえ」

「すくすくかわごえ」では子育ての不安や孤立感を和らげ、子育ての楽しさや喜びを実感してもらえるような事業を展開しています。一方で高齢者やそのご家族の方から、医療や介護等に関するさまざまな相談を受け付けており、幅広い世代の方にもご利用いただけます。



〈広告〉



### 川越ラグビースクール

川越ラグビースクール ご連絡はホームページの問い合わせフォームから  
 時間：毎週日曜日9時～11時半  
 場所：入間川雁見橋下(鯨井)  
 対象：未就学児・小学生・中学生  
 協賛：株式会社電豊社  
 川越市宮元町9番地1

### 学校法人 びつじ幼稚園 第二びつじ幼稚園 心やさしく生き生きと 体のびのびたくましく

詳しくはホームページをご覧ください。



びつじ幼稚園  
川越市仙波町3-6-1  
☎049-222-1743  
第二びつじ幼稚園  
川越市今成2-10-9  
☎049-225-3208

### PICK UP! 子どもの居場所づくり事業

#### フロアガイド

- 5階 多目的室
- 4階 地域包括支援センター 中央にし (TEL 229-5332)  
在宅医療拠点センター (TEL 298-6213)  
多目的室
- 3階 子育て支援センター (TEL 227-3517)
- 2階 川越市保育ステーション (TEL 277-3070)
- 1階 エントランス・事務室



「すくすくかわごえ」では子どもの居場所づくり事業の一環として、放課後や土日等にふらっと立ち寄れるスペースを5階の多目的室に用意しています。オープン日程は右の二次元コードで確認してください。



### PICK UP! もっと子育てが楽しくなるサービス

2階の「川越市保育ステーション」では、3歳児クラス以上の子どもたちを対象に送迎保育を行っています。送迎料も格安で非常に利用しやすいサービスになっています。



## 「夢のある、明るく 思いやりのある子どもに」

藤原白百合幼稚園では、豊かな環境の中で子どもたちがのびのびと元々よく丈夫な身体をつくり互いに協力し思いやる心、素直な表現、言葉遣いをさまざまな体験や遊びの中で学べる子どもたちにとってふさわしい教育を行っています。

- 保育指導**
- えいご**・・・●年少組(9月から)●年中組●年長組 体を動かし遊びながら言語を取得していきます。
  - おんがく**・・・●年中組●年長組 専門講師により、みんなで歌ったり楽器を吹いたり弾いたりして楽しく行います。鼓笛隊・・・●年長組
  - たいそう**・・・●年中組●年長組 男性講師によって研究されたダイナミックな指導は子どもたちに大変人気があります。
  - しよくいく**・・・●年長組 年間を通して園のそばにある園長先生の畑で野菜の収穫体験を行っています! 普段自分たちが食べているものかどのように作られているのかを知る事が、食への興味関心に繋がっていきます。

#### 夢のある・・・



こどもはみんなの宝物。限りない未来にたくさんの夢を持ちまっすぐに育ってほしいと思っています。

#### 心豊かな・・・



お友だちを優しく思いやり大切に、みんなに感謝できるような豊かな心を育てる教育をしています。

#### 明るい子・・・



元気で明るい子どもの笑顔なにもかえられないものです。からだ心のバランスのとれた明るい子どもに育てていきます。



学校法人藤原学園 藤原白百合幼稚園  
〒350-1143埼玉県川越市藤原町22-10  
TEL:049-244-5221  
<http://shira-yuri.jp/>

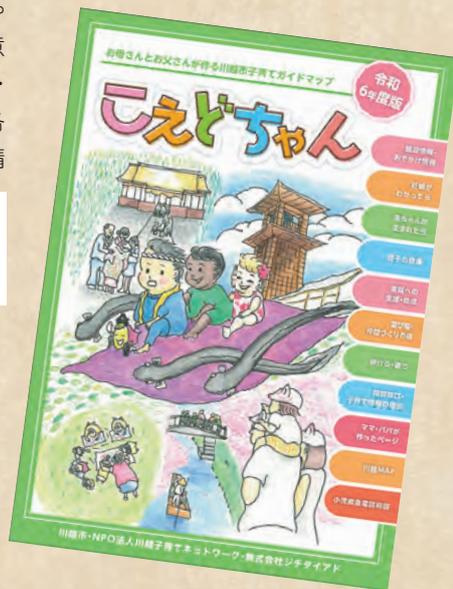


当園のご紹介の詳細はこちらからアクセス



## 子育て情報誌 令和6年度版「こえどちゃん」発刊

川越市子育てガイドマップ『こえどちゃん』は、子育て中のお母さん、お父さんの意見を取り入れて作成した情報誌です。保健・医療・福祉・教育などの各施策の紹介や、各種相談窓口など出産や子育てに関する情報を幅広く掲載しています。



〈広告〉

**ようこそ!**  
ひまわり学園  
子育て支援センターピッコリへ!

**プチベル (1歳6ヶ月~)**  
未就園児のお子さん対応の預かり保育です  
ママのリフレッシュ  
美容院や病院の時 授業参観や保護者会の時  
専用のお庭でもいそいそ遊ばせよう

場所	・ひまわり南幼稚園前 ・ひまわり東幼稚園内
時間	7:30~18:00

1時間300円よりの時間コースです。  
♡詳細はお気軽にお問い合わせを!!

子育て支援センターピッコリ  
☎049-293-7111

学校法人 **ひまわり学園**



川越市ガイド

## こども家庭センターを設置しました

市内在住の妊産婦、子育て世帯、子どもたちに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。専門的な相談を受けることができるように、資格を持った職員を配置していますので、一人で思い悩まずに気軽に相談してください。

**相談窓口** 平日 午前8時30分~午後5時15分

① **母子保健(母子保健課 総合保健センター内)**

【相談方法】窓口、電話、訪問 **TEL 229-4125**

② **児童福祉(こども家庭課)**

●家庭児童相談

【相談方法】窓口、電話

電話 **224-5821**

●児童虐待防止SOSセンター

【相談方法】窓口、電話

電話 **0120-283-505**



※上記以外の時間帯は児童相談所虐待対応ダイヤルへ(虐待通報のみ)

電話**189**

**KAZU DENTAL PARK**  
—デンタルパーク—  
新宿町の歯医者さん

歯科 小児歯科 矯正歯科 歯科口腔外科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:30~13:00	●	●	●	●	●	●	—
14:30~19:00 (土:13:00~15:00)	●	●	●	●	●	★	—

休診日 日曜日・祝日

歯や歯肉に関すること、  
なんでもお気軽にご相談ください。  
**TEL 049-257-5979**  
川越市新宿町3-15-15

デンタルパーク  
歯医者さん  
—デンタルパーク—

4歳からできます。お子様の歯並び綺麗にしてあげませんか?

川越で32年の歴史 小児歯科・矯正歯科

**セントラル歯科医院**

診療時間 9:30~19:00 休診日 木曜・日曜・祝日

歯列矯正は早期治療、まずは一度ご相談ください。

川越市新富町2-1-4 **丸広デパート斜め前** ☎ **049-225-2648**  
山田ビル3F 本川越駅徒歩2分

HP



# 小江戸 川越を歩く 名所めぐり



かつては川越藩の城下町として栄えた市街地は、蔵造りの町並みや菓子屋横丁、時の鐘など見どころも多く、江戸情緒を味わいながらの散策が楽しめます。

川越市ガイド



## きものが似合う まちをめざして

毎月8のつく日(8日・18日・28日)には、着物:きもの・浴衣:ゆかた(甚平・作務衣は対象外)で川越散策される方を対象にさまざまなご優待を提供しています。江戸の風情を残す町並みを着物姿で歩いてみませんか。



(広告)






### 黒毛和牛焼肉 凱旋門

Since 1973

営業時間/11:00~22:00  
ランチ! 毎日16時まで  
やっております!

HP / 友だち追加




**ウニクス南古谷店** 川越市泉町1-1 ☎049-230-4129

**ふじみ野店** ふじみ野市ふじみ野3-1-1 ☎049-264-4129

**所沢店** 所沢市上新井5-17-3 ☎04-2921-4129

**宮原店** さいたま市北区宮原町2-2-10 ☎048-668-4129

生食肉を取り扱っています。是非ご賞味ください!




ユッケ 和牛のにぎり



ウニクス南古谷店

凱旋門

JR川越線 南古谷駅

ほっともっと



# まちなか 散策図



〈 告 告 〉

空調設備 設計・施工

## 学 有限会社 小林熱学

埼玉県知事許可(般-4)第66886号

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡4900-21  
 TEL 049-299-4988  
 FAX 049-299-4911

川越市ガイド

明治二年創業

小江戸川越入り口に佇む古き佳き場所  
 一棟貸切の少人数ウェディング

**丹徳庭園** 川越市六軒町1-8-2  
 Tantoku Garden WEDDING 049-224-9115  
<https://wedding.tantoku.jp>

# 株式会社オー・テック

金属製屋根工事・板金工事・一般建築工事・外壁工事  
 改修工事・リフォーム工事

■従業員募集中、詳しくはホームページをご覧ください。

(本社) 川越市古谷上3626-1 ☎049-238-4100  
 (横浜営業所) 横浜市戸塚区品濃町548-2 ☎045-443-9157  
 東戸塚NSビル

埼玉県知事許可(般-4)第66315号  
 屋根工事業・防水工事業・板金工事業



川越市の市外局番は ☎049 です。

# 小江戸の 粋を感じる 賑わい街道



都市景観大賞  
「都市景観100選」  
(国土交通省・平成12年)

国の重要伝統的  
建造物群保存地区

## 蔵造りの町並み

蔵造りの古い建物が建ち並ぶ、和風町家が多い商店街です。川越のランドマークである時の鐘や川越で最も古い店蔵の大沢家住宅のほかにも、埼玉りそな銀行旧川越支店をはじめとする近代洋風建築などがあります。

### 時の鐘

現在の時の鐘は明治27(1894)年に再建されたもの。今も日に4回の時を刻んでいます。



●残したい日本の音風景100選  
(環境庁・平成8年)  
●音響遺産  
(一社)日本音響学会(令和4年)



国登録  
有形文化財

国登録  
有形文化財

### 川越キリスト教会

市内で一番古いレンガ造りの建物で大正10(1921)年に竣工。

### 埼玉りそな銀行 旧川越支店

第八十五銀行本店本館として大正7(1918)年に建築。2024年5月に「りそな コエドテラス」としてオープン。

国指定  
重要文化財

国指定  
重要文化財

### 大沢家住宅

築200年超の川越最古の蔵造りのお店。店内では買い物も楽しめます。



### 旧山崎家別邸

老舗菓子屋「亀屋」の山崎家の隠居所だった和洋館並列住宅です。



### 川越まつり会館

本物の山車の展示やまつりの上映、囃子の実演などが見られます。

〈広告〉

川越市ガイド

養鶏場直営の  
バウムクーヘン専門店

おいしいコーヒーの  
ご用意があります。  
店内カフェでゆっくり  
お召し上がりください。

〒350-0063  
埼玉県川越市幸町7-4  
TEL:049-228-5500

埼玉の造園会社  
造園、土地整備、剪定、  
植栽管理お任せください

kashinfu

## (有)花信風

低価格、親切丁寧な仕事で29年  
庭と植木の管理なら有限会社花信風へ

樹木伐採 緑地管理	庭木1本~ 承ります	出張見積 無料
--------------	---------------	------------

【本社】下広谷1215-10  
**TEL 049-270-8150**  
【坂戸支店】坂戸市仲町9-8 TEL:049-215-9607

11

KAWAGOE CITY  
PHOTO GALLERY



川越市民サービスステーション



仙波河岸史跡公園



川越自慢のグルメ



焼きだんご



せんべい



焼き芋



スイーツ

焼きだんごやせんべい、焼き芋など、いろんな軽食があります。

うなぎ料理

川に囲まれた川越の江戸時代からの名物。



たっぷり食べたら

太麺焼きそば

極太麺とモチモチの食感が特徴です。



川越唐棧



木製曲物

表具



押絵羽子板



提灯

伝統工芸の技がココにある

元町珈琲店ちもと



小江戸・川越  
自家焙煎コーヒーと  
芋ソフトクリーム  
の  
おいしいお店

川越市元町2丁目3-12

☎049-226-6969



川越市 自転車シェアリング

まちめぐりの強い味方



どの駐輪場でも、自転車の貸出や返却が可能な自転車駐輪場(ステーション)を複数設置しています。詳しくはホームページでご確認ください。



〈広告〉



川越市新富町1-4-3  
TEL049-237-7160



給排水設備工事・解体工事・一般土木工事  
消防設備工事・消防設備保守工事

野口興業株式会社

富士見市勝瀬222  
TEL049-257-6485  
FAX049-257-6486

## 菓子屋横丁

しず

色とりどりのガラスが散りばめられた石畳の道に、20軒程の菓子作りのお店が立ち並ぶ通り。醤油の焼ける香ばしい香り、ニッキやハッカ飴、駄菓子やだんごなど、下町風の菓子の懐かしい香りが漂う横丁は、環境省の「かおり風景100選」にも選ばれています。

下町慕情が薫る横丁



### 飴玉づくり

職人さんのお菓子づくりを見学できるのも楽しい。



川越市ガイド



レトロ感あふれる商店街

## 大正浪漫夢通り

しず

かつては川越銀座通りといわれたアーケード商店街でした。平成7(1995)年にアーケードを撤去して、自然石舗装、電線類地中化等により、土蔵造りや洋風建築が軒を連ねる趣きある通りに生まれ変わり、新たな賑わいを作りだしています。

国登録有形文化財

### 川越商工会議所

昭和2(1927)年に武州銀行川越支店として建設されたもの。



## 中央通り

(昭和の街)

しず

昭和8(1933)年の道路の開通からおよそ90年の歴史を持ち、当時の面影を残す建物がそのまま残っている商店街。川越中央通り・立門前通り沿道に残る昭和の雰囲気を生かした、個性的で魅力ある街を目指して住民による町おこしが進められています。



昭和の雰囲気を今に伝える商店街

### 産業観光館(小江戸蔵里)

約120年の歴史を持つ酒蔵を改装。川越ならではの逸品・料理などが楽しめます。



周辺を散策

(広告)

1月3日 初大師だるま市ご縁日  
家内安全・厄除・所願成就の護摩祈願  
徳川家光誕生の間・春日局化粧の間・五百らかん 拝観  
小江戸川越七福神霊場 第3番 大黒天

川越大師 喜多院

電話: 049-222-0859

(お問い合わせ時間 9:00~16:00)

川越市小仙波町1-20-1

<https://www.kitain.net>

東武東上線・JR線 川越駅下車 徒歩約20分  
東武東上線 川越市駅下車 徒歩約18分  
西武新宿線 本川越駅下車 徒歩約15分



# 史跡・寺社めぐり

川越城とその城下町は、町全体が史跡。城の堀割や町中の路地、社寺など、そこかしこに残る江戸時代の面影を探してみませんか。



川越城本丸御殿

## 川越城

河越城(川越城)は、長禄元(1457)年に、太田道真・道灌親子が築いたといわれます。江戸時代には江戸の北の守りとして、代々幕府の重臣が城主となっていました。現存する建物は嘉永元(1848)年に建てられたものです。

川越城中ノ門堀跡



川越城富士見櫓跡



太田道灌像



## 小江戸川越のはじまり

川越の町の成立は15世紀中頃の河越城築城の頃と考えられます。江戸の経済を支えた商業都市川越は、江戸の文化を積極的に取り入れており、江戸の町を凝縮したような町であったため、後世「小江戸」と呼ばれるようになりました。

〈広告〉

フン被害 営巣被害 騒音被害 衛生被害

### ハト対策本舗.com

ご相談・見積無料 コナイ ハト

☎ 0120 571-810

運営元 フォーディーポケット株式会社 川越市小堤595-1 ☎ 049-236-3810



川越市ガイド

## 休日にゆっくり寺社めぐりはいかがですか？

### 蓮馨寺



ご利益 安産・子育て

### 喜多院



ご利益 開運・縁結び・厄除け

### 仙波東照宮



ご利益 出世開運・厄除け

### 目枝神社



ご利益 縁結び・恋愛成就・商売繁盛

### 成田山川越別院



ご利益 商売繁昌・家内安全・開運成就

### 川越氷川神社



ご利益 家族円満・夫婦円満・縁結び



〈広告〉



## apsis 有限会社 アプシス

明るく清潔な生活環境づくりのお手伝い



- 病院リネン、入院セット、タオル、白衣、ユニフォーム、布おむつのリース及びクリーニング
- ホテルリネン ●紙おむつ販売
- 福祉用具の貸与 ●一般クリーニング

本社・営業所・工場／川越市笠幡3669  
TEL 049(231)1726(代)  
FAX 049(233)5214  
<https://apsis-linen.co.jp/>



## 株式会社 リブ

環境にやさしいリサイクル可能な衣料品の研究開発及び販売

### 特許取得 リブオリジナル衛生マスク

素材にこだわった 繰り返し洗える



肌と地球環境にもやさしい天然素材100%を使用 純国産で安心です

- 布おむつ(成人・ベビー)
- ベビー着物・パジャマ・エプロン
- ガーゼタオル・シーツ等

本社／川越市安比奈新田244-7  
TEL 049(232)8668  
FAX 049(272)7244  
<https://live-linen.com/>



# 川越のおまつりを楽しもう！



川越まつりをはじめ、市内には1年を通してさまざまな行事があります。イベントから小江戸川越の趣きを感じてみませんか。

〈広告〉

川越市ガイド

**外壁塗装・屋根塗装**  
防水工事・内装工事・リフォーム



**地域密着！  
職人直営の  
安心の施工店です**



**セイナ塗装**

川越市大袋92-2

☎ 049-290-9526



株式会社 **ペイントファイブ**

**外壁塗装  
屋根塗装**

ほか、住まいのことならなんでも対応!!

お気軽にお問い合わせください!!

☎ 0120-512-755

事務所：川越市下広谷 850-7

ペイントファイブ 川越



## 川越まつりとは？

江戸時代から370年以上の歴史を持つ川越まつりは、江戸天下祭の様式や風流を今に伝える都市型祭礼として、川越独特の特色を加えながら発展してきました。

蔵造りの町並みを、精巧な人形を乗せた豪華絢爛な山車がすれ違ふさまは、見ごたえ抜群！国内外からの人気も高く、例年多くの観光客が訪れています。

平成17(2005)年に、「川越氷川祭の山車行事」として国の重要無形民俗文化財に指定され平成28(2016)年にユネスコ無形文化遺産に登録された市内最大の祭礼行事です。

### 例大祭



毎年10月14日に行われ、神様への感謝の奉納と、氏子崇敬者への健勝を祈ります。

### 神幸祭



神輿に乗った氷川の神様が川越城下の町々を巡行する氷川祭礼絵巻の再現です。

NISAのご相談はむさし証券へ



**むさし証券**

**川越支店**

**049-246-3911**

川越市脇田本町1-3

《埼玉県内15店舗のネットワーク》

本店営業部	志木支店	上尾支店	越谷支店	飯能支店
熊谷支店	春日部支店	北本支店	深谷支店	加須支店
浦和支店	川越支店	坂戸支店	本庄支店	東松山支店

むさし証券本社 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 10F <https://www.musashi-sec.co.jp/>

## 曳っかわせ

中央通り、蔵造りの町並み等の各所で、山車が他町の山車に出会うと行われる囃子の競演。囃子が入り乱れ、曳き手の提灯が乱舞する光景は圧巻です。



人形や彫刻、幕の刺繍など、それぞれ違う個性をもった山車や手古舞、山車を自在に操る鳶、曳き手の姿、囃子などが楽しめます。

## 川越まつり 昼の顔と夜の顔



提灯に明かりがとまり、幻想的な山車が練り歩きます。能や神話から題材をとった山車人形、軽やかな囃子の音色、踊りが楽しめます。



〈広告〉



らーめん  
**五葉**

よじみ野 本店 / 川越店 / 上福岡 西口駅前店

## 川越まつりの豆知識

### 川越氷川神社



慶安元(1648)年、川越城主の松平信綱が神輿・獅子頭等を氷川神社へ奉納、祭礼を奨励したことをきっかけに川越まつりが始まりました。

### ユネスコ無形文化遺産



平成28(2016)年、「川越氷川祭の山車行事」を含む全国33件の「山・鉦・屋台行事」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。

## 川越まつりをとことん楽しむアプリはこれ!



アプリは無料ですが通信料等は自己負担となります。

### 川越まつりナビ

山車の位置をはじめ、トイレや臨時休憩所への道案内にも対応。川越まつりに必須の機能が満載です。



川越まつりナビ 検索

〈広告〉

# そば じま 傍島外科



☎ 049-245-3211

外科 内科 消化器外科 循環器内科  
川越市藤間 937-3



ウエスタ川越大ホール



入間川堤防



# 川越の まつり

毎月

1日／七福神縁日(市内7寺院)  
8日／呑龍デー(蓮馨寺)  
8日・18日・28日／川越きもの日(市内各所)  
28日／蚤の市(成田山川越別院)

第3日曜日／銭洗弁財天縁日(川越熊野神社)  
毎週土曜日／鮮度いちばん! お客様感謝市  
(埼玉川越総合地方卸売市場)

(広告)



総合電気工事  
設計 施工



株式会社 田丸屋電工

TAMARUYA

電気設備工事に関することなら  
ご相談・お見積りは無料で承っております。  
まずはお気軽にご連絡ください。

川越市月吉町45-1  
TEL 049-299-8706  
FAX 049-299-5031



大室ハウジング

株式会社

不動産売買  
土地と建物のことなら  
お任せください!!

川越市笠幡 1439-3  
☎049-233-1301

- 1月**
  - 3日 初大師・だるま市(喜多院) **1**
  - 1日から7日 小江戸川越七福神めぐり(市内7寺院)
  - 成人の日の前日 南大塚の餅つき踊り(西福寺) **2**
  - 15日 筒粥神事(石田藤宮神社)
- 2月**
  - 3日 節分会(喜多院・成田山川越別院)
  - 11日 老袋の弓取式(下老袋氷川神社) **3**
- 3月**
  - 春分の日 芳地戸のフセギ(笠幡尾崎神社)
  - 下旬 小江戸川越春まつり(市内各所) **4**
- 4月**
  - 第2日曜日 石田の獅子舞(石田藤宮神社)
  - 第2日曜日 老袋の万作(下老袋氷川神社) **5**
  - 14日 南田島の足踊り(南田島氷川神社)
  - 15日 川越祭りばやし(今福菅原神社)
  - 15日に近い日曜日 川越祭りばやし(中台八雲神社)
  - 19日 中福の神楽(中福稻荷神社)
  - 第3土曜・日曜日 石原のささら獅子舞(観音寺) **6**
  - 下旬 かわごえ春の農業まつり
- 6月**
  - 30日 夏越茅の輪くぐり(川越八幡宮)



## 毎月八日は縁日(呑龍デー) イベント出店多数



願いを叶える諸祈願 [毎日受付] 水子供養 [毎日受付]  
呑龍上人・おびんずる様・小江戸川越七福神第五霊場

浄土宗檀林 **蓮馨寺**

TEL 049-222-0043(代)

〒350-0066 川越市連雀町7-1(中央通り)

<https://renkeiji.jp/>

講堂(多目的ホール)完備



7月	第2日曜日	上寺山のマングリ(八咫神社)
	13日	初山(浅間神社)
	14日	石田の獅子舞(石田藤宮神社)
	14・15に近い土曜・日曜日	川越祭りばやし(今福平野神社)
	15日に近い日曜日	鯨井の万作(八坂神社)
	15日前後の日曜日	下小坂の獅子舞(白鬚神社)
	24日前後の土曜・日曜日	福田の獅子舞(赤城神社)
	下旬	川越百万灯夏まつり(市街地中心部) <b>7</b>
	31日	茅の輪くぐり(川越氷川神社)
	7月から8月土用丑の日	ほうろく灸(妙昌寺)



〈広告〉

8月	第1日曜日	川越祭りばやし(中台八雲神社)
----	-------	-----------------

9月	1日	新宿雀ノ森のお焚き上げ(雀ノ森氷川神社)
	敬老の日の前日	ほろ祭(古尾谷八幡神社) <b>8</b>
	中旬から11月上旬	いも掘り観光(いも掘り農園)

10月	第3日曜日とその前日	川越まつり<川越氷川祭の山車行事> (市街地中心部) <b>9</b>
	第3土曜日	上寺山の獅子舞(八咫神社) <b>10</b>

11月	9日	川越流鏝馬(河越館跡史跡公園)
	23日	火渡り祭(成田山川越別院)
	下旬	農業ふれあいセンターまつり



12月	3日	西の市(川越熊野神社) <b>11</b>
-----	----	-----------------------



〈広告〉

パソコン教室  
**わかるとできる**  
わかるとできるユニクス川越校

川越駅西口徒歩5分!  
パソコン初心者の方大歓迎!  
川越市新宿町1-17-1 ユニクス川越2F  
**☎049-265-8075**

運営会社  
**株式会社 アカフビジネス**

河越山 三芳野院  
**常楽寺**

国指定史跡「河越館跡」  
義経正室郷御前生誕地  
**☎049-231-1016**  
川越市上戸194  
霞ヶ関駅北口(案内板有)から徒歩約15分

自然とふれあい  
楽しい「いもほり体験」

**いもほりの  
荒幡農園**

お問合せ・ご予約はコチラへ!  
**TEL/FAX 049-243-3895**

営業時間 10:00~16:00  
川越市南大塚6-12-33

荒幡農園  検索



かき小屋 小江戸

三陸産の牡蠣を全年食することが出来る牡蠣専門店です。

かき小屋 小江戸  
川越市大袋 650  
**☎0120-079-960**



## ① 株式会社みやこ不動産



地元生まれの地域密着型不動産です。お気軽にご相談ください。



## ケアリンク(合) 7



## 株式会社みやこ不動産

川越周辺の部屋探し、事業用物件、空き家管理は(株)みやこ不動産へ

本川越駅から徒歩1分！  
地元生まれの  
地域密着型不動産です  
賃貸・貸店舗・売買

埼玉県知事(3)第21780号

☎ 049-298-6555



川越市新富町2-33-8

E-mail:honkawagoe@miyako-f.jp



## ② Dog Salonどあのぶ



しっぽを振って喜んで来てもらえる、Happyになれるおうちのようなサロンを目指しています。

## ③ 鮨 和



地元の方で賑わっているお寿司屋さんです。

## ④ もつ煮のまつい川越店



当店の「もつ煮」は、お肉を厳選し秘伝のタレで長時間煮込んだこだわりの逸品！ぜひご賞味下さい。



川越市にある  
犬の小さな  
トリミングサロン

### DogSalon どあのぶ

わんちゃんをキレイにかわいく仕上げます  
初めてコースご利用の方は  
初回割引があります







営業時間 10:00~19:00 お休み 不定休  
川越市砂934-3 HPIはこちら/  
tel.090-5776-6522



営業時間 11:00~13:30  
16:00~22:00  
定休日 日曜日



鮨 和  
川越市宮元町4 1  
☎ 049-224-5455

お昼は定食、夜はちよい飲みに！  
お持ち帰り用「もつ煮」もあります。

本川越駅西口  
から徒歩1分



一営業時間一  
昼 11:00~15:00  
(ラストオーダー14:30)  
夜 17:00~21:00  
(ラストオーダー20:30)  
定休日:毎週月曜・第3火曜

TEL:049-298-6445  
川越市中原町2-9-4





### 5 動物病院 川越



感謝の気持ちを忘れることなく、患者様・飼い主様により良い獣医療をご提供できるよう頑張っております。

### 動物病院 川越



診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	/	●	●	●	●
15:00~19:30	●	●	/	●	●	●	/

JR川越駅東口徒歩3分

埼玉県川越市菅原町6-2  
☎049-225-0115



川越市ガイド

### 6 夕映え



イベント・カラオケ・ワークショップ・会議などにご利用ください。

### 7 ケアリンク合同会社



大切な思い出の品々、心をこめてお手伝いさせていただきます。

### 8 小江戸川越工房 AKOU



汚れがひどいけど思い出のものだから、そのまましまい込んでいませんか？ その悩み、是非一度お聞かせ下さい。

### 伊佐沼湖畔 夕映え

月と水面と音楽と  
貸切利用・一般利用・イベント  
カルチャー教室



湖畔の四季折々に抱かれながら新しい(Rent a salon)をご提案しております。事前のご予約・打合せ確認を致します。  
機材(カラオケ、音響、音源録音、レーベル制作)・ピアノミニキッチン・小舞台等の備品をご利用下さい。

■自然流「尺八」「呼吸」教室  
丹田呼吸法で歌謡・民謡・ポピュラー曲・フォークソング 夕映えHP  
大呼吸で吹きまわろう！元気になるヨ！！  
川越市鴨田994-1  
TEL 090-9295-2406



### 遺品整理 生前整理

### 不用品買取 土地建物管理

このような不安をお持ちの方、ご相談ください。

- ◇ 遠方に住んでいて整理に行けない。
- ◇ 入院や施設に入居する前に自宅を売却したい。
- ◇ 遺品が大量でどうすればいいかわからない。
- ◇ 遺品の供養、お焚き上げをして処分したい。

出張査定無料 土日祝対応

### 遺品整理の相談窓口 ケアリンク

☎0120-978-632

事務所：川越市笠幡 890-2-B  
古物商許可番号 第431080037134号



### 思い出の革製品、記憶と共にしまい込んでいませんか？

革製品のリペア レザードックグループ



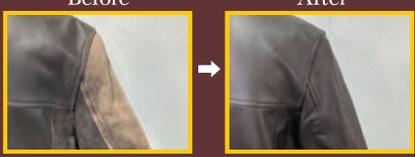
### AKOU

LEATHER REPAIR SHOP  
小江戸川越工房

「革製品はリペア施工で蘇る時代です」  
お気軽にお問い合わせください。

(施工一例)

Before → After



お問い合わせ ☎090-2255-1257  
☎049-235-5906  
川越市古谷上24番地9



# いざというときに



## 急病のとき

### ● 休日・夜間診療

保健医療推進課 TEL 224-5832

下記の医療機関において、休日や夜間に外来診療で対応可能な軽症救急患者の診察を行っています。事前に電話連絡をしてから受診してください。

これらの医療機関は軽症救急患者の応急処置を行うところです。



「意識がない」、「大量出血」など明らかに重症の場合は、すぐに救急車を呼ぶなど救急病院を受診してください。

### ▶ 川越市医師会夜間休日診療所 (内科・小児科)

小仙波町2丁目53-1 TEL 222-3330

診療日	受付時間
月～土曜日	夜間のみ 午後8時～10時
日曜日 祝日 年末年始	昼間 午前9時～11時 午後1時～3時 夜間 午後8時～10時

### ▶ 川越市予防歯科センター(歯科)

三久保町18-3 TEL 224-3891

診療日	受付時間
日曜日 祝日 年末年始	午前9時～11時30分

### ▶ 休日当番医

当番医は、広報川越や市のホームページでお知らせしています。

診療日	受付時間
日曜日 祝日 年末年始	午前9時～午後4時

### ▶ 耳鼻咽喉科休日救急診療

当番医は、埼玉県医療整備課(TEL 048-830-3559)のホームページでお知らせしています。

診療日	受付時間
日曜日 祝日 年末年始	午前9時～午後5時

### ● 埼玉県救急電話相談

TEL # 7119または  
(ダイヤル回線、IP電話、都県境の地域でご利用の場合)

TEL 048-824-4199

\*掛け間違いにご注意ください。

次の番号からも電話をかけられます。

■ 小児救急電話相談 TEL # 8000  
またはTEL 048-833-7911

急な病気やけがの時に、家庭での対処法や受診の必要性について、看護師に電話で相談できます。

### 相談時間

毎日24時間

### 利用方法

音声ガイダンスが流れますので「①」か「②」か「③」を選択してください。

① 子どもの相談

② 大人の相談

③ 医療機関の案内

\* 医療相談のお答えはできません。

\* 歯科、口腔外科および精神科の案内はしていません。

\* 案内された医療機関を受診する際は、必ず事前に医療機関に電話で確認してください。

### 聴覚障害者専用医療機関案内

FAX 048-831-0099

依頼書は埼玉県ホームページ「埼玉県救急電話相談」に掲載

### 埼玉県AI救急相談

急な病気やけがの際に医療機関に行くべきか迷ったときに利用してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html>



## 我が家の災害時チェックリスト

### 非常用持出品

をチェックしましょう

避難するときにまず持ち出すべきものです。非常用持出袋に入れ、玄関など持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

メモしておきましょう

非常食品(3日分)

乾パン、缶詰、栄養補助食品、アメ・チョコレート、飲料水など

避難用具

懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、ヘルメット・防災ずきんなど

救急用具

救急箱、処方箋の控え、お薬手帳、胃腸薬・便秘薬・持病の薬、生理用品など

貴重品

現金・10円玉、預金通帳、印鑑、健康保険証、母子健康手帳、運転免許証など

その他



## ● 救急病院・診療所

保健医療推進課 TEL 224-5832

市内には、9の救急病院と2つの救急診療所があります。

施設名	住所・TEL	診療科目
池袋病院	笠幡3724-6 TEL 231-1552	内・小・外・整外・呼内・循内・糖内・腎内・内視 内・人透内・消外・小外・皮・泌・リハ・放・脳外
帯津三敬病院	大中居545 TEL 235-1981	内・外・消外・循内・脳外・整外・心療・泌・リハ・ 乳外・呼内・糖内・神内・漢内・精
康正会病院	山田320-1 TEL 223-5711	内・呼内・循内・消内・糖内・神内・内視内・外・呼外・ 心外・消外・乳外・肛外・内視外・整外・リハ・脳外・ 泌・皮・麻・放・血液内・人透内・膠原病リウマチ内
埼玉医科大学 総合医療センター	鴨田1981 (番号案内) TEL 228-3400 (夜間休日) TEL 228-3595	内・外・整外・産婦・眼・耳・皮・放・麻・小・泌・形 外・脳外・精・脳内・リハ・心外・呼外・歯・口外・ 美外・リウ・心臓内・呼内・消内・病理・救急
赤心堂病院	脇田本町25-19 TEL 242-1181	外・整外・産・婦・内・脳外・泌・小・皮・消・循・呼・麻・形 外・放・リハ・消外・肛外・乳外・内視外・リウ・血管外
本川越病院	中原町1丁目12-1 TEL 222-0533	内・外・整外・リハ・脳外・消内・糖内・循内・神 内・放・麻
三井病院	連雀町19-3 TEL 222-5321 (歯科専用) TEL 222-8236	内・呼・消・循・外・整外・リウ・脳外・肛・リハ・ 泌・放・小・小外・眼・歯・矯歯・口外・乳外・乳腫 内・乳腫外・消外・腫内・血管外・婦・形外・麻・ 皮・美皮・腎内
南古谷病院	久下戸110 TEL 235-7777	内・放・リハ・脳外・外・整外・眼・皮・歯・小歯・ 口外・糖内・消内・循内・肛外・麻・泌
武蔵野総合病院	大袋新田977-9 TEL 244-6340	内・外・整外・脳外・リハ・麻・肛・皮・循内・消・ 呼内・形外・泌・耳・眼・神内・リウ・心外・放・血 液内・血管外
川越救急 クリニック	小仙波1049-1 TEL 293-5877	内・小・外・整外・麻・救急・歯
しらさき川越 クリニック	上野田町35-88 TEL 220-9900	心臓・血管内・心外・循内・内・消内・糖内・皮

### 診療科目

内……………内科	小……………小児科	小外……………小児外科	外……………外科
麻……………麻酔科	脳……………脳神経外科	神内……………神経内科	心療……………心療内科
精……………精神科	眼……………眼科	耳……………耳鼻咽喉科	心外……………心臓血管外科
心臓内……………心臓内科	循……………循環器科	循内……………循環器内科	呼……………呼吸器科
呼外……………呼吸器外科	呼内……………呼吸器内科	胃……………胃腸科	消……………消化器科
消外……………消化器外科	消内……………消化器内科	泌……………泌尿器科	肛……………肛門科
肛外……………肛門外科	整外……………整形外科	リハ……………リハビリテーション科	リウ……………リウマチ科
形外……………形成外科	放……………放射線科	病理……………病理診断科	皮……………皮膚科
美外……………美容外科	産……………産科	婦……………婦人科	産婦……………産婦人科
救急……………救急科	血管外……………血管外科	血液内……………血液内科	内視外……………内視鏡外科
内視内……………内視鏡内科	糖内……………糖尿病内科	乳外……………乳腺外科	乳腫内……………乳腺腫瘍内科
乳腫外……………乳腺腫瘍外科	腫内……………腫瘍内科	漢内……………漢方内科	歯……………歯科
小歯……………小児歯科	矯歯……………矯正歯科	口外……………歯科口腔外科	人透内……………人透析内科
膠原病リウマチ内……………膠原病リウマチ内科		美皮……………美容皮膚科	腎内……………腎臓内科

救急病院・診療所以外の病院・診療所・歯科診療所・接骨・鍼灸などは、市ホームページ掲載の小江戸川越マップ(<http://www2.wagmap.jp/kawagoe/G0303A>)の医療機関マップもしくは「すこやかマップ(川越市医療マップ)」をご確認ください。「すこやかマップ」は、保健医療推進課(本庁舎2階)または市民センターで配布しているほか、市ホームページに掲載しています。

## ● 救急車の呼び方



119番に通報してください。救急車が必要な住所、目標となる建物等、病人の状態などをくわしくお伝えください(▶30ページの「119番(緊急通報)のかけ方」を参照)。

健康保険証を用意し、かかりつけの医療機関があるときは、救急隊員にお知らせください。

わが家の書きこみ  
テレホンリスト

ご記入の上、ご利用ください

休日・夜間・救急診療

なまえ	TEL	住所

かかりつけ病院

なまえ	TEL	住所

かかりつけ歯科

なまえ	TEL	住所

かかりつけ薬局

なまえ	TEL	住所



くわいせんとくせ

(広告)

水

のトラブル  
プロの技で解決!

排水詰まり

水漏れ

給湯器交換

川越市岸町1-12-24  
049-298-3862

川越市内  
出張無料!

水回り・空調設備工事なら

株式会社リーテック

建物、特殊建物の総合メンテナンスを中心に  
お客様にご満足いただける会社を目指します。

川越市岸町3-13-12-107  
Tel.090-3122-7408

「安心・安全・丁寧」な施工を短期間で、  
快適に生活できる環境づくりを致します!

外構のことならお任せ下さい!

東京セキスイハイム一次工事指定工事店

(有)国秀

☎049-291-2532

川越市中福609-7



## ● 火災が発生したら

消防局指揮統制課 TEL 226-7408

### ① 初期消火

大きな火災も初めは小さな火から。住宅火災の場合、火が天井に届く前なら消火器で消すことができます。しかし、危険を感じるような場合は、無理をしないでその場所から避難してください。

### ② 119番は、落ち着いて

119番に通報すると川越地区消防組合の消防指令センターに通報が入ります。消防指令センターでは、担当職員が通報を受け、緊急出場の指令を出します。このとき、最も早く発生現場に到着できるように、職員の「問い」に落ち着いて住所・目標物などをゆっくり、はっきり、正確に「答える」ことが大切です。

慌ててしまうと、思うように話せなくなってしまうもの。そのため、日ごろから「自宅までの誘導」はどのように伝えればいいのか、考えておきましょう。



### ③ 携帯電話からの119番通報

携帯電話からの119番通報は、一般の電話や公衆電話からの通報要領と同じです。ただし、市境から119番通報をすると、隣接する消防本部につながることもあります。その際には、受信した消防本部から川越地区消防組合の消防指令センターに転送されますので、通報している場所の市町村名・目標などを確認してから通報してください。



- また、次のことにも、ご協力をお願いします。
- 消防機関が通報場所を確認するため、折り返し電話をかける場合がありますので、電話番号を伝え、しばらくの間(10分から15分程度)は、携帯電話の電源を切らないでください。
  - 自動車などを運転中に通報するのはおやめください。安全な場所に停車してから通報してください。

## 119番(緊急通報)のかけ方

自宅から緊急通報をかけることを想定し、空欄に書き込んでください。

あなた	119	
消防指令センター	はい、119番川越消防です 火事ですか?救急ですか?	
あなた	火事です	救急です
消防指令センター	住所と名前を教えてください	
あなた	〇〇〇町〇丁目〇〇番地の●●です (〇〇マンション〇〇号室です) (マンション・アパートなどは名称、号室まで伝えてください。また住所がわからないときは、近くの目標になる建物などわかる範囲で伝えてください)	
消防指令センター	何が燃えていますか?	どうしました?
あなた	〇〇マンションの〇〇部分が燃えています (詳しい火事の状況や傷病者の状態をわかる範囲で具体的に伝えてください)	急病(交通事故)です
消防指令センター	何か近くに目標となる建物がありますか?	
あなた	学校(公園や店舗)の〇側です (東西南北で伝えてください)	
消防指令センター	電話番号を教えてください	
あなた	〇〇〇-〇〇〇〇です (119番をかけている一般電話または携帯電話番号を伝えてください)	
消防指令センター	はいわかりました	

- 災害の発生を確認したら早めに通報してください(正確な住所が分からない場合は、近くにいる人に正確な住所を聞いて通報するか、もしくは目標になる交差点、店舗、公共施設・大きな建物の名称などを伝えてください)。
- 電波の状態が悪く、途中で通話が切れてしまった場合は、近くの公衆電話や一般電話から通報してください。

## 我が家の災害時チェックリスト

### 備蓄品

をチェックしましょう

備蓄品は、災害復旧までの数日間を自足できるように準備しておくものです。災害後に取りに行けるよう、倉庫や車のトランクなどに分けて備蓄しておくとう便利です。

メモしておきましょう

水(1人1日3リットルを3日分)

食料品

乾パン、缶詰、レトルト食品(ご飯・おかゆ)、インスタント食品(ラーメン・みそ汁)など

生活用品

給水用ポリタンク、カセットコンロ、ティッシュペーパー、簡易トイレ、ビニール袋など

その他



#### 4 ファクスによる119番通報

火災・救急など緊急時に、電話での119番通報が困難な場合にファクスによる送信が可能です。

送信先は、局番なしの「119番」へ送信してください。

通報用紙は川越地区消防組合ホームページ内でFAX119番通報用紙がダウンロードできます。

- 次の内容が記入されていれば様式は問いません。
- いざというときに備え、あらかじめ記入できるところは記入しておきましょう。
- 手話通訳者の手配が必要な場合はその旨必ず記入してください。

火災の場合	火事	住所・氏名・ファクス番号・何が燃えているか(家・車・枯れ草など)・近くの目標物(官公庁・商店・寺院などからの方位)
救急の場合	救急車	住所・氏名・ファクス番号・救急の内容(急病・交通事故・けがなど)・傷病者の年齢・性別・症状(腹痛・頭痛・打撲・捻挫など)・近くの目標物(官公庁・商店・寺院などからの方位)

通報を受け、消防車・救急車が出場した時点で、通報者あてにファクスによる返信をします。返信が来ない場合は再送信してください。

#### ● 消火器

消防局予防課 TEL 222-0744

消火器は火災の初期消火に非常に有効なものです。消火器の使用方法を知り、いつでも使えるよう常日頃から維持管理に努めてください。一般家庭に消火器の設置を推奨します。

- \* 悪質な訪問販売にご注意ください。
- \* 消防署では、消火器の訪問販売や点検を業者に依頼することはありません。



#### ● 住宅用火災警報器

消防局予防課 TEL 222-0744

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。設置場所は主に寝室と寝室がある階の階段(避難階は除く)です。自動火災報知設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器を設置する必要はありません。設置されている住宅用火災警報器は、万が一の火災の際に作動するよう定期的(半年に1回以上)に点検を実施してください。

詳しくは、消防局予防課または消防署にお尋ねください。

\* 悪質な訪問販売にご注意ください。



#### ● 災害情報テレフォンサービス

TEL 227-2277

消防車のサイレンなどが聞こえ、火災などがどこで起きているか知りたい方は、川越地区消防組合の災害情報テレフォンサービス(24時間)をご利用ください。

令和5年7月1日から新しい電話番号に変更となりましたので、かけ間違いに、ご注意ください。

#### ● 罹災証明書・被災証明書

消防局予防課(火災の場合) TEL 222-0744  
福祉推進課(火災以外の場合) TEL 224-5769

火災や風水害等で罹災(被害を受けること)した方が、税の軽減や火災保険を受けるには「罹災証明書」や「被災証明書」が必要となる場合があります。証明書の交付を受ける場合には、必ず、事前にお尋ねください。

#### ● 災害見舞金

福祉推進課 TEL 224-5769

火災や風水害等の被害を受けたとき、被災者またはその家族に、見舞金を支給します。

➤ 41・77ページをご確認ください。

### 我が家の災害時連絡先リスト

#### 家族で防災会議をしましょう

年 月 日

我が家の緊急時の避難(集合)場所

緊急のときの我が家の主要連絡先

安否情報を取り次いでくれる人(遠方の親戚や友人)の連絡先

一時避難所

名前

名前

避難所

電話番号

電話番号

メール

メール



くまのりんご

# 地震



地震はいつ起きるか分かりません。大地震が発生しても落ち着いて正しい行動をとれるよう、地震に対する心構えを確認し、各家庭で地震への備えをしておきましょう。

## ▶ 行動チャート

地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の身を守る</li> <li>ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する</li> </ul>
1～3分後	<ul style="list-style-type: none"> <li>火の始末をすばやく行う</li> <li>家族の安全を確認する</li> <li>靴を履く(ガラスの破片から足を守る)</li> <li>非常持出品を用意する</li> </ul>
3～5分後	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣近所に声を掛け、助け合う</li> <li>プレーカーを落とす(通電火災の防止)</li> </ul>
5～10分後	<ul style="list-style-type: none"> <li>正しい情報を集める(テレビ、ラジオ、インターネットなど)</li> <li>避難する場合は、落下物などに気を付ける</li> </ul>
10分後～数時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣近所と協力して消火や救出を行う</li> </ul>
発生から3日後	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力し合って行動する</li> <li>余震に注意する</li> <li>壊れた家には入らない</li> <li>水、食料は蓄えているもので賄う</li> </ul>

## ▶ 事前の準備

すぐに避難できるよう準備しておこう

### 非常持出品

- 非常用食料・飲料水  ラジオ
- 懐中電灯(予備の電池も用意)
- 救急セット、常備薬、お薬手帳
- ヘルメット、防災ずきん
- 軍手
- 貴重品(現金、印鑑、預金通帳など)
- 携帯電話の充電器
- 生理用品、おむつ
- 新聞紙  運動靴

## なるべく用意しよう

- 下着、着替え  毛布、タオル
- ビニール袋
- ライター、マッチ、ろうそく
- 使い捨てカイロ
- ウェットティッシュ
- メガネ、コンタクトレンズ(保存液)

## ★感染症対策として

- 不織布マスク  体温計
- スリッパ
- アルコール消毒液 など

ライフラインが復旧するまでの間、生活できるよう備えよう

### 非常備蓄品

- 3日分の食料・飲料水(推奨1週間分)
- 簡易トイレ
- トイレトペーパー
- カセットコンロ、予備のガスボンベ
- 簡易食器(紙皿、紙コップ、わりばし)
- 洗面用具(歯ブラシ、タオルなど)
- キッチン用ラップ、アルミホイル
- 飲料水を貯めるポリタンク
- 工具類(ロープ、バール、スコップなど)

## ★赤ちゃんがいる家庭

- ミルク  哺乳瓶
- おむつ  おんぶひも
- ミネラルウォーター
- 防寒着  帽子
- 衣類  バッグ など

## ★高齢者や身体の不自由な方がいる家庭

- 常備薬  看護補助具
- おむつ  予備の補聴器
- 障害者手帳 など

## ▶ 避難の留意点

出火防止の確認	避難する前にもう一度、火の元やプレーカーを落としたか確認しましょう。
階段から避難	避難時は、エレベーターを利用せず階段から避難しましょう。
安全な服装	長袖、長ズボンなどの安全な服を着用し、建物のそばを避けましょう。
足元に注意	電柱、ブロック塀、ガラス、切れた電線などに注意しましょう。
安否情報を知らせる	玄関などに、避難先や安否情報を記したメモを貼っておきましょう。

## ▶ 緊急地震速報について

緊急地震速報とは、「最大震度が5弱以上」または「長周期地震動階級3以上」が予想された場合に発表されます。地震の揺れを震源近くの地震計がとらえ、震度などを予想し、素早く知らせる予報や警報のことです。

### 全国瞬時警報システム(Jアラート)

(\*1)を用いた防災行政無線による放送のほか、テレビやラジオ、携帯電話などで、**緊急地震速報**を見聞きしてから、数秒から数十秒後に地震が到達します>(\*2)この短い間に身を守る準備をしましょう。

(\*1) Jアラート…緊急地震速報のほか、気象等の特別警報が発表されたり、弾道ミサイルやテロ等の国民保護情報も対象となります。消防庁が人工衛星を経由して発する情報を、市内防災行政無線から自動放送します。

(\*2) 緊急地震速報が強い揺れの到達に間に合わない場合があります。



# 水害



近年、ゲリラ豪雨など水害が多く発生しています。日頃から、水害が発生した際の正しい行動を確認し、いざという時のために備えましょう。

## ▶ 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気が付く	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる (ハイドロプレーニング現象)
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)			水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険 
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる			

防災・安全

## ▶ ハザードマップを確認しよう

- 地震ハザードマップ配布場所…防災危機管理室(本庁舎4階)・市民センター・川越駅西口連絡所
- 水害ハザードマップ配布場所…河川課(小仙波庁舎2階)・防災危機管理室・市民センター・川越駅西口連絡所



〈 広 告 〉

キズ・へこみ・なおし  
車の板金塗装は  
カーブンプンにお任せ!



**ポケットモーターズ(株)**  
☎ 0120-704-998

営業時間 平日 7:00～17:00  
土日祝 8:00～17:00  
日高市大谷沢 279-5



技術と信頼 金属塗装の  
有限会社 **フジックス**

創業 64 周年



本社

HP  🔍 検索

本 社 工 場 川越市下赤坂大野原742-7  
TEL 049-266-5800(代)  
FAX 049-261-4505

川越第二工場 川越市下赤坂568-17  
TEL 049-264-2678  
FAX 049-257-9807

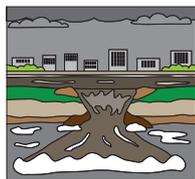
<https://55fujix.com>

### ▶ 早めの避難が大切です

早い段階で安全な場所へ避難することが大原則ですが、逃げ遅れてしまった場合には、その場その場の状況で最も安全と思われる場所で身を守りましょう。

#### ① 河川が氾濫する前に早めの避難

台風の接近や低気圧などによる大雨が予測される場合には、被害の可能性の低い地域へ早めに避難しましょう。親戚や知人宅などへの避難も選択肢の1つです。



#### ② 逃げ遅れた場合は高い建物へ避難

#### ③ 浸水後は無理に避難しない

### ▶ 急な大雨や長時間続く雨、ゲリラ豪雨が発生したら

- 気象情報に注意する(テレビ・ラジオ・インターネットなど)



- 河川や用水路の周辺に近づかない
- アンダーパスに近づかない。  
\*アンダーパス:立体交差になっている道路や鉄道橋の下をくぐる掘り下げ式の道路
- 急な斜面に近づかない

### ▶ 避難する際の服装

- ヘルメット等を着用して頭を保護する
- 動きやすい長袖シャツと長ズボン、軍手を着用する
- 非常用品等はリュックに入れて両手を空いている状態にする

### ▶ 避難する際の注意点

- 夜間の避難は危険なため、できるだけ明るい時間に避難する
- 浸水後に避難する場合には、下水道のマンホールや側溝等への転落のおそれがあり大変危険なため、傘などで地面を探りながら避難する
- 浸水により危険な状態になった際は、自宅の2階以上や近所の頑丈な建物に避難する

### ▶ ペットの同行避難

市で開設する全ての避難所でペットを連れた避難者を受け入れています。

避難する場合には必ずケージ等に入れ、ペット用の食料、リード、トイレ用品など飼養に必要なものを持参してください。

\*居住スペースとは別の「ペット専用スペース」で飼養してください。



ペットの同行避難



人とペットの災害対策

## 情報

災害時には、正しい情報を収集することがとても大切です。テレビやラジオ、インターネットのほかにも、以下のような情報源がありますので、ぜひご確認ください。

### ▶ 川越市防災情報メール配信サービス

#### \*要事前登録

川越市の災害情報を、登録したパソコンや携帯電話等にメールで配信します。

防災行政無線等では、情報伝達できない遠隔地(勤務地等)にいる市民や、屋内にいる市民および聴覚障害者に対し、より確実に災害情報を提供できるようにするためのメール配信サービスを行っています。

#### 配信内容

避難指示等の避難情報、避難所開設状況、応急復旧状況等

#### 登録方法

以下の登録用メールアドレスに空メールを送り、登録手続きを行ってください。



kawagoe\_ml@sg-m.jp

\*「city.kawagoe.lg.jp」ドメインからのメール受信を許可する設定にしてください。

\*URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

\*登録料・情報料は無料ですが、インターネット接続やEメールの受信などにかかる費用は、利用者の負担になります。

### (広告)

**総合内装仕上工事業**

**株式会社 アイテック創和**

埼玉県知事許可(般-2)第69333号

**内装工事** ・鋼製下地工事 ・ボード工事  
・クロス張り ・床貼り工事

〒350-1173 埼玉県川越市安比奈新田405-3  
TEL:049(298)5579  
FAX:049(298)5580  
E-mail: aitec\_souwa@yahoo.co.jp

**SOWA**



▶ 防災行政無線電話応答サービス  
TEL 229-3450

川越市の防災行政無線で放送された内容を電話で確認できます。

- 放送終了直後から利用できます。
- 放送された内容は、24時間経過すると再生できません。
- 24時間放送がなかった場合、「ただいまの時間放送はありません」というメッセージが流れます。
- 電話通話料は自己負担となります。
- 音楽放送(野バラ、夕焼け小焼け)は、聞くことができません。

★ 災害用伝言ダイヤル(171)

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

**171** をダイヤルした後ガイダンスに従ってください。

▶ 川越市公式SNS

災害時にはX(旧ツイッター)やLINEでも情報発信します。詳しくは、12ページをご確認ください。

▶ 避難情報の発令

市では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、警戒レベルと併せて避難情報を発令します。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「住民がとるべき行動」と、「住民に行動を促す情報(避難情報等)」と関連付けるもので、情報の意味を直感的に理解しやすくすることを目的としています。

「警戒レベル3高齢者等避難」で避難に時間のかかる高齢者や障害がある方およびその支援者は、危険な場所から避難してください。

「警戒レベル4避難指示」で危険な場所から全員避難してください。

「警戒レベル5緊急安全確保」は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所に直ちに移動するなど、命の危険から身の安全を可能な限り確保する行動をとってください。

警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません。警戒レベル4までに必ず避難してください。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報(避難情報等)	発令(発表)主体
警戒レベル5*	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	市
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難! ~~~~~			
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示	市
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	市
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	洪水注意報 大雨注意報	気象庁
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報	気象庁

\*警戒レベル5は、市が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

防災行政無線

〈 広告 〉

 **株式会社  
三上工務所**

■ 住宅・店舗・工場のリフォーム全般  
■ 土木・外構・駐車場塗装工事全般

本社: 埼玉県川越市小仙波町1-3-8  
TEL: 049-222-0711  
FAX: 049-224-7314  
URL: <https://www.mikami-c.co.jp>



# 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

凡例：○…使用可、2階以上…2階以上使用可、3階以上…3階以上使用可

地区	施設名	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所				備考
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
本庁中央	川越第一中学校	小仙波町5-6	○	○	○	○	○	
	川越総合高等学校	小仙波町5-14	○	○	○	○	○	
	中央小学校	中原町1-25	○	○	○	○	○	
	川越工業高等学校	西小仙波町2-28-1	○	○	○	○	○	
	仙波小学校	富士見町4-1	○	○	○	○	○	
	川越女子高等学校	六軒町1-23	○	○	○	○	○	
	川越工業高等学校グラウンド	大字小仙波847	-	-	-	○	○	
本庁南	市立川越高等学校	旭町2-3-7	○	○	○	○	○	
	城南中学校	新宿町3-19-1	○	○	○	○	○	崖崩れ時は体育館が使用可
	新宿小学校	新宿町6-9-1	○	○	○	○	○	
	岸町健康ふれあい広場	岸町3-32	-	-	-	○	○	
	野田中学校	野田町2-19-14	○	○	○	○	○	
	富士見中学校	東田町17-1	○	○	○	○	○	
	泉小学校	大字小室463	○	2階以上	2階以上	○	○	
本庁北	山村学園高等学校第一運動場	大字野田1311-84	-	-	-	○	○	
	星野高等学校第二校舎	石原町2-71-11	-	-	-	○	○	
	濯紫公園	喜多町8-10	-	-	-	○	○	
	川越小学校	郭町1-1-1	○	○	○	○	○	
	やまぶき会館	郭町1-18-1	-	-	-	○	○	
	川越第一小学校	郭町1-21	○	○	○	○	○	
	川越高等学校	郭町2-6	○	○	○	○	○	
	初雁公園	郭町2-13-1	-	-	-	○	○	
	月越小学校	月吉町51	○	2階以上	2階以上	○	○	
	初雁中学校	宮下町1-21-3	○	○	○	○	○	
	市民グラウンド	宮元町23-22	-	-	-	○	○	
芳野	今成小学校	今成2-42-1	○	2階以上	2階以上	○	○	
	芳野中学校	大字石田本郷733	○	2階以上	2階以上	○	○	
	グリーンツーリズム拠点施設	大字伊佐沼887	-	-	-	○	○	
	芳野小学校	大字鴨田331	○	2階以上	2階以上	○	○	
	サンライフ川越・芳野台体育館	芳野台1-103-57	-	-	-	○	○	
古谷	伊佐沼公園	大字伊佐沼584	-	-	-	○	○	
	東中学校	大字小中居278	○	3階以上	3階以上	○	○	
	川越運動公園	大字下老袋388-1	-	2階以上	2階以上	○	○	洪水時、内水氾濫時は総合体育館が使用可
	古谷小学校	大字古谷上5465	○	3階以上	3階以上	○	○	
南古谷	教育センター	大字古谷上6083-10	○	2階以上	2階以上	○	○	
	牛子小学校	大字牛子418	○	3階以上	3階以上	○	○	
	南古谷小学校	大字木野目1451	○	3階以上	3階以上	○	○	
	南古谷中学校	大字久下戸3721	○	3階以上	3階以上	○	○	
	城北埼玉高等学校	大字古市場585-1	-	2階以上	2階以上	○	○	洪水時、内水氾濫時は体育館及び武道館が使用可
	並木西町公園	並木西町16	-	-	-	○	○	
高階	東邦音楽大学校庭	大字今泉84	-	-	-	○	○	
	川越東高等学校	久下戸6060	-	-	-	○	○	
	砂中学校	大字砂260	○	3階以上	3階以上	○	○	
	高階運動広場	大字砂451-1	-	-	-	○	○	
	高階小学校	大字砂新田58	○	○	○	○	○	
	川越初雁高等学校	大字砂新田2564	○	○	○	○	○	
	高階西中学校	大字砂新田2593	○	○	○	○	○	
寺尾	寺尾小学校	大字寺尾979-2	○	3階以上	3階以上	○	○	
	寺尾中学校	大字寺尾1068	○	3階以上	3階以上	○	○	

(次ページに続く)



## 指定避難所

### ○指定避難所

災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで**必要な期間滞在**し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が**一時的に滞在**することを想定した施設。

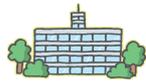
### 【指定避難所のイメージ】



学校・体育館等の施設



公民館等の公共施設



## 指定緊急避難場所

○指定緊急避難場所(国土地理院のウェブ地図上で公開)は、災害の危険から**命を守るために緊急的に**避難をする場所です。土砂災害、洪水、津波、地震等の**災害種別ごとに指定**。

### 【指定緊急避難場所のイメージ】



土砂災害に対する指定緊急避難場所の例

対象とする災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物



地震、大規模な火事等に対する指定緊急避難場所の例

対象とする災害の危険が及ばない学校のグラウンド・駐車場等

\*大雨時の避難行動については、洪水浸水想定区域外への避難を原則としていますが、区域外への避難が難しい場合に備え、建物の2階以上等とした上で設定している場所もあります。

出典：国土地理院ホームページ  
(<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>)



凡例：○…使用可、2階以上…2階以上使用可、3階以上…3階以上使用可

地区	施設名	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所				備考	
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ		
高階	高階中学校	大字藤間10	○	○	○	○	○		
	高階西小学校	大字藤間1102	○	○	○	○	○		
	高階北小学校	砂新田1-16-1	○	2階以上	2階以上	○	○		
	高階南小学校	諏訪町12-3	○	○	○	○	○		
	藤原町第二公園	藤原町18-6	-	-	-	○	○		
福原	福原小学校	大字今福508	○	○	○	○	○		
	福原中学校	大字今福512	○	○	○	○	○		
	南文化会館(ジョイフル)	大字今福1295-2	-	○	○	○	○		
大東	川越(水上)公園	大字池辺880	-	-	-	○	○		
	大東西中学校	藤倉1-1-1	○	○	○	○	○		
	武蔵野小学校	むさし野14-1	○	○	○	○	○		
	大東東小学校	豊田本4-16-1	○	○	○	○	○		
	川越南高等学校	南大塚1-21-1	○	○	○	○	○		
	大東中学校	南大塚1-20-1	○	○	○	○	○		
	大塚小学校	大塚2-10-1	○	○	○	○	○		
	大東西小学校	大字山城32-5	○	○	○	○	○		
	南台かすみ公園	南台2-10	-	-	-	○	○		
	南台ふじみ公園	南台3-5	-	-	-	○	○		
	尚美学園大学川越キャンパス	豊田町1-1-1	-	-	-	○	○		
	川越少年刑務所 鍛錬所前駐車場	南大塚6-40-1	-	-	-	○	○		
	霞ヶ関	霞ヶ関中学校	大字笠幡72	○	○	○	○	○	
		霞ヶ関小学校	大字笠幡177	○	○	○	○	○	
		川越西高等学校	大字笠幡2488-1	○	○	○	○	○	
霞ヶ関西中学校		大字笠幡3464-3	○	○	○	○	○		
霞ヶ関西小学校		大字笠幡3971-4	○	2階以上	2階以上	○	○		
秀明高等学校		大字笠幡4792	-	-	-	○	○		
霞ヶ関南小学校		かすみ野1-1-4	○	○	○	○	○		
水久保第一公園		かすみ野1-10	-	-	-	○	○		
的場たぬき山公園		的場1-19	-	-	-	○	○		
的場原公園		的場2-17	-	-	-	○	○		
東京国際大学第2キャンパス		大字的場2509	-	-	-	○	○		
特別支援学校埼玉一学園		大字笠幡85-1	-	-	-	○	○		
川鶴	川越西中学校	川鶴1-1	○	○	○	○	○		
	川越西小学校	川鶴1-5	○	○	○	○	○		
	笠幡公園	川鶴2-7	-	-	-	○	○		
霞ヶ関北	霞ヶ関東中学校	大字的場2706	○	2階以上	2階以上	○	○		
	霞ヶ関東小学校	大字的場2735-2	○	2階以上	2階以上	○	○		
	東京国際大学第1キャンパス	的場北1-13-1	-	-	-	○	○		
	かほく運動公園	霞ヶ関北6-30-1	-	-	-	○	○		
	霞ヶ関北小学校	伊勢原町5-1-1	○	○	○	○	○		
御伊勢塚公園	伊勢原町3-3	-	-	-	○	○			
名細	上戸小学校	大字上戸390-1	○	2階以上	2階以上	○	○		
	鯨井中学校	大字鯨井562-2	○	2階以上	2階以上	○	○		
	東洋大学川越キャンパス	大字鯨井2100	-	-	-	○	○		
	名細中学校	大字小堤14	○	○	○	○	○		
	名細小学校	大字小堤214	○	2階以上	2階以上	○	○		
	広谷小学校	大字下広谷558-1	○	○	○	○	○		
	西文化会館(メルト)	大字鯨井1556-1	-	○	○	○	○		
	みよしの公園	大字吉田685-1	-	-	-	○	○		
	あおい公園	上戸新町36-5	-	-	-	○	○		
	なぐわし公園	大字鯨井1216	-	-	-	○	○		
山田	山田小学校	大字山田167	○	2階以上	2階以上	○	○		
	山田中学校	大字山田550	○	2階以上	2階以上	○	○		
	城西大学付属 川越高等学校	大字山田1042	-	-	-	○	○		
	北部地域ふれあいセンター	大字山田1578-1	-	-	-	○	○		

川越市とヤフー株式会社は『災害に係る情報発信等に関する協定』を締結しています。この協定における取組みの一つとして、川越市内の避難所等をヤフー地図にも掲載しています。

詳細は、2022年6月最新版水害ハザードマップや市ホームページをご確認ください。

ハザードマップ・ヤフー地図はこちらの2次元コードからご確認ください。



ハザード  
マップ



Yahoo!  
地図

**ハザードマップ**  
[https://www.city.kawagoe.saitama.jp/anzaen\\_anshin/bousai\\_jouhou/hazardmap/index.html](https://www.city.kawagoe.saitama.jp/anzaen_anshin/bousai_jouhou/hazardmap/index.html)  
**Yahoo! 地図**  
<https://crisis.yahoo.co.jp/map/result/?z=13&jis=11201&page=1>

2022年6月最新版

川越市

## 水害ハザードマップ

「いつ」「どこへ」「どうやって」逃げるのか？  
 この水害ハザードマップは、ひとりでりが多発時の安全な避難経路や避難場所を調べてマップやマイ・タイムラインなどに書き込んでいくことにより、あなたやあなたの家族のための水害ハザードマップとして完成します。  
 いつでも持ち出しやすいところに保管して、いざというときに備えてお活用ください。

マップの内容

- 水害ハザードマップ(水害ハザード)
- 水害ハザードマップ(水害ハザード)
- 避難場所情報

特に確認してもらいたい内容

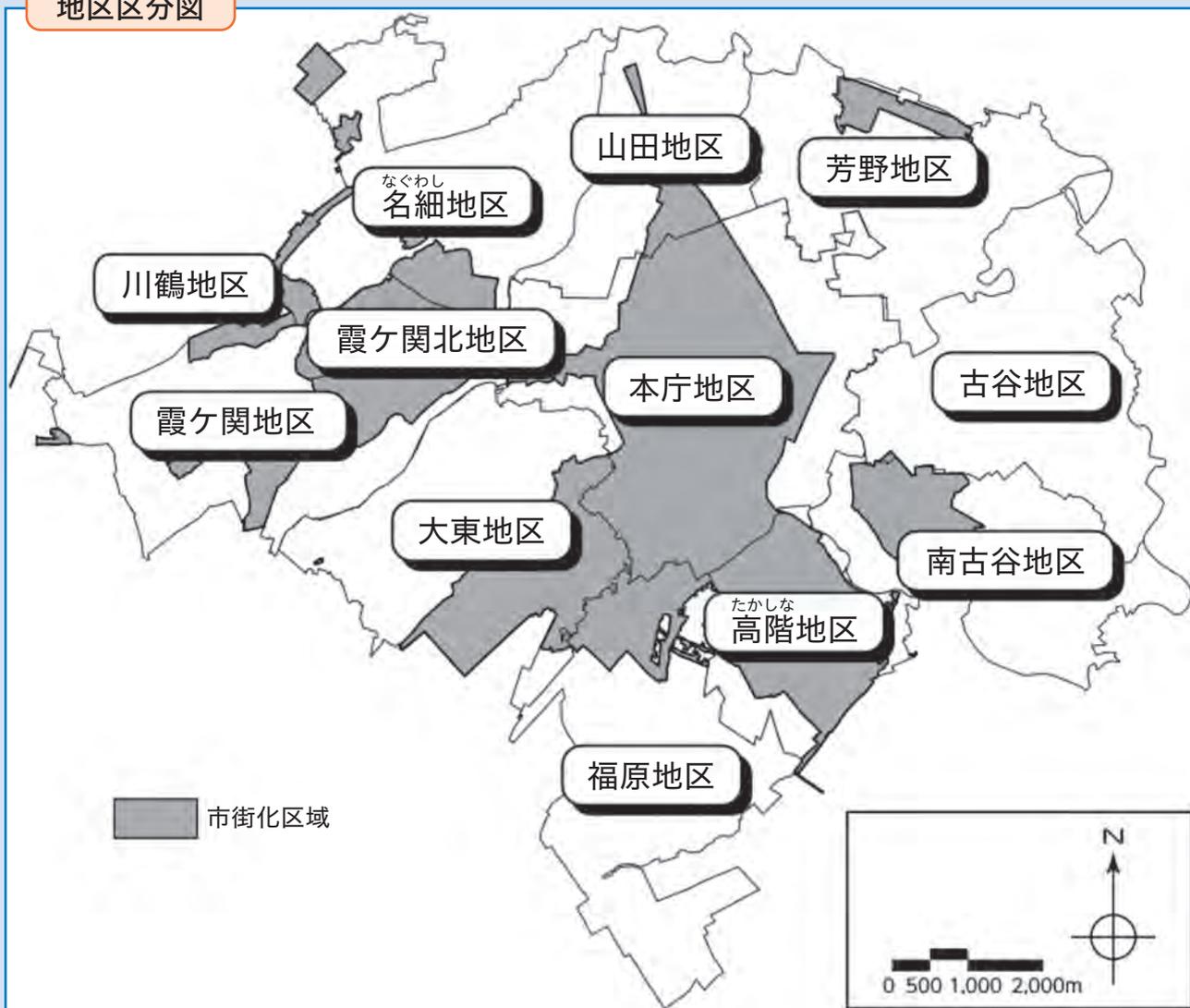
- 避難所の心得 ..... 5~6ページ
  - 避難行動判定フロー ..... 9ページ
  - マイ・タイムラインを作ってみよう ..... 10ページ
  - 浸水深が3.0m以上となるおそれのある区域 ..... 13ページ
  - 避難場所情報(避難所) ..... 13ページ
- 【早期の立退き避難が必要な区域】



## 川越市の地区構成

本市は、本庁、芳野、古谷、南古谷、高階、福原、大東、霞ヶ関、川鶴、霞ヶ関北、名細および山田の12地区の行政地区から構成されます。

地区区分図



<広告>

# リフォーム119番

塗装工事・屋根工事・内装工事・水回り工事・エクステリア工事  
ちょっとしたお手伝い事から大規模工事まで何でもご相談下さい。



## 0120-926-119

点検・相談・お見積り無料

### 総合リフォーム ホームレスキュー

埼玉県川越市今福3032-62

🔍 ホームレスキュー

🔍 検索

✉️ [homerescue\\_119@yahoo.co.jp](mailto:homerescue_119@yahoo.co.jp) [URL:homerescue119.jp](http://URL:homerescue119.jp)



## ▶被災した際に受けられる各種制度

被災された方の一日も早い復旧のお手伝いをするため、川越市には次のような制度があります。

制度	対象	内容	手続きに必要な物	担当課
1 市民税・県民税・森林環境税の減免(免除)	地震、風水害、雪害、火災その他の災害により家屋または家財に10分の1以上の損害を受けた方 *森林環境税は10分の3以上 *一部所得制限があります	災害を受けた日以後に納期が到来する納付すべき税額の全部または一部を減免(免除)します	<input type="checkbox"/> 罹災証明書等の、被害があったことを確認できる書類	市民税課 市民税第一担当・第二担当 TEL 224-5640
2 固定資産税・都市計画税の減免	地震、風水害、雪害、火災その他の災害により固定資産(家屋・土地)に10分の1以上の被害を受けた場合 *償却資産は10分の2以上	災害を受けた日以後に納期が到来する納付すべき税額(被災した固定資産に係るものに限る)の全部または一部を減免します	<input type="checkbox"/> 罹災証明等の、被害があったことを確認できる書類	資産税課 家屋担当 TEL 224-5684
3 市税等の徴収猶予	地震、風水害、火災その他の災害により財産に被害を受け、市税等を一時に納付することができない場合	1年以内の納付の猶予 *猶予期間中は、新たに督促および滞納処分を受けることはありません。また、猶予期間中の延滞金は免除されます	*災害の内容により、添付書類が異なります	収税課 収税第一担当・第二担当・第三担当 TEL 224-5691
4 国民健康保険税の減免	水害による浸水 国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、居住する家屋が床上浸水の被害を受けた方	災害発生日以降1年以内に納期限を迎える保険税について、所得割額の8割を減免します	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等(床上浸水が確認できる書類)	国民健康保険課 資格賦課担当 TEL 224-5833
	その他の災害 国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、居住する家屋または財産に、10分の1以上の損害(損害保険等により補填される金額を除く)を受けた方	災害発生日以降1年以内に納期限を迎える保険税について、損害に応じて所得割額の一部を減免します	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	
5 国民健康保険一部負担金	免除 地震、風水害、火災、その他これらに類する災害により①～③のいずれかに該当し、国民健康保険の被保険者が著しく生活困難となったとき ①主たる生計維持者の死亡 ②主たる生計維持者が重篤な傷病を負った ③居住する家屋に10分の5以上の損害を受けた	一部負担金を免除します (免除期間:3か月以内)	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	国民健康保険課 保険給付担当 TEL 224-5836
	減額 地震、風水害、火災、その他これらに類する災害により①～③のいずれかに該当し、国民健康保険の被保険者が生活困難となったとき ①主たる生計維持者の死亡 ②主たる生計維持者が重篤な傷病を負った ③居住する家屋に10分の3以上の損害を受けた	損害等の状況に応じて一部負担金を2割または5割減額します (減額期間:3か月以内)		
6 後期高齢者医療保険料の減免	①地震、火災、水害等により、居住している住宅が損壊、焼失、床上浸水等の損害を受けたとき ②家財が著しい損害を受けたとき(①および②のいずれの場合も、埼玉県後期高齢者医療広域連合の審査により決定されます)	保険料を50%から100%の範囲で減免します(被害の程度に応じて減免割合は異なります)	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	高齢・障害医療課 後期高齢者医療資格担当 TEL 224-5842
7 後期高齢者医療一部負担金の減免	①地震、火災、水害等により、居住している住宅が損壊、焼失等の損害を受け、その住宅の延べ床面積の5割以上の損害を受けたとき ②家財その他の財産の損害額が世帯の資産の5割以上の損害を受けたとき 上記の①②のいずれかに該当し、且つ、一部負担金を支払うことが困難であると認められた方(埼玉県後期高齢者医療広域連合の審査により決定)	一部負担金を減額または免除します	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	高齢・障害医療課 後期高齢者医療給付担当 TEL 224-5842



さいたま市川越

制度	対象	内容	手続きに必要な物	担当課
8 介護保険料の減免	以下の要件を全て満たすこと ①地震、風水害、火災等により、本人または主たる生計維持者の住宅、家財またはその他の財産について10分の3以上の損害を受けた場合(水害の場合は、床上浸水を対象とし、損害区分は10分の5未満とします) ②合計所得金額が1,000万円以下の方	発災月以降6か月分の保険料について、以下のとおり減免します □合計所得金額が500万円以下の方…損害の程度により、4分の3から4分の4を減免します □合計所得金額が500万円を超える方…損害の程度により、4分の2から4分の3を減免します	□罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	介護保険課 保険料資格担当 TEL 224-5817
9 介護保険利用者負担額の減免	介護保険被保険者本人または主たる生計維持者で、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方	損害の程度および本人の所得に応じ、介護保険利用者負担額を30%~100%の範囲で減免します	□罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	介護保険課 管理給付担当 TEL 224-6402
10 国民年金保険料の免除	地震、風水害、火災その他の災害により、被保険者が所有している住宅・家財・その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合	事由の生じた日の前月分から翌々年6月分まで、全額免除が受けられる場合があります	□罹災証明書(写し) □被災状況届 *保険金、損害賠償金等が支給される時はその証明書(写し)	市民課国民年金担当 TEL 224-5764 〒350-1196 川越市脇田本町8-1 U PLACE5階 日本年金機構 川越年金事務所 TEL 242-2657
11 利用者負担額(保育料)の軽減	地震、風水害、火災その他の災害により、その年に前年の所得額の10%を超える損失を生じた場合	雑損控除の算出方法に準じて試算した市民税所得割課税額または市民税減免後の市民税所得割課税額を基に利用者負担額(保育料)を再計算します	□被災証明書等の被害があったことを確認できる書類 □災害関連支出の金額の領収を証する書類 □保険金等による補てん額がわかる書類	保育課入所担当 TEL 224-5827
12 ひとり親家庭等医療費支給の特例措置	被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、ひとり親家庭等医療費の受給者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により資格停止となっている方	ひとり親家庭等医療費受給資格が停止している受給者の所得制限を解除し、翌年の12月31日まで資格を認定します *災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した医療費の返還が必要となります	□被災状況書 □罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	こども政策課 こども給付担当 TEL 224-6278
13 特別児童扶養手当の特例措置	被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、特別児童扶養手当の受給資格者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により支給停止となっている方	特別児童扶養手当が支給停止となっている受給者の所得制限を解除し、翌年の7月まで支給停止を解除します *災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した特別児童扶養手当の返還が必要になります	□特別児童扶養手当被災状況書 □罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	こども政策課 こども給付担当 TEL 224-6278
14 母子父子寡婦福祉資金の償還猶予	地震、風水害、火災その他の災害により被害を受けた方で、資金を償還中の方	償還金の支払猶予(上限1年間)または、猶予期間中は、督促および滞納処分を受けることはありません	□被災証明書等の被害があったことを確認できる書類	こども家庭課 ひとり親支援担当 TEL 224-5821
15 児童扶養手当の特例措置	被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、児童扶養手当の受給資格者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により一部支給または全部支給停止となっている方	児童扶養手当が一部支給または全部支給停止となっている受給者の所得制限を解除し、翌年10月まで全部支給に変更します *災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した児童扶養手当の全部または一部の返還が必要になります	□児童扶養手当被災状況書 □罹災証明書等(損害の内容および程度が確認できる書類)	こども家庭課 ひとり親支援担当 TEL 224-5821
16 育英資金の返済猶予	地震、風水害、火災その他の災害により被災証明書の交付に該当する場合	1年間を上限として、返済を猶予します	□育英資金返済猶予願 □被災証明書等の被害があったことを確認できる書類	教育総務課 総務担当 TEL 224-6074
17 就学援助費の支給	地震、風水害、火災その他の災害により小中学校への就学が経済的に困難になった家庭 *世帯の所得額から被害額を差し引いた額が、基準額を下回る場合に対象となります。なお、被害額は保険等による補てん額を除きます	給食費、学用品費等の一部を援助	□災害関係支出の金額を証する書類 □保険金などによる補てん額が分かる書類など	教育財務課 財務担当 TEL 224-6083

制度	対象	内容	手続きに必要な物	担当課
18 マイナンバーカードの再発行手数料の免除	地震、風水害、火災その他の災害によりカードを破損、消失した場合	手数料の免除	<input type="checkbox"/> 被災証明書等の被害があったことを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの(免許証等) *破損したカードは返納してください。	市民課 住民記録担当 TEL 224-6178
19 被災家屋の消毒	水害により家屋に床上・床下浸水等の被害が発生した場合	床上・床下浸水等の被害を受けた家屋に対して、ご希望があれば、消毒を実施します	手続きに必要な物は ありません。担当まで お尋ねください	川越市保健所 食品・環境衛生課 環境衛生担当 TEL 227-5103
20 災害見舞金の支給	市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害により被害を受けた場合(災害救助法の適用を受けないものに限る)	①療養に要する期間がおおむね1か月以上である負傷を受けた方1人につき4万円 ②住居の全焼、全壊または流失:13万円 ③住居の半焼または半壊:7万円 ④住居の部分焼または水損:3万円 ⑤住居の床上浸水:7万円	確認調査等の実施により ます	福祉推進課 地域生活支援担当 TEL 224-5769
21 弔慰金の支給	市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害により死亡した場合(災害救助法の適用を受けないものに限る)	災害により死亡した方1人につき15万円	確認調査等の実施により ます	福祉推進課 地域生活支援担当 TEL 224-5769
22 罹災者住宅の貸し付け	市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害により住宅を滅失した方	2か月以内の期間、住宅を無償で貸し付けします	確認調査等の実施により ます	福祉推進課 地域生活支援担当 TEL 224-5769
23 日赤災害救援物資配布	暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象または、火事、爆発等により被害を受けた場合(災害救助法の適用を受けないものに限る)	<input type="checkbox"/> 全焼、全壊、流失、半壊、半焼の場合…布団セット、毛布、緊急セットを配布 <input type="checkbox"/> 床上浸水等の場合…毛布、緊急セットを配布	確認調査等の実施により ます	福祉推進課 地域生活支援担当 TEL 224-5769
24 災害ごみの処理手数料の免除	地震、風水害、火災その他の災害により被害を受けた方	災害により発生したごみ(家財道具など)を市の処理施設に持ち込んだ際に、その処理手数料を免除します *火災の場合には、現地確認を行いますので、持ち込み前に担当までお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 被災証明書または罹災証明書	環境施設課 管理担当 TEL 239-6901
25 浸水住宅等排水処理費補助金	以下の要件を全て満たすこと ①水害により、床上浸水または床下浸水の被害にあった住宅等であること ②住宅等の基礎部の構造が「ベタ基礎」等、自然排水が困難であるため、床下に溜まった水の排水作業を行っていること	次のうち、いずれか低い額を補助 ①排水処理に要した費用の2分の1 ②3万円	<input type="checkbox"/> 基礎部の構造がわかる図面等の写し <input type="checkbox"/> 排水処理に係る領収書	防災危機管理室 防災担当 TEL 224-5554
26 埼玉県中小企業制度融資 経営安定資金(知事指定等貸付) 【災害復旧関連】	市内で災害の影響を受け、市の発行する「罹災証明」を受けた中小企業者・中小企業組合	<input type="checkbox"/> 資金用途 設備資金:災害の復旧に必要な工場、店舗の建設または機械設備の購入資金等 運転資金:災害の復旧に必要な資金 <input type="checkbox"/> 限度額:設備・運転資金ともに8,000万円 <input type="checkbox"/> 利率:年1.4%以内(期間別設定) <input type="checkbox"/> 期間:設備資金…1年超10年以内 運転資金…1年超10年以内 <input type="checkbox"/> 償還方法:元金均等月賦償還(2年以内据置) <input type="checkbox"/> 信用保証:付する(保証料年0.45%~1.59%以内)	①埼玉県中小企業制度融資申込書 ②事業税の納税証明書等 ③確定申告書(決算書)の写し(最新2期分) ④許可書・登録書の写し ⑤埼玉県中小企業制度融資に関する特約書 ⑥見積書の写し ⑦市発行の罹災証明書 ⑧信用保証協会必要書類 *①の用紙は受付窓口にて配布 *⑥は設備資金を申し込む場合に必要	〒350-8510 川越市仲町1-12 川越商工会議所 TEL 229-1850 *郵送不可

## 交通事故

### 交通事故が起きたら

- 被害者の状況に合わせて安全の確保を図る
- けがをしている人がいたら、救急車を呼ぶ(119番)
- 警察に届ける(110番)
- 事故の続発を防ぐため、車両や負傷者を移動する
- 相手の住所・氏名・連絡先・車の登録番号・保険会社などを確認する
- 身体の具合がおかしい場合は、程度にかかわらず、すぐに医師の診断を受ける

### ▶救急車の呼び方

119番に通報すると川越地区消防組合の消防指令センターに通報が入りますので、「交通事故」であることを伝え、指示に従って事故の概要・発生現場・目標になる建物などを落ち着いて知らせてください。

救急車は、通報を受けるとすぐに事故現場に向かいます。救急車のサイレンが聞こえてきたら、案内できる方が目立つ所まで出て、救急車を誘導してください。

### 交通事故相談

#### ① 埼玉県の交通事故相談

**日時** 月～金曜日  
午前9時～正午／午後1時～午後5時(相談の受け付けは、午後4時30分まで。祝・休日を除く)

**会場** 埼玉県庁第2庁舎1階  
\*電話による相談にも応じています。  
県民相談総合センター  
交通事故相談所  
TEL 048-830-2963

#### ② 日本損害保険協会の無料相談

**日時** 月～金曜日  
午前9時15分～午後5時(祝・休日、12月30日～1月4日を除く。予約制の弁護士相談もあります)

**会場** 下記にお尋ねください。  
\*電話による相談にも応じています。  
そんぽADRセンター東京  
TEL 0570-022808  
TEL 03-4332-5241

#### ③ (公財)交通事故紛争処理センターの相談

交通事故紛争処理センター  
さいたま相談室  
TEL 048-650-5271

#### ④ (公財)日弁連交通事故相談センターの相談

**電話相談**  
**日時** 月～金曜日  
午前10時～午後7時  
電話相談専用番号  
TEL 0120-078325

**面接相談**  
川越相談所 TEL 225-4279  
希望の相談所に電話

## 防犯

### 川越市における防犯のまちづくり基本方針

平成16年、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」が施行され、市では、防犯対策の緊急性を考慮し、同年に「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定し、令和3年に2度目の改定を行いました。この方針は、防犯のまちづくりの基本的な方針をまとめたもので、①防犯意識の高揚、②規範意識の高揚と防犯教育の推進、③地域コミュニティの推進、④市民に不安を与える犯罪への対応、⑤安全な都市環境の創出を主な取組事項として定めています。

コミュニティ活動の中心的役割を担っている自治会や川越市自治会連合会、川越防犯協会などの関係団体、事業者等との協働による「みんなでつくろう 小江戸川越 防犯のまち」を合い言葉とした、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づく

りは、市内で着々と進展し、月1回以上の自主防犯活動に取り組んでいる団体が令和4年度で337団体となっています。このような市民総ぐるみによる防犯のまちづくりは、確実に成果を上げており、コロナ禍の社会情勢の中、川越市内の令和4年刑法犯認知件数は2,152件となっています。

今後も、より一層、活動を支える基盤づくりを進めていくとともに、巧妙化・複雑化する犯罪への対応が重要となります。さらに身近な地域レベルにおいては、自治会を中心に、商店会、青少年関係団体、PTAなど学校関係者、子ども会育成会などの情報の共有や連携を図り、地域における防犯推進体制の整備・促進が求められています。

### 小江戸川越防犯けいはつ隊

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

市では、防犯のまちづくりを推進していくために、行政・警察・地域の皆さん・事業者などが連携し、それぞれの役割に応じて、できることから始める防犯活動を展開しています。その組織活動を総称して、「小江戸川越防犯けいはつ隊」と呼んでいます。

### ▶行政における防犯のまちづくり推進事業

- 防犯パトロール支援車(青色回転灯装備車両)による巡回
- 少年補導員によるパトロール
- 教育委員会によるパトロール
- 公用車・公用電気自転車による通常業務を通じてのパトロール

### ▶事業所における防犯のまちづくり推進事業

- 「川越市防犯のまちづくりに関する協定」締結事業所による活動
- 防犯のまちづくり協力事業所による活動

### ▶地域における防犯活動

- 岸町・小仙波町周辺・高階地域自主防犯ステーションにおける活動
- 自治会・青少年を育てる地区会議・子ども会育成会による活動

## ▶通学路などにおける防犯活動

- スクールガードリーダー・PTA・子ども110番の家における活動
- 市では、地域における自主防犯活動を根付かせ、「無理なく」「無駄なく」「長続きできる」ようさまざまな支援と機関、団体間のネットワークの強化促進に努めています。

## ● 小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

小江戸川越防犯のまちづくり情報ネットワーク構築事業の一環として、防犯対策・犯罪発生・不審者出没などの情報を、あらかじめ登録した携帯電話・スマートフォン・パソコンへ、Eメールで送信するサービスを行っています。

### 提供する情報

主に川越市防犯のまちづくりに関する情報／警察署など関係機関から市へ寄せられた犯罪発生・不審者出没などの情報  
\*情報内容は、個人のプライバシーに配慮したものになります。

### 提供する時間帯

原則として、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)

### 登録方法

以下の登録用メールアドレスに空メールを送り、登録手続きを行ってください。

kawagoe\_ml@sg-m.jp



- \*「city.kawagoe.lg.jp」ドメインからのメール受信を許可する設定にしてください。
- \*URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。
- \*登録料・情報料は無料ですが、インターネット接続やEメールの受信などにかかる費用は、利用者の負担になります。

## ● 防犯灯の整備

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

市内の防犯灯(主にLED型)については、市と自治会の協働で整備しています。

防犯灯の新規設置については、各自治会内での検討後、自治会長が市に提出する「設置申込書」に基づき、市の予

算の範囲内で設置しています。

防犯灯の修繕等についても同様に、自治会長が「修繕申込書」を提出し、その申請に基づき、市が行います。

防犯灯の設置や修繕等に関する要望は、地域の自治会にお知らせください。

## ● 個人や家庭でできる防犯対策

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

### ▶空き巣

傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 被害の約4割が無施錠</li> <li>□ 被害の約半数がガラスを破壊して侵入</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 必ず鍵をかける</li> <li>□ 防犯ガラスへの交換や補助錠、防犯フィルムを取り付ける</li> <li>□ センサーライトを取り付ける</li> </ul>

### ▶ひったくり

傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 被害者の約8割が女性</li> <li>□ 自転車は前かご、歩行者は車道側のバッグが狙われる</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自転車のかごに、防犯カバーを付ける</li> <li>□ 遠回りでも、人通りの多い明るい道を選ぶ</li> <li>□ 貴重品はバッグに入れず、身に付ける</li> <li>□ バッグ類は、車道と反対側に持つ</li> <li>□ 周囲を気にしながら歩く</li> </ul>

### ▶自転車盗

傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 被害の半数以上が無施錠</li> <li>□ 一戸建てや集合住宅からの被害が増加</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 家でも、少しの間でも必ず鍵をかける</li> <li>□ 鍵を2つ以上かける</li> <li>□ 路上に放置しない</li> </ul>

### ▶自動車盗・車上ねらい・部品ねらい

傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ トラック、バンタイプの貨物車両、高級車が盗まれる</li> <li>□ 車両に積載した電動工具、ゴルフバッグ等が狙われる</li> <li>□ トラックのバッテリーが狙われる</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 必ず鍵をかける</li> <li>□ 車両に貴重品、バッグ、電動工具等を置いたままにしない</li> <li>□ イモビライザー、ハンドルロックなど、2つ以上の防犯対策を組み合わせる</li> </ul>

### ▶特殊詐欺

傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 家族をかたる、携帯番号が変わった、風邪をひいて声が変わった</li> <li>□ 警察官、金融機関職員・市役所職員をかたる</li> <li>□ クレジットカードを家まで取りにくる</li> <li>□ 税金等の還付があると言いATMを操作させる</li> </ul>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

対策

- 防犯機能付電話を使用する
- 金融機関では正直に引き出し理由を話す
- 不審な電話は、家族、警察、市役所に相談する

## ● 地域における自主防犯活動

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

### ▶近所づきあいの防犯効果

近所づきあいが盛んな地域では、空き巣などの侵入盗犯の多くが犯行をあきらめるとい事実があります。住民どうしが顔見知りで、見知らぬ人間に注意を払えることが、犯罪者を遠ざけます。

もし、近所づきあいが希薄だなと感じていたら……。まずは、あいさつから始めてみてはいかがでしょうか。つきあいの輪が広がると同時に防犯にもつながる、一石二鳥の取り組みです。

### ▶増やそう！防犯の「目」

～チョコ防(ちょこつと防犯)

しませんか？～

「防犯」は、毎日の気配りから。日常的な活動の中に、防犯の視点をプラスしましょう。

- 声かけ・あいさつ運動
- 花いっぱい運動
- ながらパトロール運動(買い物しながら、犬の散歩をしながら)
- 違反広告物撤去(ビラはがし、市への登録が必要です)
- 夜間の門灯一斉点灯

## ● 地域防犯推進委員

川越防犯協会(川越警察署生活安全課内)

TEL 224-0110

「地域の安全は地域で守る」という認識の下、川越防犯協会会長および川越警察署長から委嘱を受けた「地域防犯推進委員」を中心に、地域の皆さんが警察や市と連携しながら、定期的なパトロールをはじめ、さまざまな防犯活動を行っています。



## ● 地域ぐるみで子どもたちを守りましょう

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

地域の皆さんが、通学路や危険箇所を点検し安全を確保することが、子どもたちを犯罪から守る第一歩。防犯パトロールや声かけ運動、犬の散歩・買い物などの日常的な活動を登下校の時間に合わせるなど、地域全体で防犯意識を共有し、「犯罪は許さない」という姿勢を犯罪者へ示すことが重要です。

### ▶ 大切なのは日々の防犯指導

子どもたちを犯罪から守るためには、防犯のための約束事を徹底し、地域の危険箇所やいざというときの避難場所を確認するなど、日々の生活の中での防犯指導が必要です。家族のルールとして、外出時には、「誰と、どこで、何を、何時ごろ帰るか」を必ず言うように指導することや、次のことを徹底しましょう。

いか・のお・す・し		
いか	行かない	知らない人には絶対に行かない
の	乗らない	知らない人の車に乗らない
お	大声をあげる	怖いときは、「助けて」と大声で叫ぶ
す	すぐ逃げる	危ないと感じたら、大人のいるほうにすぐ逃げる
し	知らせる	何をされたのか家の人や警察官に知らせる

### ▶ 「こども110番の家」

こども育成課 TEL 224-5724

民間協力の商店・事業所・民家などで、子どもが助けを求めてきたときに一時的な保護と警察などへの通報をしてくれるのが「こども110番の家」です。通学路近くにあるこども110番の家の場所と、助けを求める方法を親子で確認しておきましょう。

## ● 空き家の適切な管理

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

空き家の所有者等の責務を定め、指導等を行い、管理不全な状態になることの予防または改善を図り、近隣住民の生活環境の保全と安全で安心なまちづくりを推進します。

## ● 暴力団の排除

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

行政・市民・事業者等が一体となって、暴力団を排除するための活動を推進することで、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展を目指します。

### ▶ 基本理念

暴力団を恐れず、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しないことおよび暴力団と交際をしないことを基本理念としています。

## ● 犯罪被害者等への支援

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、支援を総合的に推進することで、犯罪被害者等を支え合う地域社会づくりを目指します。

### ▶ 支援施策

総合相談窓口での相談および情報提供、見舞金の支給、居住や雇用の安定に係る支援、二次的被害防止のための周知啓発など

## ● 緊急のときには

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

### ▶ 犯罪にあったら、事件や不審者を見かけたら、110番

#### 110番の仕組み

110番通報は、県内のどこからかけても、さいたま市の埼玉県警察本部通信指令課110番受理台につながります(ただし、都県境付近で携帯電話を利用した場合、隣接都県の警察本部につながることがあります)。

通報を受けるとすぐに、警察署やパトロールカーに無線指令を行い、無線を受けたパトロールカーや現場近くの交番の警察官が現場に急行します。

#### 110番通報するときの重要なポイント

警察官が次の要領で尋ねますので、「慌てず」「落ち着いて」「はっきり」とお話しください。

① 事件ですか？ 事故ですか？	「不審な人がいます」「交通事故です」など簡単に伝えてください。
② 場所は どこですか？	「市町村名」「番地」「目標物」など、事件・事故が発生した場所を伝えてください。
③ いつごろ ですか？	「今から〇分前」「〇時〇分ごろ」など、事件・事故がいつの出来事かを伝えてください。
④ 犯人は？	「犯人の人数」「年齢好」「服装」「凶器の種類」「逃げた方向や乗り物」などを伝えてください。
⑤ あなたの 住所・氏名・ 電話番号は？	自分の住所・氏名・自宅の電話番号または携帯電話の番号を伝えてください。

## ● 防犯などに関する相談窓口

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

### ▶ 警察に関する各種相談

(緊急性のないもの、問い合わせ)

けいさつ総合相談センター

TEL 048-822-9110 または #9110  
川越警察署 TEL 224-0110

### ▶ 市の防犯推進施策に関するもの

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

### ▶ 地域防犯推進委員に関するもの

川越防犯協会 TEL 224-0110  
(川越警察署生活安全課内)

### ▶ 悪質商法・架空請求などに関する相談

埼玉県消費生活支援センター

TEL 048-261-0999(川口)

TEL 048-524-0999(熊谷)

川越市消費生活センター(広聴課)  
TEL 224-6162

### ▶ 暴力団問題に関する相談

(公財)埼玉県暴力追放・

薬物乱用防止センター

TEL 048-834-2140

川越警察署 TEL 224-0110

### ▶ 犯罪被害者等支援に関する相談

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

彩の国犯罪被害者

ワンストップ支援センター

TEL 0120-735-001

TEL 048-862-0001



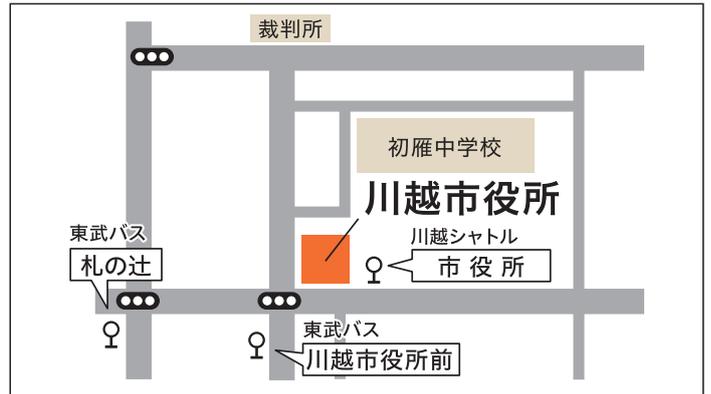
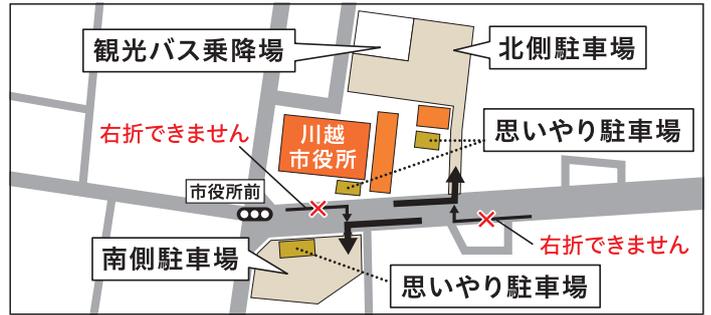
# 施設案内

## ● 川越市役所〈本庁舎〉

TEL 049-224-8811 (代表)

FAX 049-225-2171

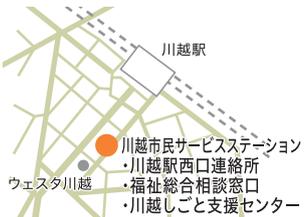
所在地 〒350-8601  
埼玉県川越市元町1丁目3-1



施設案内

## ● 市関連施設

**川越市民サービスステーション**  
〒350-1123 脇田本町8-1 U PLACE 3階  
TEL 257-6088 (川越駅西口連絡所)



**芳野市民センター**  
〒350-0842 北田島119-2  
TEL 222-0527



**古谷市民センター**  
〒350-0001 古谷上3830-2  
TEL 235-2621



**南古谷市民センター**  
〒350-0015 今泉371-1  
TEL 235-1835



**高階市民センター**  
〒350-1142 藤間27-1  
TEL 242-0600



**福原市民センター**  
〒350-1151 今福481-3  
TEL 243-4015



**大東市民センター**  
〒350-1118 豊田本5丁目16-1  
TEL 243-3426



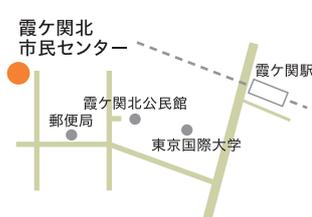
**霞ヶ関市民センター**  
〒350-1175 笠幡177-1  
TEL 231-2102



**川鶴市民センター**  
〒350-1176 川鶴2丁目8-3  
TEL 233-6910



**霞ヶ関北市民センター**  
〒350-1109 霞ヶ関北3丁目12-4  
TEL 231-0221



**名細市民センター**  
〒350-0811 小堤662-1  
TEL 231-2202



**山田市民センター**  
〒350-0822 山田161-7  
TEL 222-0693



**中央公民館**  
〒350-0054 三久保町18-3  
TEL 222-1394

**南公民館**  
〒350-1124 新宿町1丁目17-17 ウェスタ川越1F  
TEL 243-0038

**北公民館**  
〒350-0851 氷川町107  
TEL 222-1400

**高階南公民館**  
〒350-1143 藤原町23-7  
TEL 245-3581

**大東南公民館**  
〒350-1165 南台3丁目4-3  
TEL 242-0498

**霞ヶ関西公民館**  
〒350-1175 笠幡3001-12  
TEL 227-6551

**霞ヶ関北公民館**  
〒350-1102 の場北1丁目18-6  
TEL 231-4455

**伊勢原公民館**  
〒350-1108 伊勢原町5丁目1-1  
TEL 237-5676

**中央図書館**  
〒350-0054 三久保町2-9  
TEL 222-0559

**西図書館**  
〒350-1108 伊勢原町5丁目1-1  
TEL 237-5660

**川越駅東口図書館(クラッセ川越内)**  
〒350-0046 菅原町23-10  
TEL 228-7712

**高階図書館**  
〒350-1142 藤岡27-1  
TEL 238-7550

**上下水道局**  
〒350-0054 三久保町20-10  
TEL 223-3061 (代表)

**小仙波庁舎**  
〒350-0036 小仙波町2丁目50-1  
TEL 224-5987 (建設管理課)

市保健所・総合保健センター  
川越市ふれあい歯科診療所  
〒350-1104 小ヶ谷817-1  
TEL 227-5101 (保健総務課)  
TEL 229-4121 (健康づくり支援課)  
TEL 227-8119 (ふれあい歯科診療所)

**総合福祉センター・オアシス**  
〒350-0036 小仙波町2丁目50-2  
TEL 228-0200

**川越市民聖苑やすらぎのさと**  
〒350-0031 小仙波867-1  
TEL 226-0090 (斎場)

**川越市斎場**  
〒350-0031 小仙波786-1  
TEL 226-0090

**川越市グリーンツーリズム拠点施設**  
〒350-0855 伊佐沼887  
TEL 226-6551

**資源化センター・環境プラザ(つばさ館)**  
〒350-0815 鯨井782-3  
TEL 234-0530・239-5053

**東清掃センター**  
〒350-0833 芳野台2丁目8-18  
TEL 223-2645

**川越市子育て安心施設「すくすくかわごえ」**  
〒350-0042 中原町2丁目1-9  
TEL 227-3262

**小江戸川越MAP**

市内の主要な公共施設等の案内や医療機関マップ、ハザードマップ、自治会区域図など様々な地図を掲載しています。自由に地図をデザインできるサービスもありますので、ぜひご利用ください!

# 相談窓口



- 心とからだに関する相談…P47
- 子育てや高齢の方など家庭に関する相談…P48
- 法律に関する相談…P49
- しごとに関する相談…P50
- 生活に関する相談…P50
- 学校やいじめに関する相談…P50
- 障害のある方の相談…P51
- その他の相談…P51
- がいこくせきしみん のための そうだんを やっています…P52
- 暮らし・すまいに関する相談…P53

## ● 心とからだに関する相談

相談したい内容	窓口	電話番号等	相談時間	
心とからだの相談	保健予防課 (精神保健担当)	TEL 227-5102	平日 午前8時30分～午後5時15分	
			うつに関する相談	毎月第1・3木曜(予約制) 午前10時～午後3時
			アルコールに関する相談	毎月第4木曜(予約制) 午前10時～午後3時
			ひきこもりに関する相談	毎月第2木曜(予約制) 午前10時～午後3時
	つらい気持ち、心とからだの苦しみの相談	埼玉いのちの電話	TEL 048-645-4343	24時間365日 *毎日16時から21時まで、毎月10日午前8時から翌11日午前8時までフリーダイヤルTEL 0120-783-556
		インターネット相談	埼玉いのちの電話ホームページから	
からだの相談	健康づくり支援課 (地域保健担当)	TEL 229-4120	平日 午前8時30分～午後5時15分	



相談窓口



● 子育てや高齢の方など家庭に関する相談

相談したい内容	窓口	電話番号等	相談時間	
母子 子育て	妊娠、出産、育児や発育発達などに関する相談	母子保健課(総合保健センター内)	TEL 229-4125 平日 午前8時30分～午後5時15分 (年末年始を除く)	
	保育園の相談	保育課	TEL 224-6192 (保育 コンシェルジュ) 月・水・金曜 午前9時～11時30分 午後1時～4時30分 (祝・休日、年末年始を除く)	
	子育てに関する事業・サービスの紹介や利用に関する相談	子育て支援センター	TEL 227-6855 (子育て支援コーディネーター) 日～金曜 午前9時～午後4時 (祝・休日、年末年始を除く) (面接相談は要予約)	
	子育ての悩み相談		TEL 227-6176 (相談用) (電話相談) 月～金曜 午前9時～午後4時 日曜 午前9時～正午 (祝・休日、年末年始を除く) (面接相談)[要予約] 日～金曜 午前9時～午後4時 (祝・休日、年末年始を除く)	
	妊娠から出産、子育て、保育園に関する様々な相談	母子保健課(総合保健センター内)	TEL 293-4237 (妊娠婦の相談) 月～土曜 午前9時30分～午後6時15分 (祝・休日、年末年始を除く)	
			TEL 293-4238 (子育て・保育園の相談) 月～土曜 午前9時30分～午後6時15分 (祝・休日、年末年始を除く)	
児童虐待に関する相談	児童虐待防止SOSセンター	TEL 0120-283-505	平日 午前8時30分～午後5時15分	
女性相談 ドメスティックバイオレンス(DV) 相談	人間関係、家族、夫婦、生きづらさなどに関する相談	埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま	TEL 048-600-3800 月～水、金、土曜 午前9時30分～午後8時30分 日曜・祝・休日 午前9時30分～午後5時 (木曜・年末年始を除く)	
	DV相談	埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま)	TEL 048-600-3700	
	こころの悩み、セクシュアル・ハラスメントなどの相談	カウンセリングルーム(ウエスタ川越男女共同参画推進施設)	TEL 224-5723 (予約専用) 第2・第4木曜(予約制) 午前10時～正午 午後1時～4時	
	家庭生活、夫婦関係など女性の悩み相談	男女共同参画課	TEL 224-5723 平日 午前9時～正午 午後1時～5時	
	DV相談	川越市配偶者暴力相談支援センター(男女共同参画課内)		
	DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などに関する相談	川越警察署 生活安全課	TEL 224-0110	平日 午前8時30分～午後5時15分
		女性の人権ホットライン(法務省)	TEL 0570-070-810	平日 午前8時30分～午後5時15分
	職場におけるセクハラ相談(埼玉労働局雇用環境・均等部)	TEL 048-600-6210	平日 午前8時30分～午後5時15分	
離婚相談・生活全般などの相談	こども家庭課(ひとり親支援担当)	TEL 224-5821 FAX 225-5218	平日 午前8時45分～午後5時15分	
高齢者	高齢者の介護・保健・福祉・権利擁護などに関する相談	福祉相談センター	TEL 293-4220 月～土曜 午前9時30分～午後6時15分 (祝・休日、年末年始を除く)	
		地域包括支援センター(市内9か所設置)	▶ P89参照 月～土曜 午前8時30分～午後5時15分	
	高齢者いきがい課	TEL 224-5809	平日 午前8時30分～午後5時15分	
川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	男女共同参画課	TEL 224-5723	平日 午前8時30分～午後5時15分	

相談窓口

● 法律に関する相談

相談したい内容	窓口	電話番号等	相談時間
法律相談 債務相談	広聴課 (市民相談担当)	TEL 224-5022	月・水・金曜ほか(予約制) 午前10時～正午/午後1時～4時 *第5週は実施しない日があります。
	法律相談センター (埼玉弁護士会川越支部)	TEL 225-4279	月～土曜 午前10時～正午 午後1時30分～4時 (土曜は午後1時～3時30分) 水曜夜間(午後6時～7時50分) 第1日曜(午後1時30分～4時) *予約制・原則有料・債務は初回無料
	離婚・相続・損害賠償など民事に関する法律相談	法テラス川越 (刑事事件を除く)	TEL 0570-078313
悪質商法などの消費者と事業者間のトラブルの相談や、サラ金・クレジットなどの借金相談	川越市消費生活センター (広聴課)	TEL 224-6162	平日 午前10時～正午/午後1時～4時



相談窓口

〈広告〉

## 川越元町法律事務所

埼玉弁護士会  
川越支部所属  
弁護士 中山 達人  
弁護士 大塩 慧  
弁護士 井上 拓耶

- ・遺言 ・相続 ・離婚 ・不動産 ・交通事故
- ・金銭トラブル ・刑事 ・労働 ・債務整理 他 各種相談

お一人で悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

こちらを見てお電話いただいた方は初回相談無料です。

電話にて相談予約受付中

# ☎049-299-5068

受付時間  
平日/9:00～18:00

川越市役所すぐ近く

川越市元町1丁目9番19



## ● 人しごとに関する相談

相談したい内容		窓口	電話番号等	相談時間
労働相談	労働条件、募集・採用、男女の均等な取り扱い、いじめなど、労働問題に関する相談	川越総合労働相談コーナー (労働基準監督署内)	TEL 210-9334	平日 午前9時～午後4時30分
		労働相談(雇用支援課)	TEL 238-6702 FAX 238-6703	毎月第1・第3火曜(予約制) 午後4時30分～6時45分
	職場での性差別、セクハラ、妊娠・出産、育児、介護、パート就労などに関する相談	埼玉労働局雇用環境・均等室	TEL 048-600-6210	平日 午前8時30分～午後5時15分
	解雇、退職勧奨、賃金不払いなど、労働問題に関する相談	埼玉県労働相談センター	TEL 048-830-4522	電話相談 月～金曜 午前9時～午後4時30分 面接相談 月～金曜 午前9時～午後4時
就職に関する相談	就職に関する悩みや疑問に関する相談、就職活動の支援	川越しごと支援センター	TEL 238-6700 FAX 238-6701	平日 午前10時～午後6時15分
若者の自立支援	働きたいけど働けないでいる15歳～49歳の若者とわが子の職業的自立に悩む保護者を支援	かわごえ若者サポートステーション	TEL 293-2562	月・火・木・金曜(予約制 祝日を除く) 午前9時～午後4時30分
経営相談	税務、金融、労務、経営革新、貿易、法律など、企業の健全な経営の実現に向けた相談	川越商工会議所	TEL 229-1810	平日 午前9時～午後5時
労働者の健康相談	事業者、産業医などの産業保健関係者および労働者の過重労働、メンタルヘルスに関する相談	埼玉産業保健総合支援センター	TEL 048-829-2661	平日 午前9時～正午/午後1時～5時
	職場の人間関係や仕事上の悩みなどの解消に向けた専門家による相談	働く人のメンタルヘルス相談(埼玉労働相談センター)	TEL 048-830-4522	毎週水曜(予約制) 午後1時30分～/午後3時～
ひとり親家庭等の就労相談	ひとり親家庭等の自立に向けた就職やキャリアアップのための支援、相談・助言	こども家庭課(ひとり親支援担当)	TEL 224-5821 FAX 225-5218	月・火・水曜(祝日を除く) 午前8時45分～午後5時15分

相談窓口

## 🏠▶ 生活に関する相談

相談したい内容		窓口	電話番号等	相談時間
生活に関する相談	低所得世帯や障害者・高齢者世帯などの自立を手助けする貸付制度利用の受付窓口	社会福祉協議会	TEL 225-5703	平日 午前8時30分～午後5時15分
	生活に関する全般的相談(一般相談)	広聴課(市民相談担当)	TEL 224-5022	平日 午前10時～正午/午後1時～4時
	生活保護の相談	生活福祉課	TEL 224-5784 FAX 224-6148	平日 午前8時30分～午後5時15分
	生活困窮者の生活全般に関する相談	川越市自立相談支援センター	TEL 293-9413 FAX 293-9419	月～土曜 午前9時30分～午後6時15分 (祝・休日・年末年始を除く)

## 🎒▶ 学校やいじめに関する相談

相談したい内容		窓口	電話番号等	相談時間
教育に関する相談		教育センター第一分室(リベアラ)	面接相談 TEL 234-8333 電話相談 TEL 234-8335	平日 午前9時～午後5時(予約制) 平日 午前9時～午後4時
		教育センター	いじめ相談直通電話 TEL 236-1818 いじめ相談電子窓口	平日 午前9時～午後5時 土・日曜・祝・休日 午前9時～正午 市のホームページから申請
		教育指導課 生徒指導担当	TEL 224-5483 FAX 226-4699	平日 午前8時45分～午後5時15分
	いじめ	青少年の抱える悩みや諸問題に関する相談	こども育成課	TEL 224-5724
	いじめ、不登校、非行、虐待など子どもに関する相談	こども家庭課(こども相談担当)	TEL 224-5821 FAX 225-5218	平日 午前8時45分～午後5時15分

## ● 障害のある方の相談

相談したい内容		窓口	電話番号等	相談時間
障害のある方	障害のある方の福祉に関する相談	障害者福祉課	TEL 224-5785 FAX 225-3033	平日 午前8時30分～午後5時15分
	障害のある方の日常の困りごと、福祉サービスの利用、権利擁護などの生活相談および就労に関する相談	障害者総合相談支援センター	(生活相談) TEL 293-9290 FAX 293-9291 (就労相談) TEL 293-4319 FAX 293-4329	月～土曜 午前9時30分～午後6時15分 (祝・休日、年末年始を除く)
	障害のある方の虐待に関する相談	川越市障害者虐待防止センター	TEL 227-4330 FAX 226-7666	平日 午前8時30分～午後5時15分
	発達障害のある方とその心配のある方に関する相談	埼玉県発達障害者支援センターまほろば(18歳以下を除く) 埼玉県発達障害総合支援センター(18歳以下)	TEL 239-3553 FAX 233-0223 TEL 048-601-5551 FAX 048-601-5552	平日 午前9時～午後5時 平日 午前8時30分～午後5時15分
障害のある方の就労に関する相談	障害のある方の就労に関する相談・助言、働くための生活相談	障害者就業・生活支援センターかわごえ	TEL 246-5321 FAX 293-4571	平日 午前8時30分～午後5時
	発達障害(疑いも含む)のある方の就労に関する相談	発達障害者就労支援センター ジョブセンター川越	TEL 299-4927 FAX 299-4937	月～金曜 午前10時～午後4時

## ● その他の相談

相談したい内容		窓口	電話番号等	相談時間
医療相談	急な病気やけがの場合		TEL #7119 ダイヤル回線、IP電話等の方は、 TEL 048-824-4199 (よいきゅーきゅー)	
救急医療機関案内	受診可能な医療機関の案内	埼玉県救急電話相談	次の番号からも電話をかけられます。 ☐小児救急電話相談 TEL #8000または TEL 048-833-7911 ☐聴覚障害者専用 FAX 048-831-0099 *依頼書は埼玉県ホームページに掲載	24時間365日
		埼玉県AI救急相談	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html</a>	24時間
警察相談	警察業務に関する各種相談・意見・要望	埼玉県警察本部 けいさつ総合相談センター	TEL #9110 *ダイヤル回線および一部のIP電話からはTEL 048-822-9110	24時間対応 *夜間・休日は警察本部当直員の対応となります。
		川越警察署	TEL 224-0110	
人権相談	差別、いじめ、嫌がらせ等、人権問題に関する相談	①さいたま地方務局川越支局	TEL 243-3824	①常設人権相談 平日 午前8時30分～午後5時15分
		②ウェスタ川越 男女共同参画推進施設内相談室		②特設人権相談 第2水曜(6月、12月は第1水曜) 午後1時～4時



相談窓口

相談したい内容	窓口	電話番号等	相談時間
犯罪被害	防犯・交通安全課	TEL 224-5721 FAX 224-6705	月～金曜 (祝・休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	総合対応電話 TEL 0120-735-001または TEL 048-862-0001 (わんすとっぷ)	月～金曜 (祝・休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
	県防犯・交通安全課 (生活上の困りごと等)	TEL 048-710-5036	月～金曜 (祝・休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
	県警犯罪被害者支援室 (被害者相談、被害者への情報提供等)	TEL 0120-381858	月～金曜 (祝・休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
	埼玉犯罪被害者援助センター (被害者相談、付き添い支援等)	TEL 048-865-7830	月～金曜 (祝・休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
性暴力や性犯罪に遭われた方やそのご家族	埼玉県性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン	TEL 0120-31-8341 TEL 048-839-8341(やさしい)	24時間365日
	県警性犯罪相談ダイヤル (ハートさん)	TEL #8103または TEL 0120-83-8103	24時間365日 ただし、月曜から金曜(祝・休日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分以外の時間帯は、警察本部の当直勤務員が対応します。
自殺予防 自死遺族	死んでしまいたい、自殺を考えるほど悩んでいる	埼玉いのちの電話 TEL 048-645-4343	24時間365日 *毎日16時から21時まで、毎月10日午前8時～翌11日午前8時まではフリーダイヤルTEL 0120-783-556
	インターネット相談	インターネット相談	埼玉いのちの電話ホームページから
自死遺族のための相談(来所)	埼玉県立精神保健福祉センター	TEL 048-723-3333 *代表番号ですので「相談予約電話」へお申しつけください	平日 午前9時～午後5時(予約制) (祝・休日・年末年始を除く)

● がいこくせきしみるための そうだんを やっています

こまっていることが あったら そうだんして ください  
 ほうりつ そうだんと ざいりゅうしかくの そうだんは にほんごです。  
 つうやくが できるひとと いっしょに きてください。  
 つうやくが できるひとが いない ときは しゃくしよに そうだん してください。

しゅるい	ようび	じかん
せいかつそうだん (ちゅうごくご で そうだん できます)	まいつき だい2 げつようび と だい4 げつようび	ごご1じ から ごご6じ まで
せいかつそうだん (べとなむご で そうだん できます)	まいつき だい1 どのようび と だい3 どのようび	ごご1じ から ごご6じ まで
ほうりつ そうだん(べんごし に そうだん できます)	まいつき だい4 きんようび	ごご3じ から ごご5じ まで
ざいりゅうしかく そうだん (ぎょうせいしよし に そうだん できます)	まいつき だい4 どのようび	ごご1じ から ごご6じ まで

ばしよ

こくさいこうりゅうせんたー (くらっせ かわごえ 5かい)  
 かわごえし すがわらちよう 23-10 でんわ 049-228-7723

\*すべての そうだんは むりよう です。  
 \*ほうりつ そうだんは でんわ(049-224-5506)で よやくが できます。  
 \*そのほかの そうだんは よやくは ありません。

## ● 暮らし・すまいに関する相談

内容	相談時間	会場	申し込み・問い合わせ
一般相談・行政相談 (電話相談可)	月～金曜 午前10時～午後4時 (行政相談は火～金曜)	市民相談室 (本庁舎3階)	
法律相談 (弁護士・予約制。2週間前より予約可)	月・水・金曜 午前10時～午後4時 *第5週は実施しない日があります。 (第1・第3水曜はオンライン相談可)	市民相談室 (本庁舎3階)	
	第1月曜 午前10時～午後4時	ウェスタ川越市民相談室 (ウェスタ川越3階)	
	第2木曜 午前10時～午後4時	電話相談	
建築相談(予約制)	第3火曜 午前10時～午後4時(オンライン相談可)	市民相談室 (本庁舎3階)	広聴課 TEL 224-5022
表示登記に関する相談(予約制)	第2木曜 午前10時～午後4時(オンライン相談可)		
権利登記に関する相談(予約制)	第3木曜 午前10時～午後4時		
税務相談(予約制)	第1・第3木曜 午前10時～午後4時		
行政書士相談(予約制)	第4木曜 午前10時～午後4時(オンライン相談可)		
社会保険労務相談(予約制)	第2金曜 午前10時～午後4時		
住宅修繕・リフォーム相談	第2・第4火曜 午後1時～4時		
不動産相談(予約制)	第1木曜 午前10時～午後4時		
多重債務相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時15分		
結婚相談(市外在住者の登録可)	月・水曜、第2日曜・第4土曜 午前10時～午後4時		
内職相談	月曜 午前10時～午後4時		
消費生活相談	月～金曜 午前10時～午後4時	川越市消費生活センター (本庁舎3階)	同センター(広聴課) TEL 224-6162

\*相談は、正午から午後1時まで休みです。予約制以外の相談を希望される方は、相談時間を考慮し、相談終了時間の30分ほど前までにお越しください。

\*祝・休日は休みです(第2日曜、第4土曜の結婚相談を除く)。

\*相談日には、関係書類を持って本人がお越しください。

\*予約が必要な相談のうち、法律相談は相談日の2週間前からの予約となります。定員は各先着10人(表示登記に関する相談、行政書士相談、建築相談の定員は先着5人)です。

\*建築相談の耐震診断相談は、事前にお預かりする資料(立面図など)があります。詳しくはお尋ねください。



〈広告〉

不動産の売却をお考えなら  
ご相談ください。

・戸建て・マンション・アパート・土地  
・収益物件・店舗等 幅広くサポート

**株式会社 彩京不動産**

住所 川越市むさし野16-39

営業時間 10:00～18:00

定休日 土・日・祝

**049-246-6969**

■宅建業許可番号/埼玉県知事(2)第22956号  
■加盟団体/公益社団法人全日本不動産協会・公益社団法人不動産保証協会



# 届け出・証明

## 住民登録

### ● 住民票に関する届け出

市民課窓口担当 TEL 224-5742

住民登録は、皆さんが川越市民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使・就学・国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所や世帯に変更があったときには、忘れずに届け出をしてください。

### ● 住民票の交付

住民票の交付については、▶57ページの表「証明書の交付と手数料」をご確認ください。

## 戸籍

### ● 住所地と本籍地

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

戸籍は、出生から死亡までの身分関係を登録、証明するものであり住民票

とは異なります。川越市に転入した(住民票を移した)だけでは、本籍地は川越市になりません。

本籍地は筆頭者および配偶者の希望で移すことができます。下記の「本籍を移すとき」をご参照ください。なお、令和7年5月から新たにカナ氏名を戸籍に記載する予定です。

### ● 本籍を移すとき

本籍を移すことを「転籍」といい戸籍に記載されている全員が移ることになります。この時、すでに婚姻などによって除籍されている方は、新しい戸籍には記載されません。手続き(転籍届)には、署名(夫婦の場合はそれぞれの署名)が必要です。また、戸籍がコンピュータ化されていない方は川越市内で本籍を移す場合を除いて戸籍謄本の添付が必要です。届け出は、市民課(本庁舎1階)または市民センター・川越駅西口連絡所へお願いします。

### ● 全部事項証明(戸籍謄本)などの交付

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

川越市では平成14年2月23日から戸籍をコンピュータ化したことにより、戸籍謄(抄)本の名称が次のようになりました。

- 戸籍謄本→全部事項証明書
- 戸籍抄本→個人事項証明書

全部事項証明書(戸籍謄本)などの交付については、▶57ページの表「証明書の交付と手数料」をご確認ください。

### ● 本人通知制度

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

住民票の写しや全部事項証明(戸籍謄本)等を、代理人や第三者が取得した場合に、希望する方にその事実をお知らせします。なお、お知らせを希望する場合は、事前に登録が必要です。

### ● 住民登録に関する届け出(届け出の際には身分証明書が必要です。詳しくは▶56ページをご確認ください)

種類	いつまでに	だれが	どこへ	届け出に必要なもの
転入届	転入した日から14日以内			<input type="checkbox"/> 前住所地の市区町村長が交付した転出証明書 <input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input type="checkbox"/> 外国籍の方は、転入者全員の特別永住者証明書または在留カード <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)
海外からの転入届	入国後14日以内、ただし、住所が定まらない場合は、確定した住所に住みはじめてから14日以内	<input type="checkbox"/> 本人または同じ世帯の方 代理人に委任することもできます。(委任状が必要です)	市民課または市民センター・川越駅西口連絡所(外国籍の方は市民課または川越駅西口連絡所)	<input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input type="checkbox"/> 転入者全員のパスポート <input type="checkbox"/> 日本国籍の方は、全部事項証明(戸籍謄本)および戸籍の附票(本籍が川越市にある方は省略できます) <input type="checkbox"/> 外国籍の方は、転入者全員の特別永住者証明書または在留カード <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)
転居届	転居した日から14日以内			<input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input type="checkbox"/> 外国籍の方は、転入者全員の特別永住者証明書または在留カード <input type="checkbox"/> 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、福祉医療証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)
転出届および海外への転出届	転出する14日前から			<input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、福祉医療証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> かわごえ市民カードまたは印鑑登録証(登録者のみ) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)

世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更があった日 から14日以内	<input type="checkbox"/> 本人または 同じ世帯の方  <input type="checkbox"/> 代理人に委任す ることもできま す。(委任状が必 要です)	市民課または 市民センター・ 川越駅西口連 絡所 (外国籍の方は 市民課または 川越駅西口連 絡所)	<input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 印鑑
--------------------------	--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

\*住民登録に関する届け出によりマイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードの記載事項に変更がある場合は、修正が必要となりますので、併せてお持ちください。

● 戸籍に関する届け出(届け出の際には身分証明書を確認します。詳しくは▶56ページをご確認ください)

種類	いつ	だれが	どこへ	届け出に必要なもの	注意すること
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)	<input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 父母が届け出できないときは同居者、出産に立ち会った医師または助産師	次のいずれかの市区町村 <input type="checkbox"/> 父母か母の本籍地 <input type="checkbox"/> 届出人の所在地 <input type="checkbox"/> 出生地	<input type="checkbox"/> 出生証明書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者)	名に用いる文字は常用漢字・人名用漢字またはひらがな・カタカナ
死産届	死産した日から7日以内	<input type="checkbox"/> 父・母・同居者・死産に立ち会った医師または助産師	次のいずれかの市区町村 <input type="checkbox"/> 届出人の所在地 <input type="checkbox"/> 死産のあったところ	<input type="checkbox"/> 死産証書	
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	<input type="checkbox"/> 親族、同居者、死亡地の土地・家屋の所有者または管理者、成年後見人	次のいずれかの市区町村 <input type="checkbox"/> 死亡者の本籍地 <input type="checkbox"/> 死亡地 <input type="checkbox"/> 届出人の所在地	<input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 届出人が成年後見人の場合は登記事項証明書または裁判所の謄本	使用する斎場を決めてから届け出
婚姻届	期間の定めはありません(届出日から法律上の効力を生じます)	<input type="checkbox"/> 夫・妻となる方	次のいずれかの市区町村 <input type="checkbox"/> 夫または妻の本籍地 <input type="checkbox"/> 夫または妻の所在地	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者) <input type="checkbox"/> 氏が変わる場合はマイナンバーカード(個人番号カード)	婚姻届作成には証人(成人2人)が必要
離婚届	協議離婚は期間の定めはありません(届出日から法律上の効力を生じます) 調停・和解・認諾離婚は、その成立等の日から10日以内 審判・判決離婚は確定の日から10日以内	<input type="checkbox"/> 協議離婚のときは夫・妻 <input type="checkbox"/> 調停・審判・和解・認諾・判決離婚のときは申立人	次のいずれかの市区町村 <input type="checkbox"/> 夫婦の本籍地 <input type="checkbox"/> 夫婦の所在地	<input type="checkbox"/> 調停・和解・認諾調書の謄本または審判書・判決書の謄本と確定証明書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者) <input type="checkbox"/> 氏が変わる場合はマイナンバーカード(個人番号カード)	離婚後も婚姻中の姓を称するときは、さらに別の届け出が必要(離婚の日から3か月以内) 協議離婚のときは、証人(成人2人)が必要
養子縁組届	期間の定めはありません(届出日から法律上の効力を生じます)	<input type="checkbox"/> 養親・養子となる方(養子になる人が15歳未満の場合は法定代理人)	次のいずれかの市区町村 <input type="checkbox"/> 養親または養子の本籍地 <input type="checkbox"/> 届出人の所在地	<input type="checkbox"/> 氏が変わる場合はマイナンバーカード(個人番号カード)	未成年者を養子とするときは、家庭裁判所の許可(本人または配偶者の直系卑属を養子にする場合は不要)が必要 配偶者がいる場合は配偶者の同意が必要 養子縁組届作成には証人(成人2人)が必要
転籍届	期間の定めはありません(届出日から法律上の効力を生じます)	<input type="checkbox"/> 戸籍の筆頭者とその配偶者	次のいずれかの市区町村 <input type="checkbox"/> 新本籍地 <input type="checkbox"/> 現在の本籍地 <input type="checkbox"/> 届出人の所在地	<input type="checkbox"/> 川越市内での場合を除き、戸籍がコンピュータ化されていない方は戸籍謄本	

\*このほかに入籍届・養子縁組届・認知届・失踪(しっそう)届・帰化届などがあります。  
 \*平日業務時間外(午後5時15分～翌午前8時30分)、土・日曜日、祝、休日も当直業務員室(本庁舎地下)で受け付けています。  
 \*外国籍の方の届け出については、市民課戸籍担当(TEL 224-5747)にお尋ねください。  
 \*上記の内容は一般的なものです。不明な点は市民課戸籍担当(TEL 224-5747)にお尋ねください。  
 \*戸籍の届け出によりマイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードの記載事項に変更がある場合は、修正が必要となりますので、併せてお持ちください。  
 \*届出書の押印は任意です。

届け出・証明

## ● 届け出や戸籍・住民票等請求の際の本人確認を行います

戸籍の届け出・住民異動の届け出・戸籍に関する証明または住民票等の請求の際、本人確認を行っています。これは、虚偽の届け出・請求を早期に発見し、市民の皆さんの身分を証明する戸籍・住民基本台帳の正確性を確保するためです。

### ① 戸籍の届け出・戸籍に関する証明の請求

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

以下の戸籍の届け出、または戸籍に関する証明の請求の際には、本人確認書類として運転免許証やパスポートなど、顔写真の貼られている公的身分証明書を持参してください。

- 婚姻届
- 協議離婚届
- 養子縁組届
- 協議離婚縁届
- 任意認知届
- 不受理申出書
- 不受理申出取下書(\*1)

\*家庭裁判所の審判を受けているものは除きます。

なお、本人確認書類を持参しない場合でも届け出はできます。この場合は、届け出のあったことを、提出書類に記載されている本人に郵送で連絡します。

\*1 不受理申出書および不受理申出取下書を提出する場合、本人確認ができない場合は受理できません。

### ② 住民異動届出・住民票等請求

市民課窓口担当 TEL 224-5742

以下の住民異動届出と住民票等の請求の際には、運転免許証やマイナンバーカード(個人番号カード)・パスポート・在留カード・健康保険証・介護保険証などを持参してください。

- 転入届
- 転出届
- 転居届
- 世帯変更届(世帯主変更・分離・合併)

## 印鑑登録

市民課窓口担当 TEL 224-5742

印鑑登録関係の事務は、市町村が独自に条例で定めているため、登録や証明の方式は市町村で異なります。川越市の印鑑制度は、現在「カード方式」を採用しています。

カード方式とは、印鑑登録をすると、本人に「かわごえ市民カード」(以下、市民カード)を交付し、以後は、この市民カードで印鑑登録証明書(印鑑証明)を交付するというものです。

市に登録し、本人の印鑑であることの証明を受けた実印は、契約や不動産の登記などのときに重要な役割を果たすものです。そのため、印鑑登録は本人が直接、申請することが原則となっています。

登録は、市民課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所で取り扱っています。

### ● 印鑑登録の手続き

市民課窓口担当 TEL 224-5742

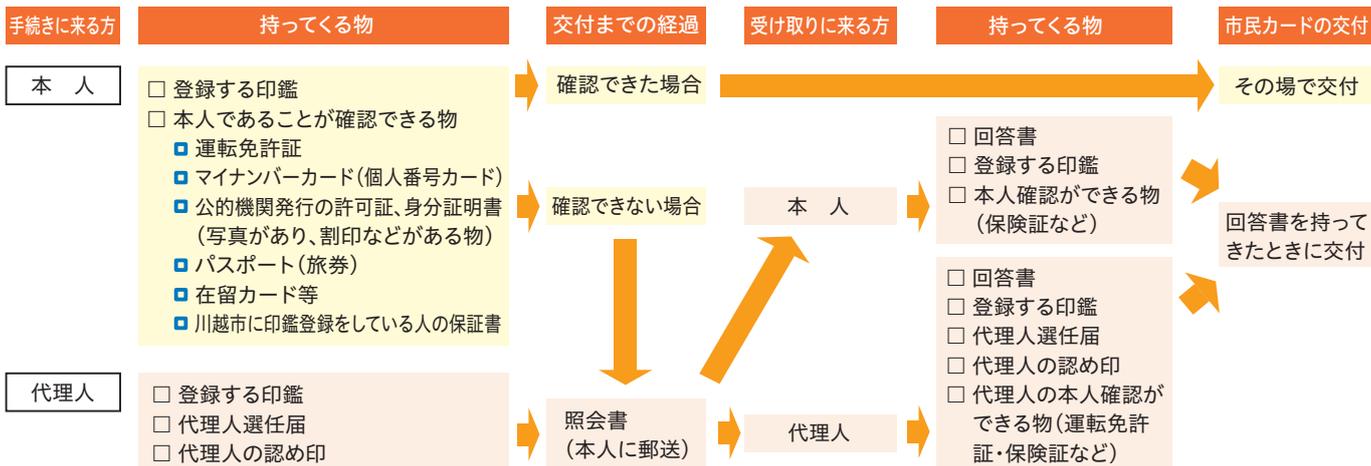
#### ① 登録できる方

川越市に住居登録している15歳以上の方です。ただし、意思能力を有しない方は登録できません。

#### ② 登録できる印鑑

一辺が8mmの正方形より大きく、25mmの正方形より小さいもの。機械などで量産された既成の印鑑は適当ではありません。また、手作りの物でもゴムなどの変形しやすい材質の印鑑は登録できません。

#### ▶印鑑登録手続きの流れ



### ③ 市民カード

印鑑を登録すると交付される市民カードは、印鑑証明の交付を受けるときに必要です。あなたの財産を守るものですから、印鑑とは別のところに大切に保管してください。

### ④ 印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証明書の請求には、市民カードまたは印鑑登録証の添付が必要です。代理人でも委任状は必要ありません。ただし、申請事項に誤りがあるときは受け付けできません。

### ⑤ 市民カードの紛失・盗難・再登録

市民カードを紛失したり盗難にあたりたときは、すぐに届け出てください。カードの再交付が必要なときは、前回の登録を廃止した上で、新規登録の手続きが必要です。市民カード再交付のときには、200円の費用がかかります。

### ⑥ 登録の廃止

印鑑登録者本人が市外へ転出、死亡、婚姻等による氏の変更(氏が彫られた印鑑の場合)、または成年被後見人となったときには、登録が廃止されます。カードは市にお返しくください。

## ● 代理人選任届

市民課窓口担当 TEL 224-5742

代理人が印鑑の登録申請をするときは、本人の印鑑のほかに、本人が作成した代理人選任届と代理人の印鑑が必要です。なお、代理人が登録申請するときは、即日登録はできません。代理人選任届について、詳しくはお尋ねください。

## 証明書の取り方

### ● この証明書はどこで取れるの？

住民票、全部事項証明書(戸籍謄本)・個人事項証明書(戸籍抄本)、印鑑証明などの交付に必要な手続きは、  
 ● 下表「証明書の交付と手数料」をご確認ください。

### ● 郵送で住民票を取るには

市民課窓口担当 TEL 224-5742

必要とする住所地番・世帯主、記載

を必要とする方の氏名、必要な通数、続柄・本籍の記載の有無、使用目的を記入し、手数料(郵便為替または現金書留)・返送用封筒(切手を貼る)・請求者の身分証明書の写しを同封のうえ、〒350-8601川越市役所市民課窓口担当に郵送してください。

### ● コンビニ等で証明書を 取るには

市民課住民記録担当 TEL 224-6178

多機能端末(マルチコピー機)の設置されている全国のコンビニエンスストア等で、住民票や印鑑証明書、戸籍等が受け取れます。土日、祝日、休日も利用可能です。

#### 稼働時間

午前6時30分～午後11時  
(メンテナンス時を除く)

#### 必要なもの

マイナンバーカードまたはスマートフォン(Androidに限る)  
 \*有効な利用者証明用電子証明書(暗証番号数字4桁)が搭載されている必要があります。

#### 取得できる証明書

- 住民票 □ 戸籍の附票
- 戸籍全部事項証明書
- 印鑑登録証明書 □ 課税証明書
- 非課税証明書 □ 所得証明書
- 納税証明書

\*証明書の担当は下表「証明書の交付と手数料」をご確認ください。

### ● 郵送で全部事項証明(戸籍謄本)などを取るには

市民課戸籍担当 TEL 224-5747

必要とする戸籍の表示(本籍・筆頭者)、必要とする方の名前、必要な通数、必要とする方との続柄、使用目的を記入し、手数料(郵便為替または現金書留)・身分証明書の写し・返送用封筒(切手を貼ったもの)を同封し、本籍地の役所(役場)に郵送してください。

### ● 証明書の交付と手数料(証明書は担当課のほか、市民センター・川越駅西口連絡所で取れます)

証明書名	手数料	必要なもの	担当課	市民センター・川越駅西口連絡所
住民票 *5	200円		市民課	○
戸籍の附票 *1 *5	200円			○
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) *1 *5	450円	□ 委任状(代理人が請求する場合) □ 顔写真付きの公的身分証明書		○
除籍全部事項証明書(除籍謄本)・除籍個人事項証明書(除籍抄本) *1	750円			○
身分証明書 *1	200円			○
広域交付戸籍全部事項証明書 *7	450円	□ 顔写真付き公的身分証明書		○
広域交付除籍全部事項証明書 *7	750円			○
印鑑登録証明書 *5	200円	□ 請求者の市民カードまたは印鑑登録証		○
固定資産評価額証明 *3	200円	□ 委任状(申請者が本人または本人が属する世帯の親族以外の場合) □ 本人確認のできる公的機関発行の証明書	資産税課	○
住宅用家屋証明	個人が新築した居住用家屋	1,300円	□ 確認済証または検査済証 □ 登記完了証および受領証 □ 住民票および未入居の場合申立書等付随する書類 長期優良住宅の場合は、 □ 長期優良住宅認定申請書の副本および認定通知書 低炭素住宅の場合は、 □ 低炭素住宅認定申請書の副本および認定通知書	-
	個人が取得し、建築後使用されたことのない居住用家屋	1,300円	□ 確認済証または検査済証 □ 登記完了証および受領証 □ 家屋未使用証明書 □ 売買契約書の写し 住民票および未入居の場合は、 □ 申立書等付随する書類 長期優良住宅の場合は、 □ 長期優良住宅認定申請書の副本および認定通知書 低炭素住宅の場合は、 □ 低炭素住宅認定申請書の副本および認定通知書	-
	個人が取得し、建築後使用されたことのある居住用家屋	1,300円	□ 登記簿謄本 □ 売買契約書の写し 住民票および未入居の場合は、 □ 申立書等付随する書類	-

証明書名		手数料	必要なもの	担当課	市民センター・川越駅西口連絡所
固定資産課税証明(公租証明) *3	名寄証明 *3	200円	<input type="checkbox"/> 委任状(申請者が本人または本人が属する世帯の親族以外の場合) <input type="checkbox"/> 本人確認のできる公的機関発行の証明書	資産税課	○
					○
固定資産課税台帳記載事項証明 *3		200円	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書および領収書等 <input type="checkbox"/> 委任状(申請者が本人または本人が属する世帯の親族以外の場合) <input type="checkbox"/> 本人確認のできる公的機関発行の証明書	資産税課	○ *6
課税証明・非課税証明・所得証明 *2		200円	<input type="checkbox"/> 委任状(申請者が本人または本人が属する世帯の親族以外の場合) <input type="checkbox"/> 本人確認のできる公的機関発行の証明書	市民税課	○
営業証明		200円	<input type="checkbox"/> 本人確認のできる公的機関発行の証明書		-
納税証明 *4	市税等用	200円	<input type="checkbox"/> 委任状(申請者が本人または本人が属する世帯の親族以外の場合) <input type="checkbox"/> 本人確認のできる公的機関発行の証明書	収税課	○
	車検用	無料	特になし		○

\*市民センター・川越駅西口連絡所の欄に-印のある証明書は、担当課にお越しください。

\*1…本籍地が川越市の方。

\*2…当該年度の初日の属する年の1月1日現在(令和6年度(令和5年分所得)であれば令和6年1月1日)、川越市に住んでいる方(住民登録している方)。

\*3…評価額証明・課税証明(公租証明)は7筆(7棟)につき1件200円。名寄証明・固定資産課税台帳記載事項証明は5筆(5棟)につき1件200円。どちらか、土地・家屋のうち、どちらか筆(棟)数の多い方の件数で計算します。

\*4…納付から1か月以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書をお持ちください。

なお、地方税お支払サイトやスマートフォン決済アプリ等で電子納付した場合など、領収印がないものは領収証書として使用できません。領収証書が必要な場合は、市役所等の窓口で納付をしてください。口座振替日から10日以内に納税証明書を申請される場合は、引落とし口座の通帳を記帳の上、お持ちください。

\*5…マイナンバーカードを使ってコンビニ等で取る場合は、▶P57をご確認ください。

\*6…土曜日は対応できません。

\*7…本籍地が川越市の方。請求できる方は本人・配偶者・直系尊属(父母、祖父母など)に限ります。委任状、郵送、第三者による請求はできません。

## 個人番号通知書

市民課住民記録担当 TEL 224-6178

出生などでマイナンバーを初めて通知する方に送付します。マイナンバーは国や地方公共団体の行政機関等で、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。

## マイナンバーカード(個人番号カード)

市民課住民記録担当 TEL 224-6178

希望者のみに交付される、ICチップのついたプラスチック製のカードです。

表面に氏名・住所・生年月日・性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載され、マイナンバーの確認や本人確認書類として利用できるほか、e-Tax等の電子申請・申告等が行える電子証明書が標準搭載されます。

マイナンバーカードの記載事項(氏名、住所等)に変更があった場合は、修正が必要となりますので、住所変更等の手続の際は、併せてお持ちください(暗証番号の入力が必要になります)。

交付以外の手続きにつきましては、別途お問い合わせください。

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん



### ▶マイナンバーカードの交付申請

#### (1) 交付申請書

交付申請書は以前送付された通知カードに同封されていましたが、お手元がない場合や、氏名・住所等に変更があった場合は、市民課、市民センター、川越駅西口連絡所で交付申請書を取得してください。

#### (2) 申請方法

##### □ 郵送

\*送付先は市役所ではありませんのでご注意ください。

##### 交付申請書送付先

〒219-8650  
日本郵便株式会社 川崎東郵便局  
郵便私書箱第2号  
地方公共団体情報システム機構  
個人番号カード交付申請書受付センター 宛

##### □ WEBサイト(スマートフォンまたはパソコン)

□ まちなかの証明用写真機(申請に対応しているものと対応していないものがあります。)

### ▶マイナンバーカードの交付(受け取り)

マイナンバーカードをお渡しする準備が整いましたら、市役所から交付通知書、事前予約の方法等を記載した案内文を郵便(転送不要)でお送りします。

\*交付には場所と日時の事前予約が必要です。  
\*交付の際は、本人に来庁していただく必要があります。  
\*代理人が手続きする場合は別途お問い合わせください。

#### 交付場所

- 市民課(本庁舎1階)
- 市民センター
- 川越駅西口連絡所

#### 受け取りに必要な物

- 交付通知書
- 本人確認書類
- \*官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート等)の場合は1点、顔写真がないもの(保険証等)の場合は2点(詳しくは交付通知書に同封の案内文をご確認ください)。
- 通知カード(所持している方のみ)
- 住民基本台帳カード(所持している方のみ)

#### 手数料

初回交付手数料は無料(再交付は800円、電子証明書を希望する場合は1,000円)

# 電子証明書

市民課住民記録担当 TEL 224-6178

マイナンバーカードには2種類の電子証明書が標準搭載されます。

## ▶ 署名用電子証明書

インターネットで電子文書を送信する際に、作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであることを証明するものです。e-Tax(国税電子申告・納税システム)やインターネットバンキング等の登録の際に利用することができます。マイナンバーカードの記載事項に変更があった場合には失効します。

## ▶ 利用者証明用電子証明書

インターネットサイト等にログインする際に、ログインをしているのがあなたであることを証明するものです。コンビニエンスストア等で住民票の写し等を取得する場合や、マイナポータルへのログインの際に利用できます。

## 電子証明書の発行申請

### ① 取扱窓口

- 市民課(本庁舎1階)
- 市民センター
- 川越駅西口連絡所

### ② 必要な物

- マイナンバーカード

\* 代理人が手続きする場合は別途お問い合わせください。

## マイナンバーカードを使って、子育て・介護などに関する手続きができます

次の手続きについて、マイナポータル(ぴったりサービス)からの申請ができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンやスマートフォンを使用して「いつでも」「どこからでも」手続きを行うことができます。ぜひご利用ください。

\* 代理人による申請が可能な手続きもあります。



届け出・証明

		手続き名	担当課
子育て	児童手当	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	こども政策課こども給付担当 TEL 224-6278 FAX 223-8786
		児童手当等の額の改定の請求及び届出	
		氏名変更/住所変更等の届出	
		受給事由消滅の届出	
		未支払の児童手当等の請求	
		児童手当等に係る寄附の申出	
		児童手当等に係る寄附変更等の申出	
		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出		
		児童手当等の現況届(毎年6月1日~30日のみ)	
保育	支給認定の申請	受付期間について詳しくは保育課ホームページをご確認ください。	保育課入所担当 TEL 224-5827 FAX 223-8786
	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込		
	保育施設等の利用に係る現況届		
	児童扶養手当の現況届(毎年8月1日~31日のみ)	マイナポータルからの申請後に担当課窓口での手続きが必要です。	こども家庭課ひとり親支援担当 TEL 224-5821 FAX 225-5218
	妊娠の届出		母子保健課母子保健第一担当 TEL 229-4125 FAX 225-1291
介護	要介護・要支援認定の申請	介護保険課認定担当 TEL 224-6405 FAX 224-5384	
	要介護・要支援更新認定の申請		
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請		
	住所移転後の要介護・要支援認定申請		
	被保険者証の再交付申請	介護保険課保険料資格担当 TEL 224-5817 FAX 224-5384	
	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	介護保険課管理給付担当 TEL 224-6402 FAX 224-5384	
	介護保険負担割合証の再交付申請		
	高額介護(予防)サービス費の支給申請		
	介護保険負担限度額認定申請		
居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請			
居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前) / (住宅改修後)			
引っ越し	転出届 *引っ越し先の自治体窓口で転出届が必要です。	市民課住民記録担当 TEL 224-5744 FAX 225-5371	
	転居予定連絡 *マイナポータルからの申請後に来庁が必要です。		

### 手続きに必要なもの

- マイナンバーカード
- ICカード認証が行えるパソコン、スマートフォン等
- 各手続きの必要書類

### ▶ マイナポータル(ぴったりサービス)について

マイナンバー総合フリーダイヤル  
TEL 0120-95-0178にお尋ねください。



## 住民基本台帳カード

市民課住民記録担当 TEL 224-5744

有効な住民基本台帳カードをお持ちの方は、有効期限まで引き続きご利用いただけます。

\*住民基本台帳カードの交付の手続きは、すでに終了しています。

## 自動車の臨時運行許可

市民課庶務担当 TEL 224-5739

自動車検査証等の有効期間が過ぎてしまった自動車の継続審査を受けるために、運輸支局まで回送する場合など、自動車の臨時運行許可を受ける必要があります。市民課(本庁舎1階)または市民センターで手続きをしてください(平日のみ)。

### 必要な物

- 自動車検査証等(電子車検証をご持参される場合は、「自動車検査証記録事項」も併せてご持参ください)
- 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書
- 来庁される方の本人確認書類(運転免許証等)

\*詳しくは、お尋ねください。

手数料 1車両につき750円

### 許可期間

最長5日間(貸し出した許可証およびナンバープレートは、有効期間満了後、5日以内に返却してください)

(広告)

川越市民聖苑やすらぎのさと・川越市斎場をご利用の方は、市民聖苑葬儀取扱店の当社へお任せ下さい。

**葬祭センター 美創**  
24時間受付  
☎0120-85-8125

家族葬 真心 一般葬 信頼 火葬式 格安価格

川越営業所 埼玉県川越市笠幡109-4  
本社 埼玉県日高市高萩1567-19

☞ 葬祭センター美創 川越 検索



## 自動車の登録

### ① 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車

市民税課税制担当 TEL 224-5637

車両を取得・廃車した場合には、市民税課(本庁舎2階)で手続きをしてください。

### ② 軽自動車(4輪・3輪)

軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所  
(入間郡大字三芳町北永井360-3)  
TEL 050-3816-3111

住所などの変更があった場合には、お尋ねください。

### ③ 自動車・125cc超の二輪車

所沢自動車検査登録事務所  
(所沢市大字牛沼字下原兀688-1)  
TEL 050-5540-2029

自動車・125ccを超える2輪車については、関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所登録・届け出をしてください。

## パスポート

### ● パスポートの発行

埼玉県パスポートセンター川越支所  
TEL 249-4181

旅券(パスポート)の発行は、下記の場所で行っています。必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

### ▶ 埼玉県パスポートセンター川越支所

所在地 新宿町1丁目17-17  
ウェスタ川越4階

### 申請

月～金曜日・日曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後4時30分

### 受け取り

- ☐ 月・水・金・日曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後4時30分
- ☐ 火・木曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後7時30分

## 川越市斎場

斎場 TEL 226-0090

川越市斎場は、火葬・通夜等・告別式が行える施設です。

### 施設の使用料

		区分	使用料
火葬室	遺体の火葬	満12歳以上 市内居住者	無料
		満12歳以上 市外居住者	48,000円
	小動物の火葬	満12歳未満 市内居住者	無料
		満12歳未満 市外居住者	32,000円
		10kg未満 市内居住者	7,000円
		10kg未満 市外居住者	14,000円
式場	10kg以上25kg未満 市内居住者	14,000円	
	10kg以上25kg未満 市外居住者	28,000円	
	25kg以上60kg未満 市内居住者	21,000円	
式場	25kg以上60kg未満 市外居住者	42,000円	
	小式場1	通夜等および告別式	40,000円
		告別式のみ	20,000円
小式場2	通夜等および告別式	40,000円	
	告別式のみ	20,000円	
待合室	待合室(小) 市内居住者	2,000円	
	待合室(小) 市外居住者	4,000円	
待合室	待合室(大) 市内居住者	3,000円	
	待合室(大) 市外居住者	6,000円	
霊安室		1,000円	

\*小式場1、2ともに30名定員です。

\*待合室(小)は40名定員、待合室(大)は60名定員です。

\*霊安室の使用料は、24時間当たりの金額です。

## 川越市民聖苑 やすらぎのさと

斎場 TEL 226-0090

市民聖苑は、市民の皆さんが通夜等・告別式・法要を行える施設です。

### 施設の使用料

区分		使用料	
式場	第1式場	通夜等および告別式	80,000円
		告別式のみ	40,000円
	第2式場	通夜等および告別式	80,000円
		告別式のみ	40,000円
	第3式場	通夜等および告別式	30,000円
		告別式のみ	15,000円
	第4式場	通夜等および告別式	30,000円
		告別式のみ	15,000円
	第5式場	通夜等および告別式	50,000円
		告別式のみ	25,000円
	第6式場	通夜等および告別式	8,000円
		告別式のみ	4,000円
法要室	法要和室	2,500円	
	法要洋室1	2,500円	
	法要洋室2	2,500円	
	法要洋室3	2,500円	
霊安室		1,000円	

\*第1、2式場は150名定員、第3、4式場は60名定員、第5式場は100名定員、第6式場は30名定員、法要室は40名定員です。

\*法要室の使用料は、2時間当たりの金額です。

\*霊安室の使用料は、24時間当たりの金額です。

### 利用できる方

#### ■火葬利用

どなたでも利用できます。

#### ■式場利用

死亡時に市民であった方の葬儀を行う方または葬儀を行う方が市民で、

その方の配偶者または二親等以内の親族の葬儀を行う場合に利用できます。

### 申込み方法

施設予約は電話での申し込みになります。受付時間は1月1日から1月3日を除く午前9時から午後9時までです。

但し、インターネット予約の許可を受けた葬儀業者についてはインターネットでの予約ができます(24時間受け付け)。

## 市民聖苑葬儀について

斎場 TEL 226-0090

斎場の小式場および市民聖苑やすらぎのさとでは、明確な料金体系に基づく標準的な葬儀である「市民聖苑葬儀」を、基本料金198,000円以内(税込)、付帯料金93,340円以内(税込)で合計291,340円以内(税込)で行うことができます。また、440,000円以内(税込)のオプション制度もあります。

なお、以下の料金は市民聖苑葬儀料金に含まれません。

- 斎場および市民聖苑使用料
- 僧侶等謝礼
- 通夜振舞い、精進落とし等飲食代
- 会葬御礼および香典返し

市民聖苑葬儀の実施は、市と協定を締結した市民聖苑葬儀取扱店が行います。また、市民聖苑葬儀の料理等は、市と協定を締結した市民聖苑葬儀料理取扱店の市民聖苑葬儀の専用料理パンフレットをご利用いただくことになります。

### 市民聖苑葬儀取扱店一覧表

(令和6年4月1日現在)

業者名	電話番号
(有)榮光堂祭典	0120-41-3794
(株)丸広百貨店 まるひろセレモニー	0120-89-7979
(有)花鐵葬祭部	248-0917
セレモニーサロン(株)	226-1411
(有)小高堂	222-2341
東上通運(株)東上典礼	0120-100-498
(株)ミセリーム	223-3021
(株)美創 葬祭センター美創	0120-85-8125
(株)埼玉金周	0120-70-5541
(株)東上セレモサービス	239-5522
セレモニーグループ	0120-20-2500
(株)埼玉冠婚葬祭センター	
(有)立ち華葬祭	0120-55-0659
ダイトー祭典(株)	242-9893
やすらぎ葬祭サービス(株)	277-4603
中央商事(株)	
川越葬祭センター	220-0011
(有)緑花園	222-8005
(株)西部典礼	242-7961
JAいるま野グループ	
(株)いるま野サービス川越店	265-5288
(株)メモリード	241-0983
アルファクラブ武蔵野(株)	
武蔵野さがみ典礼	241-5030
(株)プリスコア 埼玉武州葬祭	265-6449

### 市民聖苑葬儀料理取扱店一覧表

(令和6年4月1日現在)

業者名	電話番号
野草庵(馬車道グループ)	228-6616
初かり亭	224-0314
(株)ニュー富士	
大穀ケータリング事業部	244-8895
川越プリンスホテル	227-1112
ラ・ポア・ラクテ	
ケータリング・サービス	243-2777
出張懐石料理 桜田	236-3276
つきじ海賓 新河岸店	238-7212



# 子育て

## 母子保健

### ● 母子健康手帳の交付

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

妊娠の届け出をした妊婦さんに母子健康手帳を交付します。交付は母子保健課(総合保健センター内)、子育て世代包括支援センター(川越市民サービスステーション内)、市民課(本庁舎1階)、市民センターで行っています。

必要書類については市ホームページをご確認ください。また、希望する方には「父子健康手帳」を配布しています。

### ● 妊婦健康診査等費用の助成

母子保健課管理担当  
TEL 229-4122

妊婦健康診査(14回分)産婦健康診査および新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を助成します。助成を受ける際に必要となる妊婦健康診査等助成券は、母子健康手帳と一緒に交付します。

### ● 出産・子育て応援事業

母子保健課管理担当  
TEL 229-4122

母子健康手帳の交付を受けた妊婦

さんに対して、母子保健課(総合保健センター内)、川越市民サービスステーションで保健師等による面談を実施しています。また、出生届後は全ての家庭に訪問し、面談(こんにちは赤ちゃん事業等)を実施しています。

各面談後は、経済的支援(出産応援ギフト・子育て応援ギフト)を実施しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

### ● 利用者支援事業(母子保健型)

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

母子保健課(総合保健センター内)、子育て世代包括支援センター(川越市民サービスステーション内)では妊娠中から産前産後の心配ごとについて、保健師・助産師等が相談を受けています。

### ● 健康教室

健康づくり支援課地域保健担当  
TEL 229-4120

#### ▶ 妊婦・育児教室など

総合保健センターなどを会場に、母子的ための健康教室(プレ・パパママスクール、離乳食教室、おやつと歯みがき教室)を行っています。日程・会場・

申し込み方法などは、広報川越または市ホームページをご確認ください。

### ▶ いもっこの会(ダウン症のある子どもを持つ親の会)

仲間づくりや情報交換を行っています。

### ▶ ファーストサロン

妊娠中の方や子育て中の親子交流・情報交換・仲間づくりの場です。

### ▶ たまごサロン

妊娠中から夫婦で出産と子育てのイメージを描き、地域につながりをつくります。

### ● 乳幼児の健診

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

総合保健センター・南文化会館(ジョイフル)を会場に4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を行っています。

該当する方には個別通知を送っています。通知が届かないときは、お尋ねください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

〈広告〉

## 『個性豊かな、たくましい人』を育てます



学校法人 松本学園  
あおば幼稚園 TEL 049-244-3010

川越市下新河岸65-2

ホームページはこちらから  
あおば幼稚園 川越市 検索



室内温水プール完備  
スイミングクラブをはじめ、小学生になってからも続けられる様々な課外活動を行っています。



## 子育て支援

### 地域子育て支援など

#### 子育て支援センター

子育て安心施設内 TEL 227-3517

親子の交流・情報交換の場として広場の開設、子育て情報の提供、育児不安に対する電話相談・面接相談、子育てサークルなどの育成支援を行っています。対象は、おおむね3歳未満の子どもと保護者です。また、専門員が小学校就学前および学童期の子どもを持つ家庭、妊産婦、支援が必要な子育て家庭等の不安、悩み、子育て制度のことなど、相談者の状況やニーズにあった助言や情報提供を行うとともに、地域の子育てサービスへの仲介等、関係機関と連携を図る利用者支援を行っています。面接、電話での相談も受け付けています。面接相談は、あらかじめ電話で予約してください。

内容	曜日	時間
広場	日～金曜日	午前9時30分～正午 午後1時～4時30分
電話相談 (専用 TEL 227-6176)	月～金曜日 日曜日	午前9時～午後4時 午前9時～正午
面接相談 *要予約	日～金曜日	午前9時～午後4時
利用者支援 (専用 TEL 227-6855)	日～金曜日	午前9時～午後4時

子育て

### 歯科健診

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

総合保健センターを会場に、妊産婦歯科健診・2歳児親子歯科健診を行っています。日程・申し込み方法などは広報川越をご確認ください。

### 乳幼児相談

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

乳幼児の身長・体重測定や保健師・栄養士等による個別相談を行っています。開催につきましては、市ホームページをご確認ください。

### こんにちは赤ちゃん事業

母子保健課母子保健担当  
TEL 229-4125

生後4か月までの乳児がいる全てのご家庭に、助産師などが訪問し、育児の疑問や産後の健康などの相談に応じます。また、育児情報などをお伝えします。

### 医療の公費負担制度

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

#### ▶未熟児養育医療給付

出生体重が2,000g以下または生活力が薄弱で指定医療機関での入院医療が必要な未熟児に、養育医療費を給付します(1歳未満)。

#### ▶自立支援医療(育成医療)給付

18歳未満で心臓障害や先天性内臓障害などの身体に障害のある方に、指定医療機関において医療費などを給付します(所得制限あり)。

#### ▶結核児童療育給付

18歳未満で結核にかかり入院治療を必要とする方に、指定医療機関において医療費などを給付します。

#### ▶小児慢性特定疾病医療給付

国が指定した慢性疾病にかかっている児童等に医療費などを給付します。

### 不妊に関する事業

母子保健課管理担当  
TEL 229-4122

#### ▶早期不妊検査費助成事業・ 不育症検査費助成事業

検査を受けた方を対象に、検査費用の一部を助成します(年齢制限等あり)。

#### ▶不妊専門相談センター

TEL 228-3732

不妊・不育症に関する相談窓口として、埼玉医科大学総合医療センター(鴨田)内に開設されています。医師による面接相談です(予約制・費用は無料)。予約申込フォームから申し込んでください。

\*予約申し込みは、専用フォームからのみ受け付けています。



▶ 予約申込フォーム

〈 告 告 〉



**南古谷  
なみき歯科  
+  
こども歯科**

Minamifuruya Namiki Dental Clinic+Child Dental Clinic

ご来院の際は、**保険証、お薬手帳  
母子手帳(妊婦様、お子様)**をお持ちください。

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	休診日
10:00~13:00	●	●	●	●	●	●	●	※
14:30~20:00	●	●	●	●	●	○	○	水曜 祝日

○…14:30~18:00 ※日曜は隔週診療

川越市並木80-8  
JR川越線【南古谷駅】  
より徒歩5分

049-236-0648  
https://www.namiki-kodomo-shika.com

〈 告 告 〉



**川越インタークリニック  
KAWAGOE INTER CLINIC**

泌尿器科・小児泌尿器科・皮膚科・内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	●	14:00迄 /
15:00~18:00	●	●	●	●	●	●	●	/

休診日: 木曜午後・土曜午後(14:00迄)・日曜・祝日



↑至 鶴ヶ島IC  
↑至 所沢IC  
川越市豊田町3-11-3

TEL.049-246-1126  
https://www.kawagoe-inter.com/

## ▶つどいの広場

子育て情報・親子の交流・情報交換の場の提供、育児相談を行っています。

対象は、おおむね3歳未満の子どもと保護者です。開室時間等、詳しくは各施設、または子育て支援センター(TEL 227-3517)にお尋ねください。



## ▶わくわく広場

子育て支援センター TEL 227-3517

つどいの広場と同様の事業内容です。公共施設を利用して曜日や時間を限定して開室しています。

## ▶乳幼児向け事業

児童センターこどもの城 TEL 225-7289

川越駅東口児童館 TEL 228-7719

高階児童館 TEL 238-9525

親子のふれあい遊びを行っています。

## ▶家庭訪問型子育て支援事業

ホームスタートかわごえ

TEL 080-9779-8181

6歳以下の未就学児がいる家庭を対象に、先輩ママのボランティアがご自宅を訪問して、子育てをしているママをサポートします。

### 日時

月～土曜日、午前9時30分～正午、午後1時～4時30分(祝・休日、年末年始を除く)

## ▶家庭児童相談室(こども家庭課)

こども家庭課 TEL 224-5821

子どもたちに関する発達・ことば・集団生活・家族関係などについての相談に応じています。あらかじめ電話で予約してください。

### 日時

月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)

## ●子どもの発達支援・相談など

## ▶川越市児童発達支援センター

TEL 257-6900

### 相談支援

主に就学前の子どもの発育発達に関してのさまざまな相談を受け付けています。

相談内容を伺い、情報提供や支援先の案内等を行います。

### 通園

通園については、▶73ページに掲載しています。

### 専門相談

障害や遅れ、発達特性に応じて理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)・心理相談員が支援します。

### 親子教室

小集団での親子活動を楽しみながら、同年代の子どもと関わり、さまざまな遊びや活動を通して、言葉や心身の発達を促します。

## ●ファミリー・サポート・センター事業

川越市ファミリー・サポート・センター

(川越市社会福祉協議会内)

TEL 225-3828

地域において子育ての援助を提供したい方と依頼したい方を会員として登録し、会員間の合意のもとで保育施設などへの送迎や帰宅後の預かりなど、子育ての相互援助活動を行います。

### 日時

月～土曜日、午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)

## ●緊急サポートセンター事業

緊急サポートセンター埼玉

TEL 048-297-2903

ファミリー・サポート・センター事業では対応できない緊急の一時預かり、病気・病気回復期の児童の預かり、宿泊を伴う預かり等を会員間の合意のもとで行う地域の助け合い活動です。

### 日時

年末年始を除く毎日、午前7時～午後8時



## ● 子育てトレーニング

こども家庭課 TEL 224-5821

子どもとのコミュニケーションスキルを少人数で学べます。詳しくはお尋ねください。

## ● ひとり親福祉

こども家庭課 TEL 224-5821

### ▶ 母子・父子・寡婦への貸し付け

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を図るために、修学資金・就学支度資金などの福祉資金の貸し付けをしています。

### ▶ ひとり親家庭相談

ひとり親家庭のさまざまな悩みや、社会生活全般についての相談に応じています。あらかじめ電話で予約してください。

日時 月～金曜日、午前8時45分～午後5時15分(祝日を除く)

### ▶ ひとり親家庭就業相談

ひとり親家庭の親に対する、就業に関するきめ細かいアドバイスや求人情報・技能修得情報の提供、ハローワークに行く前の事前相談などの相談に応じています。あらかじめ、電話で予約してください。

日時 月・火・水曜日、午前8時45分～午後5時15分(祝日を除く)

### ▶ 母子生活支援施設への入所相談

母子家庭またはそれに準じる事情にある家庭を、養育する児童の福祉のために母子ともに保護し、支援するための施設への入所相談に応じます。

### ▶ 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など)取得のための養成機関に入り、就業または育児と修業の両立困難な方に、支給します。ただし、所得制限があります。詳しくはお尋ねください。

### ▶ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、資格取得のため指定講座を受講した場合、受講にかかった費用の60%に相当する額(上限・下限あり)を支給します。ただし、所得制限があります。詳しくはお尋ねください。

## 保育

### ● 保育園

保育課 TEL 224-5827

保育園は、保護者が仕事を持っていたり、疾病などのため家庭で乳幼児の保育ができなかったりする場合、「児童福祉法」に基づき保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

市内には、市立保育園20園・法人立保育園41園(分園4園含む)があります。



### ▶ 入園資格

保育園に入園できる児童は、主に下記のような事情により、保護者が児童を保育できないことが基準になります。

- 児童と離れて家事以外の仕事をすることが日常である
  - 妊娠中であるかまたは出産後間がない(産前6週。産後8週)
  - 肉体的・精神的に疾病・障害を有している
  - 同居または長期入院している親族の看護・介護をしている
  - 震災・風水害・火災等の復旧をしている
  - 求職活動をしている
  - 上記と同様な状態にあると市長が認める場合
- 各園とも定員以上の申請があった場合、入園基準に該当しても欠員が出るまで待っていただくことになります。

### ▶ 必要書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申請書
- 児童健康票
- 保育が必要な旨の証明書
- 家庭状況調査票
- その他

### ▶ 保育料

保育料は、その世帯の市民税額により決定します。

### ▶ 手続き

新年度(4月)入園の申し込み受け付けは、9～10月頃発行の広報川越でお知らせする予定です。

新年度以外の入園は、各月の1日が入園日です。申し込みは、入園を希望する月の前月の10日(休日の場合は、その前日)までに必要書類を用意し、保育課で行ってください。

〈 広告 〉



令和レディースクリニック

診療科目 産科・婦人科・小児科

令和レディースクリニック

休診日 日曜/祝日

面会時間 午後1:00～午後8:00

042-984-0311

日高市高富46-7



川越市の市外局番は 049 です。

● 認定こども園

保育課 TEL 224-5827

幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持ち、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設です。保育園部分の手続きについては、認可保育園と同様の申し込みが必要となります。

幼稚園部分の手続きについては、直接施設へ申し込んだあと、内定した施設を通じて支給認定申請書等を市へ提出する必要があります。



● 小規模保育施設

保育課 TEL 224-5827

保護者が仕事や病気などのため、家庭で保育することができない0歳から3歳未満の低年齢児を対象とした、定員6人以上19人以下の少人数で行う保育施設です。保育環境や運営、給食の提供など一定の基準を満たす施設を認定しています。手続きについては、認可保育園と同様の申し込みが必要となります。



● 事業所内保育施設

保育課 TEL 224-5827

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。手続きについては、認可保育園と同様の申し込みが必要となります。



● 送迎保育

朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童をお預かりします。

□川越市保育ステーション  
運営受託事業者(社福)ともいき会  
中原町2丁目1-9  
子育て安心施設2階  
TEL 277-3070

● 一時預かり

保護者が労働・職業訓練・就学など、または疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭・裁判員に選ばれた場合などで一時的に家庭保育が困難なときに、下記の保育園で子どもを保育します(保育園によって、対象年齢が異なります)。

なお、必ず事前に保育園に詳細をお尋ねください。

子育て

(広告)

## 学校法人 川口石川学園 若葉台幼稚園

★保育  
ワークや製作等の他に、英語や体操・リトミック・鼓笛の指導も行っています。  
※2歳児クラス(認可外保育室)も開室しております。

★課外教室  
9つの課外教室があり、好きなこと得意なことを伸ばします。

★預かり保育  
7:30~8:30 14:00~19:00  
※長期休み期間は、7:30~19:00で実施しております。

### 放課後児童クラブ クローバークラブ

★場所  
若葉台幼稚園内で開室しております。  
※園バスや乗用車で学校までお迎えに行きます。

★開室時間  
平日 下校時~20時  
土曜日 7時30分~18時  
夏休み等 7時30分~20時

★特徴  
延長料金はかかりません。  
保育料の中で、課外教室1つを受講出来ます。  
保護者様のお手伝いはありません。等

♪園見学やご質問は、幼稚園までお電話ください♪  
TEL:049-285-4351  
鶴ヶ島市富士見2-9-14 (東武東上線若葉駅より徒歩5分)

樹のたくさんある  
森の広い園庭

自然を体験! 五感を育む!

友達と協力して体験学習!

ひかりの子はリアル体験で学びます

## 学校法人 川越ひかり学園 ひかりの子認定こども園

川越市藤倉 2-15-16  
TEL: 049-245-9489

詳しくは  
ホームページへ!

ひかりの子認定こども園

- 中央保育園 小仙波町2丁目49-11
- 大東保育園 豊田本5丁目23-1
- 高階保育園 藤原町27-6
- 下田保育園 的場北2丁目12-8
- むさしの保育園 的場420-1
- 貴精保育園 今福1334-1
- 増美保育園 岸町3丁目28-1
- マーガレット保育園 天沼新田54-6
- 芳野保育園 谷中32-5
- 風の子保育園 松郷715-1
- はるかぜ保育園 大中居571-5
- 風の子第二保育園 松郷701-3
- 伊佐沼すまいる保育園 古谷上2237-1
- さくらんぼ保育園 砂新田6丁目12-8
- おがやの里しもだ保育園 小ヶ谷366-1
- かつらの木保育園 小室40-1
- ともいき保育園 笠幡1645-125
- 星の子のみり保育園 木野目1526
- 紀秀会川越やまだ保育園 山田516-9
- さくらんぼ第二保育園 笠幡237-6
- 高階すまいる保育園 諏訪町20-10
- 紀秀会川越南やまだ保育園 山田2025-5
- 川越市保育ステーション 中原町2丁目1-9

\*一時預かりの実施園は今後変更の可能性があります。

## ● 延長保育

全ての保育園で行っていますが、各保育園で時間が異なります。詳しくは各保育園にお尋ねください。

## ● 病児保育

保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産などのため、家庭で保育することができない病児または病児回復期の生後2か月～小学3年生までの児童を保育します。実施施設は、「育児サポート アイアイ(愛和病院建物西側

奥)」「みついきッズケア(三井病院内3階)」および「おさるのゆりかご(おげきこどもクリニック内)」と「ハートランドともいき(ともいき保育園内)」(病児回復期のみ)です。手続きについては、実施施設にお尋ねください。

□こども育成課 TEL 224-5724

□育児サポート アイアイ  
TEL 235-8926

□みついきッズケア  
TEL 080-1751-6554

□おさるのゆりかご  
TEL 265-8800

□ハートランドともいき  
TEL 227-3811

上記施設とは別に、以下の認可外保育施設においても病児保育を実施しています。詳しくは直接施設にお尋ねください。

□ここしあ保育園  
TEL 298-5226(病児保育直通)

## ● 子育て短期支援事業

こども家庭課 TEL 224-5821  
ひまわりルーム TEL 265-6801

## ▶ トワイライトステイ事業

保護者が、仕事やその他の理由により、平日の夜間に不在となり家庭において養育することが困難になった3歳から12歳になった年の年度末までの児童を保育します。実施施設は「ひまわりルーム」です。

## ▶ ショートステイ事業

保護者が、疾病や育児疲れその他の理由により、平日家庭において養育することが一時的に困難になった3歳から12歳になった年の年度末までの児童を養育します(宿泊可)。実施施設は「ひまわりルーム」です。

手続きについては、実施施設にお尋ねください。

## ● 幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設です。

4時間程度の教育時間に加えて、午後6時前後まで子どもを預けることができる園もあります。

私立幼稚園(市内には公立の幼稚園はありません)に入園を希望する方は、直接幼稚園にお尋ねください。

施設名	所在地	電話番号
あおば幼稚園	下新河岸65-2	244-3010
かすみ幼稚園	安比奈新田6-1	231-0805
川越幼稚園	中原町1-3-1	222-5139
川越あさひ幼稚園	旭町3-20-6	242-6732
川越白ゆり幼稚園	上戸189-9	232-1121
川越第二ひばり幼稚園	笠幡1600-3	232-2413
川越ひばり幼稚園	寺山466-1	226-0115
川越双葉幼稚園	幸町5-11	227-5258
川鶴ひばり幼稚園	川鶴3-10	233-2588
新河岸幼稚園	砂665-2	242-5161
第二ひつじ幼稚園	今成2-10-9	225-3208
高階幼稚園	砂新田4-1-1	242-2259
ながさわ幼稚園	鴨田856-2	223-2215

▶ 次ページに続く

〈広告〉



shichifuku  
七福

0・1・2歳のあたたかな学び舎。

幼稚園連携保育室 N's Garden

# 七福 - しちふく -

埼玉県川越市中原町2-6-19 TEL:049-298-7790

 本川越駅から徒歩2分



施設名	所在地	電話番号
ひつじ幼稚園	仙波町3-6-1	222-1743
ひまわり幼稚園	三久保町16-6	222-2492
ひまわり東幼稚園	郭町2-18-7	224-7950
ひまわり南幼稚園	寿町1-2288	242-4382
ふくはら幼稚園	今福1780-5	243-4216
藤原白百合幼稚園	藤原町22-10	244-5221
南双葉幼稚園	むさし野1-6	243-1021
みよしの幼稚園	的場1904-11	232-8870
ルンビニ幼稚園	宮元町1-14	222-2538

## 学童保育

### 教育財務課 TEL 224-5107

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童の健全な育成を図るため、市立32小学校内に学童保育室を設置しています。

詳しくは、教育財務課



にお尋ねください。

### 民間放課後児童クラブ

#### こども育成課 TEL 224-5724

各市立小学校内に設置している学童保育室のほか、民間事業者が運営する放課後児童クラブがあります。詳しくは各施設に直接お尋ねください。

施設名	所在地	電話番号
芳野キッズ (芳野保育園隣接)	谷中32-2	225-6451 (芳野保育園)
学童クラブ 山手ジュニア (川越本本校)	脇田町17-7	227-5011
学童クラブ 山手ジュニア (川越西口校)	新宿町 1-20-17	241-1511
学童クラブ 山手ジュニア (南古谷校)	並木241-1 シャンティ ビル1号館	236-1222
星の子児童クラブ (星の子乳児保育園 隣接)	並木210-1	235-2320 (星の子乳 児保育園)

## 児童の健全育成

### 児童手当など

#### ▶児童手当

##### こども政策課 TEL 224-6278

15歳の年度末までの子どもを養育している方に支給されます。受給者は父母のうち所得が高い方となります。出生や転入の際は、申請の手続きをしてください。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。ただし、月末の出生や転入の場合、出生・転出予定日の翌日から15日以内の申請で、出生・転出予定月の翌月分から手当の対象となります。請求事由が発生した後15日以内に災害などの理由で申請できなかった場合、理由がやんだ15日以内の請求でも受け付けできます。

申請の際は、受給者の健康保険証・受給者名義の振込先口座のわかるもの・マイナンバー関係書類(番号確認書類および本人確認書類)が必要です。また、世帯の状況に応じ、別途、書類が必要になる場合がありますので、詳しくはお尋ねください。

申請は、こども政策課(本庁舎3階)、市民センター・川越駅西口連絡所および郵送で受け付けます。なお、公務員の方は勤務先への申請となります。手当受給中に世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

受給者の所得が所得制限限度額を超過した場合、児童手当(本則給付)ではなく、特例給付が支給されます。ただし、所得上限限度額を超過した場合、手当は支給されません。

所得の制限について、詳しくはお尋ねください。また、令和6年度中に制度の改正が予定されています。

子どもの年齢	児童手当 (月額)	特例給付 (月額)
0～3歳になる月 まで	15,000円	一律 5,000円
3歳～小学校修了 まで(第1・2子)*	10,000円	
//(第3子以降)*	15,000円	
中学生	10,000円	

\*18歳の年度末までの子どもから順に数えます。

#### ▶児童扶養手当

##### こども家庭課 TEL 224-5821

父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計が同一でない家庭や父または母に一定の障害がある家庭で、18歳になる年の年度末までの児童(一定の障害がある児童は20歳になるまで)を養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。必要書類など、詳しくはお尋ねください。なお、手当受給中に世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

支給対象	支給額(月額)
1人目	10,740円～45,500円
2人目加算額	5,380円～10,750円
3人目以降加算額	1人につき 3,230円～6,450円

#### ▶特別児童扶養手当

##### こども政策課 TEL 224-6278

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを家庭で養育している父母、またはそれに代わる方に支給されます。ただし、所得制限があります。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。請求事由が発生した後15日以内に災害などの理由で申請できなかった場合、理由がやんだ15日以内の請求でも受け付けできます。必要書類など、詳しくはお尋ねください。なお、手当受給中に世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

障害の状態	支給額(月額)
1級(重度)	55,350円
2級(中度)	36,860円

#### ▶遺児手当

##### こども政策課 TEL 224-6278

父母のいない(父母が子どもと別居し、扶養していない場合も含み、養護施設に入所している者を除く)15歳の年度末までの子どもの保護者に、子ども1人当たり月額8,500円が支給されます。受給要件など、詳しくはお尋ねください。

## ▶川越市子育てファミリー 応援給付金

1歳未満の乳児の保護者で、支給申請時に、対象乳児と川越市内で同居している方に対し、申請により現金1万円を支給します。支給は対象の子ども1人につき1回限りです。

## ● 児童センター・児童館

### ▶児童センターこどもの城

児童センターこどもの城  
TEL 225-7289

プラネタリウム(1人100円・18歳以上も可)では、星座紹介などを行っています。

### ▶川越駅東口児童館 (クラッセ川越4階)

川越駅東口児童館 TEL 228-7719

### ▶高階児童館

(高階市民センター1階)

高階児童館 TEL 238-9525

児童センターこどもの城・川越駅東口児童館・高階児童館は、健全な遊びを通して、子どもたち(18歳未満)の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設です。

## ● 埼玉県川越児童相談所

### ▶埼玉県川越児童相談所

TEL 223-4152

所在地 宮元町33-1

子の養育・発達の遅れ・身体障害・性格傾向・非行・登校拒否など、18歳未満の子どもを取り巻くさまざまな問題に応じています。

相談日時

月～金曜日＝午前8時30分～午後6時15分(要電話予約)

## ● 児童虐待の通告・相談

児童虐待が疑われるときは、ご連絡ください(連絡した人が分からないように配慮しています)。

□ こども家庭課 TEL 224-5821

□ 児童虐待防止SOSセンター

TEL 0120-283-505

□ 埼玉県川越児童相談所

TEL 223-4152

□ 児童相談所虐待対応ダイヤル

TEL 189

□ 埼玉県虐待通報ダイヤル

TEL #7171

## 医療費助成

### ● こども医療費の助成

こども政策課 TEL 224-6278

18歳の年度末までの子どもについて、医療費のうち、医療保険適用後の一部負担金(食事療養標準負担額を除く)を助成します。

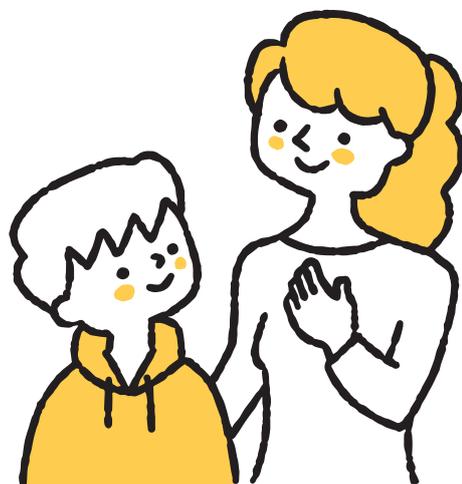
対象となる子どもには、出生届・転入届提出の際に登録申請書をお渡しします(出生届を市外または休日・夜間に提出した場合は後日郵送)。子どもの健康保険証・保護者の振込口座が分かるもの・マイナンバー関係書類(番号確認書類及び本人確認書類)を持参し、こども政策課(本庁舎3階)、市民センター・川越駅西口連絡所で早めに申請してください。

登録申請書については、郵送での申請も受け付けます。

### ● ひとり親家庭等医療費の助成

こども政策課 TEL 224-6278

父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計が同一でない家庭や、父または母に一定の障害がある家庭等で、18歳の年度末までの子ども(一定の障害がある子どもは20歳になるまで)とその養育者が、医療機関などにかかったときの保険診療による一部負担金(食事療養標準負担額を除く)を助成します。なお、所得制限があります。原則申請を受け付けた日の診療分から助成の対象となります。必要書類など、詳しくはお尋ねください。また、世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。



# 福祉

## 障害のある方

### 障害者総合支援法による福祉サービス

#### 障害者福祉課 TEL 224-5785

障害のある方が地域で自立した生活ができるように、各種サービスが受けられます。

#### 対象

身体、知的、精神(発達障害の方を含む)に障害のある方、難病等の方々

#### 内容

#### ①障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費の支給)

訪問系サービス(居宅介護等)、日中活動系サービス(生活介護等)、居住系サービス(施設入所支援等)があります。

#### ②補装具費の支給

身体に障害のある方、難病等の方が日常生活に必要な車椅子・義肢・補聴器・視覚障害者安全つえの購入などに要する費用を補助します。

#### ③自立支援医療費の支給

障害のある方が心身の障害の軽減等を図るため、必要な医療費の自己負担分の軽減(更生医療・精神通院医療・育成医療)が受けられます。

#### 障害者福祉課 TEL 224-5785

育成医療について＝

健康管理課管理給付担当

TEL 229-4124

### ● 身体障害者手帳・療育手帳

#### 障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者福祉法第15条指定医師が作成する市指定の診断書を添えて申請し、視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の各機能障害または肢体不自由で、法律に定められた程度以上の永続する機能障害があると認められる方に身体障害者手帳を交付します。

なお、身体障害者手帳の交付申請に添付する診断書の作成費用について、補助制度があります(限度額3,000円)。

また、療育手帳については市に申請し、県の機関である児童相談所または更生相談所で知的障害があると認定された方に手帳が交付されます。

### ● 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)

#### 障害者福祉課 TEL 224-5785

#### ▶精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(そううつ病、統合失調症等)で、一定以上の精神障害が認められていて長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が、市に申請することで、県から交付されます。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

\*申請書・診断書の配布、申請受け付けなどは保健所保健予防課でも行っています(手帳の交付に関しては対応できません)。

#### ▶自立支援医療(精神通院医療)

精神障害で定期的な通院治療を必要とする方が支払う医療費について、自己負担の一部を公費で負担する制度です。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

\*申請書・意見書の配布、申請受け付けなどは保健所保健予防課でも行っています。

#### 対象

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方

### ● 心身障害者手当など

#### 障害者福祉課 TEL 224-5785

#### ▶在宅心身障害者手当

在宅で心身に重度の障害のある方(身体障害者手帳1～3級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級)に手当を支給しています。

\*住民税が課税されている方、施設(障害者支援施設、特別養護老人ホーム等)に入所中の方・平成22年1月1日以降に65歳以上で新規に手帳を取得した方は、対象となりません。



## 手当額

区分	身1級・ ④・精1級	身2級・A	身3級・B・ 精2級
20歳 未満	月額 9,500円	月額 8,500円	月額 3,500円
20歳 以上	月額 6,000円	月額 5,000円	月額 3,000円

## 手続き

本人名義の預金通帳・身体障害者手帳(または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)・マイナンバー(個人番号)および本人確認書類を持って、障害者福祉課(本庁舎1階)までお越しください。

### ▶ 特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体の重度の障害のため、日常生活において常時特別介護を要する状態にある方(施設に入所中の方や、病院などに継続して3か月を超えて入院している方を除く)に支給します。

**手当額** 月額28,840円

所得に応じて支給の制限があります。

手当用診断書(市が指定した様式により指定医師が作成したもの)が必要となる場合があります。

### ▶ 障害児福祉手当

20歳未満で次のいずれかに該当する方。

- 身体障害者手帳1級および2級の一部の方
- 療育手帳④相当の方
- 精神障害・血液疾患などで上記の2つと同等の方

ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方や施設に入所中の方を除く。

**手当額** 月額15,690円

所得に応じて支給の制限があります。

手当用診断書(市が指定した様式により指定医師が作成したもの)が必要となる場合があります。

### ▶ 経過的措置による福祉手当

対象は、昭和61年4月1日の制度改正以前に20歳以上で、制度改正前の福祉手当を受給していた方です(障害

基礎年金・特別障害者手当の受給者や施設に入所している方を除く)。

**手当額** 月額15,690円

所得に応じて支給の制限があります。

## ● 自動車に関する補助・助成

**障害者福祉課 TEL 224-5785**

### ▶ 自動車運転免許取得費の補助

障害者手帳の交付を受けている方で運転免許の取得により就労(通勤)などの社会活動の拡大の見込みがある方を対象に補助を行っています。

**補助額** 必要経費の3分の2  
(上限10万円)

### ▶ ガソリン購入費の補助

両下肢の著しい機能障害により、常時車いすを使用し、就労(通勤)のため自分で所有する自動車を運転している方を対象に、ガソリン税に相当する金額を補助しています。

**限度額** 1か月あたり80リットル分のガソリン税相当額

### ▶ 自動車改造費の助成

身体障害者手帳の交付を受けている方で上肢、下肢または体幹機能に障害のある方に対し、就労に伴い本人が所有し運転する自動車の走行装置および駆動装置などの一部を改造する必要がある場合、費用を助成します(所得制限あり)。

**助成額** 上限10万円

## ● 有料道路料金の割引

**障害者福祉課 TEL 224-5785**

下記の対象となる自動車の有料道路料金を割引します。

### 対象

身体障害者手帳の交付を受けている方で、自ら運転する乗用自動車・貨物自動車、手帳所持者本人または親族などが所有する自動車。

身体に重度の障害のある方または重度の知的障害の方が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車・貨物自動車、手帳所持者本人または親族などが所有する自動車。

\*営業用の自動車を除きます。

## ● 軽自動車税種別割などの減免

**軽自動車税種別割 市民税課  
TEL 224-5637**

### ▶ 軽自動車税種別割の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、かつ、障害の程度が一定以上の方のためにもっぱら使用される軽自動車等については、軽自動車税種別割の減免制度があります。

### ▶ その他自動車に関する税金の減免

自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免については、下記までお尋ねください。

窓口	電話番号
埼玉県自動車税事務所 所沢支所	04-2998-1321
埼玉県自動車税事務所 課税第二担当	048-658-0227

\*自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免申請はどちらの窓口でも申請可能です。

\*一部の申請については、川越県税事務所(TEL 242-1801)でも受け付けできます。

## ● 旅客運賃・ 携帯電話料金の割引

**各会社窓口**

### ▶ 旅客運賃の割引、携帯電話料金の割引

障害者手帳を掲示することにより、各種交通機関の運賃、または携帯電話料金の割引が受けられる場合があります。ただし、一定の制限がありますので各窓口へお問い合わせください。

## ● 市内循環バス(川越シャトル)の特別乗車証

**障害者福祉課 TEL 224-5785**

障害者手帳の交付を受けた方などに、市内循環バス(川越シャトル)が無料で利用できる特別乗車証を交付します。手帳の種類や、障害者福祉サービスおよび地域生活支援事業の支給決定内容により、介護者も無料となる場合があります。詳しくはお尋ねください。



## ● 重度心身障害者タクシー 利用券・ガソリン利用券

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方にタクシー利用券またはガソリン利用券を交付しています。

市ホームページから電子申請ができます。

### ▶ タクシー利用券

県内に営業所のあるタクシーを利用するとき、初乗り料金相当分が割引となる利用券です。

### ▶ ガソリン利用券

市と協定を結んでいるガソリンスタンドで割引を受けることができる利用券です。

\*いずれか一つの利用券のみの交付となります。

## ● 日常生活用具費の支給

障害者福祉課 TEL 224-5785

### ▶ 日常生活用具費の支給

在宅で障害のある方、難病等の方に対し、日常生活をサポートするための用具費を支給します。

#### 支給対象となる用具の例

点字タイプライター・聴覚障害者用屋内信号装置・特殊寝台・電磁調理器・火災警報器・視覚障害者用時計など

## ● 重度身体障害者入浴サービス

障害者福祉課 TEL 224-5785

在宅で入浴が困難な身体に重度の障害のある方(介護保険対象者は除く)または高度な医療的なケアを要する重症の心身障害のある子に、巡回入浴車による訪問入浴サービスに要する費用を支給します。申し込みには、所定の医師の入浴意見書が必要です。

## ● NHK放送受信料の免除

障害者福祉課 TEL 224-5785

NHKさいたま放送局  
経営管理企画センター  
TEL 048-833-2045

障害のある方が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合、全額免除が受けられます。

視覚・聴覚に障害のある方または重度の障害のある方が世帯主で、かつ放送受信契約者の場合、半額免除が受けられます。

## ● 重度身体障害者寝具乾燥

障害者福祉課 TEL 224-5785

在宅で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方に対し、寝具を乾燥し、衛生と健康の保持を目的とする制度です。

## ● 重度身体障害者寝具丸洗い

障害者福祉課 TEL 224-5785

在宅で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方に対し、寝具を丸洗いし、衛生と健康の保持を目的とする制度です。

## ● 緊急通報システム

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方で、1人暮らしまたはそれに準じ、自宅に電話のある方に設置します。

## ● メール110番・FAX110番

埼玉県警察本部通信指令課  
TEL・FAX 048-832-0110

埼玉県警では、聴覚・言語に障害のある方などが事件や事故にあったとき、警察へ緊急通報できる手段として、携帯電話やパソコンから専用ホームページに接続し、文字対話方式(チャット)により通報するシステム「メール110番」や、ファクスを利用した「FAX110番」を開設しています。

通報用アドレス(URL)

<http://saitama110.jp/>

FAX110番(通報)

FAX 0120-264-110

## ● FAX119番

消防局指揮統制課

TEL 226-7408 FAX 225-2564

聴覚・言語に障害のある方が緊急時に利用できます。火事・救急の際にご利用ください。専用の用紙がありますので、緊急時に備え、あらかじめ必要事項を記入しておくようにしてください。なお、手話通訳者の手配が必要な場合はその旨を記入してください。FAX119番(通報)=FAX 119(局番なし)

## ● Net119緊急通報システム (Net119)

障害者福祉課

TEL 224-5785 FAX 225-3033

消防局指揮統制課

TEL 226-7408 FAX 225-2564

聴覚・言語に障害のある方が、携帯電話またはスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、ブラウザ上での項目選択および文字入力での119番通報が行えるシステムです。手話通訳者の手配が必要な場合は、通報時の入力欄に入力してください。

このシステムは登録制です。障害者手帳、利用を希望される携帯電話またはスマートフォンを持参し、障害者福祉課(本庁舎1階)で申請を行ってください。

申請書の配布場所は、障害者福祉課、川越地区消防組合各消防署・各分署です。また、川越市ホームページ、川越地区消防組合ホームページからダウンロードできます。

## ● 全身性障害者介護人派遣事業

障害者福祉課 TEL 224-5785

市内在住の18歳以上の全身性障害のある方で身体障害者手帳を持ち、特別障害者手当の支給に該当する方および脳性まひによる障害の程度が1級で、外出に当たり適当な介護者がいない方に派遣します。



福祉

## ● 重度障害者居宅改善整備費補助

障害者福祉課 TEL 224-5785

身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能障害の程度が1級または2級である者として記載されている方が住宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合、予算の範囲において改善工事費(上限40万円)を補助します。ただし、介護保険または日常生活用具給付の対象となる工事や、新築・改築・増築に際して行う工事は除きます。

## ● 視覚障害者 ガイドヘルパー

社会福祉協議会 TEL 225-5703

重度の視覚障害(身体障害者手帳1級)のある方が、社会生活を送るうえで外出する際に(原則市内)付き添いがなく、支障がある場合に移動を支援します。

## ● 手話通訳者の派遣

障害者福祉課  
TEL 224-5785 FAX 225-3033

手話を使う聴覚に障害のある方が、社会生活を送るうえで必要なときに、手話通訳者を派遣します。市ホームページから電子申請ができます。

## ● 要約筆記者の派遣

障害者福祉課  
TEL 224-5785 FAX 225-3033

要約筆記を必要とする聴覚に障害のある方が、社会生活を送るうえで必要なときに、要約筆記者を派遣します。

## ● 盲ろう者向け通訳・ 介助員の派遣

埼玉盲ろう者  
友の会派遣事業担当  
TEL・FAX 048-823-7080

盲ろう者(視覚・聴覚の両方に障害のある方)に対し、社会生活を送るうえで必要なときに、通訳・介助員を派遣します。

\*職員がいるのは、火～金曜日、午前9時30分から午後4時30分までです。

メールでの問い合わせ

haken.saitama-db@r9.dion.ne.jp

## ● 地域生活支援事業の サービス利用

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害のある方があらかじめ利用者登録することで屋外での移動の支援(移動支援)、事業所にて日中の活動の場の提供(日中一時支援)、創作活動または社会との交流の促進等(地域活動支援センター)などのサービスを受けます。

## ● 障害者等生活サポート事業

障害者福祉課 TEL 224-5785

障害のある方が、あらかじめ利用者登録することで、市へ登録した民間のサービス団体による一時預かり、介護人の派遣、介護に伴う送迎、外出のときの援助などのサービスを受けられます。

\*利用料基準単価の3分の1は自己負担。18歳未満の障害児は生計中心者の所得に応じて、登録団体の利用料の一部が補助されます。

## ● 埼玉県心身障害者 扶養共済制度

障害者福祉課 TEL 224-5785

心身に障害のある方を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納めると、保護者に万一のことがあった場合、残された心身に障害のある方に終身一定の年金が給付されます。

加入資格は知的障害のある方、身体障害者手帳1～3級所持の障害者、精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が前記の障害と同程度の方を扶養している65歳未満の方であって県内に住所を有し、特別の疾病または障害がなく、生命保険の被保険者となることのできる方です。

## ● 相談支援事業

障害者総合相談支援センター  
生活相談 TEL 293-9290  
就労相談 TEL 293-4319

障害のある方やそのご家族等へ総合的・専門的な相談支援や就労相談支援を行います。

## ● ファクスによる問い合わせ

電話の使用が困難な方は、ファクスをご利用ください。

- 川越市役所 FAX 225-2171
- 障害者福祉課 FAX 225-3033
- 社会福祉協議会 FAX 226-7666
- 職業センター FAX 232-9912
- みよしの支援センター FAX 229-2811
- 総合福祉センター・オアシス FAX 228-0202
- 障害者総合相談支援センター  
(生活相談) FAX 293-9291  
(就労相談) FAX 293-4329

## ● 障害のある子のための施設

▶ 川越市児童発達支援センター  
TEL 257-6900

発育発達に不安や心配のある就学前の子どもを対象に、一人ひとりの特性に応じた、適切かつ総合的な働きかけを行うことにより成長発達を促す通所支援を行います。

子どもの主体性を尊重し、一人ひとりの状況に応じた支援計画を立てて支援します。

\*利用にあたっては通所受給者証の申請が必要です。

▶ 障害児通所支援(通所給付費の支給)  
療育支援課 TEL 224-6247

児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援などの支援があります。

子どもの発達支援・相談などは、▶ 64ページに掲載しています。



福祉

## 高齢者

### 高齢者の生きがいを支援するために

#### ▶市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

70歳以上90歳未満の方には、1回の乗車につき100円で利用できる割引乗車証を発行します。また、90歳以上の方には無料乗車証を発行します。

#### ▶健康ふれあい入浴

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

65歳以上の方が、下記の入浴施設を利用する際に料金の一部(200円)を補助する利用券(年度6回分)を交付します。

- 川越湯遊ランド 新富町1丁目9-1
  - 小江戸はつかり温泉 渋井26-1
  - 小江戸温泉KASHIBA 松郷1313-1
  - 小さな旅 川越温泉 上野田町41-7
  - 天然温泉ふるさとの湯 坂戸市栗生田40
- \*利用できる施設が変更となる場合があります。

#### ▶敬老マッサージサービス

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

70歳以上の方(年度内に70歳に達する方)に、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうの利用券(年1回分)を交付します。

#### ▶長寿祝い金

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

9月1日現在、引き続き1年以上市内に住んでいる88歳、100歳、最高齢(男・女)の方にお贈りします。

88歳	20,000円
100歳	50,000円
最高齢(男・女)	50,000円

#### ▶金婚祝記念品

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

結婚50周年を迎える夫婦に、祝状と記念品を贈呈します。申請については、広報川越などでお知らせします。

#### ▶介護支援いきいきポイント事業

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

市の指定を受けた介護関連施設等でボランティア活動を行った際にポイントがたまり、翌年度に活動奨励金や市の特産品などと交換できます。

#### 対象

市内に住所を有する65歳以上で、活動の実施が可能な身体状況であり、登録研修を受講のうえ、登録手続きをした方

#### ▶老人クラブ

老人クラブ連合会事務局

(社会福祉協議会内) TEL 225-5703

豊かで健康な老後の生活を送るため、高齢者が、地域ごとに結成、活動しており、令和5年4月現在、81のクラブがあります。加入は、おおむね60歳以上の方が対象です。クラブの人数に応じて助成金を給付します。

#### ▶高齢者の働く機会

シルバー人材センター TEL 222-2075

働くことにより自らの生きがいを求める、60歳以上の健康な方を募集しています。

### ●高齢者の住環境のために

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

#### ▶住宅改善費助成

介護保険法に基づく要介護および要支援の認定を受けていない65歳以上の方が、要介護状態への進行予防のために、居宅の改善を行う場合、経費の一部を助成します。

市内に1年以上居住し、本人と同居者それぞれの市民税所得割が10万円以下の方などの対象要件があります。

助成金 対象経費の3分の1以内  
(限度額10万円)



福祉

<広告>

もしかして認知症?と思ったら…

**ものわすれ相談**

ふけびょういん 検索



**F** 富家病院  
FUKE  
完全予約制 ふじみ野市亀久保 2197  
☎ 049-264-8811



### ▶家具転倒防止器具等取付

65歳以上の方のみで構成される世帯に対し、家具の転倒防止器具の取り付けを行います。取り付け費用は、1世帯3台まで無料です。器具の費用については自己負担となります。

### ▶住替家賃助成

65歳以上で家主から立ち退きを要求され、他の民間賃貸住宅に転居した方に、家賃の差額および転居一時金を助成します。対象となるのは、65歳以上の1人暮らし世帯あるいは65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯で、1年以上市内に居住し、生計中心者の市民税所得割が非課税で転居後の家賃が6万5,000円未満の方です。ただし、生活保護受給者は対象外です。

**助成金** 限度額月3万円(10年間)。  
転居一時金は限度額6万円

### ▶高齢者住宅整備資金の貸付

60歳以上の親族と同居しているか同居しようとしている方が、高齢者専用の居室等を増改築する場合に資金を貸付けます。1年以上市内在住で、市税を完納の方。連帯保証人など一定の要件があります。

**貸付金** 200万円以内(無利子)

### ▶老人アパート

65歳以上の1人暮らしで、家主から立ち退きを要求されるなど緊急に住宅の確保が必要な方に、市が借り上げたアパートを提供しています。空室が出た場合、広報川越で募集します。

#### 要件

- ①生活保護受給者または市県民税が非課税
- ②引き続き市内に2年以上居住している
- ③独立して通常生活を営むことができる

## ●高齢者の生活支援のために

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

### ▶要介護高齢者手当

要介護高齢者に手当を支給。申請を受理した当月分から支給。

**対象** 65歳以上の在宅の要介護高齢者(要介護3~5の認定者)

**手当額(月額)** 8,000円

### ▶家族介護慰労金

要介護4または5と認定されている方を、主として在宅で介護している家族の方に慰労金(年間10万円)を支給。

#### 対象

次の条件を全て満たしている被保険者を、主として在宅で介護している家族の方

- 要介護4または5と認定された期間において、継続して1年間、介護保険のサービス(年間1週間以内の短期入所サービスの利用を除く)を利用していない(連続90日を越える長期入院があった場合、入院の前後の在宅期間を合わせて1年間とします)
- 要介護者、家族の方のいずれも市民税が非課税

### ▶紙おむつ給付

月額5,000円の範囲内で紙おむつを給付。申請を受理した翌月から給付。

#### 対象

65歳以上の在宅の要介護高齢者(要介護4~5の認定者または要介護1~3の認定者のうち一定の要件を満たす方)で、常時失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な方  
\*5,000円を超える場合は自己負担となります。

### ▶寝具丸洗い

年1回寝具の丸洗いを無料で行います。

#### 対象

65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割が非課税である方のうち、要介護高齢者手当受給者または、1人暮らしの方

### ▶訪問理美容サービス

理容師・美容師が、在宅の高齢者の居宅を訪問して調髪・カットを行います。1年度につき4回まで(決定日により回数異なります)。費用は1回あたり2,000円です。

#### 対象

65歳以上で、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、店まで出向くことが困難な在宅の高齢者のうち、要支援1・2または要介護1~5の認定者

### ▶日常生活用具給付・貸与

**給付** 自動消火器・火災警報器・電磁調理器

\*生計中心者の所得に応じて自己負担があります。

\*自動消火器・火災警報器については、市内在住の65歳以上で在宅の要介護高齢者(要介護1~5の認定者)と1人暮らしの方が対象です。

\*電磁調理器については、65歳以上で在宅の1人暮らしの方が対象です。

**貸与** 老人用電話

\*市民税所得割が非課税の65歳以上の1人暮らしかつ現に電話の権利を有しない方が対象です。通話料は本人負担です。

### ▶緊急通報システム

おおむね65歳以上の慢性疾患により常時注意を要する1人暮らしの方(日中独居世帯等を含む)で、電話加入者を対象に、緊急事態発生時に消防局に緊急通報ができる装置を貸与します。

**費用** 無料

\*ただし、日中独居世帯等は、所得に応じて費用の一部を負担。



福祉



### ▶ 配食サービス

65歳以上の1人暮らしの方(日中独居世帯等を含む)で、高齢・心身の障害などの理由により自分で調理や買い物することが困難な方に食事をお届けするとともに、安否を確認します。1日1食(昼食分または夕食分)、週4回まで。費用は、1食あたり500円。

### ▶ 救急情報キット

65歳以上の1人暮らし世帯等に、救急時に必要な情報(かかりつけの医療機関や緊急連絡先など)を記入・保管できるシート等を民生委員が配付します。

### ▶ 生活管理指導員等の派遣

介護保険法に基づく要介護および要支援の認定を受けておらず、介護予防・生活支援サービス対象者でない65歳以上の方のうち、基本的な生活習慣の欠如や対人関係の不成立などにより、社会適応が困難な方を対象に、生活管理指導員などを派遣し、日常生活に関する支援・指導を行います。

**費用** 世帯の生計中心者の前年分所得税額により異なります

**利用回数** 週1回、1時間以内

### ▶ 生活管理指導短期宿泊

介護保険法に基づく要介護および要支援の認定を受けていない65歳以上の方のうち、基本的な生活習慣が欠如している方を一時的に養護する必要がある場合、施設で短期間の宿泊により日常生活に対する支援・指導を行います。

**費用** 1日1,730円

**利用回数** 年度7日以内

## ● 成年後見等制度利用支援

高齢者いきがい課

TEL 224-5809

障害者総合相談支援センター

TEL 293-9290

認知症、知的障害、その他の精神上的障害があることにより物事を判断する能力が十分ではない方は、財産管理や介護施設への入所の契約を結んだり、遺産分割を行ったりすることが困難な場合があります。また、自分に不利益な契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような方を保護し支援するのが成年後見制度です。

成年後見(保佐・補助)の申し立てを行う場合に、親族がいない、または親族がいても申し立てを行うことが難しい方に対し、相談・支援を行います。成年後見人などへの報酬について、本人の所得状況により助成を行います。

## ● 川越市成年後見センター

川越市成年後見センター(オアシス内)

TEL 225-5703

成年後見制度に関する総合窓口として窓口相談や講座を行います。

電話での問い合わせも随時受け付けています。

## 地域福祉

### ● ボランティア支援活動

ボランティアを行いたい方、ボランティアの派遣を希望する方の相談は、下記の窓口で受け付けています。

#### ▶ 川越市ボランティアセンター

□ ボランティア室(オアシス内)

TEL 225-6931(火・水・金・土曜日、午前10時～午後3時)

□ ボランティアビューロー西(メルト内)

TEL 231-5730(水・土曜日、午前10時～午後3時)

□ ボランティアビューロー南(ジョイフル内)

TEL 248-0737(水・土曜日、午前10時～午後3時)

□ ボランティアビューロー保健センター(総合保健センター内)

TEL 226-0118(水・金曜日、午前10時～午後3時)

### ● 川越市自立相談支援センター

川越市自立相談支援センター

TEL 293-9413

失業、病気、家族の問題などが原因で、生活に困っている人からの相談に応じて、必要な情報提供等を行い、寄り添って自立へ向けたさまざまな支援を行っていきます。

## 福祉施設

### ● 川越市総合福祉センター・オアシス

川越市総合福祉センター・オアシス

TEL 228-0200

福祉の向上と地域福祉促進の拠点として高齢者および障害のある方の「自立支援」「生きがいづくり」「健康の維持・増進」を図る施設です。一般の方も利用できる温水プール・体育室があります。



## ● 老人福祉センター

西後楽会館(笠幡3574) TEL 232-6177

高齢者の健康増進と教育、レクリエーションのための施設。60歳以上の方は無料で利用できます。大浴場があります。

## ● 老人憩いの家

シルバー人材センター TEL 222-2075

教養の向上やレクリエーションなどの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るための施設です。60歳以上の方が無料で利用できます。

- 小ヶ谷老人憩いの家(小ヶ谷159-17) TEL 245-8494
- 高階北老人憩いの家(砂新田1丁目16-1) TEL 248-6565
- 川越駅東口老人憩いの家(菅原町23-10) TEL 228-7717

## ● 老人ホーム

高齢者いきがい課 TEL 224-5809

### ▶ 養護老人ホーム

環境上の理由および、経済的な理由により、在宅での生活が困難な65歳以上の方を対象にした施設です。本人と扶養義務者の所得に応じた負担があります。

- やまぶき荘(笠幡3590-2)  
TEL 231-1551

### ▶ 生活支援ハウス(メトレ)

1人での生活に不安がある高齢者に対し、住居・相談などのサービスを提供します。

#### 対象

市内に住所がある60歳以上で、次の要件を全て満たす方

- 1人暮らしまたは夫婦のみの世帯に属している
- 家族による援助を受けることが困難である
- 独立して生活することに不安がある

#### 費用

居住部分に係る利用料(所得により異なる)と光熱水費などの実費

## 生活保護・見舞金など

### ● 生活保護

生活福祉課 TEL 224-5784

収入が少なく、生活に困っている方へ経済的な支援を行うことで生活を安定させ、就労支援等によって自立できるようにお手伝いをします。

生活保護費は、最低限度の生活を維持できるよう国の基準に基づいて支給されます。経済的に困りの方は、ご相談ください。

### ● 見舞金など

#### ▶ 災害見舞金

福祉推進課 TEL 224-5769

災害により被災した方に見舞金を支給します(災害救助法の適用を受けないものに限る)。

療養期間がおおむね1か月以上の負傷	1人4万円
住居の全焼、全壊または流失	13万円
住居の半焼または半壊	7万円
住居の部分焼または水損	3万円
住居の床上浸水	7万円

#### ▶ 難病患者見舞金

障害者福祉課 TEL 224-5785

市内に1年以上住所を有し、指定難病医療受給者証(埼玉県発行)、特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、川越市小児慢性特定疾病医療受給者証(川越市発行)のいずれかの交付を受けている方が申請することにより、見舞金の支給が受けられます。市ホームページから電子申請ができます。

\*健康管理課(総合保健センター1階)でも申請受付を行っています。

### ● 戦没者遺族・戦傷病者の援護

福祉推進課 TEL 224-5769

戦没者の遺族および戦傷病者に対する給付金などの事務を行っています。

## ● 民生委員・児童委員

福祉推進課 TEL 224-5769

令和6年4月1日現在、493人の民生委員・児童委員が、生活に困っている方などの自立支援に必要な相談や援助を行っています。

傷病・失業・心身の障害・児童問題・ひとり親家庭・高齢者などの生活上のさまざまな問題でお困りのときは、各地区の民生委員・児童委員にご相談ください。

## 医療費助成

### ● 重度心身障害者医療費の助成

高齢・障害医療課 TEL 224-6195

身体障害者手帳1～4級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方、または埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方が、医療機関などにかかったときの保険診療による一部負担金を助成します。ただし、一定以上の所得がある場合は、支給を停止します。

登録が必要ですので、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つと健康保険証・預金通帳・印鑑・マイナンバー確認書類を持って、高齢・障害医療課(本庁舎2階)にお越しください。平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。



福祉



# 国保・後期高齢・年金

## 国民健康保険(国保)

### ● 国保の手続きと国民健康保険税(国保税)

国民健康保険課資格賦課担当 TEL 224-5833

国保は、病気やけが等に関して必要な保険給付を行う医療保険制度です。

#### ①国保へ加入する方

勤務先の健康保険・公務員などの共済保険・船員保険・後期高齢者医療制度などに加入している方、生活保護を受けている方、および健康保険加入者の扶養家族になっている方以外は、必ず加入しなければなりません。

日本に居住する外国人も、3か月を超える在留期間があり、ほかの保険に加入していない方は、国保に加入することになります。

**手続き** 下表を参考にして、14日以内(死亡の場合は7日以内)に届け出を済ませてください。

#### ②国保税(医療保険分・後期高齢者支援金等分・介護保険分)

税額の計算は医療保険分・後期高齢者支援金等分・介護保険分とも、前年中の所得に基づいて計算される所得割額と被保険者の人数によって計算される均等割額の合計額となります。介護保険分は、40歳から64歳までの方が対象です。国保税は、世帯主が納税義務者となります。

#### 国保の加入・脱退等の手続き

以下の書類に加えて、マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)が必要です。  
保険証の新規発行は、令和6年12月2日に終了となります。

こんなとき		届け出に必要な物
国保に加入	他の市区町村から転入してきたとき	<input type="checkbox"/> 転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	<input type="checkbox"/> 職場の健康保険をやめた証明書(健康保険資格喪失証明書など)
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	<input type="checkbox"/> 被扶養者から外れた証明書(健康保険資格喪失証明書など)
	子どもが生まれたとき	<input type="checkbox"/> 保険証
	生活保護を受けなくなったとき	<input type="checkbox"/> 生活保護廃止決定通知書
	外国人が加入するとき	<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> パスポート(*他の書類が必要となる場合があります)
国保を脱退	他の市区町村に転出するとき	<input type="checkbox"/> 保険証
	職場の健康保険に加入したとき	<input type="checkbox"/> 国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは健康保険資格取得証明書)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	<input type="checkbox"/> 国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは健康保険資格取得証明書)
	生活保護を受けるようになったとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 生活保護開始決定通知書
	国保被保険者が死亡したとき	<input type="checkbox"/> 保険証
その他	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	<input type="checkbox"/> 保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	施設入所のため別に住所を定めるとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 入園(在所)証明書 <input type="checkbox"/> 施設入所先の住民票
	修学のため別に住所を定めるとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 在学証明書(学生証の写し) <input type="checkbox"/> 修学先の住民票
	保険証を紛失したとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは本人確認書類(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 使えなくなった保険証(汚れて使えなくなったとき)

□ 所得割額(前年中の所得から算定される税額です)(総所得金額等-基礎控除額43万円)×所得割税率=所得割額

□ 均等割額(世帯の国保加入者の人数から算定される税額です)

区分	所得割税率	均等割額(1人当たり)	賦課限度額
医療保険分	7.25%	31,000円	65万円
後期高齢者支援金等分	2.40%	11,200円	22万円
介護保険分	2.00%	13,600円	17万円

\*65歳以上の方の介護保険料は、原則として年金からの差引きとなりますので、国保税での課税はありません。

#### ③国保税の減免

□ 不慮の事故や災害などの理由で、どうしても国保税を納めることができないときは、支払い延期(徴収猶予・分割納付)や減免の制度があります。

□ 出産する予定、または出産した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険税を減免します。出産予定日(または出産日)の属する月の前月から出産予定日(または出産日)の属する月の翌々月までの4か月が対象で減免には届出が必要です。



## 国保で受けられる 給付と手続き

国民健康保険課保険給付担当  
TEL 224-5836

### ▶医療費

医療機関などに保険証を提示してください。

皆さんが支払う費用(一部負担金)は、掛かった医療費の3割です。なお、義務教育就学前は2割、70歳以上で保険証兼高齢受給者証をお持ちの方は、掛かった医療費の2割または3割です。

緊急の場合などやむを得ない理由で保険証を提示しないで医療行為を受けたときは、医療費全額を医療機関などで支払うこととなりますが、申請により一部支給される場合があります。

疾病や災害などの特別な事情で生活が著しく困難なときは、一部負担金の減免が受けられる場合があります。

### ▶出産育児一時金の支給

市の国保に加入している方が出産した場合には、出産育児一時金が支給されます。

なお、出産育児一時金を市の国保が医療機関へ直接支払うことで、被保険者の負担を軽減する制度(直接支払制度)があります。この制度を利用する場合、出産前に出産予定の医療機関へお申し出ください。

直接支払制度を利用しない場合、または直接支払制度を利用した場合でも、出産に要した費用が支給額に満たなかった場合には、医療機関との精算を行った後、市の国保への申請が必要となります。

#### 支給額

48万8千円(産科医療補償制度対象分娩の場合は50万円)

\*令和5年3月31日以前の出産は支給額が異なります。詳しくは、お尋ねください。

#### 申請に必要なもの

- 出産者の保険証
- 振込先口座を確認できる物  
\*公金受取口座を利用する場合は不要です
- 領収書(産科医療補償制度対象分娩の場合は、所定の文言が明記された物)

直接支払制度の利用に関する合意文書の写し

( 妊娠85日以上の子死産、流産の場合)は死産証明または死胎埋火葬許可証の写し

マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

なお、出産育児一時金の支給が見込まれる世帯に、事前に出産費用を貸し付ける制度もあります。詳しくは、お尋ねください。

### ▶葬祭費の支給

市の国保に加入している方が死亡し、葬祭を行った場合には、葬祭を執行した方に、葬祭費が支給されます。ただし、社会保険などから同等の給付を受けた方を除きます。

支給額 5万円

#### 申請に必要なもの

- 亡くなられた方の保険証
- 振込先口座を確認できる物  
\*公金受取口座を利用する場合は不要です
- 葬祭を執行した方が確認できる会葬礼状など
- マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

### ▶高額療養費の支給

同一月に支払った医療費(保険診療の対象とならない医療行為や食事療養費は除く)の自己負担額が一定額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給します。該当する場合には診療月の2か月から3か月後に世帯主あてに申請書を送ります。

#### 申請に必要なもの

- 申請書
- 振込先口座を確認できる物  
\*公金受取口座を利用する場合は不要です
- 医療費の領収書
- マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

### ▶限度額適用認定証

事前に医療費が高額になることが分かっている場合、限度額適用認定証の交付申請をし、認定証を医療機関窓口に掲示することで、同一月における1医療機関での窓口負担が一定額までとなります。70歳未満の方は納期限を過ぎた国保税に未納がある場合には、交付できません。70歳以上の方

は交付対象となるか事前にお問い合わせください。

#### 申請に必要なもの

- 認定証の対象となる方の保険証
- マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

\*マイナ保険証でも限度額適用が可能です。詳しくはお尋ねください。

### ▶保険診療の対象とならない場合

国保の給付は健康診断、予防接種、正常な妊娠・分娩、経済的理由による妊娠中絶、美容整形、差額ベッド料金、歯列矯正には適用されません。また、犯罪行為・けんか・飲酒などによるケガも給付が制限されます。

### ▶傷病手当金

市の国保に加入している方で、令和5年5月7日までに新型コロナウイルスに感染し、仕事を休んだ被用者(会社員等)に対し、申請により傷病手当金が支給されます。詳しくはお尋ねください。

### ▶交通事故などの治療費一時立て替え

交通事故などで第三者から傷害を受けた際の治療費は、過失割合に応じて加害者の負担になります。しかし、和解に時間がかかったり、加害者に当座の支払い能力がない場合には、国保が治療費の7割(または8割)を一時立て替え、後日、加害者に返済してもらいます。保険証を使用するときは、必ず市の国保に届け出てください。

## ● 特定健康診査・脳ドック

国民健康保険課管理保健担当  
TEL 224-6147

### ▶特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的に、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

市の国保に加入している40歳から74歳までの方が対象です。「特定健康診査受診券」と保険証を指定医療機関に持参し、6月から翌年1月までに個別に受診してください。

健診の結果により保健指導が必要な方には「特定保健指導利用券」を送付します。特定保健指導実施機関で保健指導を受けてください。



## ▶ 特定健康診査の検査項目

### セットA 無料

- 問診 □診察
- 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- 血圧測定 □血液検査
- 尿検査 □胸部X線撮影

### セットB 500円

- セットA+心電図検査、眼底検査

### セットC 8,500円

- セットB+腹部超音波検査、肺活量ほか

\*特定健康診査と同時に胃がん検診等の個別がん検診を受けることができます。詳しくは、がん検診等(▶92ページ)をご確認ください。

## ▶ 脳ドック検診費の一部補助

市の国保に加入している40歳から74歳までで、国保税を納期到来分まで完納している方を対象に年度(4月～翌年3月)につき1回、脳ドック検査費の一部を補助しています。脳ドック実施医療機関であれば、どこで受けても助成の対象となります。受検後に保険証・領収書(原本。MRI・MRA等検査項目が分かるもの)・預貯金通帳を持って、国民健康保険課(本庁舎2階)・市民センター・川越駅西口連絡所で申請してください。



国保・後期高齢・年金

(広告)



## なかや頭痛脳神経クリニック

### 脳神経外科・内科

脳と頭痛のことはお気軽にご相談ください。  
MRI 脳ドック WEB予約受付してます

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:30	●	●	●	/	●	◎	/
14:30~18:00	●	●	●	/	●	/	/

◎土曜は9:00~13:30  
※受付は診療終了30分前までです。  
休日 木曜、日曜、祝日  
ふじみ野市上福岡1-6-23MDビル1F  
上福岡駅東口から徒歩2分  
**☎049-238-4678**

なかや頭痛脳神経クリニック 検索 

## 後期高齢者医療制度

### ● 被保険者になる方

高齢・障害医療課後期高齢者医療資格担当  
TEL 224-5842

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあると埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定(障害認定)を受けた方

なお、上記の条件に該当していても、生活保護法により保護を受けている方や適用除外とすべき特別の理由(日本国内に住民登録をしていない方など)がある方は、被保険者になりません。

### ● 保険料について

高齢・障害医療課後期高齢者医療資格担当  
TEL 224-5842

#### ①均等割と所得割

保険料は埼玉県後期高齢者医療広域連合が賦課します。加入している全ての被保険者が個人ごとに保険料を負担することになります。保険料は、加入した月(75歳の誕生日や転入した月など)から、均等割(被保険者全ての方が等しく負担する部分)と所得割(被保険者本人の所得に応じて負担する部分)が賦課されます。なお、世帯の所得に応じて軽減措置が講じられます。また、被保険者となる前日に被用者保険(国民健康保険・国民健康保険組合以外の医療保険)の被扶養者であった方は所得割額がかからず、均等割額が加入後2年間に限り5割軽減されます。

#### ②保険料の納め方

##### 特別徴収

保険料は、原則公的年金から差し引き(特別徴収)されます。保険料の納付方法を特別徴収から普通徴収に変更することを希望する場合は、保険料納付方法変更申出書を提出することで、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。申し出から口座振替の開始(年金からの差し引きの中止)までは、2~3か月必要です。

##### 普通徴収

介護保険料を特別徴収されている年金受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の1回あたりの特別徴収の合算額が介護保険料を特別徴収されている年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える方は、納入通知書で納付する普通徴収になります。また、年度途中で被保険者になる方や転入した方なども、普通徴収になります。

#### ③保険料の納付相談について

##### 分割納付

被保険者本人または同居している家族の病気などにより、多額の出費があった場合などの特別な事情があり、定められた納期では保険料の納付が困難な場合は、保険料を分割して納付する方法もありますのでご相談ください。

##### 減免制度

被保険者または生計維持者の収入が、事業における損失などにより著しく減少した場合や、被保険者または生計維持者が災害などにより住宅などに著しい損害を受けた場合など、必要があると認められる方には、申請による保険料の減免制度があります。

### ● 給付について

高齢・障害医療課後期高齢者医療給付担当  
TEL 224-5842

#### ①医療機関窓口での自己負担割合

被保険者が医療機関などの窓口で支払う一部負担金は、掛かった医療費の「1割から3割」です。世帯の中の後期高齢者全員の市県民税課税所得(総所得金額-所得控除合計額)が145万円未満の場合は、一部負担金は「2割」になります。なお、市県民税課税所得が145万円以上でも、基準収入額適用により「2割」になる場合があります。また、世帯の中の後期高齢者全員の市県民税課税所得(総所得金額-所得控除合計額)が28万円未満の場合は、一部負担金は「1割」になります。なお、市県民税課税所得が28万円以上でも、世帯の中の後期高齢者が1人だけの場合は「年金収入とその他の合計所得金額」が200万円未満の場合、また、世帯の中の後期高齢者が2人以上の場合は「年金収入とその他の合計所得金額」が320万円未満の場合も、一部負担金は「1割」になります。

## ②自己負担限度額と高額療養費の支給

1か月の医療機関での一部負担金の支払額が自己負担限度額を超えた場合は、高額療養費が支給されます。高額療養費の額は、外来を「個人単位」で計算した後に、外来+入院を「世帯単位」で計算します。該当する方には、初回のみ診療月のおよそ3か月後に高額療養費の申請書を郵送します。一度申請すると、次回該当した際は自動的に申請書に記載された口座に振り込まれるようになります。

低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、医療機関の窓口に表示することで、自己負担限度額および食事(生活)療養標準負担額の適用を受けることができます。

自己負担限度額が3割の被保険者も、所得に応じて現役並み所得者Ⅰ・現役並み所得者Ⅱ・現役並み所得者Ⅲの3区分に分けられます。

このうち、現役並み所得Ⅰ・現役並み所得Ⅱにあたる方は、限度額適用認定証の交付対象となり、一部負担金が自己負担限度額までとなります。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の交付を受けるには、所得の申告が必要になります。なお、マイナ保険証を利用すれば限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の申請は不要となります。

## ③療養費の支給

医師の指示で作製した治療用装具(コルセットなど)の費用について、申請することにより、一部負担金相当額を除いた額が支給されます。その他の療養費の申請など、詳しくはお尋ねください。

### 申請に必要なもの

- 医師の診断書(意見書)
- 領収書
- 印鑑
- 預金通帳 など

## ④葬祭費の支給

被保険者が亡くなられたとき、その葬祭を行った喪主(葬祭執行者)の方に5万円支給されます。

### 申請に必要なもの

- 会葬礼状の写しまたは葬祭費用の領収書の写し(喪主(葬祭執行者)の氏名が記載されているもの)
- 喪主(葬祭執行者)の印鑑
- 喪主(葬祭執行者)の預金通帳

## ⑤健康診査・人間ドック

被保険者の健康を保持するために、健康診査を実施します。この健康診査は糖尿病などの生活習慣病などを早期発見し、予防・改善することを目的としています。指定の医療機関に事前に問い合わせしてから、保険証と受診券を持参して受診してください。受診券は事前に健康診査実施医療機関一覧とともに送付します。

## ⑥交通事故などの治療費一時立て替え

交通事故など第三者(加害者)による行為でけがなどをした場合、治療費は過失割合に応じて加害者の負担になります。しかし、治療費を支払う前に届け出ること、埼玉県後期高齢者医療広域連合で治療に掛かる費用を一時的に立て替え、後で加害者に請求することができます。治療を受けるときには、高齢・障害医療課の窓口で「第三者の行為による被害届」の手続きを速やかに行ってください。なお、示談の内容または加害者から治療費を受け取るなどにより、後期高齢者医療制度での治療を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

## ⑦傷病手当金

後期高齢者医療被保険者で令和5年5月7日までに新型コロナウイルスに感染し、仕事を休んだ被用者(会社員)に対し申請により傷病手当金が支給されます。詳しくはお尋ねください。

# 国民年金

## ● 国民年金の加入と保険料

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

### ▶ 国民年金の加入

国民年金は、全ての国民を対象に高齢・障害・死亡のとき、年金を支給し、健全な国民生活の維持と向上に寄与することを目的としています。

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方は、厚生年金の加入者とその被扶養配偶者を除いて、国民年金第1号被保険者になります。

### ▶ 保険料

月額16,980円(令和6年度)

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)が、希望により付加年金保険料月額400円を納めた場合は、納めた期間に応じて加算された老齢基礎年金が支給されます。

### ▶ 保険料の免除・学生納付特例・納付猶予

第1号被保険者(任意加入者を除く)のうち、経済的理由により、保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度があります。

免除制度には全額免除と一部(4分の3・半額・4分の1)免除があります。本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合には、申請書を提出し、承認を受けると保険料の納付が免除されます。全額納付した場合に比べ、全額免除期間は2分の1に、4分の3免除期間(4分の1の額を納める)は8分の5に、半額免除期間(半額を納める)は4分の3に、4分の1免除期間(4分の3の額を納める)は8分の7に年金額が減額されます。

学生本人の所得が一定以下の場合には、学生納付特例制度があります。申請書を提出し、承認を受けると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。納付特例期間は年金受給資格期間には算入されますが、免除期間とは違い、年金額には反映されません。

学生以外の50歳未満の方は本人および配偶者の所得が一定以下の場合には、納付猶予制度があります。申請書を提出し承認を受けると保険料の納付が猶予されます。納付猶予期間は年金受給資格期間には算入されますが、免除期間とは違い、年金額には反映されません。

保険料の免除申請・学生納付特例申請・納付猶予申請は、基本的に毎年手続きが必要です。詳しくは市民課にお尋ねください。

平成28年7月から納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

\*震災・風水害・火災等により被害を受けた場合、免除になる場合があります。  
\*新型コロナウイルスの影響により、所得が減ったときも免除になる場合があります。(学生納付特例は令和5年3月まで、全額免除等については令和5年6月までの期間)詳しくはお尋ねください。



### ▶ 保険料の追納

免除や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、年金を受ける前であれば10年前までさかのぼって納めることができます。追納額は、3年度目以降、当時の保険料に政令で定める一定の額を加算したものになります。追納した期間については、通常納めた期間と同様の計算で老齢基礎年金が支給されます。詳しくは川越年金事務所にお尋ねください。

### ▶ 社会保険料控除

支払った国民年金の保険料は、年末調整や確定申告のときに控除されます。

### ▶ 産前産後の保険料免除

出産予定日または出産日の前月から4か月分(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月分)の保険料を免除し、その期間は保険料を支払ったものと見なします。免除を受けるには届け出が必要です。

#### 対象

第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

## ● 年金の種類と支給条件

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

### ▶ 老齢基礎年金

保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間・合算対象期間などを合わせた資格期間が10年以上ある方が、65歳に達したときから受けられます。

\*平成29年8月より、資格期間が10年に短縮されました。

### ▶ 繰り上げ受給・繰り下げ受給

老齢基礎年金は、原則65歳から支給されますが、希望により60歳から64歳での繰り上げ支給、または66歳以降の繰り下げ支給も選択可能です。

#### 昭和37年4月1日以前生まれの人

(支給率は月単位で変わります)

繰り上げ支給率(減額率=0.5%×繰り上げ月数)

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
支給率	70%	76%	82%	88%	94%	100%

◎ 昭和37年4月1日以前生まれの人が60歳と2か月で請求した場合

減額率=0.5%×58か月=29%

支給率=100%-29%=71%

#### 昭和37年4月2日以降生まれの人

繰り上げ支給率(減額率=0.4%×繰り上げ月数)

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
支給率	76%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100%

繰り下げ支給率(増額率=0.7%×繰り下げ月数)

66歳から75歳(※)の間で請求することができます。

\*昭和27年4月1日以前生まれの方(または平成29年3月31日以前に老齢基礎(厚生)年金を受け取る権利が発生している方)は、繰り下げの上限年齢が70歳(権利が発生してから5年後)までとなります。

年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
支給率	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
支給率	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

◎ 66歳と5か月で請求した場合

増額率=0.7%×17か月=11.9%

支給率=100%+11.9%=111.9%

\*他の公的年金と併せて支給される場合は、併給調整がありますので、請求にあたってはあらかじめご相談ください。

### ▶ 障害基礎年金

国民年金の加入期間中あるいは20歳前に初診日がある病気やけががもとで国民年金法に定められた障害の状態(1・2級)になったときに受けられます(保険料の納付要件があります)。

### ▶ 遺族基礎年金

国民年金の加入者または老齢基礎年金を受けられる資格がある方などが亡くなったとき、その方が生計を維持していた子を持つ妻または夫が子(子とは、18歳到達年度末までの間にある子か20歳未満で1・2級の障害のある子に限られます)に支給されます。保険料の納付要件があります。

## ● あなたの加入する国民年金

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

種類	該当する方	保険料の納め方
第1号被保険者	日本国内に住所がある自営業・学生など(厚生年金に加入していない)20歳以上60歳未満の方	年金事務所から送られる「納付通知書」によって金融機関・コンビニエンスストアなどで納めてください(任意加入被保険者のうち、①③の方は、原則として口座振替・クレジットカード納付となります) *領収書は大切に保管してください *便利な口座振替・クレジットカード納付をご利用ください
任意加入被保険者	①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方 ②日本国内に住所がない20歳以上65歳未満の日本人 ③65歳に達しても年金受給権が確保できない方は、70歳になるまで加入できます(昭和40年4月1日以前に生まれの方で受給資格期間を満たすまで)	
第2号被保険者	厚生年金の加入者 *平成27年10月共済年金は厚生年金に統一されました	給料から厚生年金保険料として差し引かれ、その中に基礎年金部分として、国民年金保険料が含まれています
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻など)で20歳以上60歳未満の方	第2号被保険者の加入している年金制度がまとめて負担しているため、自分で納める必要はありません

## ● 国民年金の種類と支給額

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

年金の種類	支給額(令和6年度)
老齢基礎年金	満額816,000円 未納・免除などがある場合の金額の計算方法については、お尋ねください。
障害基礎年金	1級=1,020,000円 2級=816,000円 *子どもには加算があります。 1人目・2人目(1人につき)=234,800円 3人目以降(1人につき)=78,300円
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>□妻(夫)が受けるとき 子ども1人=1,050,800円 子ども2人=1,285,600円 子ども3人目以降は、1人につき78,300円加算</li> <li>□子どもが受けるとき 子ども1人=816,000円 子ども2人=1,050,800円 子ども3人目以降は、1人につき78,300円加算</li> </ul>
寡婦年金	夫が受けることができた第1号被保険者期間に係る基礎年金額の4分の3
死亡一時金	保険料を3年以上納めたとき、期間により12万円から32万円

\*年金の受給資格・必要書類などは、それぞれの状況によって異なります。

## ● 特別障害給付金

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害のある方に福祉的措置として、「特別障害給付金制度」が創設されました。

### ▶ 支給の対象になる方

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象だった学生
  - ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象だった被用者(厚生年金・共済年金などの加入者)の配偶者
- ①②の期間に障害の初診があり、国民年金法の1・2級の障害に該当する方に限られます。

請求は65歳の誕生日の前々日までに行う必要があります。

### ▶ 支給額(令和6年度)

- 1級 55,350円(月額)
- 2級 44,280円(月額)

## ● 年金、こんなときは市役所への届け出が必要です

こんなとき(職業などによって種類が変わります)	届け出	必要書類
会社を退職したとき(第2号→第1号)	国民年金被保険者資格取得届	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書または離職証明書等
配偶者の扶養でなくなったとき・ 配偶者が会社をやめたとき(第3号→第1号)	種別変更届	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(持っている方) <input type="checkbox"/> 身分証明書

## ● 年金相談

川越年金事務所 TEL 242-2657

日本年金機構川越年金事務所では、年金に関する相談に応じています。

### ▶ 年金の請求や受給後の諸手続について

ねんきんダイヤル

TEL 0570-05-1165

(050から始まる電話からは)

TEL 03-6700-1165

### ▶ 受付時間

月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

週初めの開所日は午後7時まで

第2土曜日

午前9時30分～午後4時まで

\*年金事務所での予約受付専用

TEL 0570-05-4890

月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

## ● 国民年金基金

全国国民年金基金首都圏支部

TEL 0120-65-4192

自営業などの方を対象に、ゆとりある老後のため、基礎年金の上乗せ給付を行う制度で、都道府県ごとに1つずつ設けられています。ただし、国民年金の保険料を免除されている方・農業者年金に加入している方・付加年金に加入している方は、この基金に加入できません。また、加入した方は、任意に脱退することはできません。

掛け金・給付額・納付方法は、選択する給付の型・口数・加入するときの年齢によって異なります。



# 介護保険

## 介護保険

介護保険制度は、加齢による病気などで介護や日常生活の支援が必要になった方が、必要に応じてさまざまな介護サービスを利用できる制度です。

保険者は市で、被保険者は65歳以上の方全員と40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

### 資格

介護保険課 TEL 224-5817

**被保険者となる方** 次のいずれかに該当する方が、川越市の介護保険の被保険者(加入者)となります。

- ①市内に住所を有する65歳以上の方(第1号被保険者)
- ②市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)

### 介護保険の被保険者証

- ①第1号被保険者:65歳になったとき介護保険課から郵送します。
  - ②第2号被保険者:40~64歳の方が、特定疾病を原因として要介護認定を受けたときに、結果通知に合わせて交付します。
- \*特定疾病:がん、脳血管疾患など16種類の病気

(広告)

介護保険

## ちょっと待った!!

そのリフォーム、**助成金 or 補助金**が出るかも知れません!!

高齢者のためのバリアフリー・リフォームは是非一度ご相談ください。

### 地元密着のリフォーム会社★室内、屋外どこでもおまかせ下さい!

業務内容 — **助成金・補助金**の申請のお手伝いをしております —

◆バリアフリー・介護リフォーム	◆耐震リフォーム	◎迅速対応	◎見積無料
◆増築、改築、減築、リフォーム	◆エクステリア	◆設備の交換	
◆水回りのリフォーム	◆屋根リフォーム	◆ハウスクリーニング	
◆内装リフォーム	◆外壁、外構リフォーム	◆原状回復工事	

株式会社 **サントウ建設** 川越市寺山23-4  
サントウ建設 [検索](#) ☎ **0120-285-310** 

皆様のお悩み  
何でもご相談下さい!!  
**地元密着の便利屋さん**  
専門のスタッフ達が何でも解決致します。

**業務内容**  
片付け・不用品回収・ゴミ処分・引越し・害虫駆除  
遺品整理・ハウスマンテナンス・リフォーム・修繕・不動産  
その他、何でもご対応致します。

お見積り・ご相談 **無料**です

サントウ建設グループ  
**便利屋あんしんサポートセンター** ☎ **0120-285-310**  
〒350-0827 川越市寺山23-4

▶ 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、本人および世帯の前年の所得の状況などによって13段階(下の表)に区分され、それぞれの段階ごとに市が保険料の額を定めます。

保険料の額は年額で定められますが、年度の途中で資格を取得または喪失した場合は、資格を有していた月数に応じて計算されます。

▶ 介護保険料の納め方

第1号被保険者の保険料は、原則として、老齢退職年金・遺族年金・障害年金からの差し引きにより納めます(特別徴収)。ただし、年度途中で65歳になった方や転入された方、年金を受給していない方や年金額が年額18万円未満の方などは、市から送付される納付書により金融機関などで納めます(普通徴収)。

▶ 介護保険料の減免

第1号被保険者の保険料について、災害による損害や病気などによる収入減少が著しいとき、または生活保護に準じるような生活状況のときには、申請による保険料減免制度があります。

▶ 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、加入する医療保険の保険料に上乗せし、医療保険料の一部として医療保険者へ納めます。保険料の計算方法や金額は、加入している医療保険によって異なります。

▶ 第1号被保険者の介護保険料(令和6年度～)

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	月額保険料*	年額保険料*
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金受給者</li> <li>世帯全員住民税非課税で前年課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者</li> </ul>	0.455 (0.285)	2,652円 (1,661円)	31,831円 (19,938円)
第2段階	世帯全員住民税非課税で前年課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の者	0.685 (0.485)	3,993円 (2,827円)	47,922円 (33,930円)
第3段階	世帯全員住民税非課税で前年課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える者	0.69 (0.685)	4,022円 (3,993円)	48,272円 (47,922円)
第4段階	課税世帯かつ、本人住民税非課税で前年課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	0.90	5,247円	62,964円
第5段階	課税世帯かつ、本人住民税非課税で前年課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える者	1.00 【基準額】	5,830円	69,960円
第6段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が125万円未満の者	1.15	6,704円	80,454円
第7段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が125万円以上190万円未満の者	1.30	7,579円	90,948円
第8段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が190万円以上400万円未満の者	1.60	9,328円	111,936円
第9段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	1.80	10,494円	125,928円
第10段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	1.90	11,077円	132,924円
第11段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	2.00	11,660円	139,920円
第12段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の者	2.20	12,826円	153,912円
第13段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が1,000万円以上の者	2.40	13,992円	167,904円

\* ( )内の割合・金額は、公費による低所得者に対する軽減賦課適用後のものです。  
保険料賦課額は、年額保険料の100円未満を切り捨てた額となります。

— ( 告 )

株式会社 **emile Care**  
**エミール介護センター**



介護でお困りの方  
エミール介護センターがお手伝いします。

- 訪問入浴介護
- 福祉用具レンタル
- 住宅改修工事
- 福祉用具販売

**TEL 049-241-8182**  
川越市砂新田1-13-15

— ( 告 )

**国薬訪問看護  
リハビリステーション**  
24時間365日対応



〒350-0061 川越市喜多町4-4  
**TEL: 049-227-0005**

営業時間 8:30~17:30  
(日曜日・年末年始を除く)  
お気軽にお問い合わせください。



## ● 認定

### 介護保険課 TEL 224-6405

介護保険のサービスを利用するためには、介護や支援が必要な状態であると認定されることが必要です。認定申請は、介護保険課（本庁舎3階）で行ってください。

また、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）・地域包括支援センター・介護保険施設などに申請を依頼すること（代行申請）もできます。認定申請をすると、原則として30日以内に結果が通知されます。

なお、転入された方が前住所地で要介護認定を受けていた場合、転入日から14日以内に介護保険課で転入継続手続きを行うと、前住所地での要介護度を引き継ぐことができます。

## ● 介護保険サービスの内容

### 介護保険課 TEL 224-6402

介護保険のサービスは、認定申請をして「要支援1・2」または「要介護1～5」と認定された方が利用できます。また、要介護度に応じて、利用できるサービスの種類や量が決められています。

#### ▶ 居宅サービス（介護予防サービス）

- 訪問介護
- 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）
- 訪問看護（介護予防訪問看護）
- 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
- 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）
- 通所介護
- 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
- 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
- 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）
- 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）
- 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

### 地域密着型サービス （地域密着型介護予防サービス）

- 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
- 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
- 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護

### 施設サービス

原則「要介護3～5」と認定された方のみ利用可。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

「要介護1～5」と認定された方のみ利用可。

- 介護老人保健施設
- 介護医療院

### その他のサービス

#### ① 福祉用具購入費の支給

腰掛け便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器の6種類が対象です。なお、一部の福祉用具（\*）は貸与と購入を選択できます。（令和6年4月から）

\*固定用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

#### ② 住宅改修費の支給

手すりの取り付け・段差の解消・滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更・引き戸などへの扉の取り替え・洋式便器などへの便器の取り替えおよび、これらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修が対象です。



介護  
保険

〈 広 告 〉

## 医療法人新正会 ふじみ野介護老人保健施設



# ベテラン館

介護でお困りの方  
お気軽にご相談ください!

ふじみ野市亀久保1833-5  
☎ 049-278-7110



<https://mashibamed.com/fujiminoveterankan/>

介護保険のサービスを受けたときは、保険対象サービス費用の7割から9割が保険から給付され、残りの1割から3割を利用者が負担します。また、施設に入所した場合、居住費および食費などは利用者の自己負担になります。

利用者負担に対して、次のような軽減制度があります。

▶ 高額介護(介護予防)サービス費支給制度

介護保険のサービスの1割から3割の利用者負担額が一定の金額を超えた場合、その超えた分を高額介護(介護予防)サービス費として支給します。同一世帯に複数の利用者があるときは、その利用者負担額を合算した額で算定します。該当する方には申請書を送付しますので、振込先など必要事項をご記入の上、提出してください。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収約770万円以上約1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約383万円以上約770万円未満の方	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
<input type="checkbox"/> 高齢福祉年金受給者の方 <input type="checkbox"/> 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

▶ 介護サービス等利用者負担軽減

低所得者の介護保険サービスの利用者負担額について、川越市独自の軽減制度を実施しています。市に登録申請書を提出して制度に登録後、支給申請書に必要な書類を添付して提出してください。

利用者負担段階	支給割合
世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ高齢福祉年金受給者	利用者負担額の2分の1の額を支給
世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	利用者負担額の2分の1の額を支給
世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	利用者負担額の4分の1の額を支給

▶ 居住費・食費の自己負担限度額(一日あたり)

利用者負担段階	所得の状況*1	預貯金等の資産*2の状況	居住費(滞在費)				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室		
1	生活保護受給者の方等	単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	
2	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	前年の合計所得金額 + 年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 [600円]
			夫婦:1,650万円以下					
3	前年の合計所得金額 + 年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 [1,000円]	
4	前年の合計所得金額 + 年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 [1,300円]	

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[ ]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

\*1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

\*2 預貯金等に含まれるもの 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

## 地域支援事業

地域支援事業は、介護保険の被保険者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が行うものです。

### ● 総合事業

介護保険課 TEL 224-6402  
地域包括ケア推進課 TEL 224-6087

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

#### ▶ 介護予防・生活支援サービス事業

##### 対象

要支援認定を受けた方または基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方

- 訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)
- 通所型サービス(介護予防通所介護相当)
- いきいき栄養訪問(管理栄養士等が自宅に訪問して、栄養・口腔ケアをもとにアドバイスを行う)
- ときも運動教室(体力に自信がなくなり、長く歩くことが大変になった方などを対象に、3か月間集中して筋力アップなどの運動を行う)

### ● 一般介護予防事業

地域包括ケア推進課 TEL 224-6087

「介護予防」とは、元気な高齢者が、なるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な方もそれ以上悪化しないようにするための取り組みのことで。

#### ▶ 介護予防サポーター養成講座

地域で定期的に集い、いもっこ体操を行う自主グループ活動などの実践の中心になって活動するボランティアの養成を行います。

#### ▶ いもっこ体操教室

全6回で、介護予防に関する講義やいもっこ体操(市が推奨する介護予防の体操)、体力測定を行います。教室終了後は介護予防サポーターが中心となり自主グループを作り、定期的に集まりいもっこ体操を継続できるように活動しています。

#### ▶ 認知症予防教室

認知症予防に効果的な運動等の講義や実技を行います。

### ● 認知症の方や家族の支援の取り組み

地域包括ケア推進課 TEL 224-6087

#### ▶ 認知症サポーター養成講座

認知症に対する理解を深められるよう、約90分間の講座を開催しています。受講者には、サポーターの印である「オレンジリング」をお渡します。

#### ▶ 家族介護教室

医療、介護の専門職による介護に関する講義と、介護している方の交流や意見交換を行う場として、開催しています。

#### ▶ 家族介護交流会

家族介護者同士の交流が継続的に行われ、悩み等を話し合い、安心して介護が継続できるよう交流の場として開催しています。

#### ▶ オレンジカフェ

認知症の方やその家族、地域住民、介護等の仕事をしている方など、誰もが気軽に集える場です。参加料金は100円程度。

#### ▶ 介護マークの配布

介護する方が、介護中であることを周囲にさりげなく理解してもらうために、「介護マーク」を無料で配布します。



介護保険

Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。



#### 【 制度的なバリア 】

社会のルール、制度によって障害のある人が、能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアがあります。就職や試験などにおいて、障害があることを理由に受験や資格の付与を制限されるなどです。

##### 【具体例】

- ▶ 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒まれることがある。
- ▶ 賃貸物件の入居を希望する障害のある人に対して、障害を理由とする誓約書の提出を求められることがある。

出典元：国土交通省「障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

## ▶ 徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊探知システムの利用に係る経費の一部を補助します。

### 対象

市内に住所があり、外出時に道に迷うおそれがある65歳以上の在宅の高齢者を介護している家族

## ▶ お帰り安心ステッカー

認知症の方が外出時に道に迷うなどにより行方不明となった場合に、早期発見、事故の未然防止のため、靴などに貼ることができるステッカーを配布します。

### 対象

市内に住所があり、外出時に道に迷うおそれがある65歳以上の在宅の高齢者を介護している家族

## ▶ 認知症相談会

認知症に関しての受診の方法や対応方法などについて、専門医が相談に応じます(月1回・要予約)。

福祉相談センター TEL 293-4220

## ● 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・保健・医療などのさまざまな面から総合的に支える機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが、必要な機関と協力、調整して高齢者を支援します。

9か所の地域包括支援センターと2か所の地域包括支援センター分室を設置しています。

主な業務内容は下記のとおりです。

- 総合相談・支援
  - 権利擁護、虐待の早期発見・防止
  - 介護予防の支援
  - 地域のケアマネジャーなどの支援
- 地域包括支援センター

きた	TEL 299-6760
中央ひがし	TEL 227-7878
中央にし	TEL 229-5332
ひがし	TEL 235-7731
ひがし分室	TEL 298-7807
たかしな	TEL 291-6003
みなみ	TEL 241-3676
だいとう	TEL 249-7766
かすみ	TEL 234-8181
にし	TEL 239-0003
にし分室	TEL 299-6161

## ● 川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム

高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅で療養できるよう、市のホームページで、市内の在宅医療を提供する医療機関や介護サービス事業所などを、さまざまな方法で検索することができます。

市ホームページのトップページの「注目キーワード」の「在宅医療・介護事業者情報検索システム」から、下記システムをご活用頂けます。

URL: <https://carepro-navi.jp/kawagoe>



検索できる主な内容は、以下のとおりです。

- 在宅医療を提供する病院・診療所、歯科診療所、薬局
- 相談窓口(介護についての困りごとや聞きたいことが相談できる窓口)
- 介護サービス事業所(ケアマネジャーや介護施設など)
- ケアマネジャーやショートステイの空き情報
- 地域で行われている高齢者向けの活動



Consideration

「バリアフリー」ってなに?

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。



### 【文化・精神面でのバリア】

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアがあります。例えば視覚に頼ったタッチパネル式のための操作盤、点字・手話通訳のない講演会などです。

#### 【具体例】

- ▶ 窓口の案内が音声のみで、聞こえない人や聞き取る力が弱い人がコミュニケーションをとれない。
- ▶ 情報が多い場所では、必要な情報を取捨選択できずにパニックになってしまうことがある。

出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの? ことごと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

# 健康・衛生

## 健康づくり支援

### 健康づくり・食育・ 歯科口腔保健の推進

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現するため「健康かわごえ推進プラン(第2次)」(第3次健康日本21・川越市計画、第3次川越市食育推進計画、第2次川越市歯科口腔保健計画)を策定し、地域や各種関係機関・団体などと連携を図り推進しています。

保健推進員協議会、食生活改善推進員協議会などの団体を支援し、協力して健康づくり・食育・歯科口腔保健を推進しています。

### 健康づくりの啓発

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

#### ▶健康づくりイベント

健康づくりや歯科口腔保健の啓発のためのイベントを開催します。

#### ▶講演会・講座

健康づくりや食育等に関する講演会などを実施します。

### ● 栄養事業

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

特定給食施設に対し、栄養管理などに関する支援や指導を行います。

### ● 歯科事業

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

歯科に関する相談や教室等を実施します。予防歯科センター(三久保町18-3 TEL 224-3891)では、口腔内の健康管理や適切なケアを受ける機会の少ない方に対して、歯科衛生士が電話や訪問で相談に応じます。

### ● 受動喫煙防止対策

健康づくり支援課健康づくり支援担当  
TEL 229-4121

望まない受動喫煙の防止を図るために、飲食施設からの喫煙可能室設置届出書の受理や違反者への指導等を行います。

また、受動喫煙防止の周知、啓発を行います。

## 予防接種

### ● 予防接種

健康管理課予防接種担当  
TEL 229-4123

日本脳炎などの定期的予防接種は、委託医療機関で接種してください。詳細は「健康づくりスケジュール」や市ホームページをご確認ください。

また、65歳以上の方などを対象にインフルエンザ・肺炎球菌ワクチン・新型コロナウイルスワクチン等の接種を実施し、費用の一部助成を行っています。



Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

### 意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など障害のある人を受け入れないバリアがあります。例えば理解せずにかわいそうな存在だと決めつける、障害のある人に対して高圧的な態度をすることです。

#### 【具体例】

- ▶ 盲導犬を連れているため、店舗への入店を断られたことがある。
- ▶ 呼吸器系の障害のある人が携帯するボンベに対して、周囲の人が「邪魔だ」と言う。



## 成人保健

### ● 健康教室

健康づくり支援課地域保健担当  
TEL 229-4120

総合保健センター・公民館などを会場に、生活習慣病予防のための運動や栄養などについての健康教室を行っています。

### ● 健康相談

健康づくり支援課地域保健担当  
TEL 229-4120

心身の健康に関する相談を、各種教室や電話、来所にて受けています。

### ● 介護予防教室

健康づくり支援課地域保健担当  
TEL 229-4120

高齢者を対象に、総合保健センター・公民館などで、介護予防のための運動・口腔・栄養などに関する教室を行っています。

### ● 指定難病医療給付制度

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

指定難病(パーキンソン病・全身性エリテマトーデス・再生不良性貧血・悪性関節リウマチ・潰瘍性大腸炎など)の治療を受けている方が、保険診療を受けた際に支払った医療費などの自己負担分の一部を助成する制度の申請を受け付けます。

### ● 難病患者家族会への支援

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

難病患者とその家族が集まり、交遊・情報交換などを行っています。

- 川越市神経難病患者と家族の会(あやめの会)
- ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者家族交流会(よつばの会)

### ● 石綿健康被害救済制度

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

石綿(アスベスト)による健康被害を受けた方およびその遺族で労災補償などの対象にならない方に対し、救済給付を行う制度の申請を受け付けます。

### ● 肝炎治療医療費助成制度

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

B型およびC型肝炎ウイルス除去を目的として行う保険適用の核酸アナログ製剤治療、インターフェロン治療およびインターフェロンフリー治療を受けた際の、自己負担分の医療費などの一部を助成する制度の申請を受け付けます。

### ● 被爆者健康手帳

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

昭和20年8月に広島市と長崎市に投下された原子爆弾によって被害を受けた方への、法律による給付の申請を受け付けています。

### ● 骨髄移植ドナー助成費交付

健康管理課管理給付担当  
TEL 229-4124

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄移植のための骨髄または末梢血幹細胞を提供した方への助成費を交付します。他の助成金等の交付(ドナー休暇取得を含む)を受けていない方が対象になります。

Water resources

### 暮らしを支える「水」を大切に使う

近年、川の水の量が減少したり水質が悪化したりなど、水に関わるさまざまな問題があります。健全な水循環を守るために、できることから始めてみましょう。



### 水資源を守るためにできることを考えよう

- ① 節水する**
  - ・洗濯の回数を減らし、まとめて洗う
  - ・歯磨きやお風呂のとき、水を流したままにしない
  - ・水洗トイレの大小レバーを使い分ける
- ② 汚れのものを流さない**
  - ・食器の油污れは、紙で油分を拭き取ってから洗う
  - ・排水口には水切りネットをつけて、調理くずを流さない
- ③ 地域の川や水源を守る**
  - ・川や湖にごみを捨てない
  - ・地域の水路や川の清掃活動、草刈り活動などに参加する



Water resources

出典元: 政府広報オンライン「飲み水はどこから? 使った水はどこへ? 暮らしを支える「水の循環」」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201507/4.html#thirdSection>

# がん検診等

健康管理課成人健診担当 TEL 229-4126

がん等の早期発見・早期治療のため、市では次の検診を行っています。日程・会場・自己負担金・申し込み方法などは「健康づくりスケジュール」をご確認ください。

## ▶施設検診(総合保健センターで実施)

検診名	検診内容	対象者	
①がん検診	胃がん検診	胃部X線検査	40歳以上の方
	肺がん(結核)検診	胸部X線検査、喀たん検査(注1)	
	大腸がん検診	便潜血検査(2日法)	
	骨密度検診	X線検査(前腕骨)	
	前立腺がん検診	前立腺特異抗原(PSA)検査(血液検査)	
②がん検診	肺がん(結核)検診	胸部X線検査、喀たん検査(注1)	40歳以上の女性
	大腸がん検診	便潜血検査(2日法)	
	乳がん検診(注2)	乳房X線検査(マンモグラフィ)	
	骨密度検診	X線検査(前腕骨)	
乳がん検診	乳がん検診(注2)	乳房X線検査(マンモグラフィ)	40歳以上の女性
	骨密度検診	X線検査(前腕骨)	
骨密度検診	骨密度検診	X線検査(前腕骨)	40歳以上の方

## ▶集団検診(公民館等を巡回する検診バスで実施)

検診名	検診内容	対象者
胃がん検診+大腸がん検診	胃部X線検査、便潜血検査(2日法)	40歳以上の方
肺がん(結核)検診+大腸がん検診	胸部X線検査、喀たん検査(注1)、便潜血検査(2日法)	40歳以上の方
乳がん検診(注2)+大腸がん検診	乳房X線検査(マンモグラフィ)、便潜血検査(2日法)	40歳以上の女性

## ▶個別検診(市内委託医療機関で実施)

検診名	検診内容	対象者
大腸がん検診	便潜血検査(2日法)	40歳以上の方
前立腺がん検診	前立腺特異抗原(PSA)検査(血液検査)	50歳以上の男性
子宮がん検診(注2)	内診・視診・頸部細胞診	20歳以上の女性
	*体部細胞診は、問診の結果、最近6か月以内に不正性器出血・月経異常・褐色帯下のいずれかの症状があり、本人が同意し、子宮頸部細胞診と併せて受診する方	
乳がん検診(注2)	乳房X線検査(マンモグラフィ)	40歳以上の女性
肝炎ウイルス検診	HBs抗原・HCV抗体検査(血液検査)	20歳以上の肝炎ウイルス検診未受診者

(広告)

### 消化器と胃腸のクリニックです

内視鏡内科・胃腸内科・消化器内科 人間ドック/診療

### 川越胃腸センター・クリニック

川越市仙波町2丁目9番地2

☎049-225-6888



### 川越消化器クリニック

川越市脇田本町8番1 ULPLACE6階

☎049-293-1180



医療法人財団 献心会グループ

患者さんと語り合う医療 がん患者さん・ご家族を支援する  
優しい社会 川越のまちづくりを目指します

(診療科目) 内科・外科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内科・乳腺外科  
各種がん検診/訪問診療/在宅緩和ケア



医療法人社団  
広彩会

# ひろせクリニック

胃がん内視鏡検診、腹部超音波、肝炎検診  
マンモグラフィ、乳腺超音波

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	/
14:30~18:00	○	○	○	○	○	※	/

※土曜日午後の受付時間は14:00~16:30になります  
休診日 日曜日・祝日

TEL 049-222-1199

<https://hirose-cl.jp>

川越市新富町2-4-3  
木村屋ビル3階



検診名	検診内容	対象者
胃がん検診 (胃部エックス線検査)	胃部X線検査	40歳以上の方
胃がん検診 (胃内視鏡検査)(注3)	胃内視鏡検査	50歳以上の方
健康増進健康診査	身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査	40歳以上で社会保険に加入していない、生活保護世帯に属する方または中国残留邦人等支援給付を受けている方
歯周病検診	口腔内診査・歯肉の状態・口腔粘膜の状況・ 口腔清掃状態・歯科保健指導	4月1日現在40・45・50・55・60・65・70歳の方

(注1) 喀たん検査は、50歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上の高危険群の方が対象。

(注2) 子宮がん検診、乳がん検診の受診間隔は2年度に1回です。

(注3) 受診間隔は2年度に1回です。定員と年3回の申込期間・受診期間があります。申し込み多数の場合は抽選です。

## ● 健康手帳の交付

健康管理課成人健診担当 TEL 229-4126

40歳以上の方を対象に健康手帳を交付しています。健康診査の結果などを記録し、健康管理に役立ててください。

## 歯科診療所

川越市ふれあい歯科診療所 TEL 227-8119

市ふれあい歯科診療所では、下記のとおり障害のある方への歯科診療のほか、一般的な歯科診療も行っています。

診療日	診療時間	休診日
月～金曜日	午前9時～午後0時30分・午後1時30分～4時	土・日曜日、祝・休日、年末年始

\*診療は、予約制となっていますので、事前に電話で予約してください。

## 保健所

### ● 献血

保健総務課 TEL 227-5101

市では、献血思想の普及活動などにより、埼玉県赤十字血液センターの献血事業を支援しています。

また、川越クレアモール献血ルーム(脇田町4-2 ドン・キホーテ川越東口店4階 TEL 225-8760)では、年末年始を除く毎日、献血を行っています(年末年始については、直接、川越クレアモール献血ルームへお尋ねください)。

献血には、成分献血・200ml献血・400ml献血の3種類があります。

### ● 医事・薬事

保健総務課 TEL 227-5101

医療施設や薬事関係施設の指導・相談や、医薬品などの適正使用の推進に関することについてお尋ねください。



健康・衛生

〈広告〉

### 女性内視鏡専門医による胃・大腸カメラ

川越駅前  
ゆい消化器内科・内視鏡クリニック

<p>診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝</p> <p>9:00-12:00 / ● ● ● ● ● / / /</p> <p>13:00-17:00 / ● ● ● ● ● / / /</p> <p>休診日:月曜・日曜・祝日・土曜午後</p> <p>日本消化器病学会認定 消化器病専門医 日本消化器内視鏡学会認定 消化器内視鏡専門医</p> <p>☎ 049-238-4195</p> <p>川越駅前ゆい消化器内科・内視鏡クリニック</p> <p>川越市脇田本町16-5 ザ・パークハウス川越タワー2F(クリニック入口はウエルシア横)</p>	<p>院長 木村ジェニファー由衣</p> <p>詳しくは ホームページを ご覧ください。</p>	<p>川越駅西口徒歩1分</p> <p>ザ・パークハウス川越 当院入口</p> <p>駅前ロータリー</p> <p>商業ビル</p> <p>川越駅西口</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

## ● 食品営業許可・届出

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

食品衛生法が改正され、営業許可制度の見直しおよび営業届出制度が創設されました。食品を取り扱う事業者は、食品営業許可または営業届出が必要になる場合があります。

食品営業許可を取得する場合は、申請書と図面などの関係書類を食品・環境衛生課(保健所1階)に提出してください。営業内容により施設の基準が異なるため、図面を持参し、事前にご相談ください。申請時には手数料が掛かります。

また、営業届出の場合は、食品衛生責任者を設置の上、営業届を提出してください。

\*詳しくはお尋ねください。

## ● 衛生関係の免許申請の受理・交付

保健総務課 TEL 227-5101

厚生労働大臣や埼玉県知事等が与える免許の申請を受け付けています。婚姻などにより、免許証の記載事項に変更が生じた場合は、書き換え手続きが必要です。また、免許証を破損または紛失したときは、再交付を申請することができます。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。

### ▶ 申請が行える免許

厚生労働大臣が与える免許

- 医師
- 臨床検査技師
- 歯科医師
- 診療放射線技師
- 薬剤師
- 理学療法士
- 保健師
- 作業療法士
- 助産師
- 視能訓練士
- 看護師
- 管理栄養士
- 衛生検査技師(書き換え・再交付のみ)

埼玉県知事が与える免許

- 栄養士
- 准看護師
- 調理師
- クリーニング師
- 製菓衛生師
- 登録販売者

## ● 保健所の相談

### ▶ 医療安全に関する相談

保健総務課 TEL 227-5101

医療安全(医療機関)に関する相談です。

### ▶ 精神保健福祉相談

保健予防課 TEL 227-5102

心の健康に関すること、精神保健福祉に関することやサービスについてなど、保健師・精神保健福祉士による面接相談(要予約)。電話は随時。

### ▶ うつに関する相談

保健予防課 TEL 227-5102

うつ病の予防、治療、対応に関することなど、保健師・精神保健福祉士による面接相談(毎月原則第1・3木曜日、要予約)。

### ▶ アルコールに関する相談

保健予防課 TEL 227-5102

アルコールによる疾患、アルコール問題に関する対応など、保健師・精神保健福祉士などによる面接相談(毎月原則第4木曜日、要予約)。

### ▶ ひきこもりに関する相談

保健予防課 TEL 227-5102

ひきこもりに関すること、家族の対応など保健師・精神保健福祉士による面接相談(毎月原則第2木曜日、要予約)。

### ▶ 感染症相談

保健予防課 TEL 227-5102

#### 性感染症検査・相談

HIV(エイズ)・梅毒・クラミジア・B型肝炎・C型肝炎の血液検査と相談。匿名で受けられます。電話による相談は随時受け付けています。検査日程など、詳しくはお尋ねください。

#### その他

結核を含む感染症の予防啓発事業および患者などへの対応。光化学スモッグによる健康被害の受理も行っています。

### ▶ 食中毒・食品相談

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

食中毒や食品に関する相談です。

## ● 犬の登録と狂犬病予防注射

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

日本国内での狂犬病の発生・まん延を防止するため、生後3か月(91日)以上の犬の飼い主には、犬の登録(犬の生涯に1度)と、毎年度1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

犬を飼い始めた方は、食品・環境衛生課(保健所1階)で登録の手続き(手数料3,000円)をしてください。また、狂犬病予防注射については次のとおりです。

①動物病院で注射を済ませた場合、「狂犬病予防注射済証」を持って食品・環境衛生課で注射済票の交付手続き(手数料550円)をしてください。

②毎年4月に集合狂犬病予防注射を行っています。日程・会場は広報川越でお知らせします。経費は3,500円(注射済票交付手数料550円・注射料金2,950円。令和6年4月1日現在)です。新規登録の場合は、ほかに登録手数料(3,000円)が掛かります。

川越市に転入した方は、前住所地の「鑑札」を持って食品・環境衛生課で、手続きをしてください。

犬の所在地または所有者が変更になった場合、犬が死亡した場合には、届け出が必要です。

交付を受けた「鑑札」と「注射済票」は首輪に付けてください。迷子になった場合に飼い主を特定する情報の1つになります。

\*ペットなどが死んだときの処分は、▶114ページ「動物の死体」をご確認ください。

## ● どうしても飼えなくなった犬と猫の引き取り

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

最後まで面倒を見ることが飼い主としての義務です。どうしても飼えなくなった場合に限り引き取ります。手数料は成犬・成猫(生後91日以上)は1頭2,000円、子犬・子猫(生後90日以内)は10頭まで2,000円です(要事前相談)。

## ● 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金

食品・環境衛生課 TEL 227-5103

飼い主のいない猫の繁殖の抑制を図り、地域の良好な生活環境を促進するため、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術を実施する方に補助を行っています(要事前相談)。





# 教育・文化・スポーツ

## 学校

### ● 新入学

学校管理課 TEL 224-6109

#### ① 小学校

新入学児童の保護者(8月31日現在、市内在住の方)へ、毎年9月下旬、「入学通知書」を郵送します。

9月1日以降に市外から転入する方、市内間の転居によって小学校が変更になる方へは、転入・転居の届け出の際に、市民課(本庁舎1階)または市民センター・川越駅西口連絡所で市教育委員会発行の「入学通知書」をお渡しします。「入学通知書」の「入学届」に必要事項を記入し、指定された学校に提出してください。

#### ② 中学校

新入学生徒(市立小学校卒業予定者)の保護者へ、毎年1月中旬、在籍している小学校を通じて「入学通知書」をお渡しします。市立小学校卒業予定者以外の保護者へは、同時期に「入学通知書」を郵送します。

1月1日以降に市外から転入する方、市内間の転居によって中学校が変更になる方へは、転入・転居の届け出の後、市教育委員会発行の「入学通知書」を後日郵送します。「入学通知書」の「入学届」に必要事項を記入し、指定された学校に提出してください。

#### ③ その他

国立、県立または私立の小学校・中学校へ入学を希望する場合は、「入学通知書」の余白部分にその旨を記入し、入学決定後、速やかに入学許可証(入学承諾書)を添えて学校管理課(東庁舎1階)に提出してください。

### ● 転校の手続き

学校管理課 TEL 224-6109

#### ① 市外から転入したとき

市民課または市民センター・川越駅西口連絡所で転入の手続きをするときに、市教育委員会発行の「入学通知書」をお渡しします。この「入学通知書」の「入学届」に必要事項を記入し、前の学校で発行された「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて、指定された学校で手続きを行ってください。

国立、県立または私立の小中学校に通学していて、転校がないときは「入学通知書」の余白部分にその旨を記入し、在学証明書を添えて学校管理課に提出してください。

外国籍の方は、住民登録を済ませた後、学校管理課で手続きをしてください。

#### ② 市外へ転出するとき

市民課・市民センター・川越駅西口連絡所・マイナポータルで転出手続きを済ませ、現在通学している学校に転出する旨を申し出て「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取ってください。

#### ③ 市内で転居したとき

通学する学校が変わる場合は、転校の手続きが必要です。市民課または市民センター・川越駅西口連絡所で、転居の手続きの際に「入学通知書」を交付します。「入学通知書」の「入学届」に必要事項を記入し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて、指定された学校に提出してください。

なお、転校に関して特別な事情がある場合は、学校管理課へご相談ください。

住所を変更しても通学区が変わらない場合、書類の手続きなどはありませんが、担任の教諭に新住所を連絡してください。

### ● 特別支援教育

教育センター第一分室(リベール) TEL 234-8333

障害のある児童生徒を対象にした教室、学級・学校があります。



Environmental pollution

### 海のプラスチックごみを減らそう

ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが大量に海に流れ出て、環境を汚し、生き物にも悪影響を及ぼしています。海のプラスチックごみを減らすためにできることを考えてみましょう。

Environmental pollution

- ★ マイバッグを持参する
- ★ マイボトルを持ち歩き、プラスチックのカップのごみを減らす
- ★ プラスチック製のストローの使用を控える
- ★ 食品の保存はふた付き容器を使い、ラップの使用を減らす

- ★ 海・川・山のレジャーではごみを持ち帰る
- ★ 河川敷や海岸の清掃活動に参加する
- ★ ごみは所定の場所・時間に、分別して出す

出典元: 政府広報オンライン「海のプラスチックごみを減らしきれいな海と生き物を守る!〜「プラスチック・スマート」キャンペーン〜」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201905/1.html>

## 通級指導教室

- 難聴・言語障害通級指導教室(小学校2校・6学級)
- 発達障害・情緒障害通級指導教室(小学校4校・8学級、中学校2校・3学級)

## 特別支援学級

- 知的障害特別支援学級(小学校26校・31学級、中学校12校・14学級)
- 自閉症・情緒障害特別支援学級(小学校28校・48学級、中学校16校・20学級)
- 弱視特別支援学級(小学校1校・1学級)

## 特別支援学校

- 市立特別支援学校(高等部6学級)

## 高等学校教育

川越市立川越高等学校 TEL 243-0800

本市には、全日制の川越市立川越高等学校があります。全ての学科で少人数(35人)学級編成をしています。学科編成は普通科4学級、情報処理科2学級、国際経済科2学級となっています。入学者選抜などの詳しい情報は、お尋ねください。

## 学校給食

学校給食課 TEL 223-6035

市立小学校、中学校および特別支援学校に在籍する子どもたちのために、安全で魅力ある学校給食を目指しています。現在、市内にある3つの学校給食センターから小学校32校、中学校22校、特別支援学校1校に給食を提供しています。

### ▶ 学校給食費

月額 小学校 4,350円 / 中学校・特別支援学校 5,250円

## 教育相談

市内に居住する幼児・児童・生徒とその保護者、および市立学校教職員を対象に、いじめ、不登校、非行・問題行動、ことばや発達の遅れ、就学にかかわることなど、あらゆる教育相談に応じます。不登校児童・生徒の適応指導も行っています。

## 教育センター第一分室 (リベラ)

所在地・電話番号  
の場2649-1 TEL 234-8333

### ▶ 面接相談(予約制)

月～金曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後5時(TEL 234-8333またはTEL 234-8334)

### ▶ 電話相談

月～金曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後4時(TEL 234-8335)

### ▶ 教育センター

### ▶ いじめ相談直通電話

月～金曜日、午前9時～午後5時 / 土・日曜日、祝・休日(年末年始を除く)、午前9時～正午(TEL 236-1818)

### ▶ いじめ相談電子窓口

川越市公式ホームページのいじめ相談電子窓口から

## 学資援助

### ● 給付と貸し付け

給付は返済の必要がありませんが、育英資金貸し付けは卒業後に返済する必要があります。

### ① 就学援助費

教育財務課 TEL 224-6083

市立の小学校または中学校に児童・生徒を通学させている家庭で、経済的な理由により就学が困難な場合、学用品費・給食費などの給付が受けられません。

### ② 交通遺児奨学金

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

交通事故により死亡した親権者によって養育されていた市内の小中学生に、奨学金を給付しています。

### 申請に必要な物

- 交通遺児奨学金支給申請書(防犯・交通安全課に用意)
- 交通事故証明書(自動車安全運転センターで発行)の写し
- 死亡を証明する書類(死亡診断書の写しまたは全部事項証明書)

### 支給(給付)上限額

交通遺児奨学金…1人月額2,000円



### ③川越市大学奨学金

教育総務課 TEL 224-6074

4月から大学(短期大学を除く)に進学する高校3年生等を対象として、経済的に教育費などの支出が困難な方に、返済を必要としない給付型奨学金を支給する制度です。なお、他の奨学金制度を受ける方も申請できますが、減額となる場合があります。

申請の対象は次の要件を全て満たす方となります。①市内に引き続き1年以上在住している、②世帯全員の所得額の合計(世帯所得)が下表の基準額未満である、③高等学校または高等専門学校に在籍していて全科目評定平均が3.5(5段階評価)以上である、④学校長の推薦を受けられる(世帯所得の基準額)

世帯人数	2人	3人	4人	5人以上
所得額	340万円	380万円	450万円	490万円

#### 給付金額(上限)

入学準備金20万円、学資金3万7,500円(月額)

#### 申し込み期間 要問い合わせ

#### 募集人数

5人程度(書類選考・面接あり)

### ④育英資金貸し付け

教育総務課 TEL 224-6074

本制度は、経済的に教育費などの支出が困難な方に、資金をお貸しするものです。

貸し付けを受けられるのは、市内に引き続き6か月以上在住で4月から高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・高等専門学校・大学・短期大学・専修学校に入学予定または在学であり、学校長の推薦を受けられる方です。

種類	学校	貸付額
学資金	高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・専修学校	国公立 月額13,000円 私立 月額20,000円
	高等専門学校	月額16,000円
	大学(短期大学含む)	月額30,000円
入学準備金	高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・専修学校	国公立 150,000円 私立 280,000円
	高等専門学校	160,000円
	大学(短期大学含む)	360,000円

**申込期間** 毎年1月上旬から約1か月(要問い合わせ)

**返済期間** 貸付期間の2倍

**利子** 無利子

**据え置き期間** 卒業後6か月

## 図書館

● 市立図書館 \*休館日については、図書館カレンダーなどでご確認ください。

図書館/住所	TEL・FAX	開館時間	休館日
中央図書館 三久保町2-9	TEL 222-0559 FAX 224-7822	火～金曜日 午前9時30分～午後7時	月曜日(祝・休日と重なるときは開館) 毎月最終金曜日(祝日は開館し、前日に休館) 月曜日を休日とする祝日の翌日(国民の休日は開館)
西図書館 伊勢原町5丁目1-1	TEL 237-5660 FAX 237-5661	土・日曜日、祝・休日 午前9時30分～午後6時	年末年始・特別整理期間(事前に広報川越などでお知らせします)
高階図書館(高階市民センター内) 藤間27-1	TEL 238-7550 FAX 238-7551	月・水～金曜日 午前9時30分～午後9時	火曜日(祝・休日と重なるときは開館) 毎月最終金曜日(祝日は開館し、前日に休館) 年末年始・特別整理期間(事前に広報川越などでお知らせします)
川越駅東口図書館(クラッセ川越内) 菅原町23-10	TEL 228-7712 FAX 228-7713	土・日曜日、祝・休日 午前9時30分～午後7時	年末年始・特別整理期間(事前に広報川越などでお知らせします)
霞ヶ関南分室(霞ヶ関南小学校内) かすみ野1丁目1-4	TEL 233-8544	金・日曜日(祝・休日も開館) 午後1時30分～4時30分	年末年始



〈広告〉

Government Educational Loans  
**国の教育ローン**  
あなたの“未来”応援します。

ご融資額  
**350万円**  
以内  
お子さま  
1人あたり

ご入学前のまとまった  
費用の準備が可能

固定金利  
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは **教育ローンコールセンター**  
受付時間 月～金 9:00～19:00

0570-008656

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけ  
ない場合は、03-5321-8656におかけください。

日本政策金融公庫

## 利用のしかた

### 登録

「利用カード」の作成には、住所と氏名を確認できる物(運転免許証・健康保険証など)をお持ちください。年齢制限はありません。有効期間は登録の日から5年間です。

### 貸出

ご希望の資料と利用カードを、貸出カウンターへお持ちください。利用カードは市内全館共通です。

貸出期間は15日間です(2週間後の同じ曜日まで)。

図書・雑誌 = 1人10冊まで

AV資料 = 1人3点まで

\*AV資料とは、CD、DVD、ビデオなどです。

### 返却

資料は指定された期日までにお返しくください。閉館時は返却ポストに返却できます(AV資料は除く)。

### \*返却ポスト設置場所

中央・西・川越駅東口・高階図書館の建物の玄関脇(常時)、霞ヶ関南分室、古谷公民館、南古谷公民館、福原公民館、大東市民センター、大東南公民館、川鶴公民館、霞ヶ関北公民館、西文化会館、名細市民センター、北部地域ふれあいセンター、川越駅西口連絡所(施設の閉館時に限ります)

### ▶電子書籍

川越市に在住・在勤・在学の方は、利用登録をすれば1人3点まで貸し出しできます。詳しくはお問い合わせください。

### ▶蔵書検索

館内の検索用端末や図書館のホームページから資料の検索ができます。また、パスワードの登録をしている方は資料の予約もできます。

### ▶リクエストサービス

探している資料が見つからないときや、貸出中の場合は、お問い合わせください。リクエストにより、ご希望の資料を用意することもできます。電話・ファクス・予約フォームでも受け付けています。

### ▶レファレンスサービス

調べ物をしたいとき、本の探し方や資料の調べ方などをご案内します。お気軽にご相談ください。

### ▶インターネット

館内設置の市民開放用パソコンで、インターネットを利用して調べ物をすることができます(利用するには利用カードまたは住所と氏名を確認できる物が必要です)。なお、電子メールの送受信や印刷など、閲覧以外の利用はできません。

### ▶AVコーナー

西・川越駅東口・高階図書館では、所蔵しているDVDなどを視聴できます。

### ▶対面朗読

視覚障害等、読書に困難のある方のための対面朗読室があります。また、録音図書の貸し出しも行っています。利用を希望する方は、各図書館にお問い合わせください。

### ▶寄贈

不要になった本やCDをご寄贈ください。出版から5年以内のものが対象です(1回に30点まで。状態などにより蔵書にならない場合があります)。なお、川越に関する資料は古くても受け付けます。

### ▶雑誌カバー広告

図書館が購入する雑誌の最新号に掛けるカバーとその書架に、事業者等の広告を掲示しています。社会貢献と広告宣伝のために、新たな事業者を随時募集しています。詳しくはお問い合わせください。図書館ホームページにも掲載しています。

### ●図書館ホームページアドレス

<https://www.lib.city.kawagoe.saitama.jp/>



### ●視聴覚ライブラリー (中央図書館内)

市内に住所を有する団体向けに機材などを貸し出しています。

### 利用できる主な機材

16ミリフィルム・16ミリ映写機・DVD・ビデオプロジェクター・スクリーンなど

\*16ミリフィルム、16ミリ映写機を利用する方は、16ミリ映写機操作技術講習修了証が必要です。

### 利用できる日時

中央図書館開館日の午前10時から午後5時(正午～午後1時を除く)

## 市立博物館

### ●市立博物館

川越の原始・古代から近代までの歴史・民俗資料を展示しています。また企画展・特別展も開催しています。

### 所在地

郭町2丁目30-1 TEL 222-5399

### 開館時間

午前9時～午後5時  
(入館は、午後4時30分まで)

### 休館日

月曜日(祝日の場合は翌日)  
第4金曜日(祝日を除く)  
年末年始(12月29日～1月3日)  
館内消毒期間(毎年6月に10日間程度)

### 入館料

一般 = 200円(160円)  
大学生・高校生 = 100円(80円)  
中学生以下 = 無料  
\*( )内は、20人以上の団体料金。

### 共通入館券

共通入館券があります。詳しくは、市立博物館へお問い合わせください。

### ●川越城本丸御殿

嘉永元年(1848)に建築された川越城の玄関・広間部分と家老詰所の遺構。

### 所在地

郭町2丁目13-1  
TEL 222-5399(市立博物館)

### 開館時間、休館日

市立博物館と同じ(館内消毒期間は博物館のみ休館)

### 入館料

一般 = 100円(80円)  
大学生・高校生 = 50円(40円)  
中学生以下 = 無料  
\*( )内は、20人以上の団体料金。

### 共通入館券

共通入館券があります。詳しくは、市立博物館へお問い合わせください。



## 蔵造り資料館

明治26年(1893)に建てられた蔵造り商家。

### 所在地

幸町7-9

TEL 222-5399(市立博物館)

### 開館時間、休館日

平成28年10月18日から耐震化工事のため休館中

## 川越まつり会館

### 川越まつり会館

この施設は、370年以上の伝統を誇る川越まつりを、いつ訪れても体感できる施設です。館内には実物の山車2台を展示しています。また、大型スクリーン(4.7m×8.7m)による、まつり当日の映像を約8分間上映しています(20分毎)。

### 所在地

元町2丁目1-10 TEL 225-2727

### 開館時間

4~9月=午前9時30分~午後6時30分  
10~3月=午前9時30分~午後5時30分  
(最終入場は閉館の30分前まで)

### 休館日

毎月第2、第4水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日~1月1日)

### 入館料

一般=300円(240円)  
小・中学生=100円(80円)  
\*( )内は、20人以上の団体料金。

### 共通入館券

共通入館券があります。詳しくは川越まつり会館へお尋ねください。

### 旧山崎家別邸

この施設は、川越の老舗菓子屋「亀屋」の5代目である山崎嘉七氏の隠居所として大正14年に建てられました。設計は、当時の住宅設計者として第一人者である保岡勝也によるものです。建築から90年以上を経た現在でも当時の姿がよく残されており、豪商の別邸という独特の存在感と、設計者のすぐれた技量を今日に伝える貴重な施設です。

### 所在地

松江町2丁目7-8

TEL 225-2727(川越まつり会館)

### 開館時間

4~9月=午前9時30分~午後6時30分  
10~3月=午前9時30分~午後5時30分  
(最終入場は閉館の30分前まで)

### 休館日

毎月第1、第3水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日~1月1日)

### 入館料

一般=100円(80円)  
大学生・高校生=50円(40円)  
中学生以下=無料  
\*( )内は、20人以上の団体料金。

## 市立美術館

「交流」をテーマに、川越ゆかりの作家の作品を収集・公開。常設展(展示替えあり)のほか、特別展を行います。また、創作活動ができる創作室、発表の場として市民ギャラリーを利用することができます。

### 所在地

郭町2丁目30-1 TEL 228-8080

### 開館時間

午前9時~午後5時  
(入場は午後4時30分まで)

### 休館日

月曜日(祝日の場合は翌日)  
年末年始(12月29日~1月3日)  
特別整理期間(日程については、市立美術館へお尋ねください)

### 観覧料

一般=200円(160円)  
大学生・高校生=100円(80円)  
中学生以下=無料  
\*( )内は、20人以上の団体料金。  
\*企画展示室で行う特別展は、展覧会ごとに観覧料が設定されています。

### 共通入館(観覧)券

詳しくは、市立美術館へお尋ねください。

### 創作室

利用時間	料金
午前9時~午後0時30分	
午後1時~4時30分	各1,000円
午後5時~8時30分	

## 川越市文化創造 インキュベーション施設 (コエトコ)

市指定文化財である「旧川越織物市場」と「旧栄養食配給所」を活用し、入居するクリエイターの新しいビジネスの創出に対する支援を行いながら、地域の方や来訪者との交流を通じて新たな価値を生み出していくことを目指しています。クリエイターの入居スペースのほか、文化財の展示やカフェも設置しています。

### 所在地

松江町2丁目11-10 TEL 298-3727

### 開館時間

午前9時~午後5時

### 休館日

月曜日(祝日の場合は翌日)  
年末年始(12/29~1/3)



## クラッセ川越

川越駅東口から徒歩3分の場所にある複合施設です。

### 所在地

- 菅原町23-10
- 川越駅東口図書館(1階~3階)  
...>97ページをご確認ください
- 川越駅東口老人憩いの家(3階)  
...>77ページをご確認ください
- 川越駅東口児童館(4階)  
...>69ページをご確認ください
- 国際交流センター(5階)
- 川越駅東口多目的ホール(6階)  
...>101ページをご確認ください

## 川越市グリーン ツーリズム拠点施設

当施設は、農のある生活を楽しむ場、農業関係者に対する研修等の場、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図ることを目的とした施設です。田植え・稲刈りや芋ほりなどの農業体験のほか、新鮮な食材に恵まれた川越の農産物を使った食体験を行い、皆様が気軽に参加いただけます。田園景観の散策やカフェでの休憩のほか、体験農園で収穫した野菜や隣接する伊佐沼農産物直売所で厳選された新鮮な野菜をバーベキュー場で味わうこともできます。

### 所在地

伊佐沼887番地 TEL 226-6551

### 開館時間

午前9時～午後9時

### 休館日

月曜日(月曜日が休日の場合は翌平日)、年末年始(12/29～1/3)



## ウェスタ川越

「多彩なふれあいによる地域活力の創造拠点」をコンセプトに市、県、民間事業者により整備された複合拠点施設です。

所在地 新宿町1丁目17-17

- 文化芸術振興施設(大ホール・リハーサル室(小ホール))(入場口2階)\*1
- 男女共同参画推進施設(3階)\*2
- 市民活動・生涯学習施設(2階)\*3
- 子育て支援室(2階)
- 市民相談室(3階)
- 南公民館(1階)

\*1 オペラやコンサート、バレエ、演劇、歌舞伎や能など、さまざまな舞台芸術や講演会など多種多様に利用できる大ホールと、ミニコンサートにも対応可能なリハーサル室(小ホール)で構成される施設です。

\*2 各種研修や会議で使用可能な研修室や交流サロンで構成される施設です。

\*3 活動室、会議室のほか、グランドピアノやドラムセットをそろえた音楽室や和室で構成される施設です。

## 公民館など

施設名	TEL・FAX	設備
中央公民館	TEL 222-1394 FAX 226-2006	会議室、講座室、和室1・2、実習室、講習室1・2、音楽室、暗室、軽体育室
さわやか活動館	TEL 237-4890 FAX 237-4891	会議室、和室1・2、軽体育室、音楽室
南公民館	TEL 243-0038 FAX 240-1968	講座室1・2・3・4・5、和室、実習室
北公民館	TEL 222-1400 FAX 229-1210	会議室1・2・3、講座室、和室、実習室
芳野公民館	TEL 222-1873 FAX 229-1211	会議室、講座室、和室1・2、実習室
古谷公民館	TEL 235-1834 FAX 230-1020	会議室、講座室、和室1・2、実習室
南古谷公民館	TEL 235-1519 FAX 230-1021	会議室1・2、講座室、和室、音楽室、実習室
高階公民館	TEL 242-6064 FAX 240-1751	講座室1・2・3、和室1・2、音楽室、実習室、工芸室、軽体育室
高階南公民館	TEL 245-3581 FAX 240-1752	講堂、会議室1・2・3、講座室、和室、実習室、工芸室
福原公民館	TEL 242-5005 FAX 240-1753	会議室1・2・3、講座室、和室、実習室、集会室
大東公民館	TEL 243-0022 FAX 240-1754	会議室1・2、講座室1・2、和室、音楽室、実習室、多目的室
大東南公民館	TEL 242-0498 FAX 240-1755	集会室、学習室1・2・3・4、休養室、保育室
霞ヶ関公民館	TEL 231-1009 FAX 239-1086	会議室、講座室、音楽室、和室、実習室
霞ヶ関西公民館	TEL 227-6551 FAX 227-6710	講座室1・2・3、和室、実習室
霞ヶ関北公民館	TEL 231-4455 FAX 239-1087	会議室1・2・3・4・5、講座室、和室、音楽室、実習室
伊勢原公民館	TEL 237-5676 FAX 237-5677	会議室、学習室1・2、講座室、集会室、休養室、霞ヶ関北小学校特別教室(音楽室、多目的ホール、図工室、調理実習室)
川鶴公民館	TEL 233-9306 FAX 239-1088	会議室1・2・3、講座室、工芸室、和室、実習室、保育室
名細公民館	TEL 231-0001 FAX 239-1166	会議室1・2、講座室1・2、和室、音楽室、実習室、多目的室
山田公民館	TEL 224-4194 FAX 229-1212	会議室1・2・3・4、講座室、和室、実習室

## 展示・発表の場

### ▶文化芸術振興施設(大ホール・リハーサル室(小ホール))

ウェスタ川越 TEL 249-3777

申し込みについて、詳しくはお尋ねください。

### 設備

大ホール(1712席、車いす席4席含む、別途親子席10席)、リハーサル室(小ホール)(約220㎡、せり上がり付)

### 所在地

新宿町1丁目17-17

(ウェスタ川越1～4階)

### 休館日

なし

### ▶市民活動・生涯学習施設

### 設備

活動室、会議室、音楽室、和室、ワークショップ・情報コーナー

所在地、休館日、問い合わせは文化芸術振興施設と同じです。

### ▶市立美術館市民ギャラリー

創作活動の発表の場として、全面的または半面の利用形態により、規模に合わせた展示が可能です。

所在地、休館日、問い合わせは市立美術館と同じです。

### ▶やまぶき会館

やまぶき会館 TEL 222-4678

講演会・会議・ピアノ発表会等に適した各種施設があります。

### 設備

ホール(508席・車いす用5席・親子用5席)、会議室、リハーサル室

### 所在地

郭町1丁目18-1

### 休館日

火曜日、年末年始

### ▶西文化会館(メルト)

西文化会館 TEL 233-6711

講演会・会議・舞踊・茶道等に適した各種施設があります。

### 設備

ホール(347席・車いす用5席)、展示ロビー、会議室、研修室、和室、健康増進室、創作室、リハーサル室

### 所在地

鯨井1556-1

### 休館日

火曜日、年末年始

### ▶南文化会館(ジョイフル)

南文化会館 TEL 248-4115

グランドピアノ2台を完備したホールがあります。

### 設備

ホール(358席・車いす用5席・親子用5席)、会議室、和室、健康増進室、創作室、トレーニング室、茶室、リハーサル室

所在地 今福1295-2

休館日 火曜日、年末年始

▶中央図書館の展示室等

中央図書館 TEL 222-0559

申し込みについて、詳しくはお尋ねください。

所在地

三久保町2-9(中央図書館内)

▶北部地域ふれあいセンター

北部地域ふれあいセンター  
TEL 223-7221

申し込みについて、詳しくはお尋ねください。

設備

多目的ホール(可動いす席201席)、  
広間、会議室、和室、音楽室、創作室、調  
理実習室

所在地 山田1578-1

休館日 火曜日、年末年始

▶東部地域ふれあいセンター

東部地域ふれあいセンター  
TEL 236-2360

申し込みについて、詳しくはお尋ね  
ください。

設備

多目的ホール、会議室、リハーサル  
室、調理実習室、展示スペース

所在地 並木452-1

休館日 火曜日、年末年始

▶川越駅東口多目的ホール

川越駅東口多目的ホール  
TEL 228-7723

講演会、会議、軽運動などに利用で  
きる、多目的ホールです。

所在地 菅原町23-10

(クラッセ川越6階)

休館日 火曜日、年末年始

▶産業観光館(小江戸蔵里)

小江戸蔵里 TEL 228-0855

申し込みについて、詳しくはお尋ね  
ください。

設備 会議室、ギャラリー、広場

所在地 新富町1丁目10-1

## スポーツ施設

施設	設備	問い合わせ
川越運動公園 総合体育館	メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・ 弓道場・トレーニングルーム	総合体育館 TEL 224-8765 (火曜日休み)
川越運動公園 テニスコート	テニスコート・壁打ちコート	
川越運動公園 陸上競技場	陸上競技場・サッカー場	陸上競技場 TEL 224-8881 (火曜日休み)
川越武道館	道場 (剣道・柔道・弓道など武道全般)	川越武道館 TEL 224-7220 (火曜日休み)
入間大橋緑地	ソフトボール場	
市民グラウンド	野球場	
城下公園	テニスコート	
初雁公園	野球場・プール	公園管理事務所 TEL 222-1301 (月曜日休み)
芳野台南公園	テニスコート	
芳野台グラウンド	野球場	
雁見緑地	広場	
寺山緑地	野球場	
安比奈親水公園	陸上競技場兼サッカー場・野球場・ソフ トボール場・テニスコート	
上戸緑地	サッカー場・野球場・ソフトボール場・マ レットゴルフ場	上戸緑地管理詰所 TEL 231-6401 (月曜日休み)
御伊勢塚公園	ゲートボール場・テニスコート	
笠幡公園	野球場	
霞ヶ関東緑地	マレットゴルフ場	
的場緑地	広場・ソフトボール場	
寺山緑地	ソフトボール場	山田市民センター TEL 222-0693
上江橋緑地	グラウンドゴルフ場	古谷公民館 TEL 235-1834
高階運動広場	ソフトボール場・広場	
高階南公共広場	広場	高階市民センター TEL 242-0600
南部地域 公共広場	広場	
八瀬大橋緑地	ソフトボール場	大東市民センター TEL 243-3426
大東グラウンド	野球場兼サッカー場	
平塚緑地	ソフトボール場	名細市民センター TEL 231-2202
スポーツパーク 福原	広場	福原市民センター TEL 243-4015
かほく運動公園	広場	霞ヶ関北公民館 TEL 231-4455
サンライフ川越	トレーニング室	サンライフ川越 TEL 225-5445 (月曜日休み)
芳野台体育館	バレーボール、バドミントンなど	
なぐわし公園 PiKOA(ピコア)	温水プール・トレーニングルーム・スタ ジオ・多目的ホールなど	なぐわし公園PiKOA (ピコア) TEL 239-0315
大東BMX・スケ ートボードエリア	BMX・スケートボード インラインスケート	スポーツ振興課 TEL 224-6094



教育・文化・スポーツ



# ごみ・環境

## ごみ

川越市では、ごみを「可燃ごみ」「不燃ごみ」「びん・かん」「ペットボトル」「有害ごみ」「粗大ごみ」「紙類」「布類」「プラスチック製容器包装」に分別しています。分別収集は、ごみの減量・資源の保全・処理経費の節減・処理施設の効率化・地球環境の保全に役立ちます。ご協力ください。ごみの分別方法については、103ページ以降をご確認ください。

### ● 家庭ごみを出すときの注意点

資源循環推進課 TEL 239-6267

#### ▶ 集積所へのごみ出しは収集日の朝8時まで

夜間のごみ出しは火災やカラス等の被害の原因になります。絶対におやめください。収集量や交通事情により、収集時間は一定ではありません。

#### ▶ 収集車が異なる品目

紙類の「新聞」「段ボール」「紙パック」「雑がみ」「びん・かん」「ペットボトル」は品目ごとに別の車両で収集するため、同じ収集日でも収集時間が異なります。また、品目ごとに場所を分けて置いてください。

#### ▶ 悪天候の場合

ごみの収集は天候にかかわらず日程通り行いますが、布類は次回以降に出すようにしてください。

#### ▶ 引っ越しなどの時

引っ越しなどにより一時的に多量のごみが出る場合は、数回に分けるか、直接市の処理施設へ持ち込んでください。詳しくは112ページをご確認ください。

#### ▶ 集積所の管理

集積所の管理は、利用する皆さんで行ってください。清潔に保つようご協力をお願いします。ごみ飛散防止ネットも、危険がないよう適正に管理してください。

**ルール違反**

中身の見えない袋での排出  
段ボールでの排出  
収集後の「あと出し」  
紙袋での排出(紙資源除く)  
分別されていないごみ

あと出しごみ以外のルール違反ごみには「シール」を貼っています。正しく分別し直すなどして、後日出し直してください。

#### ごみの不法投棄・焼却行為の禁止

ごみの散乱を防止し、快適な生活環境を守るため、みだりにごみを捨てることは禁止されています。また、ダイオキシン類等による人の健康や生活環境への支障を防止するため、家庭でのごみの焼却行為は一部の例外を除いて禁止されています。いずれも悪質な場合には、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこの両方に処される可能性があります。〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律〕第25条  
家庭ごみは必ず分別し、それぞれの収集日に出してください。多量の場合は、直接市の処理施設へ搬入(有料)してください。

### ● 収集日程について

収集管理課 TEL 239-5058

収集日は、自治会により異なりますので、家庭ごみ収集日程表をご確認ください。自治会名が分からない場合はお尋ねください。

〈広告〉



ごみ・環境

**どんな樹木でもご相談ください**

植木の処分・庭木の伐採  
大木・竹林の伐採もお任せください

お見積りも無料です。

橋本興業(有) 緑化事業部  
川越市大字笠幡2660-45  
TEL.049-298-5432  
<https://itp.ne.jp/info/110972141116851800/>

処理が大変な  
竹・竹やぶ・竹林でお困りの方

お見積りも無料です。

伐採・伐根・整備・処分まで  
すべてお任せください!!

橋本興業(有) 緑化事業部  
川越市大字笠幡2660-45  
TEL.049-298-5432  
<https://hashimoto.mimoza.jp/bamboo.html>

**どんな石の処分でも  
お任せ下さい**

大きな石、庭石なども承ります。

お見積りも無料です。

橋本興業(有) 緑化事業部  
川越市大字笠幡2660-45  
TEL.049-298-5432  
<https://www.hkr-niwaishi.com/>

## ● ごみの分け方チャート

ごみの分け方に迷った時の参考に！主だったものを取り上げているため、例外もあります。

\*川越市の家庭ごみの分け方・出し方は、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第20条に基づき市長が定める方法です。

以下のものは、市で収集・処理をしません

テレビ・エアコン・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機 <b>109ページ</b>	家庭用パソコン <b>110ページ</b>	処理しないもの <b>113ページ</b>
---------------------------------------------	--------------------------	--------------------------

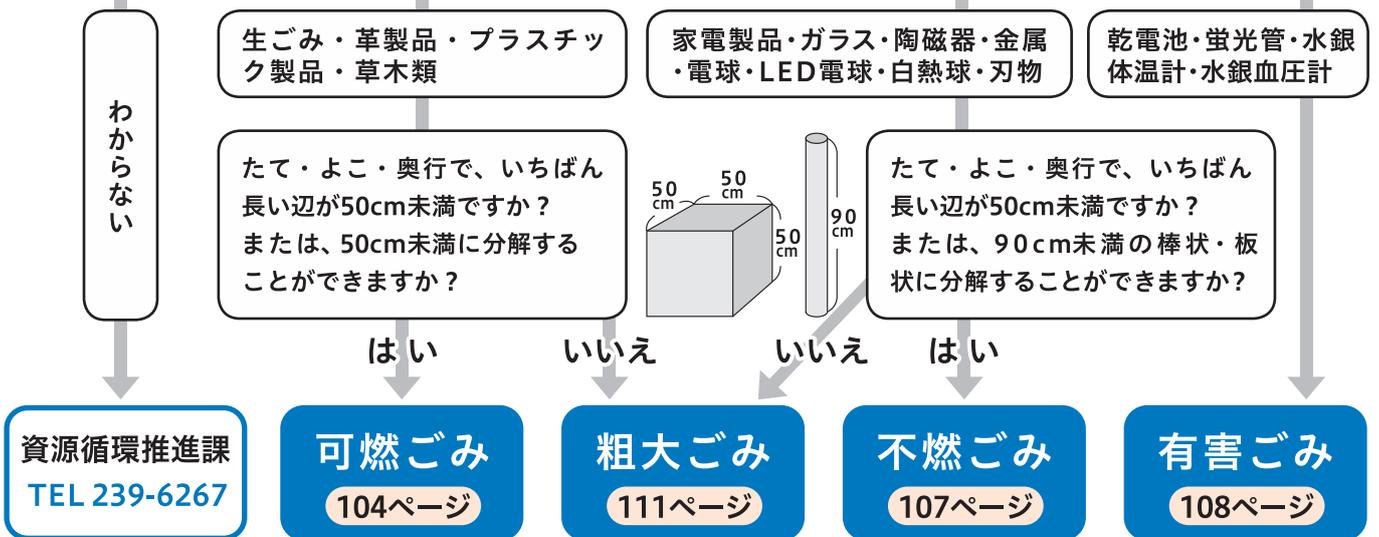
当てはまらない

資源物としてリサイクルできるものですか？ 汚れているものは軽くすすいでください。

 マークのあるもの プラスチック製容器包装 <b>105ページ</b>	新聞紙・段ボール・紙パック・雑がみ(包装紙・紙袋など) 紙類 <b>106ページ</b>	衣類・下着類・毛布・タオルなど 布類 <b>106ページ</b>
飲食品のびん 化粧品のびん びん <b>105ページ</b>	飲料用の缶・缶詰・スプレー缶 かん <b>105ページ</b>	 マークのあるもの ペットボトル <b>106ページ</b>

当てはまらない

材質は何ですか？ 複数の材質が使われている場合は、より多く使われているものから判断してください。



〈広告〉

**土建国保**

**各種労災**

**資格取得**

TEL. **049-224-2222**

建設業で働く皆様の組合

**埼玉土建川越支部**



川越市月吉町 4-6

詳しくは **埼玉土建**



ごみ・環境

● 可燃ごみ 週2回

無色透明または白色半透明の袋で出す。取り外せる金属は外して「不燃ごみ」。

▶ **出せるもの** 最大辺50cm未満 「多量ごみ(引っ越しごみ)」「液体状のもの」「汚物」はごみとして出せません。

□ 生ごみ

\*よく水を切ってから出す

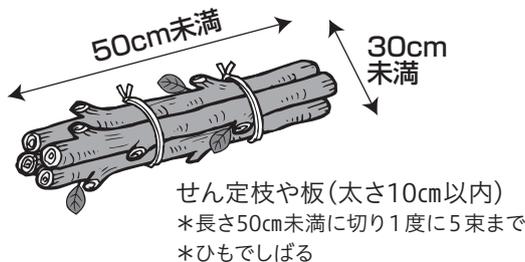


□ 革製品

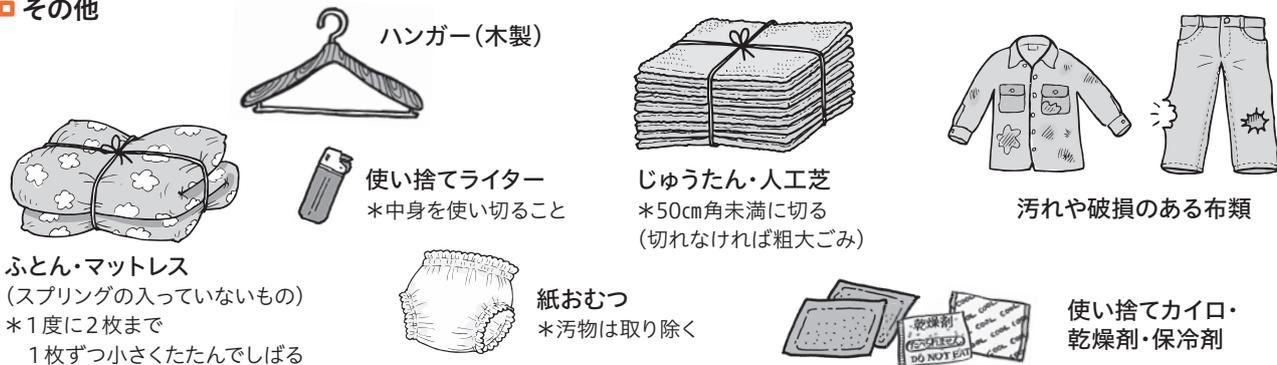
\*金具類は外して不燃ごみに出す



□ 草木類(せん定枝、板、草など)



□ その他



□ プラスチック製品(♻️マークがないもの)



ごみ・環境

(広告)

リサイクル事業を通じて  
自然環境と地域社会に  
貢献いたします

**石川商事株式会社**

一般廃棄物収集運搬    産業廃棄物収集運搬  
浄化槽維持管理清掃    貯水槽保守点検清掃  
ビル建物管理    家電リサイクル

〒350-0031 川越市小仙波927-2  
TEL 049-222-3047  
FAX 049-225-6943  
営業時間/平日9:00~17:00  
<https://ishikawa-group.co.jp>

見積り無料  
すばやい対応

**ドラブル**が  
起きる前に  
安全点検を!!

**ホイストクレーン**  
の点検はされていますか?

クレーンに関するお悩みごとはありませんか?  
当社では**メーカーを問わず**  
クレーンの保守点検・修理に対応しています。  
まずは、お気軽にご相談ください!!

TEL 049-237-6323  
FAX 049-272-7137  
E-mail: mta@matsui-cm.jp  
HP: http://www.matsui-cm.jp

Matsui Crane Maintenance Co., Ltd.  
株式会社 松井クレーンメンテナンス  
〒350-0804 埼玉県川越市下広谷964-2 TEL:049-237-6323

## ● プラスチック製容器包装 週1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。中身を捨てて、軽くゆすぐ。フタを外す。

\*プラスチック製品はプラスチック製容器包装、可燃ごみ、ペットボトルに分類されます。

\*小さい袋をまとめて大きい袋に入れた状態(二重袋)で出さないください。



### □ カップ・パック類

(カップ麺や弁当の容器・卵やゼリーのパックなど)

### ▶ 出せるもの マークのあるもの



□ ボトル類(油・たれ・ドレッシング・シャンプー・うがい薬・目薬など)

□ チューブ類  
(歯磨き粉・調味料・接着剤など)



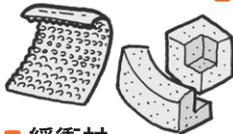
□ フタ類  
(ペットボトル・ボトルなど)



□ トレイ類(惣菜・果物・生鮮食品など)



□ 網・ネット類  
(ミカン・玉ねぎ・リンゴ・桃など)



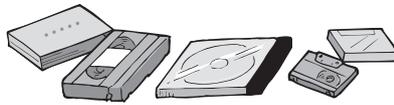
□ 緩衝材  
(発泡スチロールなど)



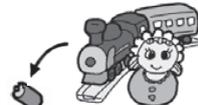
□ 袋・ラップ類  
(野菜などの袋・外フィルム・菓子などの包み・レジ袋など)

### ▶ 出せないもの マークがないプラスチック製品

**可燃  
ごみへ**  
104ページ



カセット・ビデオテープ  
CD・DVD (ケース含む)



乾電池を  
抜くこと おもちゃ



密閉容器



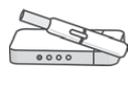
ポリバケツ



植木鉢・プランター  
※プラスチック製



モバイルバッテリー



加熱式たばこ



携帯用扇風機



ワイヤレスイヤホン



中身の残った  
使い捨てライター

**有害  
ごみへ**  
108ページ

**充電式  
電池等の  
捨て方へ**  
108ページ

- 水で軽くすすいで異物や汚れを落としてから袋へ入れてください。
- 異物や汚れが落ちにくい物や洗にくい物は「可燃ごみ」に出してください。
- モバイルバッテリー、加熱式たばこ、充電式の電化製品、中身の残った使い捨てライター等は重大な事故につながる恐れがあるため、絶対に入れないください。

お問い合わせの多い品目や判断しにくい品目の分別方法をまとめた「ごみ品目マニュアル(家庭ごみ)」が川越市公式ホームページに掲載されています。分別に迷ったらぜひご活用ください。



## ● びん・かん 2週に1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。中身を捨てて、軽くゆすぐ。フタを外す。

\*ペットボトルと収集車が異なるため、場所を分けて置いてください。

### ▶ 出せるもの

#### □ 飲料用の缶・缶詰



#### □ 飲食料品のびん・化粧品のびん



#### □ スプレー缶



中身を最後まで使い切る。ガス抜きキャップがある製品は火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して中身を出し切る。穴あけ不要  
\*びん・かんとは別の袋に入れてください

ビールびん、一升びんなど、くり返し使える「リターナブルびん」は、市の回収以外にも、回収している販売店があります。買ったお店で回収をしている場合は、販売店での回収もご利用ください。

フタを外す。  
金属のフタは「びん・かん」。  
プラスチックのフタは「プラスチック製容器包装」。

中身を捨てて、軽く水洗い。

びんとかんを同じ袋に入れて出してください。

### ▶ 出せないもの

**不燃ごみへ**  
107ページ

□ 耐熱ガラスのびん・農薬のびん、梅酒のびんなど



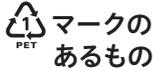
□ 菓子缶・茶筒・粉ミルク缶  
ペンキ缶・塗料缶・一斗缶など



● ペットボトル 2週に1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。キャップ・ラベルは「プラスチック製容器包装」  
\*びん・かんと収集車が異なるため、場所を分けて置いてください。

▶ 出せるもの



▶ 出せないもの

マークのついたプラスチック製ボトル

- 食用油・たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸菌飲料などの容器
- 洗剤・シャンプー・リンス・ハンドクリームなどの容器
- うがい薬・目薬などの容器



プラスチック製容器包装へ

105ページ

必ずキャップ・ラベルを外す。

中身を捨てて、軽く水洗い。

\*外したキャップ・ラベルはプラスチック製容器包装で出してください。

潰す。

\*びん・かん、ペットボトルの中に異物(たばこの吸い殻や針などの危険物)を入れないでください。

● 布類 4週に1回 \*地域の集団回収を優先してください。

無色透明または白色半透明の袋で出す。段ボール・紙袋での排出は不可。

▶ 出せるもの



\*電気毛布は不燃ごみへ

▶ 出せないもの

可燃ごみへ 104ページ



▶ 注意事項

- 布類は雨に濡れるとカビが生えやすくなり、資源になりません。雨が降っている場合は、次回以降の収集日に出していただくようご協力ください。
- ボタン・ファスナー等は外さず、そのままお出してください。
- 袋の口をしっかりとしばってください。
- 汚れがひどいものや破損のある布類は、可燃ごみで出してください。

▶ こちらも利用できます

環境プラザ「つばさ館」(46ページ参照)では、常時回収しています。

● 紙類 月1回(雨の日も回収) \*地域の集団回収を優先してください。

①②③④に分けてヒモで縛る。ビニール袋不可。細かいものは紙袋へ。紙パックは洗う。  
\*収集車が異なるため、品目ごとに場所を分けて置いてください。

▶ 出せるもの

①新聞(チラシ含む)



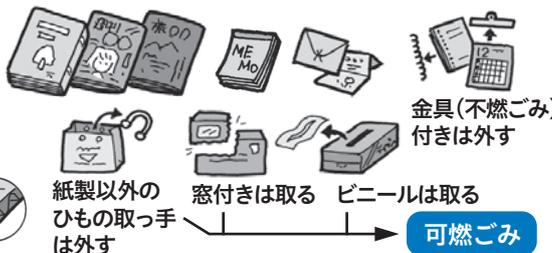
②段ボール(空き箱などでも「波」のあるものは段ボール)



③紙パック(内側が白いもの。銀色は可燃ごみ)



④雑がみ(雑誌・菓子や玩具の空き箱・本・包装紙など)



▶ 雑がみの出し方

本・雑誌類にはさむ



▶ 出せないもの

- 感熱紙・カーボン紙
- 油・食品などで汚れた紙
- 圧着ハガキ
- ビニールコーティングされた紙
- 紙製カップ麺容器
- シュレッダーにかけた紙
- シール・台紙
- 写真

可燃ごみへ 104ページ

● 不燃ごみ 4週に1回

無色透明または白色半透明の袋で出す。乾電池は外して「有害ごみ」。\*充電式電池が外せないものは本体ごと「有害ごみ」へ。

▶ 出せるもの

□ 電化製品

(最大辺50cm未満)

乾電池を抜くこと

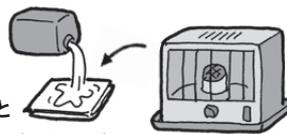
有害ごみ



ラジカセ

灯油を抜くこと

\*灯油は布などに少量ずつ染み込ませて可燃ごみ



石油ストーブ・ファンヒーター

乾電池を抜くこと

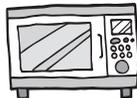
有害ごみ



電子体温計



炊飯器



電子レンジ



プリンター



ビデオ・DVDデッキ

□ 電化製品 (最大辺が50cmを超えても出せるもの)



扇風機



掃除機



乾電池を抜くこと

有害ごみ

ガスレンジ(ビルトインタイプは除く)ごとく・受皿等は本体から外し袋に入れる

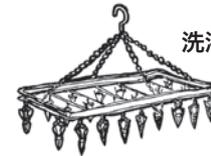
□ 金属類



鍋・フライパン類



針金ハンガー



洗濯ハンガー (金属製)

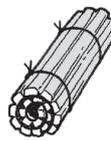
□ その他



電動式以外の自転車  
幼児用三輪車  
折りたたみ式車椅子  
\*電動式自転車、  
大人用三輪車は粗大ごみ



スーツケース



風呂のふた (プラスチック製)



チャイルドシート



\*「ごみ」と必ず表示すること

\*「ごみ」と必ず表示すること



スキー板  
スノーボード  
ブーツ



ゴルフセット (クラブはバッグから出す)



衣装ケース (1段のもの。2段以上は粗大ごみ)

□ 刃物・ワレモノ

ガラス類 セトモノ



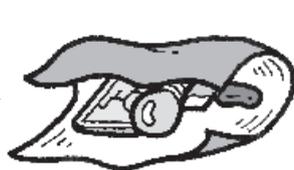
素焼きの  
植木鉢

LED電球・白熱球



鏡

刃物



ワレモノや刃物は紙・布などに包み、品名を書いてから袋に入れる。

〈広告〉

不動産の売却をお考えなら  
ご相談ください。

お客様に寄り添い、的確なご提案をいたします

遠方の方の  
売却・相談  
承ります

物件に残っている  
荷物の処分も  
お任せください!

契約から  
現金化まで  
最短約1週間

—無料相談実施中—



不動産に関することは何でもご相談ください。  
税理士・司法書士をはじめ、様々な専門家と  
連携し、お悩みを解決します。

LINE相談できます!

お気軽にご利用下さい



株式会社 彩京不動産

049-246-6969

営業時間 10:00~18:00 定休日 土・日・祝 住所 川越市むさし野16-39

HPは  
コチラから



■宅建業許可番号/埼玉県知事(第22956号) ■加盟団体/公益社団法人全日本不動産協会・公益社団法人不動産保証協会

## ● 使用済小型家電製品

個人情報等は事前に消去。電池などは可能な限り外す。テレビ・パソコンなどは不可。(109・110ページをご確認ください)

### ▶ 使用済小型家電製品は以下の方法で排出してください。

① 不燃ごみの日に集積所に排出  
\*充電式電池が外せない場合は「有害ごみ」へ  
原則、最大辺50cm未満の家電製品

② 回収BOXへの排出  
縦10cm×横25cmの家電製品で投入口  
に入るもの。

③ 処理施設への持ち込み  
東清掃センターまたは資源化センターへ持ち込みができます。(112ページをご確認ください。)  
\*処理施設への持ち込みには手数料がかかります。また、土曜日・日曜日・年末年始の持ち込みはできません

回収BOX設置施設(施設開庁時のみ排出可)		
市役所本庁舎	(元町1-3-1)	つばさ館 (鯨井782-3)
高階市民センター	(藤間27-1)	東清掃センター (芳野台2-8-18)
名細市民センター	(小堤662-1)	資源化センター (鯨井782-3)
大東市民センター	(豊田本5-16-1)	中央公民館 (三久保町18-3)
霞ヶ関市民センター	(笠幡177-1)	北公民館 (氷川町107)

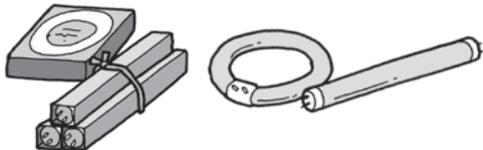
## ● 有害ごみ 4週に1回

蛍光管などは購入時のケースに入れる。

### ▶ 出せるもの

乾電池・水銀体温計は、有害物と分かるように他の不燃物とは別に「小さなビニール袋(無色透明または、白色半透明の袋で中身がわかるよう明記したもの)」に入れて出してください。

#### □ 蛍光管等



#### □ 水銀体温計



□ 乾電池



□ 血圧計  
(水銀使用)



## ● 充電式電池等の捨て方 \*充電式電池が外せない場合は本体ごと「有害ごみ」へ。

電子機器に使われている充電式電池は、リサイクルが義務付けられており、販売店等の回収協力店で回収しています。ボタン電池も回収協力店での回収をご利用ください。回収協力店を利用できない場合は、有害ごみの日に集積所に排出してください。

### ▶ 充電式電池とは

充電式電池を使用している製品には、「電池名称の印字」もしくは「リサイクルマーク」などの表示があります。

ニッケル水素電池    リチウムイオン電池



Ni-Cd



Ni-MH



Li-ion

### 充電式電池を使用している主な商品例



□ ゲーム機



□ デジタルカメラ



□ ビデオカメラ



□ 加熱式たばこ



□ 電気シェーバー



□ 電動歯ブラシ



□ モバイルバッテリー



□ コードレス  
テレホン

### ▶ 回収方法

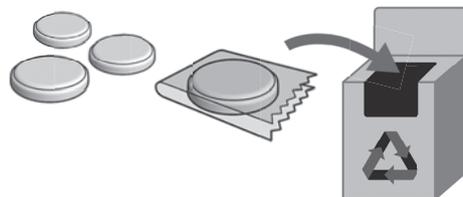
金属端子部分をテープ等で絶縁し、回収協力店にお持ちください。

\*回収可能な電池の説明および回収協力店は、以下のホームページから確認できます。

充電式電池…一般社団法人JBRC (<https://www.jbrc.com/>)

ボタン電池…一般社団法人電池工業会 (<https://www.baj.or.jp/>)

加熱式たばこ…一般社団法人日本たばこ協会 (<https://www.tioj.or.jp/>)



**充電式電池が可燃ごみ、不燃ごみなどに混入すると、収集車内や処理施設内で火災が起きる原因となります。製品から充電式電池を外したうえで正しい排出をお願いします。**

● テレビ・エアコン・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機

家電リサイクル法により、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL)・エアコン・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機は、指定のリサイクルルートで処理することが義務付けられています。市では収集や処理をしません。



□ 液晶テレビ



□ テレビ



□ エアコン



□ 冷蔵庫/冷凍庫



□ 冷温庫



□ 洗濯機



□ 衣類乾燥機

分解して搬入しても市の処理施設では受け付けません

▶ 処分方法は以下のとおりです

**1** 買った店、買い替える店に引き渡す。  
(リサイクル料金と収集運搬料金を支払う)

できない

郵便局でリサイクル料金を振込みにより支払う。  
(振込手数料がかかります。)  
\*リサイクル料金は家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

運べない  
運べる

**2** 収集運搬業者に依頼する。  
(収集運搬料金を支払う)  
\*業者については資源循環推進課 TEL 239-6267 へお問い合わせください。

**3** 自分でメーカーの指定引取場所へ持ち込む。

▶ 指定引取場所 いずれの業者へもお持ち込みいただけます。

営業日・受付時間: 月～土(祝日を除く)午前9時～11時30分/午後1時～4時30分  
祝日等営業日については、直接指定引取場所にご確認ください。



家電リサイクル券システムに関するお問い合わせ先



(一財)家電製品協会家電リサイクル券センター  
TEL 0120-319640 ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

## ● 家庭用パソコン

資源有効利用促進法により、家庭用パソコンは市では収集や処理をしません。

□ デスクトップ型パソコン本体 

□ ノートブック型パソコン 

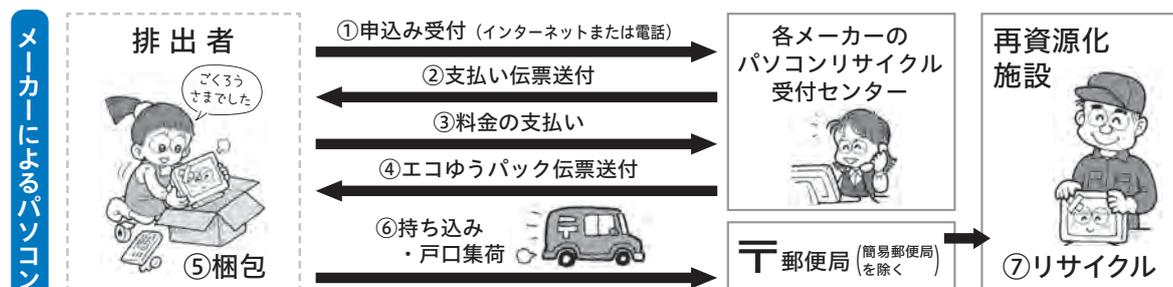
□ 液晶ディスプレイ (ディスプレイ体型を含む) 

□ CRT(ブラウン管)ディスプレイ (ディスプレイ体型を含む) 

□ 製品に同梱されていた装置 (キーボード・マウスなど) 

ケーブル・マウス・キーボード・スピーカーなどの付属品はメーカーが回収します。  
プリンターやスキャナーなどの周辺機器はメーカー回収の対象ではないため、ごみの分け方チャート(103ページ)でお出しください。

### ▶ 処分方法は以下のとおりです



\*PCリサイクルマーク付きの場合(平成15年10月1日以降に購入したパソコン)、②③は不要です。  
詳細は、各メーカーのホームページ及び一般社団法人パソコン3R推進協会 (TEL 03-5282-7685 <https://www.pc3r.jp/>)をご確認ください。



民間事業者による宅配回収



リネットジャパンリサイクル(株)  
URL <https://www.renet.jp/>  
TEL 0570-085-800  
(午前10時～午後5時)

リネットジャパン 検索



- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
- 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料。  
\*2箱目以降とパソコン本体以外は1箱当たり1,600円(税込1,760円)

Food loss

### 食べ物をムダにしない 食品ロスを減らすためにできること

本来、食べられるのにさまざまな理由から捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」といいます。食品ロスは“もったいない”だけでなく、増えたゴミの廃棄に多くのコストがかかっていることも大きな問題です。

Food loss

**① 買いすぎない**

買いに行く前に食品棚や冷蔵庫をチェックしよう。重複買いを防止します。

**② 作りすぎない**

食べることができる量を決めましょう。作りすぎたら、アレンジレシピを活用しましょう。

**③ 食べきる**

家でも外でも、食べられる分だけ食卓へ。外食時は、残した料理を持ち帰ることができるかチェック。



出典元:環境省広報誌ecojin(エコジン)「環境、エネルギー問題につながる食品ロスの話」より <https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/feature1/20220105.html>

## ● 粗大ごみ

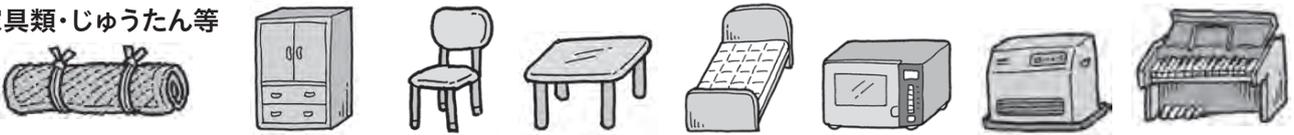
処理施設に持ち込むか、電話で収集を予約してください。 \*持ち込みについては112ページをご確認ください。

**電話で収集を予約する** → 資源循環推進課 粗大ごみ収集受付 TEL 239-5056  
 【受付時間】月～金(祝日、年末年始を除く)  
 午前8時30分～正午 / 午後0時45分～5時

- 電話で収集日を予約してください。収集時間の指定はできません。
- 1回に収集できる数は5点までです。
- 収集当日、予約の時間帯までに品物を屋外に出してください。
- 家の中に入ったの搬出作業は行いません。
- 収集時には立ち会いが必要です。その際、収集料金をお支払いください。
- ご不在の場合、収集はできません。

### ▶ 収集できる主な粗大ごみ

家具類・じゅうたん等



### ▶ 収集できない主なもの

テレビ・エアコン・冷蔵庫/冷凍庫・洗濯機/衣類乾燥機・パソコン・タイヤ・消火器など



109、110、  
113ページ

### ▶ 収集を依頼する場合の手数料の目安

大きさによって、金額が異なります。下記の料金はおおよその目安としてください。

手数料 2,000円



タンス  
(最大辺150cm以上)



ベッド  
(ダブル、セミダブル)



電動自転車



オルガン  
(電子)

手数料 1,500円



タンス  
(最大辺100cm以上  
150cm未満)



ベッド  
(シングル)



ステレオ一式



鏡台

手数料 1,000円



電子レンジ  
(最大50cm以上)



食卓用テーブル



石油暖房器具  
(最大辺50cm以上)



じゅうたん類

手数料 500円



椅子



座卓



物干しざお



卓上型ミシン  
(最大辺50cm以上)

〈 告 告 〉

**粗大ごみ、引越ごみ、  
不用品処分のことなら  
クリーンネス藤原へ!!**

埼玉県  
SDGsパートナー  
Cleaner Future  
CNF

川越市家庭系一時多量ごみ許可業者  
(許可番号: 第17号)

**現調無料**  
**お見積り無料**

**CNFクリーンネス藤原**  
☎042-978-9151

一般廃棄物・産業廃棄物・ビル総合管理

**株式会社シマザキ**

私たちは資源のリサイクルに  
積極的に取り組んでおります。

一般廃棄物・産業廃棄物などの  
収集運搬業務のことならお気軽に  
お問い合わせください。

許可番号  
産業廃棄物収集運搬許可 01102059279  
一般廃棄物収集運搬許可 川越市第34号

(本 社)川越市府川9 1  
(事務所)川越市鹿飼3 3 3-3

☎ 049-222-4474  
FAX 049-222-7132  
MAIL: info@k-simazaki.jp

**大林金属株式会社**

**24時間365日 年中無休**

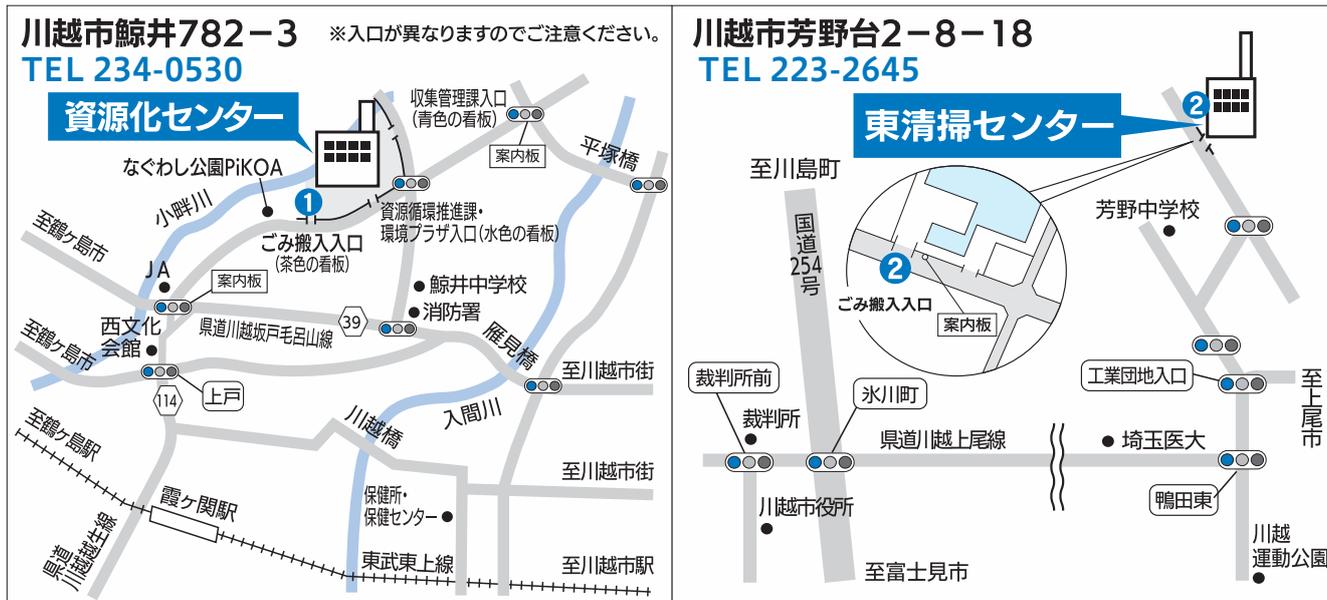
鉄スクラップ・アルミ・銅  
ステンレス・真鍮・ケーブル等  
1kgから買い取ります。

金属リサイクルでお困りの事ご相談ください。

**大林金属**

川越工場/埼玉県川越市古谷上1080  
TEL:049-256-7539 FAX:049-256-7540  
大宮工場/さいたま市見沼区丸ヶ崎1189  
TEL:048-731-8525 FAX:048-731-8524  
(古物商取引許可:第431390055119号)

● **各処理施設への持ち込み方法** 集積所に出せるものは、原則として集積所を優先してください。



▶ **ごみの持ち込み受付** ＊処理手数料(50円/10kg)がかかります。支払方法は、現金に限ります。  
月～金(年始の令和7年1月1日～令和7年1月3日を除く)午前8時40分～11時50分/午後0時45分～4時

□ **資源化センター**

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、びん・かん、粗大ごみ、一時多量ごみなど

□ **東清掃センター**

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、ペットボトル、粗大ごみ、一時多量ごみなど

▶ **持ち込み時の注意点**

- 川越市内で発生したごみに限ります。
- 原則、ごみを出した本人が持ち込んでください。
- 排出場所と本人確認のため、身分を証明できるもの(免許証など住所が記載されているもの)を受付にて提示してください。ご協力をお願いします。
- 搬入車両は、2tトラックもしくはそれより小さい車両で搬入してください。(高さ制限:資源化センター・3.8m以内、東清掃センター・3.2m以内)
- ごみは分別してください。分別されていないもの・施設で処理できないものは、お持ち帰りいただきます。あらかじめご了承ください。(紙類の持ち込みはできません。)
- 予約は不要です。量が多い場合は事前にお問い合わせください。
- 自分で持ち込めない場合は、市が許可する収集運搬許可業者に依頼してください。(許可業者以外は収集・運搬することができません)違反すると法律により罰せられます。
- ごみは原則搬入者ご自身で下ろしていただきます。大きなごみの場合はなるべく補助者の同行をお願いします。
- 上記地図の①、②のごみ搬入入口から搬入してください。

▶ **資源化センターへ木の枝を持ち込む場合**

持ち込める大きさは、切り口の直径が15cm以内の場合、長さ1.2m以内です。また、直径が15cmを超え30cm以内のものは、長さ50cm以内に切ってください。あらかじめ、この寸法以内にした状態で搬入してください。

注意1) 束ねる必要はありません。 注意2) 搬入できない樹木もあります。詳しくは資源化センターへお問い合わせください。

## ● 処理しないもの

販売店・施工業者に問い合わせください。＊販売店等不明な場合は資源循環推進課(TEL 239-6267)へお問い合わせください。

### ▶ タイヤ、バッテリー、ガスのボンベ、消火器、薬品、門扉、ガソリンなどの燃料、ピアノ、ソーラー型温水器(ソーラーパネル)、ブロック、バイク、土・石、草刈機・芝刈機(エンジン式) など

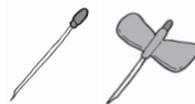


### ▶ 産業廃棄物は受け付けません



### ▶ 注射針など

注射針・点滴針など鋭利なものや感染性のものは、診察を受けた医療機関に返却してください。在宅で使う医療器具の廃棄については資源循環推進課(TEL 239-6267)へお問い合わせください。



## ● 家庭でできるごみ減量

プラスチックごみの削減は近年世界的な課題として注目されています。家庭で身近にできることから、取り組んでみませんか。

### ▶ 雑がみの分別

可燃ごみの中に含まれる紙類の割合は約4割となっています。これら紙類を適切に分別すればごみの減量につながります。お菓子や玩具の空き箱、包装紙など雑がみも大切な紙資源です。新たな紙へとリサイクルするため、雑がみを分別しましょう。

### ▶ 布類の分別

不要になった、洋服やタオル、毛布はリサイクルが可能です。分別して布類の日に出しましょう。雨が降っている場合には、次回以降の収集日に出すようにご協力ください。なお、環境プラザ(つばさ館)では、布類を常時回収しています。(下記参照)

### ▶ プラスチックごみの削減

ポイ捨てされたプラスチックごみなどが風で飛ばされたり雨に流されたりして川に入り、海に流れ出て海洋プラスチックごみとして問題となっています。プラスチックごみはきちんと分別し、収集日に出しましょう。また、マイボトルの使用や、不要なレジ袋を貰わないなどのリデュースの取組もごみの減量につながります。

#### マイボトルを使用する



外出の際にはマイボトルを持参しましょう。

#### マイバッグを使用する



お買い物の際にはマイバッグを持参しましょう。

#### ポイ捨てごみを減らす



### ▶ 生ごみの水切り

生ごみの約8割は水分です。生ごみの水切りをするだけで、ごみの減量やごみ出し時の負担軽減、においの防止にもつながります。生ごみの水切りにおいては「ぬらさない」「しぼる」「乾かす」が大切です。

### ▶ 環境プラザ(つばさ館)でリユース・リサイクル

つばさ館では、リサイクル家具・リサイクル自転車・リユース品(衣類等)の頒布を行い、ごみの減量を推進しています。ご家庭で不要となった衣類・食器・雑貨(未使用品又はキズ・汚れの無いもの)はごみとして捨てる前に、つばさ館への持ち込みを検討しましょう。また、つばさ館では、廃棄物に関する環境学習機能として、情報展示ホール、リサイクル体験工房、情報資料コーナーを設置しています。

□ 環境プラザ(つばさ館) 鯨井782-3 TEL 239-5053

開館日 火曜日～日曜日 午前9時～午後5時(リユース品頒布等は、午前10時～午後3時)

休館日 月曜日、祝日、年末年始

## ● ごみ集積所の新設・移設・廃止

収集管理課 TEL 239-5058

ごみ集積所を新設・移設・廃止するときは、申請書に必要事項を記入し、収集管理課に提出してください(申請用紙は、市民センターにもあります)。

集積所の管理は、利用する皆さんで行ってください。清潔に保つようご協力をお願いします。ごみ飛散防止ネットも、危険がないよう適正に管理してください。

## ● 粗大ごみ

資源循環推進課 TEL 239-5056

家庭で不用となった粗大ごみの戸別収集(有料)を行っています。また、粗大ごみを屋外へ持ち出すことができない高齢者・要介護者・障害のある方を支援する「サポート事業」や、当日の立ち会いができない方のために料金前納による「立会い無し収集」を行っています。

## ● 集団回収

資源循環推進課 TEL 239-6267

新聞紙・雑がみ・紙パック・段ボール・衣類・アルミ缶・空きびんなどは、再利用できる大切な資源です。自治会・子ども会などで実施している集団回収に出し、ごみの減量・資源化にご協力ください。市では、集団回収を実施した登録団体に、報償金を交付しています。

## ● かわごえ環境推進員

資源循環推進課 TEL 239-6267

ごみの減量・資源化および地域の環境美化を推進するため、それぞれの地域(自治会ごと)にかわごえ環境推進員が委嘱されています。

## ● クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)

資源循環推進課 TEL 239-6267

まちをきれいにし、快適な環境づくりを推進するため、クリーン川越市民運動推進協議会が中心になって実施しています。実施日については、広報川越などでお知らせします。ご協力をお願いします。

## ● 環境美化活動支援制度

資源循環推進課 TEL 239-6267

自治会・子ども会・スポーツ少年団など、原則として地域の3人以上の団体が行う清掃活動に対して、ごみ袋の支給・ごみ挟みやリヤカーの貸し出しを行います。

## ● 生ごみ処理機器の補助制度

資源循環推進課 TEL 239-6267

市では、生ごみの減量に役立つ生ごみ処理容器(コンポスト・EM容器)と電気式生ごみ処理機の補助を行っています(再使用品は対象外で、販売店から購入したものが対象)。補助金が予算額に達した時点で受け付けを終了します。

## ● ごみのふれあい収集(戸別訪問収集)

収集管理課 TEL 239-5058

1人暮らしでごみを自分で集積所へ運ぶことが困難な高齢者や障害のある方で、近親者・近所の方・ヘルパーなどの協力が得られない場合に、市が直接訪問し、収集を行います。

## ● 動物の死体

### ▶ ペットなどの死体

東清掃センター TEL 223-2645

資源化センター TEL 234-0530

飼い犬・飼い猫の死体は、飼い主が処分するか、東清掃センターまたは資源化センターへお持ちください。料金は1体につき500円です。

### 受付時間

月～金曜日(年末年始を除く\*)

\*年末の特別収集を実施する日は、搬入を受け付けます。

午前8時40分～11時50分

午後0時45分～4時

### ▶ 小動物の死体を見つけたら

収集管理課 TEL 239-5058

休日・夜間は市役所当直へ

路上に犬や猫などの死体がある場合は、ご連絡ください。

## ● ごみの不法投棄

収集管理課 TEL 239-5058

集積所等への不法投棄についてはご連絡ください。

## ● 産業廃棄物

産業廃棄物指導課 TEL 239-7007

産業廃棄物に関する許可や、指導を行っています。

(広告)

廃棄物処理業に取り組んで57年、地域の環境づくりに務めています。 

産廃業の収集運搬・中間処理工程を一貫させ、資源リサイクルシステムの確立に貢献します。

産業廃棄物・事業系廃棄物  
何でもご相談ください!

 株式会社 **エス・イーティ**

■本社 所沢市東所沢和田2-32-5 電話 04-2951-7760  
■配車センター 川越市下赤坂669-2 電話 049-262-0693

URL <http://www.s-et.co.jp>



# 浄化槽

## ● 浄化槽

環境対策課 TEL 224-5894

### ▶ 浄化槽の設置届出書・使用開始報告書・使用廃止届出書など

浄化槽を設置する際に、建築基準法による申請を必要としない場合は、浄化槽法によって「浄化槽設置届出書」を提出する必要があります。

また、設置した浄化槽を使用開始した場合には「浄化槽使用開始報告書」を、浄化槽の使用を休止または廃止した場合には「浄化槽使用休止届出書」または「浄化槽使用廃止届出書」を提出する必要があります。

浄化槽管理者または浄化槽技術管理者を変更した場合は、「浄化槽管理者変更報告書」または「浄化槽技術管理者変更報告書」を提出する必要があります。  
\*200人槽以下の浄化槽であれば、「浄化槽使用開始報告書」「浄化槽使用廃止届出書」「浄化槽管理者変更報告書」についてはパソコンやスマートフォンから手続きができます。



### ▶ 浄化槽の維持管理

浄化槽管理者は、浄化槽法により法定検査・保守点検・清掃の実施が義務付けられています。各家庭で取り付けている浄化槽は、各家庭が責任を持って維持しなければなりません。快適な生活を送るため、日ごろから適正な維持管理を心掛けてください。

### ▶ 保守点検

浄化槽の機能が正しく保たれているかどうかを定期的に点検することを保守点検といいます。浄化槽の種類によって点検回数は異なります(下表)。保守点検には、専門的な知識・技能・経験が必要なため、市の登録業者に依頼してください。

## ● 浄化槽の点検回数

環境対策課 TEL 224-5894

### ▶ 単独処理施設

種類	人槽20人以下	人槽21～300人	人槽301人以上
全ばっ気方式	3か月に1回以上	2か月に1回以上	1か月に1回以上
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	4か月に1回以上	3か月に1回以上	2か月に1回以上
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6か月に1回以上		

### ▶ 合併処理施設

処理方法	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4か月に1回以上
	処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3か月に1回以上
活性汚泥方式		1週間に1回以上
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	① 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
	② スクリーンおよび流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽(①に掲げるものを除く)	2週間に1回以上
	③ ①および②以外の浄化槽	3か月に1回以上

\*保守点検業登録業者については、市ホームページを確認するか、環境対策課にお尋ねください。

### ▶ 清掃

槽の中にたまった汚泥などを処理することを清掃といいます。汚泥などをそのままにしておくと、浄化機能が衰え、浄化されない汚水が放流されてしまいます。清掃の時期は、浄化槽の種類・使用人数・使用方法によって異なります。清掃回数は、1年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)実施することになっています。清掃は市の許可を受けた業者に依頼してください。

\*清掃業許可業者については、市ホームページを確認するか、資源循環推進課へお尋ねください。

### ▶ 法定検査

法定検査は、毎年1回行う水質検査であり、浄化槽の機能が十分に発揮されているかどうかを確かめる検査です。検査は、知事が指定した検査機関が行います。下記の検査機関に申し込んでください。

□一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会 浄化槽法定検査センター  
TEL 048-778-8700

### ▶ 浄化槽に補助金

市では、合併処理浄化槽へ転換する方または合併処理浄化槽で、年間を通

じて適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を行っている方に対して補助金を交付しています。合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽では処理されない台所・風呂・洗濯・洗面所から出る排水も処理できるため、河川の汚染防止に大きな効果があります。補助金の交付には補助対象となる区域や一定の条件があります。また、市の予算によって交付基数が限られることがあります。

— (広告) —


**リサイクル事業を通じて  
自然環境と地域社会に  
貢献いたします**

石川商事株式会社

一般廃棄物収集運搬

産業廃棄物収集運搬

浄化槽維持管理清掃

貯水槽保守点検清掃

ビル建物管理

家電リサイクル

〒350-0031 川越市小仙波927-2  
TEL 049-222-3047   
FAX 049-225-6943   
営業時間/平日9:00～17:00 

<https://ishikawa-group.co.jp>

ごみ・環境

## ● し尿のくみ取り

資源循環推進課 TEL 239-6267

し尿のくみ取りは、自宅周辺の地域を担当している許可業者に依頼してください。

\*許可業者については、市ホームページを確認するか、資源循環推進課にお尋ねください。

### ▶ 1か月のくみ取り料金

- 普通便槽の場合→世帯割(180円) + (250円×家族の人数)
- 改良便槽または特別の収集によるもの場合→世帯割(180円) + 36リットルにつき200円

## ● 吸込下水槽に補助

資源循環推進課 TEL 239-6267

下水道未整備地域に住んでいる方が、家庭からの雑排水のみの吸込下水槽を清掃したときに、補助が受けられます。補助金が予算額に達した時点で受け付けを終了します。

### 対象

現在使用中の吸込下水槽を清掃したとき

### 補助額

1回分の清掃実費金額の2分の1以内(限度額4,600円)

### 申請期限

清掃実施後2か月以内  
申請は1年度に3回まで

## 環境対策

### ● 公害

環境対策課 TEL 224-5894

大気汚染・水質汚濁・悪臭・騒音・振動・地盤沈下・土壌汚染を一般に公害といいます。環境対策課では、皆さんの快適な生活環境を守るため、工場などの立ち入り検査を行っています。

### ● 光化学スモッグ

環境対策課 TEL 224-5894

自動車の排気ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽の紫外線を受け光化学反応を起こし、大気中の光化学オキシダントの濃度が高くなり、もやがかかった状態を光化学スモッグといいます。このとき、人体や植物に被害を及ぼすおそれがあります。

市では光化学オキシダントの濃度が高くなりその状態が継続すると見込まれるときに防災行政無線を使って次のお知らせをします。

- 光化学スモッグ注意報
- 光化学スモッグ警報
- 光化学スモッグ重大緊急報

注意報・警報・重大緊急報が発令された際には、屋外での激しい運動は避けてください。また、目がチカチカしたり、のどに痛みを感じたりしたら、洗眼やうがいをし、症状が重いときはすぐに医師の診察を受けましょう。健康被害を受けた方は、連絡してください。

光化学スモッグによる健康被害について＝

保健予防課 TEL 227-5102  
環境対策課 TEL 224-5894

### ● PM2.5(微小粒子状物質)

環境対策課 TEL 224-5894

PM2.5とは、大気中に浮遊している2.5 $\mu$ m以下の小さな粒子のことで、工場や自動車の排ガスのほか、砂ぼこりなどにも含まれています。非常に小さい物質のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念されています。

市では日平均値が70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を超過する恐れがある場合に、注意喚起情報を防災行政無線を使ってお知らせします。

注意喚起情報が発令された際には、換気や窓の開閉を必要最小限にして、屋外での激しい運動や不要不急の外出は避けてください。

### ● 空き地の環境保全

環境対策課 TEL 224-5894

管理の不十分な空き地の所有者(管理者)に対して、指導を行っています。

### ● 地盤沈下

埼玉県西部環境管理事務所  
TEL 244-1250

地盤沈下については、上記にお尋ねください。

### ● 住宅用脱炭素化設備等導入奨励金

環境政策課 TEL 224-5866

地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、蓄電池、V2H、ZEHを導入する方に奨励金を交付しています。

交付申請額が予算額を超える場合は、抽選により交付します。



# 上下水道・くらし

## 水道

### ● 水道

水の窓口:川越市上下水道料金センター  
TEL 249-1911

水道事業は、市の会計とは独立した「企業会計」により運営されています。皆さんに水を供給する受・浄水場の維持・更新や水道管の埋設工事は、そのほとんどが水道料金で賄われています。水道料金は、市町村で設備内容が異なるため、違いがあります。

市では、使用するメーターの口径によって基本料金が異なり、使用量が増すごとに単価が高くなる料金計算方式を採用しています。使用量は2か月ごとに検針し、料金をお支払いいただきます。

\*お支払いが滞ると給水停止になる場合がありますので、ご注意ください。

### ①届け出

使用を開始するとき・使用を中止するとき・その他変更などがあるときは、水の窓口:川越市上下水道料金センターへご連絡ください。

### 使用開始・中止の届出方法

電話・ファクス・インターネット



### ②検針にご協力を

検針は2か月に1度、検針員が各家庭を訪問し、行っています。この時、メーターボックスの上に物が置いてあったり、近くに犬がいたりすると検針できないことがありますので、検針しやすいようにご協力をお願いいたします。

### ③お支払い

いずれかの方法によりお支払いください。

#### ■現金払い

#### ■口座振替

申し込み 金融機関窓口

#### 必要なもの

領収書または使用水量のお知らせ

金融機関に届けてある印鑑

#### ■スマホアプリ支払い

#### 申し込み

不要(アプリのインストール、セットアップは必要)

#### 対応アプリ

PayB、楽天銀行アプリ、LINEPay、PayPay、銀行Pay、auPAY

\*口座振替でお支払いの方は、停止の手続きを行ってください。

### ▶上手な水の使い方

家庭で使われる水の内訳は、炊事・洗濯で約40%、トイレ・風呂で約50%、その他で10%です。水はなくてはならない貴重な資源です。次のようなことに心がけて、大切に使いましょう。

- ①歯磨きのときは、水を流したままにしない
- ②風呂の残り湯は、再利用する
- ③洗車はバケツにくんだ水で
- ④洗濯はためすぎ、食器・野菜はため洗い

### ● 水道工事

給水サービス課 TEL 223-3071

水道を新設・改造・撤去する場合は、必ず市指定給水装置工事業者に依頼してください。

\*指定給水装置工事業者は、市ホームページを確認するか、給水サービス課にお尋ねください。

### ①水道利用加入金

水道を新設または改造(増設)する場合に、負担が必要です。

### ②届け出

水道の所有者が変わるときは、変更届が必要です。

(広告)

便器・洗面化粧台・給湯器・キッチンetc各種商品の交換  
高圧洗浄・配管カメラ・漏水調査・排水つまりなど  
水廻りのトラブルにも対応します。

☎ 049-235-4188

洗面化粧台交換    エコキュート交換    便器交換    給湯器交換

川越で50年以上

**有限会社 島田水道工業**  
川越市指定給排水工事業者  
〒350-0001 埼玉県川越市古谷上5689-2

LINE 公式アカウント  
ラインからもお問合せできます!

従業員募集中

## 下水道

### 下水道

下水道課 TEL 223-0331

家庭から出た汚水と雨水は下水道管で集められ、汚水は県の水循環センターで処理され、雨水は川などに排出しています。

排水方法は、汚水と雨水を同じ下水道管で排水する合流式下水道と、別々の下水道管で排水する分流式下水道があります。

公共下水道が建設され「処理区域」として供用開始の告示があった後、3年以内に水洗化しなければなりません。また、処理区域内に家を新築、または改築する場合は、公共下水道に接続することが義務付けられています。

工事は、市指定下水道工事店に依頼してください。指定業者以外の工事は「無資格工事」となり、やり直し、また

は過料を科せられる場合もありますのでご注意ください。

\*市指定下水道工事店は、市ホームページを確認するか、下水道課にお尋ねください

### 排水に心遣いを

下水道課 TEL 223-0331

#### ①ディスポーザーについて

旧建設大臣認定またはこれと同等の性能基準による適合評価を受けたディスポーザーキッチン処理システムで、適切な維持管理が行われているもの以外は設置が認められていません。

#### ②雨水は流さないで

市内の下水道は、雨水と汚水を別々の管で流す分流式が多くなっています。分流式の汚水管に雨水が流れ込むと台風などの大雨で管がいっぱいになったとき、マンホールから汚水があふれ出してしまいます。施設の保守・環境衛生のため、雨水は分流式下水道の汚水管には流さないでください。

### 下水道使用料

水の窓口:川越市上下水道料金センター  
TEL 249-1911

公共下水道を使用している方から、下水道使用料をお支払いいただきます。下水道使用料は、水道などの使用水量を汚水排除量と見なして料金を算出し、水道料金と合わせて2か月ごとに請求します。

### 下水道事業受益者負担金

下水道課 TEL 223-0331

所有している土地または権利を持っている土地に下水道が整備されると、環境が改善され、その土地の利便性、快適性などが向上し、利益を受けます。下水道事業受益者負担金は、利益を受ける方を受益者として下水道建設費の一部を負担していただくものです。

〈広告〉

水まわりの修理・リフォーム  
安心 信頼  
地元の指定工事店にお任せください。

あけさまで 49周年

安心してお任せ下さい!  
親切・丁寧

大歓迎  
お見積無料!

地元業者でアフターも安心!

水漏れ・つまり キッチンリフォーム  
本下水、浄化槽 浴室リフォーム  
水栓・蛇口交換 トイレリフォーム

職人完備の会社ですので安心価格で行ってます。  
お見積り無料です。お気軽に御相談下さい。

株式会社アサヒ 地元密着49年 総合建設業・川越市給排水指定工事店 フリーダイヤル  
川越市砂新田6-12-11 (南文化会館ジョイフル前) ☎0120-424-323

建設業許可(1)46371号 宅地建物取引業(9)14306号 AM8:30~PM6:00 (定休日:祝日、日曜日) Tel:049-243-0202

上下水道暮らし

水道屋さんまめ知識

市の指定工事店とは?  
水道局に申請の出来る工事業者のこと。  
(上下水道の取出し工事など)  
市のお墨付きの業者ではありません。  
申請を必要としない水廻りの修理や  
トイレのつまりなどの業務しかしない  
業者が指定工事店を取得して指定工事店  
だから安心というお客様の心理を逆手に  
とっている業者が多数いますのでご注意  
ください。

有限会社 島田水道工業  
川越市指定給排水工事事業者  
〒350-0001 埼玉県川越市古谷上5689-2  
TEL 049-235-4188

従業員募集中

正社員:給排水設備工事・土木工事

要普通免許・経験者優遇・委細面談

川越市指定上下水道工事店

有限会社 マツモト

川越事務所:大字萱沼2596-1  
TEL.049-297-2697

ミズのおホットライン

トイレ キッチン お風呂 洗面所

水まわりのトラブル即日対応  
https://www.water-hotline.net/  
ご相談・見積もり無料  
☎0120-861-688  
受付時間 8:00~21:00 ※年末年始を除く  
東京都練馬区大泉町5-22-2

● トイレなどのつまり

トイレ、流しなどそこだけ水が流れないときは、市指定下水道工事店に連絡し、ご自身の費用で解決してください。  
\*市指定下水道工事店は、市ホームページを確認するか、下水道課にお尋ねください

宅地内ではなく、道路内の管がつかまっている疑いがあるときは、下水道課にご連絡ください。

● 雨水対策施設設置補助

下水道課 TEL 223-0331

市の基準により雨水対策施設を設置する方に対し、補助を行っています(営利目的・仮設などの建築物および、過去に最大限の補助金交付を受けた方を除く)。雨水の一時的な流出抑制と有効利用を図るため、ご協力をお願いします。雨水対策施設の設置を計画している場合は、工事着工前にご相談ください。

補助金限度額

種類 基数	浸透型	利用型
1基	19,000円	19,000円
2基	33,000円	38,000円
3基	46,000円	/
4基	58,000円	

\*雨水対策施設の設置工事に要した経費に2分の1を乗じて得た額と上記限度額のいずれか小さい額が補助金額になります。

\*補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

\*浸透型と利用型を合わせて設置する場合は、それぞれの基数に応じた額を合計した額が限度額になります。

〈広告〉

明治41年創業

～より良い街づくりに貢献します!～



燃料・狭山茶・住まいの設備の“いとねん”

内装・外装工事／水まわり工事／増改築工事

ガス機器設置スペシャリスト登録店

川越市指定上下水道工事店

皆様にご満足頂けるよう一層精進してまいります。

株式会社 いとねん 代表取締役社長 伊藤博之

埼玉県知事許可(般-2)第65290号



ホームページもご覧下さい!

埼玉県川越市大字大袋新田467番地

<http://www.new-itonen.com>

TEL: 049-246-8709

株式会社 ジャパンサービスエージェンシー

やさしい感性が創る よりよい環境をめざして。

純水装置 販売、工事・水処理プラント全般・空調設備

“水”人類の生命力となる水 自然環境を維持している水

我が社は、この水処理に携わっていることを誇りとし、顧客企業の発展、地球環境の向上に貢献すべく努力致しています。

川越市砂新田 TEL (049)242-2940

4-14-12 FAX (049)246-2344

ジャパンサービスエージェンシー

検索



上下水道・暮らし

## 道路・河川(水路)

### ● 境界

建設管理課 TEL 224-5987

道路敷・水路敷に接する土地を測量する際に、境界が不明なときは、市と関係土地所有者による境界確認が必要です。確認の申請は、土地家屋調査士または測量士を代理人として依頼し、所定の用紙にその土地の案内図・公図の写し・関係土地所有者一覧表などを添え、建設管理課(小仙波庁舎2階)に申請してください。

### ● 道路占用

道路環境整備課 TEL 224-6029

道路上に電柱を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路占用」といいます。

地上に物件を設置することのほか、地下に水道・下水道・ガスなどの管路を埋設することや、沿道の建物から看板や日除け等を道路の上空に突き出して設置することも含まれます。

許可を受けるときには、所定の申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、道路環境整備課(小仙波庁舎1階)へ申請してください。なお、許可を受けた占用について名義変更等が生じた場合は、変更手続きが必要となります。道路占用には占用料が掛かります。

### ● 道路についての問い合わせ

▶川越市道の維持補修に関すること  
陥没など道路の異常を見つけた方は、場所をお知らせください。

道路環境整備課 TEL 224-6029

▶国道16号に関すること

国土交通省関東地方整備局  
大宮国道事務所大宮出張所  
TEL 048-663-4935

▶国道254号・国道407号・県道に関すること

埼玉県川越県土整備事務所  
TEL 243-2020

### ● 道路・水路の付け替え交換、払い下げ

建設管理課 TEL 224-5987

道路や水路で分断された土地の有効活用を図るために、道路や水路の付け替え交換や、使われていない認定外の道路、不要になった水路などの払い下げが可能になる場合があります。

交換や払い下げを希望する場合には、建設管理課(小仙波庁舎2階)に相談の上事前協議申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、申請してください。

### ● 道路照明灯

道路環境整備課 TEL 224-6029

道路照明灯の球切れなどの異常を見つけた方、壊してしまった方は、設置場所をお知らせください。

### ● カーブミラー

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

カーブミラーを壊してしまった方、壊れたカーブミラーを見かけた方は、ミラーの番号(川越市No.〇〇〇と書かれたシールが貼ってあります)と設置場所をお知らせください。

### ● 防犯灯

詳しくは▶43ページ、「防犯灯の整備」をご確認ください。

### ● 河川の占用

河川課 TEL 224-6041

次のような場合には、河川課(小仙波庁舎2階)に河川占用許可申請が必要です。

▶出入りに関する占用

市が管理する河川(水路)などを出入り口として使う場合、営利目的または出入り口の幅が4mを超える許可は、占用料が掛かります。

必要書類

- 案内図  平面図  断面図
- 構造図  公図の写し
- 本人確認書類

▶合併浄化槽の排水放流など

合併浄化槽で浄化した水などを市が管理する河川(水路)に放流する場合。

必要書類

- 案内図  平面図  断面図
- 合併浄化槽認定シート
- 公図の写し  誓約書
- 本人確認書類

### ● 雨水流出抑制対策

河川課 TEL 224-6041

新規開発・建築確認などにおいて、敷地面積が500㎡以上の場合には、河川課(小仙波庁舎2階)に雨水対策事前協議申請が必要です。

一部エリアについては下水道課が協議先となります。詳細については、下水道課に確認してください。

必要書類

- 案内図  求積図  平面図
- 計算書  構造図  委任状

(広告)

地域社会の発展のために



川越市の交通安全に貢献します

業務内容

標識・区画線・防護柵  
カーブミラー・橋梁塗装・橋梁補修

川越市鯨井552

TEL 049-231-0833

<https://saitamaliner.com/>

## 公園・樹木

### ● 公園

公園管理事務所 TEL 222-1301

公園は、安らぎの場として都市には欠かせないものです。譲り合って、楽しくご利用ください。

- 安比奈親水公園(散策・スポーツ施設など)
- 伊佐沼公園(広場)
- 御伊勢塚公園(広場・テニスコート)
- 笠幡公園(緑地・野球場)
- 岸町健康ふれあい広場(ウォーキング走路・健康遊具など)
- クレアパーク(商店街にある憩いの広場)
- 仙波河岸史跡公園(仙波河岸跡の自然豊かな公園)
- 濯紫公園(河川と一体になった公園)
- 初雁公園(本丸御殿・照明付き野球場・プール)

\*このほか各種公園施設があります。

- (仮称)川越市森林公園計画地内「森のさんぽ道」(公園計画地内の雑木林の一部を「森のさんぽ道」として開放。3.4kmと2.0kmのコース・ベンチなど)

公園整備課 TEL 224-5965

- 川越運動公園(陸上競技場・総合体育館・テニスコートほか)  
川越運動公園総合体育館  
TEL 224-8765

### ● 公園管理

公園管理事務所 TEL 222-1301

#### ▶ 除草作業・害虫駆除作業

公園の除草・害虫駆除が必要な場合は、公園管理事務所にご連絡ください。殺虫剤を散布する場合は、事前に連絡します。作業のときは、洗濯物などに注意してください。

#### ▶ 公園内の施設

園内灯・トイレ・水道などが壊れているのを見かけたときは、お知らせください。

#### ▶ 砂場は誰のもの？

犬・猫が、砂場にふんをすると、子どもたちが遊べなくなってしまいます。犬・猫は砂場に入れないようにしてください。

### ● 市民の森

環境政策課 TEL 224-5866

樹木を保全するとともに、市民の憩いの場とするため、民有地を借り受け、「市民の森」に指定しています。

- 第1号(小堤31ほか)  
昭和60年度指定
- 第6号(笠幡1674-1ほか)  
平成3年度指定
- 第7号(中台3丁目13-1ほか)  
平成6年度指定

- 第8号(大袋452-1ほか)  
平成9年度指定
- 第9号(笠幡2646-1)  
平成10年度指定

### ● 保存樹木・樹林

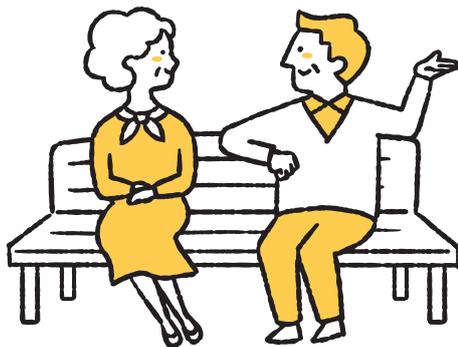
環境政策課 TEL 224-5866

貴重な緑の保全のため、一定の基準を満たす樹木または樹林を「保存樹木」「保存樹林」として指定し、それらを保全していただく所有者に奨励金を交付します。

### ● 児童遊園

こども育成課 TEL 224-5724

地域における幼児および児童の身近な遊び場として、児童遊園を整備しています。日常の維持管理は自治会に依頼しています。遊具などが壊れているのを見かけたときは、こども育成課または自治会長にお知らせください。



(広告)

株式会社  
**水道救急車**  
WATER PIPE AMBULANCE CO. LTD.

即日対応 明朗会計 出張無料

高圧洗浄 蛇口交換  
つまり 給湯器交換  
水漏れ 水漏れ調査

悪徳業者にご注意ください。

川越市の方、限定割引あり お気軽にご相談ください。  
0120-365463  
川越市中台元町1-7-17  
<https://mizumore.site/lp1/>



上下水道・くらし



# 税金

## 市民税

### ● 市民税(個人)

市民税課市民税第一担当・第二担当  
TEL 224-5640

#### ▶ 市民税を納める方

1月1日現在、川越市に住所があり前年に所得がある方に課税されます。なお、川越市に住所がなくても、市内に店舗や家などを持っている方には、均等割が課税されます。

\*1月2日以降に転入した方は、前住所地(1月1日現在の居住市区町村)で課税されます。

#### ▶ 税額の計算について

市民税は、均等に負担していただく「均等割」と、前年所得に応じて納めていただく「所得割」からなります。また、市民税の賦課徴収と合わせて、県民税および森林環境税(国税)の賦課徴収が行われます。

##### □ 均等割額 =

市民税3,000円・県民税1,000円

##### □ 所得割額 =

課税標準額(所得の合計-控除の合計)×税率-税額控除額

##### □ 森林環境税 1,000円

#### ▶ 市民税・県民税の申告が必要な方

□ 1月1日現在、川越市に住所があり、前年中に営業・農業・不動産・配当・年金などの所得があった方

□ 給与所得者は通常、申告の必要はありません。給与所得者でも、勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方、2か所以上から給与を受けている方、前年中に退職した方、給与以外の所得がある方は、申告が必要です。

\*税務署で所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です。

\*課税・非課税証明書は、①市・県民税の申告、②確定申告書の提出、③勤務先からの給与支払報告書の提出、④公的年金支払者からの公的年金等支払報告書の提出などの、いずれもない場合は交付できない場合があります。

#### ▶ 申告時期

市・県民税の申告は、2・3月に各地区の公民館などで、受け付けします。日程などは、1月の広報川越でお知らせします。

\*申告時期以外は、市民税課(本庁舎2階)で申告を受け付けます。詳しくはお尋ねください。

### ● 市民税(法人)

市民税課税制担当 TEL 224-5637

川越市内に事業所などを有する法人に課税されます。

## 固定資産税・都市計画税

### ● 固定資産税

資産税課管理担当 TEL 224-5642

1月1日現在、市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に課税されます。このため、年の途中に売買などで所有者が変わっても、その年度は旧所有者に課税されます。

税額は、課税台帳に登録されている価格(課税標準額)に、税率(1.4%)を乗じて算出します。

課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たないときは、課税されません。

### ● 都市計画税

資産税課管理担当 TEL 224-5642

1月1日現在、市内の市街化区域内に固定資産(土地・家屋)を所有している方に固定資産税と合わせて課税されます。

税額は、課税台帳に登録されている価格(課税標準額)に、税率(0.3%)を乗じて算出します。

### ● 家屋調査

資産税課家屋担当 TEL 224-5684

市では、固定資産税・都市計画税の税額算出のため、新築・増築等をした家屋の立ち入り調査を行っています。職員が伺いましたら、ご協力をお願いします。

### ● 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

縦覧・閲覧 = 資産税課管理担当  
TEL 224-5642

審査 = 市民税課税制担当  
TEL 224-5637

縦覧とは毎年4月1日から第1期納期限の日までの間(縦覧期間)に限り、納税者が土地・家屋縦覧帳簿を縦覧することにより、自己の所有する土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格とを比較することができる制度です。

閲覧とは1月1日現在、川越市内に固定資産を所有する納税義務者が固定資産課税台帳を閲覧することにより、自己の所有する固定資産の課税内容を確認することのできる制度です。なお、縦覧期間中に限り、固定資産課税台帳(名寄帳兼課税台帳)の写しを無料で取得することができます。

固定資産課税台帳の価格(新たに価格を決定されたもの)について不服があるときは、価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に川越市固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができます。

## 事業所税

市民税課税制担当 TEL 224-5637

市内事業所などの床面積が1,000㎡を超える場合、または市内事業所の従業員が100人を超える場合に申告納税が必要です。

## 軽自動車税種別割など

### ● 軽自動車税種別割

市民税課税制担当 TEL 224-5637

毎年4月1日現在、次の車両を所有している方に課税されます。

該当する車両を取得したとき、住所を変更したときは15日以内に、廃車したときは30日以内に申告してください。

#### ▶ 税率の明細

##### □ 二輪車及び小型特殊自動車

区分		税額
原動機付自転車	総排気量が50cc以下	2,000円
	総排気量が50cc超～90cc以下	2,000円
	総排気量が90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他のもの	5,900円
二輪のもの		3,600円
二輪の小型自動車		6,000円

##### □ 三輪以上→初度検査年月によって税率が異なります。

詳しくは、車検証をご確認ください。

			初度検査年月		
			～平成23年3月	平成23年4月～ 平成27年3月	平成27年4月～
三輪のもの			4,600円	3,100円	3,900円
四輪のもの	貨物 用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円
	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円

#### ▶ グリーン化特例(軽課税率)について

\*令和6年度のみ

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課税率)が適用されます。

			A	B	C	
三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円	
四輪のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	
		自家用	2,700円			
	貨物 用	営業用	1,000円	適応なし		
		自家用	1,300円			

A	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制NOx10%低減達成)
B	平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減であって、令和2年度燃費基準達成かつ
C	{ 令和12年度燃費基準90%達成…B 令和12年度燃費基準70%達成…C

### ● 軽自動車税環境性能割など

軽自動車税環境性能割・自動車税種別割・自動車税環境性能割については、下記にお尋ねください。

\*軽自動車税環境性能割は市税ですが、賦課徴収などの事務は当分埼玉県が行います。

#### □ 軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割

埼玉県自動車税事務所 所沢支所  
TEL 04-2998-1321(代表)

#### □ 自動車税種別割

自動車税コールセンター  
TEL 0570-012-229

## 市税等の口座振替

市税等の納付には便利な口座振替をご利用ください。口座振替できる市税等は、市県民税(個人の普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税です。

#### 申し込み方法

収税課収税管理担当  
TEL 224-5686

振替を希望する税の納税通知書・預金通帳・預金口座に使用している印鑑を持参し、収税課(本庁舎2階)、市民センター、川越駅西口連絡所、または預金口座をお持ちの金融機関に申し込んでください(納税通知書内に掲載されている金融機関に限ります)。また、郵送での手続きもできますので、収税課にご連絡ください。

なお、申し込み用紙は市ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

## 税証明など

各種の税証明などについては、▶ 57ページの「証明書の交付と手数料」をご確認ください。

税金



# 市議会・選挙・広聴・広報

## 市議会

### 市議会

議会事務局議事課 TEL 224-6067

市民の中から選挙で選ばれた代表者が、住みやすい郷土をつくるために話し合いを行っている場が市議会です。市議会では、市民の代表者である市議会議員が、重要な市政運営の方針を決定しています。

### 市議会のしくみ

議会事務局議事課 TEL 224-6067

#### 1 議員

市議会を構成する市議会議員は、法律によって任期4年と定められ、川越市の場合、条例によってその定数を36人と定めています。

#### 2 運営

市議会には、毎年一定の時期に開かれる定例会と、臨時に議会に提出する案件が生じたときなど、必要に応じて開く臨時会とがあります。川越市の場合、定例会は年に4回(3月・6月・9月・12月)開かれることになっています。

#### 3 本会議

本会議は全議員で構成される会議で市長が提出した条例や予算などの議案を審議し、可否を決定します。

#### 4 委員会

委員会は、本会議の運営の効率化を図るため、それぞれの分野で専門的に議案を審査します。川越市議会の委員会には総務財政・文化教育・保健福祉・産業建設の4常任委員会、議会運営委員会、必要に応じて設けられる特別委員会があります。

#### 5 議案

市長や議員から提出された議案(条例の制定・改正・廃止、予算、決算、重要な契約の締結など)は委員会での審査を経て、本会議で可否が決定されます。

#### 6 質疑・一般質問

議案に対する質問を「質疑」といいます。議員が、市政全般にかかわることについて質問することを「一般質問」といいます。

#### 7 請願・陳情等について

市政に関することで、意見や要望があるときは、どなたでも市議会に請願や陳情等を提出することができます。

なお、請願書を提出する場合には、市議会議員の紹介を必要とします。

請願書の作成、提出については、議会事務局にお尋ねいただくか、市議会ホームページをご確認ください。

### 傍聴と会議録

議会事務局議事課 TEL 224-6067

#### 1 傍聴

本会議は一般に公開されていて、議案の審議や一般質問などの様子を傍聴席からご覧になることができます。傍聴を希望する方は、市役所本庁舎7階の傍聴受付で傍聴申込書に住所・氏名を記入し、傍聴券を受け取ってから入場してください。一般席は57席、車いす席1席です。なお、傍聴に際し手話通訳を希望する方は、あらかじめ傍聴を希望する日の5日前までに議会事務局へ連絡してください。

委員会は委員長の許可により、議案等審査を傍聴することができます。傍聴を希望する方は、本庁舎6階の議会事務局で傍聴受付簿に住所・氏名を記入してください。

#### 2 会議録

会議録は、本会議や委員会での議員や市の理事者の発言をまとめたものです。情報公開コーナー(東庁舎1階)・図書館などにあります。また、市議会ホームページからも閲覧できます。

### 議会中継

議会事務局議事課 TEL 224-6067

市議会では、本会議の様様を、インターネット(ライブおよび録画)において、中継いたします。

インターネット中継(ライブおよび録画)については、市議会ホームページからご覧になれます。

### 川越市議会公式SNS

議会事務局議事課 TEL 224-6067

川越市議会公式X(旧ツイッター)およびフェイスブックにおいて、定例会、委員会の開催情報など、川越市議会に関する情報を掲載しています。

▶川越市議会  
公式X(旧ツイッター)



▶川越市議会  
公式フェイスブック



### かわごえ議会だより

議会事務局議事課 TEL 224-6067

定例会の内容などをお知らせするため、年4回(2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)発行し、広報川越に折り込み、各世帯へ配布しています。市議会ホームページでも内容を確認できます。

#### ▶音声版かわごえ議会だより

活字版のかわごえ議会だよりを読むことが困難な方に、かわごえ議会だよりの内容を音声(CD)でお届けします。利用を希望する方は、議事課へご連絡ください。また、直近の発行号は市議会ホームページで聴くことができます。

#### ▶点字版かわごえ議会だより

活字版のかわごえ議会だよりを読むことが困難な方に、点字版かわごえ議会だよりをお届けします。利用を希望する方は、議事課へご連絡ください。

## 選挙

### 選挙権・被選挙権・選挙運動期間

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

選挙	選挙権	被選挙権	運動期間
市長		25歳	7日
市議会議員		25歳	7日
県知事	18歳	30歳	17日
県議会議員		25歳	9日
衆議院議員		25歳	12日
参議院議員		30歳	17日

### 投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

投票時間 午前7時～午後8時

#### ▶選挙人名簿

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上川越市に住所がある方は、選挙人名簿に登録され、市内で投票することができます。

転入の手続き後、引き続き3か月以上川越市に住所を有しない方は、川越市の選挙人名簿に登録されませんので、市内では投票できません。ただし国政選挙と県の選挙(県内異動に限る)の場合は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地において投票ができます。

この期間の投票については、前住所地の選挙管理委員会へお尋ねください。

### ▶投票所入場整理券

投票所入場整理券は、各家庭に郵送します。投票日までに届かなかつたり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で申し出てください。

## ●期日前投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

次のいずれかの理由(投票の際には、下記事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要)で選挙期日に投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

- レジャーや買い物などの私用で、自分の投票区の区域外にいるとき
  - 自分の投票区域内外にかかわらず、職務または業務に従事するとき
  - 病気・ケガ・妊娠などのため、歩行が困難であると予想されるとき
  - 冠婚葬祭などの用務が見込まれるとき
  - 天災または、悪天候により投票所に到達することが困難であるとき
- \*市役所本庁舎では、公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで期日前投票を実施します。市役所本庁舎以外の期日前投票の会場や期間については、選挙の都度お知らせします。

## ●不在者投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

### ▶指定病院・老人ホームなどにおける不在者投票

病気やケガなどにより指定の病院・指定の老人ホームなどに入院もしくは入所しているとき

### ▶郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害がある方または、要介護5の方で、事前に郵便投票証明書の交付を受けている方が対象

### ▶滞在地での不在者投票

出張や旅行などで国内の遠隔地に滞在し、川越市で投票ができないとき(事前に投票用紙等交付の請求が必要です)

## ●点字投票・代理投票

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

身体の障害などのために自分で文字が

書けない方は、係員が代わって記入します。目の不自由な方は、点字による投票ができます。投票所の係員に申し出てください。投票の秘密は固く守られます。

選挙について不明な点がありましたら、お尋ねください。

## 広聴

### ●市民意見箱

広聴課

TEL 224-5011 FAX 222-5454

市民意見箱は、市民の皆さんの意思を市政に反映させるためのものです。市民の皆さんからの提案・アイデアを受け付けています。いただいた提案などは、市長自身が拝見します。

提案には、住所・氏名を明記し、市内27か所に設けてある意見箱に投函してください。インターネットやファクスでも受け付けます。インターネットの場合は、市ホームページの「市政への提案」コーナーからご利用ください。

#### 市民意見箱の設置場所

川越市役所本庁舎／芳野市民センター／古谷市民センター／南古谷市民センター／高階市民センター／福原市民センター／大東市民センター／霞ヶ関市民センター／霞ヶ関北市民センター／名細市民センター／山田市民センター／川鶴市民センター／川越駅西口連絡所／中央公民館／南公民館／北公民館／高階南公民館／大東南公民館／霞ヶ関西公民館／霞ヶ関北公民館／中央図書館／西図書館／川越駅東口図書館／西文化会館(メルト)／南文化会館(ジョイフル)／総合福祉センター(オアシス)／総合保健センター

### ●川越市オンブズマン制度

オンブズマン制度は、市民の権利・利益を守り、公正で信頼される市政を推進するため、市政への苦情や不服について、公正・中立的な立場から解決を図る制度です。

#### ▶苦情の範囲

苦情の内容は、申立人自身に直接の利害関係があり、その事実があった日から1年以内のものに限ります。議会に関する事項など、調査できないものがありますので、あらかじめ広聴課にお尋ねください。

#### ▶申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害に関わるものであれば、どなたでも申し立てることができます。申し立ては、広聴課(本庁舎3階)・各市民センター・川越駅西口連絡所で配布する「苦情申立書」に、必要事項を記入し、広聴課へ郵送または直接申立書配布場所に提出してください。

## 広報紙

### ●広報川越

広報室 TEL 224-5495

発行 月1回(1日)。

前月末日までに、シルバー人材センター等の受託業者が各戸へ配布しています。期日を過ぎても届かない場合は、広報室までご連絡ください。また、市ホームページ等でも広報川越の内容を確認できます。

内容 川越市の行政情報・まちの様子などをお知らせしています。

#### ▶ひとまち

市内の出来事などを紹介するコーナーです。身近な出来事・季節の話題・珍しい活動など、皆さんからの情報をお待ちしています。

#### ▶市民のコーナー「情報アラカルト」

情報アラカルトは、市内で活動するグループの催しなどを掲載するスペースです。原稿は、掲載を希望する広報川越の発行前々月の25日(閉庁日の場合は、翌閉庁日)までに広報室(本庁舎4階)に申請してください。電子申請・郵送・ファクスでも受け付けています。たくさんの方にコーナーを活用していただくため、同一の催しの再掲載はできません。また、掲載は1年(年度)に2回までです。

営業目的、宗教活動、政治活動、宣伝・広告活動に当たるものなどは掲載できません。

#### ▶写真

広報紙に掲載した写真にあなたが写っていたら、お知らせください。写真(L判)を無料で差し上げます。

#### ▶声の広報川越

活字版の広報川越を読むことが困難な方に、広報川越の内容を音声(デジター版・音楽CD版)でお届けします。利用を希望する方は、広報室へご連絡ください。また、市ホームページで聴くことができます。

#### ▶点字広報川越

身体障害者手帳(視覚障害1・2級)を所有する方に、広報川越の内容を抜粋し、毎月1回、点字版広報紙をお届けします。利用を希望する方は、広報室へご連絡ください。

#### ▶広報室における個人情報の取り扱い

広報室では、広報紙作成および資料収集などのために、取材・写真撮影などにより個人を特定できる情報の提供をお願いすることがあります。また、腕章をした広報室職員が、取材・写真撮影したものは、下記の利用目的の範囲で使用します。

広報室の個人情報利用目的は次のとおりです。

- 市の刊行物・ホームページ・SNSなどに使用
- 資料として活用
- その他の目的(報道・出版物・ポスターなどに使用)



# 一般社団法人 川越市医師会

川越市医師会は、夜間休日診療所や訪問看護ステーションなどを運営するとともに各種予防接種、乳幼児健診及びがん検診などの川越市の事業に協力し、市民の皆様が健康で安心して暮らせるよう地域医療、保健、福祉の向上に努めています。

また、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう、埼玉県と川越市と連携し対策強化に取り組んでいます。



## 医師会の主な事業

1. 各種予防接種の実施
2. 学校医活動の推進
3. 各種がん検診の実施
4. 特定健診の実施
5. 乳幼児健診への協力
6. 川越市医師会夜間休日診療所の運営
7. 介護サービス事業所等の運営
8. 川越看護専門学校の運営
9. 新興感染症対策の推進
10. 災害時の救護活動への協力

## 一般社団法人 川越市医師会

〒350-0036 埼玉県川越市小仙波町2丁目53-1

電話 (049) 222-0794

URL <https://kawagoe-med.jp>



# 一般社団法人 川越市歯科医師会

私たちは保健活動を通じて市民の皆様の口腔健康の維持・改善・及び全身の健康増進の一助となるように努めています。

^^ 歯ッピーフェスティバル

^^ 川越市健康まつり

^^ 地域包括ケアシステム

(CCN: コミュニティケアネットワークかわごえ)

妊産婦歯科健診 2歳児健診 | 1歳6ヶ月児健診 3歳児健診 | 学校歯科医 | 災害時医療活動

休日・年末年始 歯科診療 | 市民公開講座 | 成人歯科健診 歯周病検診 | 高齢者・障害者 訪問歯科診療

一生自分の歯で食べよう 80歳20本

事業所 歯科検診 | フッ化物 洗口事業

## 一般社団法人 川越市歯科医師会

〒350-0054 埼玉県川越市三久保町18-3 川越市予防歯科センター内

電話 (049) 224-3891

URL <http://www.kda.or.jp>



# 川越商工会議所

## 川越商工会議所の主な事業活動

川越商工会議所は、資金繰り・補助金・事業計画の策定支援など経営に関する相談や、講演会・研修会の開催、地域振興を目的としたイベント等を展開しています。



### 経営支援

#### 資金繰り相談

融資の紹介・斡旋を始め、資金繰りにお悩みの方へアドバイスいたします。経営上の運転資金や設備資金をお考えの方は、ぜひ川越商工会議所にご相談ください。

#### 補助金の申請支援

国・県・市では様々な補助金を用意されています。販路開拓、設備投資など新しい取り組みをお考えの方はぜひご相談ください。経営指導員が申請サポートをいたします。

#### 経営革新計画の作成支援

経営革新計画の策定は、事業の指標づくりです。計画策定を通じて事業計画を見直すことで、現状の課題や目標が明確になり、戦略決定のベースになります。事業計画書の作成など、埼玉県知事が承認する経営革新計画の申請をお手伝いします。

### 経営力向上

#### 各種セミナー

「創業支援セミナー」、「新入社員セミナー」、「資金繰りセミナー」など、企業の経営力向上や、時代に合わせたセミナーを開催しています。

### 福利厚生

#### 小江戸共済とおりゃんせ

病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず24時間保障されます。保険期間は1年で自動更新され、会員事業所を対象に充実した福利厚生を提供しています。

お問い合わせ・お申込み：川越商工会議所

〒350-8510 埼玉県川越市仲町1-12

電話 (049)229-1810

URL <https://www.kawagoe.or.jp/>



# 一般社団法人 川越市薬剤師会

## かかりつけ薬局を持ちましょう

川越市薬剤師会は「日本薬剤師会」「埼玉県薬剤師会」と連携して、川越市の医療の一端を担っています。会員薬局の薬剤師は薬学を通して、薬の有効性と安全性を提供し、地域の健康相談窓口として、安心しておかかり頂けるよう、常に研修しております。お近くの「かかりつけ薬局」に、お気軽にお立寄りください。

会員薬局には会員であることを示す「日本薬剤師会会員」章を掲示してあります。



### 主な活動

- ⤴ 調剤業務
- ⤴ 災害発生時の活動
- ⤴ 学校薬剤師の業務
- ⤴ お薬手帳

一般社団法人 川越市薬剤師会

〒350-0806 埼玉県川越市天沼新田307-7

電話 (049)234-6583

URL <http://www.kawayaku.jp>



# 健康マップ①



## 病院・診療所



YAMAGUCHI 医療法人 山口病院 ■精神科 ■内科

精神科デイケア 人間ドック 訪問看護 各種健診

TEL:049-222-0371 〒350-1122 川越市脇田町16番地13 <http://www.yamaguchi-hospital.jp>

認知症治療病棟を有しており、予約制にて認知症に関する外来診療も行っております。



## 歯科診療所

医療法人 碧橙会 あずまファミリー歯科

歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科

・キッズスペース有り  
・赤ちゃんの駅併設

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	13時まで	—
14:00~18:00	●	●	—	●	●	—	—

休診日: 日曜・祝日  
東武バス神明町バス停前



049-227-6485

川越市神明町10-10 2024年に移転しました  
<https://www.a-family-shika.com>



生活ガイド



業種一覧 ■ 病院・診療所 ■ 歯科診療所

病院・診療所

URBAN LIFE CLINIC 医療法人 宏仁会 アーバンライフクリニック 川越駅前

心療内科 内科・精神科

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

10:00~14:00	○	○	○	-	○	15:30迄 14:30迄	
16:00~22:00	○	○	○	-	○	-	-

PCR検査受付中 平日夜10時まで診療 土・日・祝日診療

TEL(049)227-5202 川越市菅原町1-7-1 アーバンライフビルディング2F

アーバンライフクリニック院長 三浦 裕子

病院・診療所

A 内科・糖尿病内科・小児科・皮膚科 浅野内科クリニック

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	/
15:00~19:00	●	●	●	●	●	※	/

※土曜日は17:00までとなります。 休診日：日曜・祝日

川越市水川町135-1 254号線沿い

☎049-225-5261

病院・診療所

JR川越線・東武東上線 川越駅改札出口より西口へ徒歩1分 医療法人社団 鳳和会 川越中央クリニック

内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、糖尿病内科 神経内科、アレルギー科、整形外科、皮膚科

診療時間 月 火 水 木 金 土 日

9:00~13:00	●	●	休診	●	●	休診
15:00~19:00	●	●	休診	●	●	休診

(診療受付は午前・午後とも終了20分前となります)

☎049-220-5500 川越市脇田本町1-5 2階

病院・診療所

ユニクス川越 予防医療センター・クリニック

川越駅西口5分 ユニクス川越3階 駐車場あり

- 人間ドック
- 脳ドック
- 特定健診がん検診・予防接種
- 外来診療
- 健康診断

健診 月~金曜日 午前 8:30~12:00 午後 14:00~17:00

外来 月~金曜日 午後 14:00~17:00

健診予約 ☎049-220-0222

病院・診療所

内視鏡内科・胃腸内科・消化器内科 胃大腸内視鏡検査 医療法人財団 献心会 川越消化器クリニック

院長 藤野 幸夫

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

8:30~12:00	●	●	●	●	●	※2	
13:30~16:00	-	-	-	-	-	-	-
16:00~19:00	●	●	●	●	●	※1	-

※1 土曜の午後診療は17時まで ※2 隔週日曜の午前は予約胃内視鏡検査を実施 13:30~15:30で大腸内視鏡検査を実施 水曜午後診療は13:30~19:00 受付は平日8:15~11:30、15:30~18:30、水曜は13:15から受付 休診日：水曜日、祝日、隔週日曜日

川越市脇田本町8番1 U-PLACE6階

☎049-293-1180

病院・診療所

岸眼科医院

診療時間 月 火 水 木 金 土

AM 9:00~12:00	●	●	休	●	●	●
PM 2:30~6:00	●	●	休	●	休	▲

▲土曜の午後診療は5:00まで 休診日/水曜・日曜・祝日・金曜午後

川越市石原町1-10-3

TEL 049-223-1900

病院・診療所

岸野胃腸科クリニック

胃腸科・外科・内科・肛門科

麻酔下での胃・大腸内視鏡検査

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝日

9:00-12:30	○	○	○	×	○	○	×
15:00-18:00	○	○	○	×	○	※	×

※土曜日午後は15:00~17:00

☎049-247-3900

川越市新宿町11-12-19/駐車場3台あり

HP <https://www.kishino-ichoka.com/>

病院・診療所

内科・外科・胃腸内科・皮膚科 整形外科・消化器内科・肛門内科 たかはしファミリークリニック

診療時間 月 火 水 木 金 土 日

9:00~13:00	●	●	休	●	●	第1・3・5診療
15:00~18:00	●	●	休	●	●	一休一

休診日：水、第2・4土日、祝日 麻酔下での胃カメラ大腸カメラ

〒350-0825 川越市月吉町24-1

Tel.049-224-0101

病院・診療所

内科・外科・胃腸内科・肛門外科・皮膚科・美容皮膚科・小児科 田中医院 CT設備あり

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

9:00~12:30	○	○	○	○	○	※2	/
14:00~16:00	※1	※1	※1	※1	/	/	/
16:00~19:00	○	○	○	○	○	○	/

受付終了は15分前です ◆皮膚科診療日…月曜・水曜・金曜午後・土曜 ◆その他の科の診療日…月曜・火曜・水曜・金曜・土曜 ※1…予約制(手術・検査・美容等) ※2…9:00~13:30 休診日 木曜・日曜・祝日

川越市宮下町1-2-12 TEL 049-222-0002 ホームページ <https://www.iin-tanaka.com/>

病院・診療所

本川越駅より徒歩4分 医療法人社団 広彩会 ひろせクリニック

胃がん内視鏡検診・腹部超音波・肝炎検診 マンモグラフィ・乳腺超音波

内科・外科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内科・乳腺外科 各種がん検診/訪問診療/在宅緩和ケア

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	/
14:30~18:00	○	○	○	○	○	※	/

※土曜日午後の受付時間は14:00~16:30となります 休診日 日曜日・祝日

川越市新富町2-4-3 木村屋ビル3階

TEL 049-222-1199

病院・診療所

医療法人 刀圭会 本川越病院 HONKAWAGOE HOSPITAL

診療科目 整形外科・内科・外科・脳神経外科 消化器内科・糖尿病内科・循環器内科 リハビリテーション科・放射線科

診療受付時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

8:00~11:45	●	●	●	●	●	●	/
13:30~17:15	●	●	●	●	●	●	/

休診日 日曜・祝日・土曜午後 住所：川越市中原町1-12-1

☎049-222-0533 駐車場有り 詳しくはこちらから

歯科診療所

矯正・歯並びにお困りの方 川越ホワイト歯科クリニック Kawagoe White Dental Clinic

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

10:00~13:00	●	●	●	▲	●	●	-
14:30~19:30	★	●	●	▲	★	●	-

★は14:30~20:00までの診療 ▲木曜日は休診になることがあります。

脇田本町14-11 まきビル2F

☎049-293-7751

歯科診療所

歯科・小児歯科 田中歯科医院

診療時間 月 火 水 木 金 土

9:00~13:00	●	●	●	×	●	●
15:00~19:00	●	●	●	×	●	※

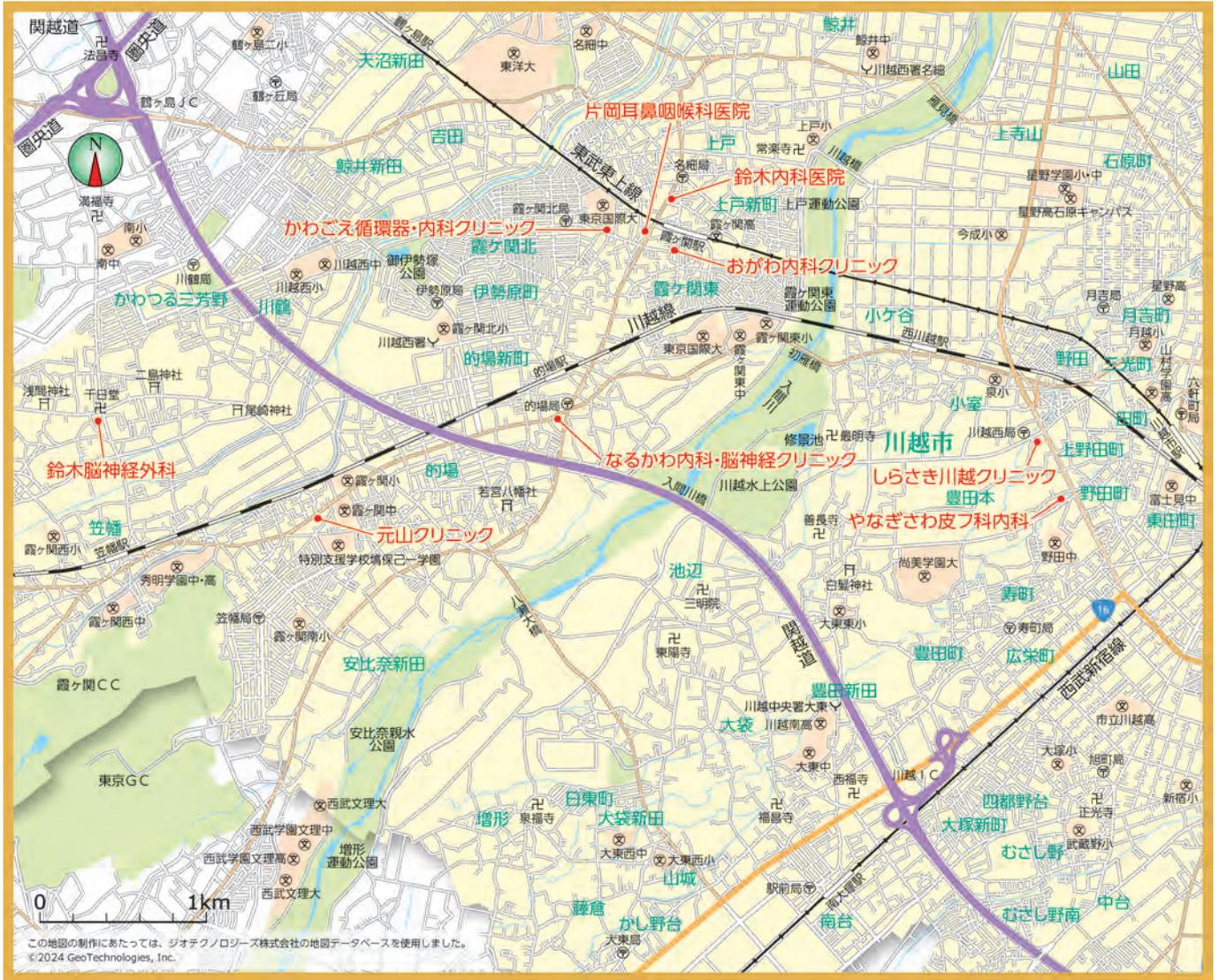
(休診日) 木・日・祝日 ※14:00~16:00 川越市新富町1-1-4

本川越駅前(プリンスペペより1分) 駐車場有り

☎(049)222-0866



# 健康マップ②



## 生活習慣病チェック

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性の病気。遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができるのです。

- 毎日朝食を食べている
- 1日平均7~8時間は眠っている
- 栄養バランスを考えて食事をしている
- たばこは吸わない

守っている健康習慣の数が健康習慣指数  
7~8 良好 5~6 中庸 0~4 不良

- 定期的に運動・スポーツをしている
- 毎日そんなに多量の酒は飲んでいない  
(日本酒1合以下かビール大瓶1本以下)
- 労働は1日9時間以内にとどめている
- 自覚的なストレスはそんなに多くない

HEALTH ADVICE



## 肥満チェック

肥満かどうかの目安

肥満の判定は、BMI(体格指数)という指標で行うのが一般的。BMI指数は「右表」の計算式で求めます。生活習慣病の発症率から見た理想のBMIは「22」。これが男女ともに病気が一番少ない体格とされています。BMIが「25」以上になると「肥満」と判断され、病気が増えてくるので、危険ゾーンと考えるべきです。

なお、BMI指数が25以上あって、女性でウエスト(おへその位置)が90cm以上、男性で85cm以上あると、内臓肥満の可能性が非常に高くなっています。少しでも早めに生活を改善し、病気の予防につとめましょう。

BMIの求め方

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$$

身長172cm、体重70kgの場合  
 $70 \div 1.72 \div 1.72 = 23.66$

基準値

BMI指数	判定
18.5未満	やせ
18.5~25未満	標準
25~30未満	肥満
30以上	高度肥満

※BMI18.5未満の「やせ(低体重)」と判断される場合も、病気などのリスクが高くなります。



業種一覧

病院・診療所

歯科診療所

病院・診療所

霞ヶ関駅(南口・徒歩1分)電話予約可  
内科・リウマチ科・アレルギー科/禁煙指導

### おがわ内科クリニック

院長 小川 祥江 (日本内科学会認定 総合内科専門医  
日本リウマチ学会認定 リウマチ専門医)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	/	●	●	●	/
15:30~18:30	●	●	※	●	●	●	/

※水曜午後には日本腎臓学会認定腎臓専門医  
小川智也 担当(腎臓病・高血圧)  
霞ヶ関東1-10-27  
☎049-237-1500 P有り



病院・診療所

### 片岡耳鼻咽喉科医院

KATAOKA ENT CLINIC

— 霞ヶ関駅南口徒歩5分 —

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	/
14:00~18:00	●	●	●	/	●	/	/

休診日:木曜午後・土曜午後・日曜・祝日  
<受付は診療終了時間の15分前まで>

川越市の場北1-3-9

☎049-231-3941



病院・診療所

### かわごえ 循環器・内科クリニック

循環器内科/睡眠時無呼吸症候群

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	/	●	●	●	/
15:00~18:00	●	●	/	●	●	/	/

休診日 水曜・日曜・祝日・土曜午後

東武東上線「霞ヶ関駅」より徒歩6分  
川越市の場北1-15-10

☎049-233-0777

https://kawagoe-cv.com/ Pあり



病院・診療所

### しらさき川越クリニック

24時間 365日 心臓・血管救急対応

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	/
午後 14:00~17:00	○	○	○	○	○	○	/

消化器内科 診察日 毎週月・水曜日

呼吸器内科 診察日 毎週火曜日・木曜日午前

泌尿器科 診察日 毎週月曜日午後

皮膚科 診察日 土曜日午後(第3土曜日休診)

入院19床

日帰り  
カテーテル

休診日 日曜・祝日 ※緊急時は24時間対応可能です

☎049-220-9900

川越西郵便局向い 川越市上野田町35-88 しらさき川越クリニック



病院・診療所

### 医療法人 誠真会 鈴木内科医院

内科・循環器内科・呼吸器内科

診療受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	休	●	●	休
14:00~18:00	●	●	●	休	●	休	診

休診日 木曜・土曜午後・日曜・祝日 ※土曜は13:00迄受付

川越市的場2218-18

TEL.049-237-1100

病院・診療所

### 医療法人 千清会 鈴木脳神経外科

脳神経外科・神経内科・内科/脳ドック

頭痛 めまい 耳鳴り もの忘れ 生活習慣病



火曜休診

TEL.049-233-7701



病院・診療所

### なるかわ 内科・脳神経クリニック

内科・神経内科/生活習慣病

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:30~11:30	●	●	●	●	●	●	-
13:45~17:30	●	-	●	●	●	-	-

休診日:火曜午後・土曜午後/日曜/祝日

TEL. 049-299-8687

なるかわ内科・脳神経クリニック  
https://narukawa-neurology.com 川越市的場1215-3 Pあり(14台)



病院・診療所

### 元山クリニック

循環器内科・内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	●	休	●	●	休
15:00~18:00	●	●	●	休	●	休	休

川越市笠幡79-1 Pあり

☎049-231-1948

[予約専用]☎049-239-1855

病院・診療所

### やなぎさわ皮膚科内科

皮膚科 内科・リウマチ科 医師2名体制

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:30	●	●	/	●	●	●	/
15:00~18:30	●	●	/	●	●	/	/

(休診日)水曜・日曜・祝日 ●皮膚科 ■内科

☎049-265-3270

川越市上野田町37-1 駐車場33台有



## 一般社団法人 川越市医師会

住所

〒350-0036  
埼玉県川越市小仙波町  
2丁目53-1

電話

(049) 222-0794

URL

https://kawagoe-med.jp

## 一般社団法人 川越市歯科医師会

住所

〒350-0054  
埼玉県川越市三久保町18-3  
川越市予防歯科センター内

電話

(049) 224-3891

URL

http://www.kda.or.jp

## 一般社団法人 川越市薬剤師会

住所

〒350-0806  
埼玉県川越市天沼新田  
307-7

電話

(049) 234-6583

URL

http://www.kawayaku.jp



# 健康マップ ③



## 病院・診療所

ひとつの命、あふれる愛。  愛和病院

産科 / 婦人科 / 小児科 / 皮フ科 / 形成外科 川越市古谷上983-1

愛和レディスクリニック  
本川越駅東口  
徒歩1分

 産婦人科

愛和川越ウエストクリニック  
川越駅西口徒歩1分

 産婦人科/小児科/  
アレルギー科/皮フ科

西大宮小児科クリニック  
西大宮駅徒歩2分

 小児科

パタニティ・マタニティハウス  
愛和病院から徒歩3分

 産後ケアハウス



業種一覧

病院・診療所

歯科診療所

病院・診療所

胃腸内科・外科・内科・整形外科・リハビリテーション科  
皮膚科／内視鏡検診・超音波検診

医療法人社団 英仁会

## 井上外科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	-	●	●	-
15:00~18:00	●	●	●	-	●	●	-

川越市砂新田74-8(高階小・しまむら裏)

TEL 049-245-6781

井上外科医院 検索

病院・診療所

## おぜきこどもクリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00 通常診療	●	●	●	●	●	●
14:00~14:40 予防接種・健診	●	●	●	●	●	●
15:30~18:00 通常診療	●	●	●	●	●	▲
15:30~17:00 予防接種	●	●	●	●	●	×

▲土曜日は14:00~15:00になります。【休診日】日曜・祝日

川越市砂新田2-8-6 TEL:049-242-8888

病院・診療所

## 川越インタークリニック

泌尿器科・小児泌尿器科・皮膚科・内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	14:00迄 /
15:00~18:00	●	●	●	/	●	/	/

休診日:木曜午後・土曜午後(14:00迄)・日曜・祝日

川越市豊田町3-11-3

https://www.kawagoe-inter.com/

TEL.049-246-1126



病院・診療所

## 内科・リハビリテーション科

医療サービスにハートをそえて

医療法人藤田会



西武川越病院

049-244-7511

川越市今福265-2

https://www.sebukawagoe-hp.or.jp

病院・診療所

内科・眼科・小児科・皮膚科・歯科

医療法人社団 関心会

## 関本記念病院

●科目ごとの診察日・診察時間はお問い合わせ下さい。

●休診日/日曜日・祝日

川越市中台1-8-6

☎ 049-241-0300

(歯科専用) 049-241-0303

http://sekimotokinen-hp.or.jp/



病院・診療所

## わかおクリニック

内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	○	○	○	×	○	☆	×
15:00~18:30	○	○	○	×	○	×	×

休診日:木曜日、日曜日、祝日

診療時間:午前 9:00~12:00 午後 15:00~18:30

土曜日 ☆9:00~13:00

住 所:川越市並木246-1 リヴォール中田103

T E L : 049-293-3941

歯科診療所

## 平島歯科医院

歯科・小児歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
14:00~19:00	○	○	○	○	○	○

休診日 日曜・祝日

川越市砂新田37-4

☎ 049-242-1300

平島歯科医院 川越市 検索

https://www.hirashima-shikaiin.jp



モバイルサイトはこちら

薬と上手につきあうための

## チェックポイント

☐ 飲み合わせチェック

☐ 飲み合わせチェック

薬と薬、薬と食べ物(飲み物)の飲み合わせにも要注意。牛乳やビールで飲むと効果のなくなるものもあります。さまざまな薬によるトラブルを避けるためには自分の「薬記録」をつけることをおすすめします。医療機関や薬局で用意している「おくすり手帳」などを活用して、薬と上手につきあいましょう。

MEDICINE ADVICE



☐ 副作用チェック

どんな薬も副作用はあります。不安がるのではなく、知識をもっていれば危険な副作用を避けたり、素早く対処することができます。

## 一般社団法人 川越市医師会

住所

〒350-0036

埼玉県川越市小仙波町  
2丁目53-1

電話

(049) 222-0794

URL

https://kawagoe-med.jp

## 一般社団法人 川越市歯科医師会

住所

〒350-0054

埼玉県川越市三久保町18-3  
川越市予防歯科センター内

電話

(049) 224-3891

URL

http://www.kda.or.jp

## 一般社団法人 川越市薬剤師会

住所

〒350-0806

埼玉県川越市天沼新田  
307-7

電話

(049) 234-6583

URL

http://www.kawayaku.jp



# リフォームの基礎知識 ①



## リフォームの進め方とポイント

### Step 1 具体的な計画を立てる

- 時期、期間は？
- 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

### Step 2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業績内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

### Step 3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 行程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

### Step 4 着工後

- 事業者立会いの下、確認をし説明を受けたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

**住まいのリフォーム・水廻り**  
**地元の業者**にお任せください。

**アサヒの安心5ヶ条**

- ・お見積り・ご相談は無料です。小さな工事から喜んでお伺いします。
- ・当社施工で**安心価格**。担当者は引渡しまで変わりません。
- ・お見積り提出後のしつこい営業は一切致しません。
- ・工事後のアフターサービス。工事後も安心です。
- ・川越市の給排水指定工事ですので、水廻りのリフォームお任せください。

**地元密着 49年**  
総合建設業・川越市給排水指定工事店

株式会社 **アサヒ**

川越市砂新田 6-12-11 (南文化会館ジョイフル前)

建設業許可 (1) 46371号 宅地建物取引業 (9) 14306号 AM8:30~PM6:00 (定休日: 祝日、日曜日) Tel: 049-243-0202

**安心 信頼**

- 内装 (クロス・床・建具)
- 水廻り (浴室・キッチン)
- 外構 (カーポート・庭)
- 外壁・屋根の塗装、修理
- ガス給湯器・電気温水器
- 新築・建て替え注文住宅

当社のモデルハウス！見学できます。



素敵な「空間づくり」をご提案いたします。

フリーダイヤル  
0120-424-323

**お客様のお住まいを雨から守ります。**

防水工事をしたのにすぐに雨漏りしてしまったり、  
塗装が薄くムラになって、  
悲しい思いをされるお客様がいらっしゃいます。  
当社では打ち合わせを徹底し、ご納得いくまで工事を始めません。  
防水メーカーとの連名の保証書を発行し、  
毎年ご挨拶の際に点検もいたします。  
工事が終わってからお客様とお付き合いの  
始まりだと思っております。

**株式会社ワタナベ工業**

埼玉県知事許可 第53371号 川越市小堤 658-19

**屋根防水工事全般** **塗装工事** **タイル工事**

一級建築施工管理技士が現場管理を徹底  
一等無人航空機操縦士によるドローン調査

**事前相談・お見積り無料!!**

お問合せはこちら!!

**tel, 049-233-2123**

施工事例を多数公開!!

ワタナベ工業





住推協  
住宅リフォーム事業者団体  
国土交通大臣登録

担当直通 LINE



# 外装のことなら おまかせ下さい!!

雨とい	棟板金	波板	雪止め
屋根	外壁	雨漏り	破風板金
帯板板金	笠木板金	戸袋板金	霧除け庇
瓦工事	塗装工事	大工工事	内装工事

## 建築板金専門店 (株) 荒木板金

埼玉県知事許可(般-5)第77189号

—お気軽にお問い合わせください—

### TEL 090-7739-7725

坂戸市石井2471-18 **荒木板金** で検索 🔍



代表 荒木孝介

職人が最前線で培ってきた技術と経験で、お客様の住みよい暮らしをフルサポートします。

### 塗装で変わる、建物のいのち

—住まいを長持ちさせる塗装をご提案—



塗装工事

防水工事

屋根工事・エクステリア・内装工事・大工工事etc..

**株式会社創和建装**

埼玉県知事許可(般-29)第70835号

川越市久下戸3744 TEL/FAX 049-235-8705

**090-8878-0438**

SOWAKENSO@outlook.jp



### 仕事内容

- お庭作業 (庭木剪定・草むしり)
- ハウスクリーニング (エアコン・換気扇 等)
- リフォーム (屋根塗装・床張り替え 等)
- 水まわりリフォーム (トイレ・浴室・水栓交換)
- 生活サポート (買い物代行・片付け手伝い)







電球ひとつから大歓迎!!  
小さなことから大きなことまで  
何でもご相談ください!!





家工房

おうちの御用聞き

おうちの御用聞き **家工房**

川越笠幡店

**0120-546-345**

家工房 川越笠幡店 🔍



店長 榊 憲一郎

三協アルミ 2023  
ワンダーエクステリアデザインコンテスト  
**優秀賞受賞**



外構工事おまかせください /

## 株式会社 カルミア

TEL 0120-994-311

■受付時間 9:00~18:00(水曜定休)

■埼玉県上尾市東町2-9-20



## 外構工事

### お任せください

門扉 塀 ブロック カーポート 等

お家の外まわりのことは何でもご相談下さい。

## 株式会社 光建

埼玉県知事許可(般-4)第75927号

**TEL:049-298-6841**

川越市安比奈新田378-1

施工例など、ホームページをご覧ください

光建 川越市 🔍



- 住まいの老朽化が気になる
- 住まいの快適性を向上させたい
- 家族構成が変わるから部屋を作りたい

○リフォーム ○リノベーション

住宅のお悩みを  
解決いたします。  
ご相談ください!



快適な空間をご提案いたします。

**有限会社 弥生クリエーション**

建設業許可(般-1)第72999号

川越市笠幡4607-11

**049-232-4936**

有限会社 弥生クリエーション 🔍



# リフォームの基礎知識②

Check 1

## 住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1~2」や「要介護1~5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。

Check 3

## 業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



Check 2

## 住まいの整備に関する補助金

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



Check 4

## リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



地元川越で  
昭和19年に創業

### 瓦1枚の取り付けなど、どんな小さなことでも ご相談ください！！ お見積り/お問合せ 無料

培った技術と経験で、住まいのお困り事に対応致します。

新築 設計・施工

リフォーム 増改築



## 数野工務店 株式会社

建設業の許可: 建築工事業(般-2)第74050号 宅地建物取引業免許番号: 埼玉県知事(1)第24615号

松江町1-13-2 TEL:049-222-0016

もっと詳しく  
知りたい方は  
ホームページへ！



数野工務店 川越



### まだまだこんな！ 基礎知識

#### バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障害を抱えている方でも住みやすい生活を送れる住宅のことです。

床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で、みんなが居心地よく住めることが重要です。



### 知っておきたい！ 建築法規

#### 建ぺい率と容積率

敷地面積に対して建てられる建物の大きさは、「建ぺい率」と「容積率」で制限されています。建ぺい率と容積率は地域ごとに細かく設定されていて、厳しい地域では50坪の敷地であっても延べ床面積25坪の小さな家しか建てられないこともあります。設計をする上で重要な事項ですので、真っ先に確認する必要があります。ここでは建坪率についてご紹介します。

#### 建ぺい率とは？

建ぺい率は建物の投影面積。

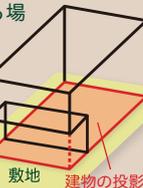
建ぺい率は、敷地に対して、建物の投影面積(建築面積と言いますが)が占める割合です。

建ぺい率(%)  
= 建物の投影面積 ÷ 敷地面積 × 100

敷地 建物の投影面積

#### 2階の方が1階より大きい場合。

建ぺい率を算出する場合は、建物の投影面積なので、2階の方が1階より大きい場合は、2階の面積が建築面積となります。



敷地 建物の投影面積

下記以外にも、いろいろな規制があります。各自治体によっても異なり、とても複雑なので正確なところは建築士など専門家にご相談ください。





# 屋根塗装・外壁塗装 colors

その他、お困りごとがありましたらお気軽にお問合せ下さい



一級塗装技能士の  
お家の塗替え専門店

詳しくはこちらから…

<https://colors-reform.co.jp>



株式会社 colors -カラーズ-

【所在地】本社:川越市笠幡3856-22 さいたま支店:さいたま市西区二ツ宮798-2



埼玉県知事許可(般-3)69653号

☎ 049-298-3674

## 外構工事・エクステリア工事

お客様のライフスタイルに  
合わせたご提案・施工を  
致します



株式会社 藤技匠

お気軽にお問い合わせください。

☎ 080-5644-8798

川越市南台2-1-76 アムール南台1F

詳しくはホームページをご覧ください。  
<https://www.fujigikou910.com>



有限会社 かすみ内装

SHIMA一級建築士事務所

〒350-1109 川越市霞ヶ関北5-14-20

TEL 049-233-1550

- 内装仕上げ  
壁・床・カーテン等窓廻り
- インテリアリフォーム
- バリアフリーリフォーム

お気軽にお問い合わせください。

<https://kasumi-naiso.com/>



## 屋根・外壁・雨どい 専門工事店

雨漏り修理/屋根・外壁リフォーム

埼玉県板金工業組合加盟店  
屋根・外壁・工事10年保証制度登録

(有)山田板金工業所

社員募集

〒350-0045 埼玉県川越市南通町9-10

TEL:049-225-2267

FAX:049-226-3050

## 創業50年以上

「伝統の技術」と「最新の技術」を  
取り入れた技術者集団が  
質の高い施工をいたします。

- 屋根、板金、雨どい工事
- 外壁(サイディング)工事

(有)栗原板金工業

建設業 埼玉県知事許可(般-4)第22360号

坂戸市中小坂389

お気軽にお問い合わせ下さい。

TEL:049-281-2542



URL <https://www.kurihara-bankin.com>



まだまだこんな!  
基礎知識



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品  
は、多くは何らかの塗装がされています。  
特に大量生産の製品はそのほとんどに  
化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因とな  
る、化学物質による室内の空気汚染が問  
題視されています。お子さんやご家族が  
アレルギー体質なら業者にまず相談する  
必要があるでしょう。

## K. Assemble Performance 内装仕上工事業

株式会社 鯉沼興業

埼玉県知事許可(般-30)第72232号

本社 〒354-0045 三芳町止宮524-10

TEL049-265-7499 FAX049-265-7489

E-mail:koinumak@koinumakougyou.co.jp



# どうする？空き家対策

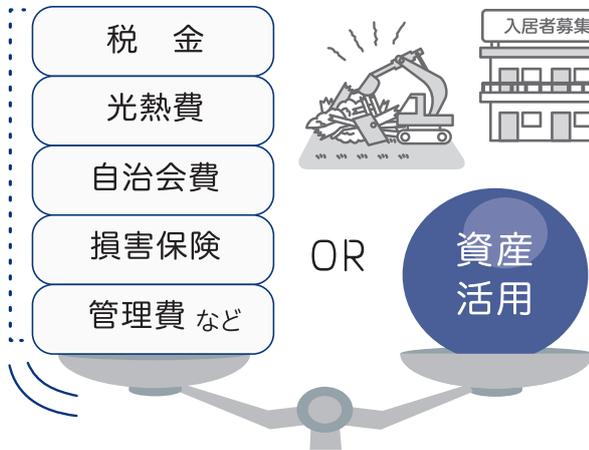
## 空き家を活用しましょう

維持・管理にかかる費用と、処置をして資産として活用することのどちらが得か比べてみるのも大切です。

**Check!** リノベーションで空き家を資産に

リノベーションとは、建築物の改築・増築や、建物の用途変更など、資産価値を高めるための大規模な改造のことです。

空き家保有のコスト



所有者が住む

売却する

賃貸にする

解体する

平成26年の空き家実態調査では、空き家となるきっかけは「相続時」が最多となっています。

しかし、相続登記がなされず前所有者の名義になっていることも多いので、現在の登記内容をしっかりと確かめて、後々のトラブルを未然に防ぎましょう。

▶空き家は保有しているだけで費用がかかります。

売れ残ったらどうしよう…  
そんな不安も軽減！  
万が一売れ残っても

SAZAIEが  
**買取**  
いたします！



**秘密厳守**



**購入売却**



**査定無料**



**迅速取引**

※契約条件、残債額によってはご希望に添えない場合がございます。  
※エリア、物件によっては買取ができない場合があります。



1 早急に現金化できる\*



2 ローン残債があっても大丈夫\*



3 現状のままでOK!



**SAZAIE 株式会社**

国土交通大臣(2)第9554号(公社)全国宅地建物取引業保証協会会員

☎0120-43-3311

住所：埼玉県上尾市東町 2-9-20



# 不動産の売却相談は

不動産ならアルイエ

## ARUIE 本川越店へ



戸建

土地



マンション

AI 売却  
査定

を活用した

- AIと事例を元にスピーディに適正価格を
- 価格の根拠もしっかりとご説明



スピーディな買取も行っていきます！

生活ガイド

アルイエ本川越店 松堀不動産 国土交通大臣(2)第8828号

〒350-0042

☎049-298-3308

川越市中原町1-1-1

西武通運本川越ビル2階

■アクセス/西武新宿線 本川越駅 徒歩2分 ■営業時間/9時~18時(水・日曜定休)



アルイエ本川越



くまイエ



マンション  
戸建て  
土地

## 不動産・空き家のご相談はT2ハウスへ

ホームページ



仲介

買取

分譲

リフォーム

4つのサービスをフルに活かし、お客様に合った住まいのご提案を致します。その他  
税務相談やファイナンシャルプラン等  
ワンステップでご対応致します。

“こんなお悩みをお持ちの方、お待ちしております”

- ・空き家の管理にお悩みの方
- ・とりあえず価格が知りたい方
- ・急な売却が必要な方
- ・売却を近隣に知られたくない方



**株式会社T2ハウス**  
埼玉県知事(1)第24253号

ご相談・査定は無料!! お気軽にお問合せください

**TEL: 0120-954-084**

埼玉県知事(1)第24253号  
埼玉県市日の出町31-8 サンライズプラザ1F

Instagram



LINE



創業25年  
埼玉県・東京都全域に対応

# 解体

## の事なら有限会社小村興業に お任せください!

弊社はお客様に信頼される企業として、川越市を本拠地にあらゆる種類の解体工事を手がけている企業です。これまで培ってきた経験と技術を最大限生かし、一部の小さな解体から大きな住宅の解体まで対応いたします。まずはお気軽にご相談ください。

不動産売買・新築・リフォームなどもサポートいたします。まずはお気軽にお問い合わせください。



**有限会社小村興業**

建設業許可/埼玉県知事 第66484号 産業廃棄物収集運搬業/埼玉県・東京都・神奈川県01100210104

**TEL.049-247-6327**

〒350-1151 川越市今福1654-2 FAX▶049-247-6380

川越 コムラ



### 消火器の使い方 ⚠

～火事の種類を表す  
3つのマーク～

火災は大きく3つの種類に分類され消火器には火災に対する適応性を3つのマークで示してあります。

- 白のマーク=普通火災  
主に木材や紙、布等の火災。
- 黄のマーク=油火災  
灯油、ガソリン、油脂等の火災。
- 青のマーク=電気火災  
電気設備、機械(トランス、モーター)などの火災。

管理できない  
**空き家・空き地**  
買取いたします。

女性スタッフ  
対応



地域密着  
地元と共に  
30年

**株式会社朝日ハウジング**

tel, 049-287-1060

鶴ヶ島市藤金 45-5

埼玉県知事免許(8)第16494号

お気軽に  
ご相談  
ください!!

## 株式会社 結希

人生「最大の買い物」を「最高のもの」にするために。



**空き家・空き地**

不動産に関するお悩み解決。  
ご気軽にご相談ください。

新築・リフォーム・リノベーション  
お住まいの設計・デザイン、  
設計管理を行います。

空き家診断士・一級建築士・一級施工管理技士 在籍

TEL: 049-298-8025

川越市的場2257-1

株式会社結希

HPで施工事例を公開しています!!

宅地建物取引業：埼玉県知事免許(1)第25137号  
一級建築士事務所：埼玉県知事免許(1)第11832号



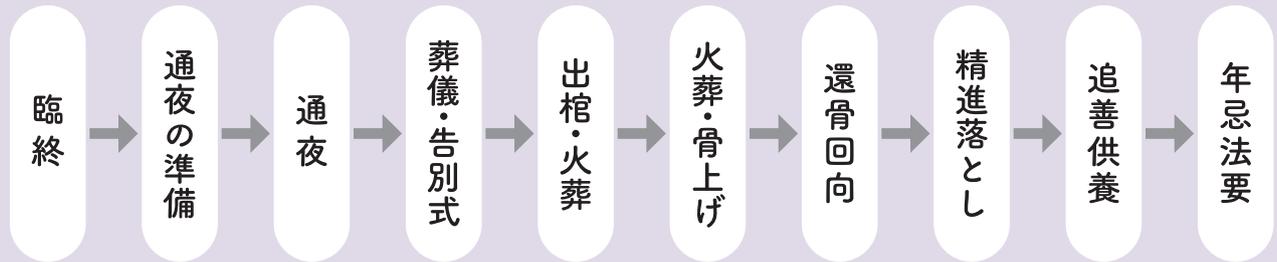


# 葬儀について

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

## 弔事の流れ 臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。



※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

ここは有料広告掲載ページです

株式会社サイネックスによる編集記事ページです



東巨通運  
グループ

# 東上典礼

市民聖苑葬儀  
取扱店



川越市民聖苑やすらぎのさと・川越市斎場

事前相談 無料

どのような内容でも一度ご相談ください

24時間受付



0120-100498

テン レイ ヨク ヤル



一般葬

家族葬

一日葬

直葬

年中無休  
24時間対応  
自社霊安室完備

川越市脇田本町15番地13 東上パールビル 8F ホームページ <http://tojo-tenrei.net/>

市民聖苑やすらぎのさと



川越市小仙波867-1

メモリアルホール川越



川越市大仙波970-1

メモリアルホールの場(仮) 2024年オープン予定

市民聖苑やすらぎのさと・川越市斎場のご利用は  
市民聖苑葬儀取扱店の**立ち華葬祭**にお任せください。  
ご利用のお問い合わせは…

24時間受付 0120-55-0659

- 立ち華葬祭は
- ①市内に自社ホール完備(家族葬ホール2式場)
  - ②霊安室(保冷庫)を14基完備(地域最大級です)
  - ③病院・施設から直接ご安置が可能です

<https://tachibana-sousai.com/> **立ち華葬祭** 検索



有限会社 立ち華葬祭 (本社) 〒350-0025 川越市並木西町11-4

生活ガイド



# お墓について

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

和型



最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいしい)、下台石(げだいしい)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいしい)を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。

和型供養塔



現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。

洋型



芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。

デザイン墓石



伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

ここは有料広告掲載ページです

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

## 博愛の絆

永代供養塔

19万円(税込)



## 鶴ヶ島

さくら並木霊園セントソフィア

**宗教自由**

在来仏教・キリスト教・神道など  
どなたでもお求めになります。

## 葉もれび

48万円(税込)



### さくら並木のほとりに佇む静かな環境

圏央鶴ヶ島ICから5分 国道407号沿い

皆様のご要望にこたえるラインナップ  
「一般墓地・ハーブ墓地・樹木葬・永代供養墓」  
各種取りそろえております。

—「自分らしさ」を見出す ところの「聖域」—  
鶴ヶ島さくら並木霊園セントソフィア  
**☎ 0120-79-2255**  
川越市大字笠幡2730-2  
鶴ヶ島さくら並木霊園 [検索](#)



## 博愛の絆

永代供養所

### 川越山城霊園

～空と緑と静寂の霊園～

すべての人に愛情を  
人気の「博愛の絆」

19万円

永代供養料一式



お問い合わせ  
受付時間(午前9時～午後5時)  
TEL.049-291-4527  
川越市池辺180-1



## 初雁浄苑

川越市大袋142-1【年中無休】

無料で使える  
法要施設あり!

西武新宿線  
「南大塚駅」から  
お車で約9分



どきどき管理万全、  
自慢の霊園です!!

山崎石材公式キャラクター  
古美術鑑定家 中島 誠之助

東武東上線「若葉駅」より  
東武バス乗車、  
「観音堂バス停」  
下車、徒歩約6分

静かな環境と広い駐車場!

## 若葉霊園

川越市下広谷363【木曜定休】

明治20年創業 川越・所沢街道

## 山崎石材

《今福展示場》川越市今福585  
☎049-243-8678(代)

《営業時間》9:00～17:00(毎週木曜定休) www.yamazakisekizai.com 今福展示場 [検索](#)



# 川越を盛り上げる/ 地元採用企業!!

## スタッフ大募集

人のちからで未来へつなぐ  
株式会社 林間 50th ANNIVERSARY

おかげさまで50周年。  
これからも「人の力」で建設現場を支え、緑と共に暮らす街づくりを。

**建設作業員 大募集** 今すぐ現場に出られなくても  
「とりあえず登録」だけでも大歓迎! 日払いOK **毎日が給料日**

**即入寮・即勤務OK** **働きやすさに自信あり** **採用率95%**

3食付き、エアコン・寝具完備の個室 1,000現場稼働中 必要なのは「やる気」だけ

勤務地: 埼玉県ふじみ野市福岡319-1

**0120-582-121**  
受付時間: 平日8:30~17:30

ホームページからも応募可能!!  
先輩の口コミや仕事内容も公開中!!

株式会社 林間



経験者優遇! 未経験者大歓迎!

## 電気工事士 スタッフ大募集!!

配線工事のプロ目指しませんか?

●防護管工事 ●配線工事一式 ●防護管リース

<b>手当</b> ・残業手当・能力給制度 ・休日出勤手当 ・資格取得支援制度・通勤手当	<b>福利厚生</b> ・雇用保険・労働災害保険 ・健康保険・厚生年金
-------------------------------------------------------	-------------------------------------------

お給料など詳細はこちらへ → 

本社 川越事務所  
上尾市平塚 1987-5 川越市石原町 1-27-1

有限会社星電気工事 **TEL.048-774-1378**



# 職人

水まわりリフォーム

# 募集

あなたのやる気を必要としています!!

未経験者大歓迎!!

弊社はスタッフの多くが未経験での入社です。  
一人前の職人になれるまで、  
全員でサポートします!!

一緒に働きませんか!!

充実の福利厚生 安心して働ける環境があります。

◎社会保険・雇用保険完備 ◎交通費別途支給 ◎車通勤可 ◎研修制度あり◎制服・工具類支給

Water Planner  
株式会社ケイシステムジャパン

☎049-233-0919

勤務地 川越市鯨井 1870-11

詳しくはこちらまで  
お問合せください。



## 社員大募集!!

### 株式会社 龍舞

土木関連工事の  
プロフェッショナル

- 福利厚生：社会保険・雇用保険完備  
交通費負担  
建設業退職金共済加入
- 営業種目：深礎工、機械掘深礎工法  
立坑掘削工事

現場風景

お問合せはこちらまで

tel.049-227-3267

株式会社龍舞

川越市的場 2213-5



## 訪問介護スタッフ 大募集中です!!

- ✓入社時・入社後の研修メニューが充実
- ✓ライフスタイルに応じた働き方を応援します
- ✓キャリアアップ、昇給昇格制度、手当も充実

お気軽にお問合せください

☎049-210-3310

“働く誰もが輝ける  
職場を目指しています”

採用詳細ページへ  
アクセス!

東京海上グループの訪問介護サービス

## みずたま介護ステーション 川越

住所 川越市脇田本町26-4 LEREVE川越5F 川越駅西口から徒歩5分

# 水まわりのトラブル おまかせください！

安心の低価格 地元業者！

お電話にて状況をお知らせ下さい。  
迅速に対応いたします。



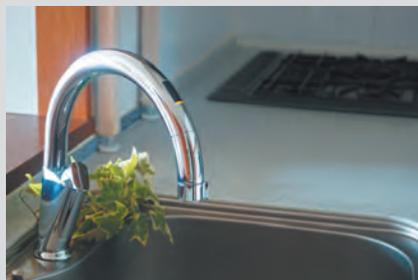
- 上下水道工事全般
- 漏水調査
- トイレつまり
- 水漏れ修理

- 悪臭調査
- 高圧洗浄
- リフォーム工事
- 各種清掃

- 排水のつまり
- 給湯器修理・交換
- ハウスクリーニング



排水のつまり



蛇口の水漏れ



トイレのつまり・水漏れ

年中無休

365日  
随時受付

24時間  
受付

深夜料金は  
頂きません

基本料金  
無料

出張費・  
見積もり無料



火災保険対応工事

水のトラブルにて家財・建物の一部が損害を受けた場合に「火災保険」の対象になる場合が御座います。まずご相談下さい。

水道局指定工事店

フロントライフ

川越市指定給水装置工事事業者

お気軽にご相談下さい

☎0120-34-2610

川越店:川越市大字藤間847-17 本店:新宿区北新宿1-20-5

心臓・血管内科 / 心臓血管外科 / 循環器内科  
 内科 / 消化器内科 / 呼吸器内科 / 糖尿病内科 / 皮膚科



# しらすき川越クリニック

心臓・血管・不整脈 カテーテル治療  
 入院19床 川越西郵便局前



診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	/
午後 14:00~17:00	○	○	○	○	○	○	/

- 消化器内科 診察日 毎週月・水曜日
- 呼吸器内科 診察日 毎週火曜日・木曜日午前
- 糖尿病診療 診察日 毎週月曜日午後
- 皮膚科 診察日 土曜日午後(第3土曜日休診)



[住所]  
 〒350-1112  
 埼玉県川越市  
 上野田町35-88

休診日 日曜・祝日 ※緊急時は24時間対応可能です

☎ 049-220-9900

HP



住まいの総合リフォーム

colors

川越市の皆さんこんにちは!  
私たちは(株)カラーズです。

屋根外壁塗装

屋根葺き替え

クロス張替え

防水工事

シロアリ消毒

トイレ工事

しっくい工事

システムキッチン

システムバス

オール電化

フローリング張替え

門扉

増改築

カーポート

ふすま張替え

畳・障子

私たちは、皆様のご大切な持ち家をより良い状態で保つお手伝いができるよう  
一軒一軒全力で施工させていただき、必ず満足いただけるよう努めます。



埼玉県の建設業許可業者です。埼玉県知事許可(般-3)69653号  
【所在地】本社:埼玉県川越市笠幡3856-22  
さいたま支店:埼玉県さいたま市西区二ツ宮798-2  
所沢支店:埼玉県所沢市小手指台11-5  
飯能支店:埼玉県飯能市東町4-2東町ビル102  
坂戸支店:埼玉県坂戸市芦山町4-5セントラルマンション山崎102  
東松山支店:埼玉県東松山市神明町1-1-12  
太田支店:群馬県太田市高林北町970-2  
北本支店:埼玉県北本市中央2-90 UCHIDAアネックス2F  
鶴ヶ島資材センター:埼玉県鶴ヶ島市上新田538-49

0120-83-1030

詳しくはこちらから...

<https://colors-reform.co.jp>

